

奈良市子ども・子育て会議委員名簿

資料1

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	イトウ カヨコ 伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学域 教授	
2	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学 学長	会長
3	オカザワ テツコ 岡澤 哲子	帝塚山大学 名誉教授	
4	オカダ カズヒロ 岡田 和夫	奈良市PTA連合会 相談役	
5	カジキ ノリコ 梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 教授 IPA子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部 代表	
6	クニハラ チエ 國原 智恵	奈良市保育会 会長	
7	クリモト キョウコ 栗本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表取締役	
8	クワハラ アイコ 栞原 愛子	公募委員	
9	サクライ カズタカ 櫻井 一宇	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
10	シゲマツ ケイイチ 重松 敬一	奈良教育大学 名誉教授	臨時委員
11	シマ カツコ 島 勝紅	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会 理事 リハビリ訪問看護ステーション ルピナス 看護部長	
12	タナカ アキトモ 田中 章友	公募委員	
13	タニグチ スグル 谷口 偉	奈良市私立幼稚園協会 会長	臨時委員
14	ツジナカ カナコ 辻中 佳奈子	辻中法律事務所 弁護士	
15	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
16	ヤマシタ ヒロミ 山下 裕美	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	

令和6年6月1日 現在

令和6年度 奈良市子ども会議 報告書



目次

I 奈良市子ども会議の概要	1
1 奈良市子ども会議について	1
2 令和6年度奈良市子ども会議開催状況	1
3 ファシリテーター	1
4 子ども参加者	2
5 サポーター	3
II 奈良市子ども会議の開催	3
1 奈良市子ども会議の内容	3
2 振り返りシート集計結果	6
3 アンケート集計結果	8
III 奈良市子ども会議意見書	11
IV 意見書に対する答え	16

別冊資料

- 令和6年度奈良市子ども会議 意見書(原本の写し)



I 奈良市子ども会議の概要

1 奈良市子ども会議について

奈良市では、子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちづくりを目指して「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を制定し、平成27年4月から施行しました。

奈良市子ども会議は、この条例の規定に基づき、子どもの意見表明や参加を支援するための取組で、この会議に参加する子どもたちが子どもにやさしいまちづくり等について話し合い、出された意見をまとめ、市長に提出することを目的としています。

子ども会議開催初年度から10回目を迎える令和6年度の奈良市子ども会議は、奈良市がより子どもにやさしいまちになるために。子どもたち自身ができること、行政ができることを話し合いました。そして、子ども会議を通して話し合った内容を市長へ伝える意見報告会を実施しました。

【テーマ】

「子どもにやさしいまちについて考えよう！」

2 令和6年度奈良市子ども会議開催状況

(1) 開催日・テーマ・参加人数

回	開催日	各回のテーマ	参加人数
第1回	令和6年7月24日（水）	「仲間と出会い、テーマをしっかりと理解する」	20人
第2回	令和6年7月26日（金）	「アクションプランを考えよう」	19人
第3回	令和6年7月31日（水）	「アクションプランを精査しよう」	18人
第4回	令和6年8月2日（金）	「『伝わる意見書』を作成する」	15人
第5回	令和6年8月7日（水）	「『伝わるプレゼン』を練習する」	18人
—	令和6年8月16日（金）	「市長への意見報告会」	18人

(2) 開催時間・場所

- ▶ 開催時間 午前10時から正午まで
- ▶ 開催場所 奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 ファシリテーター

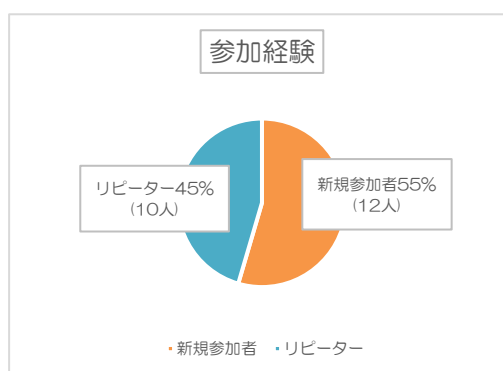
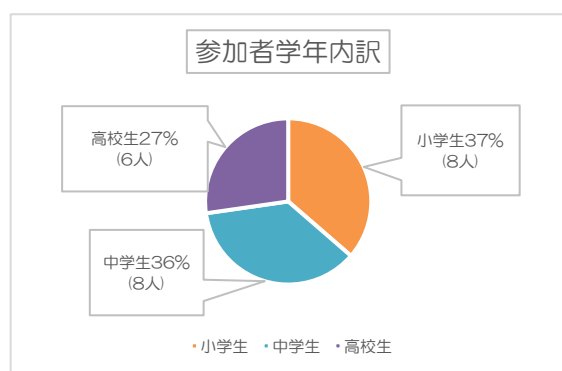
地域ファシリテーター／令和4・5年度奈良市子ども会議ファシリテーター 萩原 有紀 氏

4 子ども参加者

小学5年生から高校3年生までの子どもを対象に、公募等により募集し、22名の子どもが参加しました。

(敬称略)

	氏名	学校名	学年
1	トクモト アオイ 徳本 葵	椿井小学校	6
2	オガワ ヨシヒロ 小川 慶博	あやめ池小学校	5
3	オオタ カノン 太田 かのん	佐保台小学校	5
4	イノウエ ワカ 井上 和香	佐保小学校	6
5	オオタ コウキ 大田 結貴	富雄北小学校	6
6	ツネイシ チカ 恒石 智香	佐保小学校	6
7	タケダ レイ 武田 怜	伏見南小学校	5
8	カニ モモエ 可児 百恵	近畿大学附属小学校	5
9	オオムカイ アキ 大向 彩希	三笠中学校	2
10	ヤト シュウスケ 矢戸 秀介	三笠中学校	2
11	アカサカ ヤマト 赤阪 弥真斗	春日中学校	1
12	サカモト アヤカ 坂本 彩夏	富雄南中学校	2
13	ニシムラ タイチ 西村 泰一	三笠中学校	1
14	アオヤマ コウヘイ 青山 幸平	飛鳥中学校	1
15	タニダ ニコ 谷田 仁胡	奈良女子大学付属中等教育学校	2
16	ホウジョウ アラシ 宝上 新史	三笠中学校	2
17	ハヤシ ユイ 林 幸衣	近畿大学附属高等学校	2
18	ヤマナカ アリサ 山中 杏莉佐	奈良東養護学校（高等部）	1
19	サクライ ユイ 櫻井 結	奈良女子高等学校	2
20	アリカワ ナツキ 有川 菜月	奈良女子高等学校	2
21	イナモリ キホ 稲森 希穂	奈良女子高等学校	2
22	ナカムラ ハルナ 中村 陽奈	同志社国際高校	3



5 サポーター

奈良市内に在住または在学している大学生等を対象に募集し、6名の大学生が参加しました。

(敬称略)

	氏名	大学名	学年
1	ナカダ ミノリ 中田 実李	奈良女子大学	4
2	トダ ユキ 戸田 優希	奈良女子大学	4
3	イワサキ ミオ 岩崎 美桜	奈良女子大学	3
4	ヨネダ サキ 米田 早希	奈良女子大学	4
5	コイデ カリン 小出 果鈴	奈良女子大学大学院	2
6	サワダ サヤカ 澤田 清楓	大阪芸術大学	2

Ⅱ 奈良市子ども会議の開催

1 奈良市子ども会議の内容

(1) 第1回「仲間と出会い、テーマをしっかりと理解する」(7月24日開催)

10:00 開会

- ・開会あいさつ(市長)
- ・記念撮影
- ・ファシリテーター紹介

10:15 子ども会議の趣旨および会議テーマの説明(事務局)

10:30 アイスブレイキング

- ・市長も交えて輪になって並んで自己紹介

10:45 休憩

10:55 グループワークの説明

11:05 グループワーク

- ・マンダラチャートの作成
- ・ポストイットを使ったメモ作成

11:50 振り返り

12:00 閉会



(2) 第2回「アクションプランを考えよう」(7月26日開催)

10:00 開会

- ・前回の振り返り

10:15 アクションプランシートの作成

- ・マンダラチャートやポストイットを駆使してアクションプランを考える
- ・iPadなどで調べもの

11:00 休憩

11:10 アクションプランシートの作成

11:50 振り返り

12:00 閉会



(3) 第3回「アクションプランを精査しよう」(7月31日開催)

- 10:00 開会
- ・ 前回の振り返り
- 10:15 グループワーク
- ・ アクションプランを見直す
- 11:00 休憩
- 11:10 中間発表
- 11:35 グループ交流
- ・ 他のグループの意見を見て自分のグループの議論の参考にする
- 11:50 振り返り
- 12:00 閉会

(4) 第4回「『伝わる意見書』を作成する」(8月2日開催)

- 10:00 開会
- ・ 前回の振り返り
- 10:05 ミニ講座「伝わる意見書とは」
- 10:20 グループワーク
- ・ 意見書の作成
- 10:50 休憩
- 11:00 グループワーク
- ・ 意見書の作成
- 11:50 振り返り
- 12:00 閉会



(5) 第5回「『伝わるプレゼン』を練習する」(8月7日開催)

- 10:00 開会
- ・ 前回の振り返り
- 10:05 ミニ講座「伝わるプレゼンとは」
- 10:30 グループワーク
- ・ 各グループの作戦会議
- 10:50 休憩
- 11:10 グループワーク
- ・ 意見書の作成
 - ・ 報告会の役割分担決め
- 11:20 リハーサル
- ・ 報告会の予行演習
- 11:50 振り返り
- 12:00 閉会



(6) 令和6年度奈良市子ども会議からの意見報告会（8月16日開催）

10:00 事前打ち合わせ

・意見報告会の進行について確認する。意見報告の練習を行う。

10:30 開会

・出席者紹介

10:40 市長へ意見書提出

・記念撮影

10:50 各グループごとに意見発表・市長との意見交換

11:50 市長からのコメント

ファシリテーターからのコメント

12:00 閉会



2 振り返りシート集計結果

奈良市子ども会議の各回で子どもたちにその日を振り返るアンケート(振り返りシート)を記入してもらい、子ども会議についての意見を聞きました。その集計結果は次のとおりです。

回答者数	第1回	20名
	第2回	19名
	第3回	18名
	第4回	15名
	第5回	18名

(問1) 楽しかったですか？

選択肢	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
とてもそう思う	12	60%	14	74%	16	89%	13	87%	17	94%
そう思う	8	40%	5	26%	2	11%	2	13%	1	6%
そうでもない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
そう思わない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
全く思わない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	20	100%	19	100%	18	100%	15	100%	18	100%

(問2) わかりやすかったですか？

選択肢	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
とてもそう思う	13	65%	15	75%	15	83%	11	73%	16	89%
そう思う	6	30%	4	20%	3	17%	4	27%	2	11%
そうでもない	1	5%	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%
そう思わない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
全く思わない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	20	100%	20	100%	18	100%	15	100%	18	100%

(問3) 話しやすかったですか？

選択肢	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
とてもそう思う	10	50%	17	89%	15	79%	13	87%	17	94%
そう思う	8	40%	2	11%	3	16%	1	7%	1	6%
そうでもない	2	10%	0	0%	1	5%	1	7%	0	0%
そう思わない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
全く思わない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	20	100%	19	100%	19	100%	15	100%	18	100%

(問4) 今日の子ども会議に参加して、感じたこと、気づいたこと、考えたことなど…なんでも書いてください！

① 第1回 (※一部抜粋)

- ・ちがう学校、学年の人と話せてよかったと思う。
- ・テーマを自分たちで決めていくのでアイデアがたくさんうかんできてよかったです。
- ・今回の議題である「子どもにやさしいまち」ということは私たちがずっと思っていたことを伝えられるチャンスなのでこれからの奈良市がもっとよくなるようにがんばって話し合いをしたいと思います。
- ・自分やみんなにとってくらしやすいくらしを考えれて、よりよいくらしになると思いました。
- ・そうだんをしりしたからきんちょうもとけたと思う
- ・今まで、あまり考えたことのないテーマだったので少し難しかったです。
- ・今年は、ほぼ同じ学年の人達と話すことになって、話しやすかったし、楽しかったです。また、みんなの班が同じテーマで話すので、どんな意見がでるか楽しみです。

② 第2回 (※一部抜粋)

- ・1回目よりもみんなとはなしやすくなった。どんどん意見を出せた。
- ・しゃべりやすく、とても楽しかったです。
- ・1つの大きなテーマから広がっていき、考えなかった案、思いつかなかった案がたくさん出てきました。
- ・みんなで意見を出し合うことで新しい発見ができました。
- ・かいけつさくなど考えるのがむずかしかったが、考えていると楽しくなりました。
- ・グループの子と仲良くなったので意見が言いやすくなった。
- ・前回よりも話やすくなった。自分の意見をたくさん言えた。
- ・今回は、前回の内容を深掘りできて、具体化していきました。慣れてきて、とても楽しめました。

③ 第3回(※一部抜粋)

- ・具体的なことを考えることは、意外とむずかしい。
- ・64コすべてうめるのはむずかしかったです。でも考えたりしたりするのは楽しかったです。
- ・あたらしくきた子となかよくなれた。
- ・みんなで協力して意見をだせた。
- ・最初にやった、“壁をぶち壊す”アイスブレイクがとても楽しかったし、その後で意見を残し40コくらいださないといけないとき、今までだったら自分一人でこれはいいかなとか考えて、あまり出せていなかったけど、今回は、とりあえずおもいついたことをいっぱいふせんに書くことができて、その後の話し合いがスムーズになりました。

④第4回(※一部抜粋)

- ・意外とはやく進んだ。
- ・今回はテンポよく進んだ。
- ・ぐたいてきな取組をわかりやすくするには、どうすればわかりやすくなるか考えたり、私たち、行政、みんなはどうすれば変えることができるのかを考えるのが楽しかったです。
- ・意見書をたくさんかくことができた。行動目標もしっかり考えたい。
- ・人数が少なかったけど意見を出し合ってできた。
- ・少人数だったから意見を言いやすかった！けっこうすすんだー！

⑤第5回(※一部抜粋)

- ・次も来たいと思った。
- ・16日もきます。たのしかったです。次はハッキリしゃべります。
- ・大変だったけどたくさんの考えがでてきて、楽しかったです。
- ・5回目の今日が、1番意見を言うことができた。
- ・最後の会で、みんながどーいうかとも決めて、次の発表に向けて準備しました。
最初は知らない人たちばかりで、きんちょうしたけど、今はうちとけて、お互い
気がるに話せるようになりました。
- ・ことしさいごのこどもかいぎも楽しかった。らいねんもさんかするぞ!!
- ・発表前最後の会議でバタバタでした・・・！子供会議で新しい友達と出会えて楽しかったです！
- ・同世代と本気で奈良市について考えられて、貴重な経験になりました！8/16の発表も頑張りたいと思います!!



3 アンケート集計結果

全5回の子ども会議終了後には奈良市子ども会議全体を振り返ってのアンケートを子どもたちに記入してもらいました。その集計結果は次のとおりです。

回答者数 18名

(問1) 奈良市子ども会議のことを何で知りましたか。(3名から複数回答あり)

選択肢	人数	%
学校での案内	8	40%
友達や保護者からの紹介	6	30%
しみんだより	0	0%
奈良市のホームページ	1	5%
奈良市公式SNS	0	0%
チラシ	2	10%
口コミ	0	0%
その他	3	15%
計	20	100%

(その他)

- ・前もやっていたから 等

(問2) 奈良市子ども会議全体を通して、満足でしたか。

選択肢	人数	%
満足	15	83%
やや満足	2	11%
普通	1	6%
やや不満	0	0%
不満	0	0%
計	18	100%

(問3) 奈良市子ども会議全体を通して自分の意見を言うことができましたか。

選択肢	人数	%
十分できた	13	72%
できた	5	28%
どちらともいえない	0	0%
あまりできなかった	0	0%
まったくできなかった	0	0%
計	18	100%

(問4) 子ども会議に来年もまた参加したいですか。

選択肢	人数	%
とても参加したい	10	56%
参加したい	7	39%
どちらともいえない	1	6%
あまり参加したくない	0	0%
参加したくない	0	0%
計	18	100%

(問5) 奈良市は子どもにやさしいまちだと思いますか。

選択肢	人数	%
とてもそう思う	4	22%
そう思う	10	56%
あまり思わない	3	17%
まったく思わない	0	0%
わからない	1	6%
計	18	100%

(その理由) ※一部抜粋

【とてもそう思う】

- ・子供会ぎをひらいて子供の意見をしっかりきいているから
- ・子どもの意見を実現してくれているから。

【そう思う】

- ・学校でもいろいろと不満があるし、良いこともあると思うから。
- ・医療費の補助などもあり助かっているから。

(問7) 奈良市子ども会議に参加して、良かったところ、悪かったところ、変えてほしいところなど、自由に感想や意見を書いてください。(開催時期、回数、場所、内容など) ※一部抜粋

- ・今度は、じっさいにイベントなどをやりたい(スポーツなど)
- ・回数を増やしてほしい。
- ・よかったところは、奈良市のことについて考えたこと 悪かったところは、会議室以外のところにも行きたかった。いろんな所にもいける 変えてほしい。
- ・子ども会議に参加しないと自分の意見をこんなに言える機会はなかったと思うのですごく面白かったし、楽しかったです！高校生だけでなく、他の学年の人とも交流できたらいいなと思いました…！



Ⅲ 奈良市子ども会議意見書

奈良市子ども会議で出された子どもたちの意見をまとめ、市長に提出するための意見書を子どもたち自身で作成しました。

令和6年度奈良市子ども会議では、「子どもにやさしいまち」をテーマに、小学生・中学生・高校生の各年代のグループに分かれて議論を行いました。

マンダラチャートを使って考えた、「奈良市が子どもにやさしいまちになるための8つの要素」をもとに、「子どもたち自身にできること」「行政にできること」「みんなにできること」の3つの行動目標を意見書にまとめました。

なお、この意見書の原本は子どもたちによる手書きの意見書になっていますので、この報告書の別冊資料としてその写しを添付しています。

Aチーム「いちごバナナクレープ」（メンバー：徳本 葵、小川 慶博、太田 かのん、井上 和香）

私たちのチームが考える「子どもにやさしいまち」の8つの構成要素
①安心して遊べる公園
②みんなが平等で安心してくらせる町
③みんなが歩きやすく事故やケガを減らせる道
④はん罪の心配がなくて安心して遊べる町
⑤人としてのけんりがあって差別がない町
⑥皆が住みやすく安全な町
⑦困っている人も声をかけやすい町
⑧さまざまな人が使える信号
行動目標【私たちにできること】
市役所が管理カメラをつけて交通量を調べる
家のボタン
ポストみたいな意見箱＋市役所の横などに造る公民館
へんけいを持たない公民館でセミナーみたいなのを聞く
ブロックへいをへらす
お祭を定期的に行う
見て見ぬふりをする人をへらすためにポスターを作る。ポスターには標語をつける。
助けてる所を見た人にスタンプなどを印をつけてもらう
自分から積極的に助けに行く
困ったとき助けてもらう助けてあげられるようになる
行動目標【行政にできること】
市役所が管理カメラをつけて交通量を調べる
町に街灯をふやす→人通りが少ない所
道にガードレールをふやす→車が多い所にふやす
自転車も通りやすい道をつくる→道を平らにするせん用レーンを作る→しょうとつの確りつはへる
信号機をみやすくする→もっと明るくする（信号機に）日ざしを作る
行動目標【みんなにできること】
子ども用のけいじ板をつくる→ポスターなどをはる
「耳が聞こえないよ」みたいなマークをつくる→リュックやかばんにつける
駐輪場をふやす：家→もより駅→会社のもより駅→会社 駐輪場にとめる→駐車料金を安くする
街灯のライトをふやす→防はんたいさく
助けてもらう、助ける→SOSボタンを作る

Bチーム「ベゴパ」（メンバー：大田 結貴、恒石 智香、武田 怜、可児 百恵）

私たちのチームが考える「子どもにやさしいまち」の8つの構成要素
①勉強がしやすい環境
②楽しく安全に遊べる公園
③子育てしやすい奈良市
④みんなが健康にらせる町
⑤いじめ差別のないくらし
⑥だれでも安全に使える道
⑦環境に良い町
⑧みんなのよりよいところにお金を使える町
行動目標【私たちにできること】
大人に説得させる。学童を楽しむ
面倒をみる
給食を楽しむ
呼びかけをする、アンケートをとる、メニューを考える、市長を伝える
相談室の子供として取り組みに参加する 手紙や電話でする ポスターをつくる
ゆずりあい
時間をはかって交代する
行事に自分から取り組む
テストと授業で3クラスぐらいに分けてもいじめないようにする
行動目標【行政にできること】
学校の先生を学童の先生にする
子供のためにお金を使う
週に1回セレクト給食にする。食べたい給食のアンケートをとり1位からさいよう。
お金を出す。朝ごはんの大切さを教える。
部屋をつくる。ゲームを用意する（ボードゲーム）
ボール遊びができる公園と遊具がある公園を分ける。（マーク）
トイレか冷房を室を設置する。公園の近くにはコンビニを設置する。
かい中電とう（ミニ）をくばる
日曜日にお祭りをを行う。
1学期に1回、大きいテストをする。
行動目標【みんなにできること】
学校の行事やそうじに取り組む1日先生になってみる
ほ金活動を行う。
手伝いをする（皿洗いなど）
相談室の子供をすいせん。相談室の子供をえらべる。
きれいに使う、する。
授業できものをきれいにする。
自分のレベルがみんなにわからないようにする。

Cチーム「バックマン」（メンバー：大向 彩希、矢戸 秀介、赤阪 弥真斗、坂本 彩夏）

私たちのチームが考える「子どもにやさしいまち」の8つの構成要素
①快適で便利な遊び場
②安全な地域にする
③ルールやマナーを理解して守れるまち
④安心できる地域
⑤交流する機会をふやす
⑥清潔で利用しやすい公共の場所
⑦すごしやすい学校にする
⑧誰にでもわかる・できる
行動目標【私たちにできること】
理由を根拠つきで、意見を大人に言う
草かり、草むしり
ボランティア活動に参加
学校で温度調節できる服を着る
イベントを知らせる
ボランティア活動に参加する
行動目標【行政にできること】
コンビニ、自販機、防犯カメラ、手洗い場、トイレの設置
街灯をつくる、道の整備、たばこを売らない
運動できる場所を増やす、外国人向けに外国語の工夫
ユニバーサルデザイン、バリアフリーの工夫
学校の窓に網戸をつける
学校生活での不満を教育委員会から学校に言ってほしい
行動目標【みんなにできること】
ポイ捨てしない
あいさつ、ゴミ拾い
きれいに使う
ルール、マナーを守る
相談しやすい環境をつくる
交通ルールを守る

D「チキンストリンガー（-1.0）」（メンバー：西村 泰一、青山 幸平、谷田 仁胡、宝上 新史）

私たちのチームが考える「子どもにやさしいまち」の8つの構成要素
①みんな楽しく生き生きと過ごせる町
②生活しやすい町
③みんな楽しく遊べる町
④相談する相手がいる町
⑤文化を受け継いでいく町
⑥学校が楽しい町
⑦きれいで過ごしやすい町
⑧子供が安全に過ごせる町
行動目標【私たちができることは】
昔の遊びをやる
使わなくなった本を寄付する
夜間に一人で歩かない
友達と避難訓練をする
外国人にしゃべる
お年寄りとしゃべる
世界遺産を見学する
ポイ捨てをしない
いじめをしない
ルールを守る
ゴミの分別をきちんと行う
楽しく遊ぶ
信号無視をしない
興味があることを追求する
自分たちでせいそうを行う
行動目標【行政ができることは】
街灯がある
観光客向けのルール説明板作成
いじめアンケートを定期的にする
遊具を増やす
校庭を土日も開放
地域の特産物を使った講習会
道がでこぼこ改善する
ラーケーションの導入
バス停やしせつ、道にベンチを増やす
本をたくさん増やす
学校で書ぞめをする
いじめの相談所をつくる
電話相談24時間できるところを増やす
看板にふりがなを多くする
ハニラトラック走るの禁止
広い公園せいび
気軽に相談できる所を作る
観光地がたくさんある
市役所が市民もさんかできるごみひろい
行動目標【みんなで一緒にできることは】
食べ歩き禁止
落書きをしない
避難訓練の実施+地域
見守りをする
タバコを吸わない
文化を生活に入れる
拾ったごみで新しい作品を作る（リサイクル）
学校で月1と夏休みストレッチ等をする
お年よりが子どもに昔の遊びを教えてあげる
ゲームゴミひろいをする

Eチーム「JK」（メンバー：林 幸衣、山中 杏莉佐、櫻井 結、有川 菜月、稲森 希穂、中村 陽奈）

私たちのチームが考える「子どもにやさしいまち」の8つの構成要素
①身の安全が保障されている町
②気軽に相談できる町
③教育が行き届く町
④コミュニケーションがとりやすい町
⑤お金に余裕がある町
⑥地域の活動に積極的な町
⑦誰もが生活しやすい町
⑧遊び場がいっぱいある町
行動目標【私たちにできること】
学校で先生と仲良くする
カウンセラーと接点を持つ
子供が周りの目を気にせず、自分の意見を言える場を設ける
近所同士の挨拶
ふるさと納税をフル活用して、消費税を下げるきっかけを作る
子供がお金の価値を知る機会をつくる
公民館に行って普段関わりのない人と話す
トリック・オア・トリートを自治体でする
遊び場に行って、ものの貸し借りや、対話を通じて友人を作ったり、コミュニティを広げる
悩みがあれば、迷わず誰かと相談する
行動目標【行政にできること】
教育者を増やす
学校関係者が家庭状況を確認
横断歩道を交通量の多い所に増やす
自治体が年一回、各家にハザードマップを配る
アスファルトをきれいにする
耐震工事をする
太陽光パネルなどでクリーンなエネルギーを使う
喫煙ブースを人気の無い所に作る
子育て支援センターの中に、みんなが無料で使える子ども食堂を作る
点字ブロックを増やしたり、階段の多い所にスロープを作る
公園の公衆トイレをきれいにする
地域の公園や幼稚園の遊具の点検の頻度を増やす
ボール遊びができるような広い土地を整備したり、廃校になった場所を活用する
個人情報漏れないような意見箱を市役所に置く
私立、公立関係なく、出身地などの制限をかけられずに、全額保障で選択肢を増やせるようにしたい
行動目標【みんなにできること】
担任を交替制にして、先生との関わりを増やす
地域のイベントに参加して、交流をする
高校生以上が大人の援助を受けてイベントを主催する
9月～冬にかけて、手持ち花火をしたり、屋台を運営するおまつりをする
習い事をできる所を増やす
公民館で日本語の先生だった人が外国から来た人に、日本語を教える
遊び場の見守り人をつくる
学校のカウンセリングに行きやすい環境をみんなで作る
中高生が体を動かしたり、夜まで話せる場所をつくる
カウンセリングできる場所の周知

Ⅳ 意見書に対する答え

子ども会議で提案のあった子どもたちからの意見は多岐にわたりますが、各グループが特に意見提案として発表された内容に対する市の答えをまとめました。

回答内容は次のとおりです。



分野	子ども達の意見	奈良市の回答	補足情報	担当課
安心・安全	地域のお祭りを定期的に行って、地域の人の交流の場を増やしてほしい	地域のお祭りは、自治会などのそれぞれの地域の団体が企画し、地域住民の皆様によって開催されています。そのため、皆さんのような若い世代の方々にお祭りに参加していただくことに加え、お祭り等の地域行事の企画や運営にも積極的に参加し、意見を出し合って一緒に考えていただくことで、将来にわたって、地域の皆様との交流の場が続いたり増えたりしていくことに繋がります。 また、お祭り以外にも様々な地域行事がありますので、まずは自分たちが住んでいる地域がどのような活動をしているかを調べていただき、ご家族とも話し合うなど、よりたくさんの方の地域が集まる交流の場づくりについて、考える機会を持っていただければと思います。 地域活動のことで分からないことや悩んでいることがあれば、皆さんのご意見も是非聞かせていただきたいと思いますので、いつでも「地域づくり推進課」に相談してください。	【地域づくり推進課】 0742-34-5193	地域づくり推進課
	街灯や防犯カメラを増やして防犯対策をしてほしい	防犯カメラは、警察等と相談し、必要な設置場所を選んで計画的に設置し、皆さんが安心・安全でいられるよう運用しています。今後もそういった防犯対策を強化していきたいと考えていますので、皆さんが「ここは危ない」「この場所に設置するべき」と思うところがあれば、地域の安全見守りや防犯活動を行っている人にぜひ相談してみてください。みんなで安全・安心なまちを作っていきます。	奈良市では、各地域に「自治会」や「自主防犯組織」などがあります。住んでいる場所によって異なるので、地域の役員さんを確認して、相談してみてください。	危機管理課
	防犯ブザーを配布して子どもの安全が守られるようにしてほしい	防犯ブザーは安全対策のため、平成18年度から毎年、小学1年生に配布しています。引き続き小学1年生を対象に配布をして、皆さんの安全が守られるようにしていきますね。	子育て@なら「防犯ブザーの配布について」 https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/5985.html	いじめ防止生徒指導課
	小さい懐中電灯を配ってほしい	小さい懐中電灯など、防犯対策に有効なグッズなどは、各地域の防災・防犯の組織が活動を行うにあたり、地域がもつ課題の取組の実情に合わせて、必要に応じて購入し配付できるよう、各地区の防災・防犯組織からの申請に基づいて、補助金を出してサポートしています。地域の安全見守りや防犯活動を行っている人にぜひ相談してみてください。		危機管理課

安心・安全

園の遊具の点検頻度を増やして子どもが安心安全に遊べるようにしてほしい	市立の園では、1か月に1度、園の先生が実際に遊具を目で見て、手で触って、危険がないかの点検を行っています。劣化などにより修理が必要な遊具については、市立の園を管理している保育総務課に連絡をもらい、どの程度の修理が必要か確認をします。市の職員で修理できないものについては専門の業者さんに修理してもらっています。引き続き、園の子どもたちが安全で安心して遊具で遊べるように定期的に点検していきます。また、私立の園でも、運営している法人が遊具を点検し、子どもたちが安全に遊べるよう管理しています。		保育総務課
人通りの少ないところを中心に街灯を増やして、事故やけがを減らせる道にほしい	奈良市では街灯を設置する基準（例えば何メートルおきに設置するなど）があり、市民の方からの要望があった時などは、この基準に照らし合わせて街灯を設置しています。これからも、事故や怪我を減らすために必要な街灯を設置していきます。もし「ここは街灯があったほうがいい」と思う場所があれば、地域の防犯活動などをされている方に相談してみてください。		道路維持課
車通りの多い所にガードレールを増やし、事故やけがを減らせる道にほしい	奈良市通学路交通安全プログラムによる、通学路の合同点検を行い、危険箇所に対し、防護柵（ガードレール等）の設置や歩車道分離等の交通安全対策を計画し、子どもたちが安心して安全に通学できるように対策を行っています。 また、水路や川等の道路と落差がある場所には、落下による事故を防止するための転落防止柵の設置対策を行っています。 奈良市では、学校・警察・地域住民の方々と連携をとりながら、現状の交通問題に焦点を合わせた交通安全対策を進め、誰もが安心・安全に暮らしていけるまちづくりを目指しています。	【奈良市通学路交通安全プログラム】 https://www.city.nara.lg.jp/site/kyouiku/9064.html	道路建設課
でこぼした道を改善してほしい	奈良市ではスマホやパソコンを使って道の穴ぼこなどを通報するシステムを運用しており、その他、国土交通省のLINEアプリや電話などによって市民の方から教えていただいたでこぼこなどの道路の傷みを直しています。また、計画的に傷んだ道を直す工事を行うなど、だれもが歩きやすく、安全に自転車や自動車に乗れる道を目指しています。日常生活の中で直した方がいいと思える道路の傷みを見つけたら、地域の自治会の役員さんなどに相談してみてください。	【奈良市地図情報公開サイト】 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/94247.html 【国土交通省LINEアプリ】 https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_h_h_001786.html	道路維持課

安心・安全

安全のためにブロック塀を減らしてほしい 耐震工事を推進してほしい	「奈良市耐震改修促進計画」により、住宅や建物の耐震化を進めています。 この計画は、地震に強い、安全・安心なまちづくりに向けて、耐震化されていない住宅や建物について、計画的に地震に対する安全性を向上させることを目的として作られています。 耐震工事を進めるために、地震による被害が多いとされている建築時期の古い住宅や建物に対して、耐震診断・耐震改修に対する補助金制度を準備し、建物の持ち主が耐震化を進めやすくしています。 ブロック塀等は、地震によって倒れると、死傷者が出るばかりでなく地震後の避難や救助、消火活動の妨げになるため、危険なブロック塀等の撤去工事の補助金制度を準備し、ブロック塀等の持ち主の撤去工事を進めやすくしています。 また、市民だより、バス広告、奈良市ホームページ、SNS等を通じて、住宅や建物の耐震化が必要であることや耐震診断・耐震改修に対する補助金制度の内容について周知・啓発を行っています。 今後もこの計画に基づき、地震に強い、安全・安心なまちづくりを目指していきます。	建築指導課 ホームページ 奈良市耐震改修促進計画 (令和3年3月改定) https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/117/13064.html 耐震補助金制度の紹介 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/117/7505.html コンクリートブロック塀の倒壊防止の注意喚起について https://www.city.nara.lg.jp/site/keikaku/9897.html	建築指導課
地域での避難訓練を増やしてほしい	地域での避難訓練については、各地域の自主防災組織などが様々な訓練をしています。また、奈良市では総合防災訓練を令和元年度から毎年10月頃に実施しています。避難訓練は、災害が起きたときにとても大事な訓練になるので、「避難訓練をやってみよう」や「避難所での生活を体験してみよう」などやってみよう訓練があれば、各地域の防災活動をしている人にぜひ相談してみてください。一人でも多くの人が安全に避難できるように訓練をしていきましょう。	奈良市では、各地域に「自治会」や「自主防災組織」などがあります。住んでいる場所によって異なるので、地域の役員さんを確認して、相談してみてください。	危機管理課
年に1回、各世帯にハザードマップを配布してほしい	ハザードマップについては、令和5年度に全家庭に配布しました。また、奈良市ホームページでもデータを掲載しています。今後も定期的に見直しを行い、最新の情報にしています。	【奈良市ハザードマップ】 https://www.city.nara.lg.jp/site/boosai-saigai/89308.html	危機管理課

誰にでもわかる・できる

子ども用の掲示板を作ってほしい（学校前や駅前）	すてきな掲示板の提案をありがとうございます。確かに子どものために役に立つ掲示板があると、みなさん、そしてお父さん、お母さんも喜びますね。 奈良市では大人用の「広報板」があります。現在、市内に全部で1200か所以上あり、奈良市からのお知らせの他、地域のお祭りポスターやイベント紹介等、地域みんなのための掲示物を貼ることができます。ポスター等を貼るスペースや板が壊れないよう、広報板が建てられている地域の自治会長のみなさんに、市から日常の管理をお願いしています。 例えば、この「大人の広報板」を活用するのはどうでしょうか。広報板は各自治会でいろんな使い方をしているので、自治会長さんに相談すれば、もしかしたら子ども向けのスペースを確保してくれる、みなさんが作ったポスターを貼ってもらえるかもしれません。 さらに、もう一つ提案があります。みなさんの案の中に「駅前」というのがありましたね。近鉄の駅前や駅ナカには、デジタルサイネージというデジタル掲示板を設置しています。毎日会社や学校へ通う人等に向けて、パッと目を引くすてきな画像や動画を流しています。普段は大人向けの内容が流れていますが、みなさんの今回の提案を受けて、子どもでも読める文字で、奈良市の子ども向けのイベント等を配信してみたいと思います。 例えば、はぐみセンターで行う「キッズ学びのフロア」や移動図書館のお知らせ等、実験的に配信してみたいと思っています。もしみなさんが今までに参加し、楽しかった奈良市のイベント等があれば、ぜひ教えてください。多くの人にみなさんの「楽しかった！」を共有したいと思っています。		秘書広報課
外国人観光客向けの外国語看板を増やし、ルールやマナーをきちんと守るようにしてほしい 観光客向けのルールやマナーの説明看板を増やし、きちんと守れるようにしてほしい	奈良市では、観光客の方に向けて多言語の案内看板等を設置し、「観光客がルールやマナーを守る安全なまち」の実現を目指しています。 外国人観光客の方が観光するときのルールやマナーを知っていただくため、奈良公園をはじめ市内各所に設置しているQRコードから、観光スポットだけでなく、トイレの使い方やバスの乗り方、シカとの接し方などを英語や中国語、韓国語などの多くの言語で見られる仕組みを取り入れています。 また観光案内板だけでなく、奈良県などと一緒に、駅にあるデジタルスクリーンやネット上のホームページで、ルールやマナーの呼びかけを外国語でも行い、さらに理解を深めていただけるよう取り組んでいます。 これからも外国人観光客が増加していく予測があるので、さらなる呼びかけを積極的に行っていきたいと思っています。		観光戦略課
ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、誰でも利用しやすい公共空間を増やしてほしい バス停や施設、道にベンチを増やしてほしい 点字ブロックを増やしたり、階段の多い所にスロープをつくったりしてほしい	みんなが安心して暮らせるように、必要な設備を整備していくことは非常に大切なことです。 奈良市においてもいくつかの取り組みを進めています。 公園や公共施設では、バリアフリーのトイレを設置したり、遊具のユニバーサルデザイン化を進めています。また、新しい建物を作るときには、最初から誰でも使いやすいように設計することを心がけています。 奈良市では「奈良市バリアフリー基本構想」というバリアフリー化への基本的な考え方を定め、高齢者、障害のある方、妊婦さん、子育て世代、子ども、さらに観光客などすべての人々にとって、地域の皆さんと一緒に安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指しています。	【奈良市バリアフリー基本構想ホームページ】 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/172/8070.html	交通バリアフリー推進課

	本をたくさん増やしてほしい	いろいろな人が利用する図書館では、大人から子ども向けまで様々なジャンルの本をそろえています。これからも、利用していただく方のリクエストなどをうかがいながら、新しい本を増やしていきたいと思っておりますので、ぜひ利用してくださいね。		中央図書館
相 談	個人情報漏れのないような意見箱を市役所に置いてほしい	意見箱を設置することで、みんなの意見やアイデアを集めることができるのはとても良いことですね。 奈良市役所では市民のみなさんからの意見をもらう方法として、「市長への手紙」と「ご意見箱メール」の2つを実施しています。「市長への手紙」では、市が用意した専用封筒を使ってポスト投函ができ、市長が直接みなさんのご意見を読みます。また「ご意見箱メール」は、メールでみなさんのご意見を受け付けています。どちらも個人情報の取扱いには十分注意して取り扱っていますので、みなさんも安心して意見を寄せてください。	奈良市ホームページ 【市長への手紙】 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/7/5517.html 【ご意見箱メール】 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/7/7180.html	総務課
	子どもによる子どものための相談室を作してほしい（その部屋でゲームもできるように用意してほしい） 電話相談（チャットも可）を24時間体制で受け付けているところを増やしてほしい	現在子ども向けの相談室は、子どもセンター内に設置していますが、ここは子どもセンターに在る相談員さんと相談したい人が、相談するために使っている所になります。相談したい人がいつでも相談できるように、相談室の貸し出しはしていません。また、いろいろな人が相談に来られるので、相談室にゲームを置いたりすることもできないため、「子どもによる子どものための相談室」を子どもセンターの中に作るのには難しいと考えています。 また、学校でもみなさんが安心して、落ち着いて過ごすことができることは、とても大切なことだと思います。そのため、まずは先生や周りの大人がしっかりと子どもたちの意見を聞く機会と居場所を作っていきたいと思っています。 教育支援・相談課での相談では、丁寧にお話を聞くようにしているため電話相談や24時間の相談は受付けていませんが、お家の方（保護者）から教育相談総合窓口へ直接電話をしていただき、お話を聞いた上で、必要があれば子ども達が教育センターに来てカウンセラーである臨床心理士とお話ができるようにしています。 詳しい相談先については、奈良市立の小学校、中学校に通っている人には学校から渡してもらっているパソコンの「学びのトビラ」に「お悩み相談」の中にいろいろな相談先を示しています。また、その他の人は奈良市のホームページで「教育相談」と検索してもらうと、同じように相談先が表示されます。皆さんが相談できる場所はたくさんある方が自分に合った相談の場も見つけやすいと思うので考えていきます。 皆さんの意見も参考に、今後も、かじこまった感じではなく、気軽に立ち寄れる場所で相談ができたり、ゲームをしながらお互いの悩みを打ち明けられたいというような気軽に相談ができる場を、増やすにはどうすればよいか考えていきます。	【子どもセンター】 https://www.city.nara.lg.jp/site/childcenter/	子育て相談課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課 教育支援・相談課
	いじめアンケートを定期的に実施してほしい	いじめのアンケートについては、学期に1回、年合計3回実施しています。皆さんの声をしっかり聴かせてください。		

相談	いじめの相談所を作してほしい	チャット（SNS）、メール、電話でそれぞれ相談できる場所を準備しているので、そのことを皆さんに知っていただけるようにチラシなどで案内していきます。	いじめや学校生活に関する相談窓口一覧 https://www.city.nara.lg.jp/site/kyouiku/69811.html	いじめ防止生徒指導課
クリーンで過ごしやすいまち	公民館を、避難所だけでなく地域のイベントも含めて市民が集いやすい場所にしてほしい	皆さんを含め地域の方々が誰でもふらっと訪れることができ、心地よく滞在できるエントランス・ロビーづくりを行いたいと考えています。 また、小中高生や若者の皆さんが気軽に立ち寄れるよう、レンタル図書を活用するなど図書の充実を行ったり、空き部屋を「自習室」として開放するなど、自由に使えるスペースを増やしていきたいと考えていますので、今後も気軽に公民館を利用してください。		地域教育課
	市役所内にコンビニ、自販機、防犯カメラ、手洗い場、トイレの設置をもっとしてほしい	市役所内には、中央棟地下1階にコンビニエンスストアがあります。市役所が開いている日の朝7時30分から夕方6時30分まで営業しています。 自動販売機は、中央棟地下1階・北棟1階と4階の3か所ありコンビニエンスストアが営業していない時間でも飲み物が買えます。 防犯カメラは、市役所に用事や仕事に来られているみなさんの安全を守るため市役所の各所に設置しています。 トイレは、各階の必要な場所に設置し手洗い場は、そこにもあります。令和3年に中央棟1階にどなたでも使いやすい多目的トイレを2か所増設しました。 また、市役所には、今年の6月にオープンした庁舎南側の「芝生広場」と令和5年9月に東棟屋上にオープンした「こども広場」があります。市役所に用事がなくても気軽に来てもらえる様な明るい場所を目指していきます。	【市役所南側芝生広場】 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/12/209375.html 【市役所屋上こども広場】 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/12/180251.html	資産管理課

クリーンで過いしやすいまち

駐輪場を各所に増やして利便性を向上させ、また駐輪代を安くしてほしい	奈良市では、自転車利用者の利便性の向上と、自転車の放置を防いで街がきれい安全な状態を保つために、近鉄奈良駅・高の原駅など主要駅周辺に駐輪場を設置しています。市が直接運営している駐輪場以外にも、民間事業者が運営している駐輪場、市と民間事業者が協力して設置している駐輪場もあり、市内の駅前には全て駐輪場が設置されています。また、駅前の駐輪場以外にも、最近では民間事業者が市内でシェアサイクル（一定のエリア内にたくさん配置されたポート（専用駐輪場）において、自転車を自由に貸出・返却することのできる交通手段）を行っており、便利な交通手段となっています。 市が運営している駐輪場について、利用者がそこまで多くないところについては、維持（いじ）管理のための費用があまりかからないことから、無料の駐輪場として運営を行っていますが、利用者が多いところでは、せまい場所でもたくさんの自転車が駐輪できるようにするために建物を建設したり、利用者に自転車をきちんと駐車位置に停めてもらうために、自転車用ラックの整備や床面（ゆかめん）へのライン引き等を行っています。そのほかにも施設に管理人を配置していることなどから運営費用がかかるため、有料の駐輪場として運営しています。 駐輪場を運営するための費用については、駐輪場を利用する方としない方との間で不公平が生まれないようにするため、駐輪場を利用する方に「利用料」としてご負担いただき、その収入で運営を行っています。そのため一定程度の利用料の負担を利用者のみなさんをお願いしているところです。 近年、少子高齢化（しょうこうれいか）や人口の減少、またリモートワーク（勤務先（きんむさき）ではなく自宅など別の場所で仕事をする）等の色々な働き方が増えたことにより、駐輪場の利用者が減っている状況です。今後の駐輪場を取り巻く状況を考えて、一番良いと思われる駐輪場運営を行っていきたいと考えています。	【参考URL：ドコモバイクシェア】 https://docomo-cycle.jp/nara/ 【参考URL：ハローサイクリング】 https://www.hellocycling.jp/station/nara/%E5%A5%88%E8%89%AF%E5%B8%82
太陽光パネルなどのクリーンなエネルギーを積極的に使用するようにしてほしい	奈良市では、令和5年9月に「奈良市ゼロカーボン戦略」を策定し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出（はいしゅつ）を実質ゼロとする脱炭素（だつたんそ）社会の実現を目指しています。 温室効果ガスは、石炭や石油など化石燃料の燃焼、ガスやガソリンなどの使用、車での移動、ごみの焼却（しょうきゃく）などで排出され、これらの行動により排出される温室効果ガスが増加したことにより地球温暖化（ちきゅうおんだんか）が進んでいます。 温室効果ガスを減らし地球温暖化を防ぐために、エネルギーを効率よく使う省エネにできるだけ取り組む必要があります。ただ、節電や節ガス、LED照明の活用などの省エネ等で温室効果ガスの削減に努めたとしても、生活を送っていくうえで電気やガスの使用などを全てやめることはできず、削減できる量に限界があります。そのため、太陽光発電など温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーの利用が必要となっています。 そこで、奈良市では、小学校や中学校などの学校をはじめとする市の施設において、太陽光パネルの設置を進めています。また、民間事業者が自社の施設（しせつ）に太陽光パネルを設置する費用の補助（ほじょ）も実施しています。今後も太陽光パネルの設置を進めるなど、クリーンエネルギーの使用を増やしていきます。	環境政策課

市民が参加できるゴミ拾いイベント（ゲームごみひろい）を開催してほしい	ゴミ拾いイベントについて、現在のところ市役所として市民の参加を想定したイベントは開催（かいさい）していません。ですが、ボランティアのグループ等がゴミ拾いイベントを開催するときは、市役所としてもイベントの広報等の協力を行っています。 コロナが落ち着き、国内外から奈良市を訪れる観光客が増えていくなどから、ポイ捨てゴミが増えているという通報や相談がしばしば市役所にも届きます。ポイ捨てゴミを発生させないために、ポイ捨てがいけないことであるという広報や注意の実施（じっし）、また仕組みづくりが必要であると考えています。市役所としても、ポスター掲示や道路などへの路面標示の設置、駅の中に設置しているデジタルサイネージ（電子掲示板でんしけいじばん）による広報や、条例による自動販売機へのゴミ箱設置の規定など、様々な取り組みを行っています。また、外国人でも分かるように、外国語と日本語を両方記入した掲示物（けいじぶつ）の設置も今後増やしていく予定です。 今後はポイ捨てゴミのない奈良市にしていくために、ご提案いただいたゴミ拾いイベントを含め、どのような対策が効果的であるか考えていきたいと思っています。		
煙草を売らないでほしい	たばこを売ることが「たばこ事業法」という法律で認められていることや、たばこを売った収入がたばこ税として税収になっていることなど、たばこには様々な側面があり、今の日本の社会で売らないように規制することは難しいです。 でも、たばこを吸う人と吸わない人がお互いを思いやり、気持ちよく過ごせる社会をみなさんにも協力してもらいながら作っていききたいと思っています。そのためには、ルールやマナーが大切です。 2020年4月に「健康増進法」という法律が改正され、学校は敷地内禁煙にしなければならないなど、望まない受動喫煙（※）が生じないように、様々なルールが定められました。奈良市でも、この法律に基づいて、市の施設を原則敷地内禁煙にしたり、ルールに違反するお店や施設などに指導をしていたりしていますが、まだまだ不十分などがあることがみなさんの意見でわかりました。 学校などの施設やお店、市民のみなさんに守ってほしいことをもって色んな場面や方法で伝えていきたいと思っています。 （※）受動喫煙・・・自分が喫煙しなくても周りのたばこの煙を吸わされてしまうこと		医療政策課
喫煙ブースを人気のないところにをつくってほしい	貴重な意見をありがとうございます。たばこのポイ捨てやけむりなどが「子どもにやさしいまち」に影響するとみなさんが考えていることがわかりました。みなさんが知っているとおり、たばこの煙は、吸っている人だけでなく周囲の人にも影響があります。 まずは、望まない受動喫煙（※）を防ぐため、「たばこを吸ってはいけない場所では吸わない・吸わせない」「たばこを吸うときは周囲に配慮すること」を市民のみなさんに守ってもらえるよう、しっかり伝えていきます。 それとあわせて、指定の喫煙所（喫煙ブース）を設置している地域の事例から、設置した場合にどのような効果があったか、また反対に設置したことで困ったことはあったかなどについて広く情報収集していきたいと思っています。 （※）受動喫煙・・・自分が喫煙しなくても周りのたばこの煙を吸わされてしまうこと		

クリーンで過ごしやすいまち	パニトラックの走行を禁止してほしい（騒音）	トラックで移動しながらスピーカーで宣伝することについては、必要ない人にはうるさく感じることがあります。でも、表現の自由や商売の自由も大事です。また役に立つ情報もあり、全てを禁止することはできないので、奈良県ではルールを作ってスピーカーでせん伝できる場所や時間を決めています。 みなさんがパニトラックの騒音で困っていることは十分理解しました。スピーカでせん伝しているトラックがこのルールを守るようにこれからも指導していきます。 ※奈良県のルールでスピーカーの使用が禁止されている場所と時間 1 ルールで決められている場所 住んでいる人が多い地域（住居専用地域） 風景を守る地域（商業地域を除く） 歴史的な場所 学校、ようち園、保育所、こども園、病院、しんりょう所、老人ホーム、図書館の周囲からおよそ50mの区域 2 禁止されている時間 上記の場所では午前10時から午後4時までの時間以外は使用禁止	保健・環境検査課
	パニトラックの走行を禁止してほしい（景観）	いただいたご意見のとおり、まちなかで派手なデザインが描かれている車、いわゆる広告宣伝車をみかけることがあります。 奈良市では、屋外において一定の期間、看板や広告などをかかげる場合、周辺への景観に配慮をもらうため、派手にならないように色合いや、大きさなどの規制をかけています。しかし、今のところ移動する車などは、その規制の対象になっていません。 「きれいで過ごしやすいまち」を目指すあたり、このような車は、我々も周辺への景観に影響をおよぼす恐れがあるものと感じています。 そうしたことから、これからは、市内を走る車を確認したり、他市の規制方法の事例を調査・研究したいと考えています。	都市計画課
子どもの居場所・あそび場	運動できる場所をもっと増やしてほしい（総合運動公園や市民プールなど）	奈良市では、すべての市民がスポーツに親しみ、楽しむことができるように、また、市民だれもが身近な場所でスポーツができるように、グラウンドや体育館などのスポーツする場所を準備し整えています。 また、スケートボードパークやランニングステーションなど時代に合ったスポーツをしたり、楽しんだりする場所も新しく設置しています。 このように、さまざまなスポーツを行える場所があれば、市民のスポーツ活動や人の交流が盛んになります。 しかし、新しい場所を作る場合、これから人口が減少していくことやこれらの場所を造るために必要となる費用をどうするかなどを考えていく必要があります。 このような難しい課題もありますが、皆さんや小さな子ども、おじいさん・おばあさんまで、いろんな年代の市民が集い、気軽にスポーツを行える場所をこれからも準備していきたいと考えていますので、これからも皆さんの意見をたくさん聞かせてください。	スポーツ振興課

子どもの居場所・あそび

ボール遊びができる公園と遊具がある公園を分けてマークを付けてほしい	奈良市ホームページ上の「奈良市地図情報公開サイト」で調べたい公園緑地をクリックすると、その公園緑地にある遊具の写真が出てきますので参考にしてください。 公園でのボール遊びについては、球技や硬いボールをつかったキャッチボールなどは危険であるため禁止していますが、ゴムボールなどやわらかいボールで、周りに迷惑をかけずに遊ぶような場合は禁止していません。 これは、ボール遊びそのものを禁止しているのではなく「危険なことや他人に迷惑をかけること」を禁止していると考えてほしいと思います。 皆さんも公園では、近隣の方や他の公園利用者の方に迷惑にならないよう配慮して遊んでいただきたいと思います。	【奈良市地図情報公開サイト】 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/94247.html	公園緑地課
公園の近くにコンビニ・トイレ・冷房室（涼める場所）を設置してほしい	奈良市では、公園の暫定利用事業を募集する「奈良市トライアル・サウンディング」を実施するなど、新たな発想や仕組みを取り入れることによる、個性と魅力ある公園空間を作ろうとしています。 奈良市がコンビニを公園の近くに設置するのは難しいですが、今後、コンビニの会社が公園の近くにお店を出したくなるくらいに、公園の魅力を高めていきたいと思っています。 なお、トイレについては大きな公園には設置していますが、住宅地の中にあるような小さな公園には、公園を利用する人の家が近いことを考え、基本的には設置していません。 また、冷房室（涼める場所）については、多くの公園に「パーゴラ」や「藤棚（ふじだな）」「四阿（あずまや）」といった施設を設置し、公園に日陰など涼める場所を作り出せるようにしています。 こうしたトイレや施設については定期的に点検を行い、古くなったり傷んだものについて、順番に修理や更新をしています。		
公園の公衆トイレをきれいにしてほしい	公園のトイレについては1年を通して週2回から3回、障害者就労支援団体さんによる清掃作業を実施しています。また、古くなったトイレは順番に新しく更新しています。今後も清潔さを保ち、皆さんが気持ちよくトイレを利用できるようにしたいと思います。		
公園に遊具を増やしてほしい	奈良市には600を超える公園があり、それぞれを安全に使えるように維持管理するにはたくさんのお金がかかります。また、遊具で安全に遊ぶためには、遊具を設置する時に、遊具と遊具との間に定められたスペースを設けないといけません。 これらのお金やスペースの問題から、公園に遊具を増やすことよりも、今ある遊具を安全安心に利用できるように管理することを重視しています。		
地域の公園の遊具の点検頻度を増やして子どもが安心安全に遊べるようにしてほしい	遊具の点検については職員による日常的な点検に加え、有資格者による定期点検を現在2年に1度実施して、古くなったり傷んだものについて、順番に修理や更新をしています。 皆さんが安全安心に遊べるよう、引き続き点検作業を実施していきたいと思っています。		

子どもの居場所・あそび	広い公園を整備してほしい	新たに広い公園を整備するには、土地の確保などに非常に多くのお金がかかることに加え、すでに建っている家を移動させたり、土地の交換をしなければいけない場合もあります。 そのため、奈良市では一から公園を作るよりも、今ある公園をどうやって活用するかが重要となると考えています。 具体的な取り組みとして、令和5年度、市内の規模の大きな公園の一つである柏木公園については遊具や駐車場等を整備し、「キッズパーク」としてオープンしました。 現在は他の公園においても計画を進めており、今後さらに子育て世代や市民の皆さんにとって魅力的な街となるべく、公園整備を行っていく予定です。		
	奈良市子どもセンター内に無料で利用できる子ども食堂をつくらしてほしい	子どもセンターには、1.子育て広場、2. キッズスペース、3. 子どもの発達相談、4.奈良市こども家庭センター、5. 児童相談所の5つの機能があります。例えば、子育て広場は、(概ね0～3歳の児童とその保護者が対象)という様に、それぞれ利用できる人が限られていて、すでに多くの人が利用していますので、誰もが利用できる場所を確保して「子ども食堂」をつくることは難しいと考えています。 提案をもらった子ども食堂については、奈良県こども食堂ネットワークのホームページ (https://kodomonara.com/) で奈良市内の子ども食堂の開催場所などの情報がわかりますので、一度調べてみてください。奈良市でも皆さんに情報が届くように検討していきます。		子ども育成課
	中高生が体を動かしたり、夜まで話せる場所をつくる	奈良市には18歳までの方がご利用いただける児童館が4か所ありますので、児童館で中高生向けの講座等を企画し、中高生の居場所となるような取組を検討していきます。	【奈良市ホームページ（奈良市立児童館について）】 https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/9927.html	子ども育成課
健康	朝ごはんの大切さを周知・啓発してほしい	朝ごはんは、一日を元気に過ごすために必要な栄養をとったり、生活リズムを整えたりと、とても大切な役割があります。皆さんが「みんなが健康に暮らせるまち」の実現のために、朝ごはんの大切さを伝えてほしいと提案してくれたことをとても素晴らしいと思います。 奈良市では、「奈良市21健康づくり(第3次)」という計画を作っていて、子どもからお年寄りまでのすべての人に、朝ごはんの大切さを伝える取組を進めています。例えば、健康増進課では色々なテーマで健康講座をしています。その中で、朝食の大切さを伝えるようにしています。また、ホームページやSNSでも情報を発信しています。さらに、市役所のほかの部署や、地域の学校や会社、地域の方々などと協力して取組を進めていきたいと考えています。 これからも朝ごはんの大切さや簡単に用意できる朝ごはんなどについて、たくさんの人に伝えていきたいと思っておりますので、皆さんも朝ごはんをしっかり食べて元気な一日を過ごしてください。	令和5年度には小学生と保護者の方を対象に、朝ごはんの大切さについて学ぶ講座をしました。ホームページにどんなことをしたかが書いてありますので、良かったら見てみてください。 【令和5年度25日は学ぼう！にこにこ奈良朝ごはんホームページ】 https://www.city.nara.lg.jp/site/otonanokenkou/174562.html	健康増進課

健康	学校で朝ご飯を食べられるようにしてほしい⇒子どもがメニューを考え市長にそれを伝え、その内容を反映してほしい 週に1回セレクト給食にしてほしい（子ども達が食べたい給食アンケートを実施し、その結果を1位から採用してほしい）（※食品ロスの解消や食育につながる。） 朝ごはんの大切さを周知・啓発してほしい（できれば機会の提供も）	登校前に朝ごはんを食べない人がいることに問題意識をもち、楽しく栄養バランスよく食べることが大切と知っている皆さんはさすがですね！ 実際の奈良市の状況をふまえてご説明します。令和5年度に実施された「奈良県における児童生徒の食生活実態調査」によると、平日に朝ごはんを毎日食べる割合は、奈良市では小学5年生で1.8%、中学2年生で2.7%です。そして、朝ごはんを食べない児童・生徒の約半数は、「食べる時間が無い」や「食欲がない」を理由に挙げています。そのため、朝ごはんを食べるためには、まずは生活リズムの見直しをすることが重要であると考えています。 もし、学校で朝ごはんを食べるとなると、朝の会までに後片付けを済ませる必要があります。また、昼には給食もあるので、朝食を食べるために早い時間に登校することになります。費用の面も検討しなければなりません、アレルギーの対応や栄養バランスのとれた食事の提供には検討が必要です。 朝ごはんの大切さについては、皆さんから貴重なご意見をいただいたので、今後、学級に掲示している食に関する指導資料に「朝ごはんの大切さ」を入れていきたいと思います。 また、セレクト給食についてですが、バランスの良い給食を食べてもらうために好きなものだけを選んで食べてもらったり、一人一人が違う献立で食べてもらったりということはしていません。 以前に、小学6年生と中学3年生にアンケートをとり、3学期に「アンコール献立」として提供していたことがありますので、今後も、皆さんの好きな食材や献立などはアンケートしたり、季節のイベントなどに合わせた献立にするなどして、工夫した献立も取り入れていきたいと思います。給食は、栄養バランスや、予算、作業面を全て考えて出来ています。皆さんの好きな献立をできる限り取り入れたいので、どんなメニューなら美味しく食べられるのか、また教えてください。		保健給食課
	学校の窓に網戸を付けてほしい	多くの学校の校舎の窓には網戸がついていないため、今後、校舎の改修等を行う際には網戸の設置についても検討していきます。		教育施設課
	校庭を土日も開放してほしい	校庭や体育館などについて、休日に地域活動や運動などの利用がある場合は、利用する団体さんから事前に申し込みを行ってもらい、安全面にも注意しながら使用していただいています。それぞれの地域の活動に参加して利用をお願いします。		
	長期休暇中の宿題をなくしてほしい	宿題や学校の学習だけでなく、いろんな場面で新しいことを学ぶことがとても大事です。夏休みには学校の宿題だけでなく、夏休みならではの特別な学びも楽しんでほしいと思っています。学校でもそのことについて話し合っています。		学校教育課
	学校で書初め等を実施し、伝統文化に触れる機会を増やしてほしい	世界遺産学習の中でも、伝統文化にもっと触れることができるように、先生たちと一緒に研究していきます。		
	ラーケーションを導入してほしい 担任交代制や授業のオンライン出席を認めてほしい	ラーケーションは学校だけでなく、社会全体の理解が必要になると考えています。学校だけでなく、いろんな方法で学べる機会を増やしていくために、研究を続けます。		
学校生活	1学期に1回大きいテストを行い、レベルに応じたクラス分けや授業分けをしてほしい（併せてクラス分けによるいじめが発生しないようにしてほしい）	今のクラス分けは、みんなが仲良く過ごせるように、テストの成績だけではなく、個々の特性を考えながら決めています。これからも、みんなのことをしっかり考えてクラス分けなどを行っています。		

学 校 生 活	教育者を増やしてほしい	奈良市の小・中学校では、先生だけでなく、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、学校サポーターなど、たくさんの方が、子どもたちの教育を支えるために働いています。 奈良市では、このような人達を増やしていけるよう日々努力しています。また、たくさんの先生が子どもたちにかかわっていけるように、教科ごとに教える先生が変わる「教科担任制」や、学年の先生が交代で担任をもち、どの先生にでも相談することができる「チーム担任制」を取り入れていきたいと考えています。		教職員課
	学校生活での不満を教育委員会から学校に伝えてほしい	もし心配なことや不満があったら、いつでも教育委員会に連絡してくださいね。あなたの声を大切に思っています。		学校教育課
	私立公立に関係なく、また出身地などの制限もない教育料の無償化や留学費補助などの経済的支援で、子どもたちの選択肢を増やせるようにしてほしい	みんなが安心して小中学校に通学できるように、通学に必要な費用を援助する「就学援助制度」があります。 経済的に困っている事情があれば申請していただき、審査基準を満たせば援助を受けることができます。国立や私立の小中学校に通学されている皆さんにも利用することができます。 援助される費用は、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などで、金額は学年によって異なりますが、国が調査して適切とする額を参考にしています。修学旅行費は、去年から支給できる上限額を大きく引き上げました。 今回提案してもらったことも参考にして、一人ひとりが自分に合った進路を考えることができるように、これからも必要な支援を続けていきます。 また、留学費補助ではありませんが、今年度から開始した事業を紹介させていただきます。 奈良市中学生・高校生等海外夢応援プロジェクトとして、市内在住の中学生・高校生等から、将来の夢を叶えるための「海外探究学習プラン」の提案を募集し、内容を選考のうえ、海外での活動が実現できるよう財政面でその費用の一部を支援するものです。 奈良市ホームページにも実際の出発式の様子などを載せていますので、ぜひ見てください。	【奈良市中学生・高校生等海外夢応援プロジェクト】 https://www.city.nara.lg.jp/site/kyouiku/212328.html	教育総務課 地域教育課
	学校の先生やボランティア先生を学童の先生にしてほしい	バンビーホームの先生には確かに高齢の方もいらっしゃいますが、大学生のお兄さんやお姉さんなど若い先生もいらっしゃいます。また、バンビーホームの先生の中には、バンビーホームで働きながら小学校で講師をされていたり、放課後子ども教室の先生をしていただいている方もいらっしゃいます。 バンビーホームは普段は放課後に開所しますが、学校の先生やボランティアの先生はその時間に次の日に皆さんを学校で受け入れる準備をしていますので、バンビーホームに来てもらうことは大変ですが、学校の先生方とバンビーホームの先生方がしっかりとつながりを持って、見守りや学習のサポートをしています。また、若い先生がもっと多くバンビーホームで働いてもらえるようにしていきたいと思っています。		地域教育課
	校舎を利用して学童保育をする（建設コストの軽減）	ご意見を頂いた通り、既にある小学校の校舎を利用することで新たにバンビーホームを建設するよりも安価になると思います。奈良市ではバンビーホームを新たに建設する場合は、まず小学校の空き教室を利用できないかを検討します。そのうえで、どうしても空き教室が無い場合はグラウンド等に新しくバンビーホームを建設しています。現在、佐保・登美ヶ丘・済美・富雄第三・鶴舞・鼓阪・興東・田原・柳生小学校では校舎内にバンビーホームを設置しています。今後もバンビーホームを増やす必要が出た場合は、空き教室が利用できるか等、できる限り安価に対応できる方法を考えていきます。		

人権・平等	差別や偏見に関するセミナーを公民館で開いてほしい	奈良市では、1年を通じて差別、偏見等様々な人権についての講演会、イベント、映画上映等を西部会館など市内の施設で開催しております。どんどん参加してください。	【人権を守る】 https://www.city.nara.lg.jp/life/2/16/	共生社会推進課
	差別や偏見、また困っている人に対して見て見ぬふりをする人を減らす趣旨の標語入りポスターを作してほしい	奈良市人権擁護委員さんと奈良市が共催で、人権擁護啓発作品展を実施しポスターや習字を募集しています。表彰された作品でポスターや啓発物品を作製しています。各学校にもポスターを配布しているので、一度ご覧ください。また、ホームページでも作品を見ることができます。	【人権を守る】 https://www.city.nara.lg.jp/life/2/16/	
地域振興・文化継承	地域の特産品を使った講習会を開いてほしい	地域の特産品について知り、受け継ぐことはとても重要です。奈良市では、市内の農家で育てられた野菜や米、茶などの農産物をより多くの市民の皆さんに知ってもらい、食べてもらうことで地域を元気にする「地産地消」を進める取り組みを行っています。この取り組みでは、旬の地元野菜などの知識やおすすめレシピを、ショート動画で紹介するほか、ショッピングセンターでのトークイベントや、親子向け体験ツアーを行います。 このことにより、市民の皆さんが市産農産物を知り、学びを深めるきっかけを提供します。 また、しみんだよりの「奈良の食コラム」にて、市産農産物の紹介も行っています。 今後も、農産物をはじめ、特産品の情報発信につながる様々な取り組みができるよう検討していきます。		農政課

令和6年度奈良市子ども会議報告書

令和7年1月

【発行】

奈良市子ども未来部子ども政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話:0742-34-4792 FAX:0742-34-4798

E-mail:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

令和7年度奈良市子ども会議開催について（案）

（１）趣旨

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１２条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を設置し、開催する。

（２）概要

＜テーマ＞

「奈良市の防災を考えよう ～自分や身近な人の命を守る、子ども目線の自助・共助～」

阪神淡路大震災から30年を迎え、また昨年の能登半島地震も記憶に新しく、全国各地で自然災害の多発により防災意識が高まっている中、令和6年度奈良市子ども会議でも子どもたちからの意見に防災に関する意見が多数寄せられるとともに、次年度に話したいテーマとしても、今年度の内容の続きとして体験などをして深めたいといったアンケート結果が得られた。

また災害弱者となる可能性が高い方々については、それぞれの目線で防災対策等を検討する必要があり、「子ども目線の防災」についても、非常に大切なものである。

以上を踏まえ、令和7年度の子ども会議では【奈良市の防災を考えよう】というテーマで、「子ども目線の防災」について議論してもらい、それらの効率的な周知啓発方法等についても意見提案するとともに、子どもたちに自分の命を守る「自助」と、身近な人を助ける「共助」について考えてもらう機会にする。

令和7年度

4月	5月	6月	7月	8月
		参加者募集	子ども会議 (全5回) ＋ 市長への 意見報告会	

令和7年5月下旬～7月

参加者申込受付

令和7年7月～8月

子ども会議（全5回）＋ 市長・教育長への意見報告

(3) 開催日時及び開催方法

回	開催日	開催時間	開催方法
第1回	7月25日（金）	午前10時から正午まで	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室
第2回	7月29日（火）		
第3回	8月1日（金）		
第4回	8月5日（火）		
第5回	8月8日（金）		
市長への 意見報告 会	8月19日（火）		

※ 子どもたちが参加しやすい夏休み期間を中心に開催する。

※ 5回目のあと、市長・教育長へ提案のプレゼンテーションを行う。

※ 必要に応じて、翌年3月までに回答説明会を実施し、子どもたちの意見がどのように市政に反映さ
について、市から子どもたちへ説明する機会を設ける。

(4) 参加者

奈良市内に在住又は在学する10歳から17歳までの子ども最大で30名程度を想定する。

なお、応募者多数の場合は抽選とする。

【募集方法】
① 奈良市内の各学校（小・中・高等学校、養護学校等）に募集案内チラシ・ポスターを配布
② 奈良市公式ホームページへの募集記事掲載
③ 令和6年度奈良市子ども会議参加者への案内
④ しみんだよりへの募集記事掲載
⑤ 子ども未来部SNSでの発信 等

【応募方法】
Logoフォーム内の参加申し込みフォームにアクセスし、以下の必要事項を入力する。 応募締め切りは令和7年7月上旬（予定）。
（必要事項）
・氏名（ふりがな） ・年齢 ・住所
・電話番号 ・Eメールアドレス ・学校名/学年
・参加したい理由 ・写真撮影・掲載の承諾 等

（参考）

令和6年度奈良市子ども会議参加者数	22名
令和5年度奈良市子ども会議参加者数	25名
令和4年度奈良市子ども会議参加者数	26名
令和3年度奈良市子ども会議参加者数	20名
令和2年度奈良市子ども会議参加者数	30名
令和元年度奈良市子ども会議参加者数	22名
平成30年度奈良市子ども会議参加者数	20名
平成29年度奈良市子ども会議参加者数	28名
平成28年度奈良市子ども会議参加者数	37名
平成27年度奈良市子ども会議参加者数	42名

(5) 進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように、専門のファシリテーターを配置する。

令和7年度奈良市子ども会議ファシリテーター
地域ファシリテーター／令和4～6年度奈良市子ども会議ファシリテーター 萩原 有紀 氏

(6) サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を数名程度募集する。サポーターには、謝礼として1日につき3,500円を支払うこととする。

【募集方法】
①令和6年度奈良市子ども会議に参加したサポーターへの案内 ②市内の大学等を通じて周知

【応募方法】
Logoフォーム内の参加申し込みフォームにアクセスし、以下の必要事項を入力する。 応募締め切りは令和7年7月上旬（予定）。
(必要事項)
・氏名（ふりがな） ・年齢 ・住所 ・電話番号 ・Eメールアドレス ・学校名/学部/学年 ・参加したい理由 ・写真撮影・掲載の承諾 等

(参考)

令和6年度奈良市子ども会議サポーター参加者数 6名

(7) その他

- ・参加に係る経費（交通費等）として、参加1回につき500円の図書カードを参加者へ配付する。
- ・奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者には募集段階からその旨を示し、参加者とその保護者から公開に関する承諾書を提出してもらう。

(参考) 奈良市子ども会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであって、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

(支援)

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
- (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

（参考） 奈良市子ども会議実施に関する方針

第1 目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポーター 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

附 則

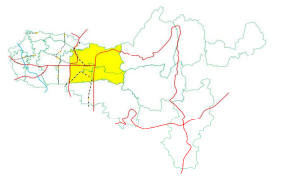
この方針は、平成27年6月4日から施行する。

令和7年度奈良市教育・保育の提供体制について（案）

奈良市子ども未来部子ども政策課
令和7年2月17日

1. 中央区域の令和6年度 of 取組状況と令和7年4月の利用定員（案）について

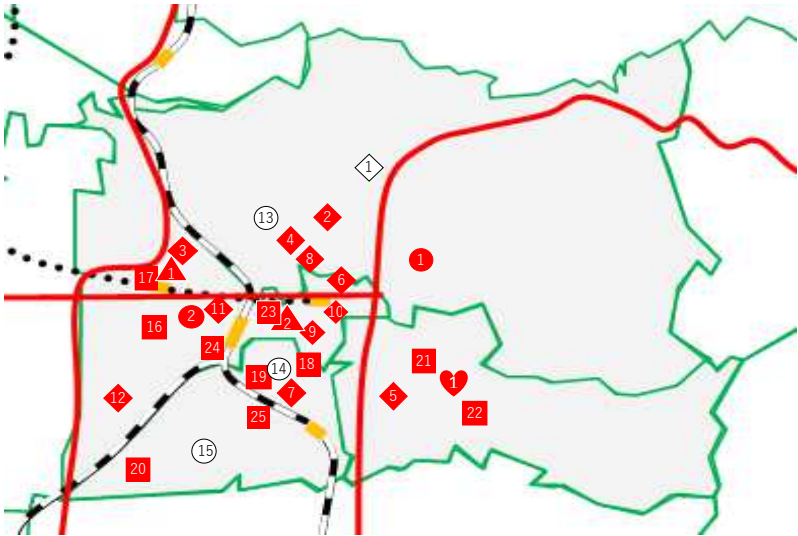
【位置図】



【5年間の量の見込み】

		3号		2号		1号
		0歳	1・2歳	保育	教育	
事業計画	R2	226	725	985	150	724
	R3	230	708	964	157	693
	R4	234	702	947	164	665
	R5	237	693	940	173	646
	R6	231	681	921	169	632

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の整備に係る令和6年度 of 取組状況】※予算措置分に限る

（1）市立幼保施設の再編

- 令和6年度 案件なし

（2）市立幼保施設の民営化

- 済美幼稚園の民間移管に向けた事業者公募（令和8年4月移管予定）
- 三笠保育園の民間移管に向けた引継保育（令和7年4月移管予定）
- 白藤学園おおみやこども園の施設整備（令和5年度～令和6年度）

（3）地域型保育事業の活用

- 令和6年度 案件なし

（4）既存の私立施設の拡大

- 令和6年度 案件なし

【令和7年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和7年2月1日現在）

No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	若草こども園	公	幼保連携型認定こども園	12	30	58	30	130	◇
2	佐保山こども園	私	幼保連携型認定こども園	20	50	90	15	175	◆
3	佐保川こども園	私	幼保連携型認定こども園	30	60	90	9	189	◆
4	あいのそのこども園	私	幼保連携型認定こども園	5	24	39	12	80	◆
5	極楽坊あすかこども園	私	幼保連携型認定こども園	15	105	180	25	325	◆
6	認定こども園奈良カトリック幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	12	45	90	147	◆
7	愛染幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	18	36	45	99	◆
8	奈良育英幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	20	30	45	95	◆
9	いさかわ幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	5	15	135	155	◆
10	親愛幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	12	30	84	126	◆令和7年4月定員変更予定
11	白藤学園おおみやこども園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	6	12	18	72	108	◆令和7年4月定員変更予定
12	大安寺西しろはとこども園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	3	12	24	60	99	◆
13	佐保幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
14	済美幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
15	大安寺幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	35	35	○
16	こまどり保育園	私	保育所	20	42	63	-	125	■
17	新大宮駅前みどりの園保育園	私	保育所	15	30	45	-	90	■
18	奈良ルーテル保育園	私	保育所	12	34	54	-	100	■
19	すまいる保育園	私	保育所	9	30	51	-	90	■
20	あいづ保育園	私	保育所	15	45	80	-	140	■
21	みのり保育園	私	保育所	15	43	72	-	130	■令和7年4月定員変更予定
22	桃の木保育園	私	保育所	6	12	22	-	40	■
23	三笠保育園	私	保育所	9	27	54	-	90	■令和7年4月開園予定
24	白藤学園おおみや保育園	私	公私連携型保育所	20	60	120	-	200	■
25	春日よつば保育園	私	公私連携型保育所	20	60	120	-	200	■
特定教育・保育施設 合計				232	743	1,336	797	3,108	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園

No	施 設 名	公私	施設種別	直近5年間の児童数の平均					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	東大寺学園幼稚園	私	幼稚園	-	1・2歳	-	98	98	●
2	奈良保育学院付属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	84	84	●
特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 合計				0	0	0	182	182	

■特定教育・保育施設の確認を受けないこども園

No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	奈良教育大学附属幼保連携型認定こども園	国	こども園	-	6	18	72	96	♥

■特定地域型保育事業

No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	奈良すこやか保育園	私	小規模保育事業	5	14	-	-	19	▲
2	古都すこやか保育園	私	小規模保育事業	3	16	-	-	19	▲
特定地域型保育事業 合計				8	30	0	0	38	

2. 西部北区域の令和6年度の取組状況と令和7年4月の利用定員（案）について

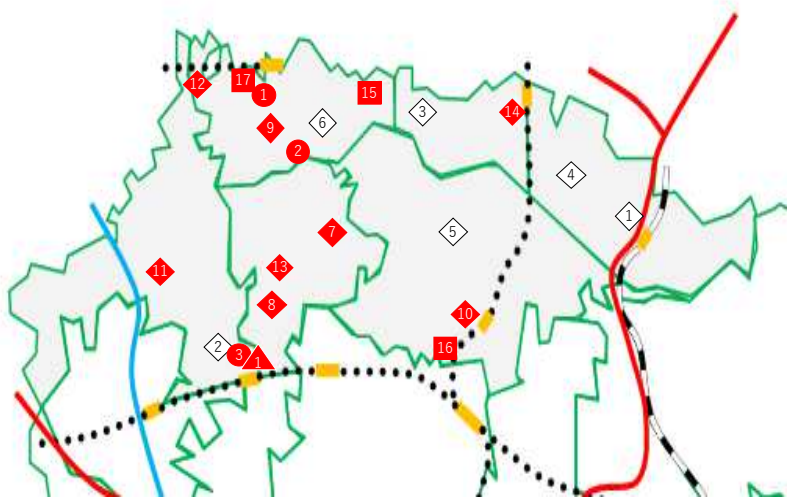
【位置図】



【5年間の量の見込み】

		3号		2号		1号
		0歳	1・2歳	保育	教育	
事業計画	R2	160	607	978	153	1,122
	R3	159	621	986	165	1,098
	R4	158	623	965	172	1,044
	R5	157	630	973	183	1,022
	R6	152	618	958	180	1,005

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の整備に係る令和6年度の取組状況】※予算措置分に限る

（１）市立幼保施設の再編

- ・ 令和6年度 案件なし

（２）市立幼保施設の民営化

- ・ 令和6年度 案件なし

（３）地域型保育事業の活用

- ・ 令和6年度 案件なし

（４）既存の私立施設の拡大

- ・ 令和6年度 案件なし

【令和7年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和7年2月1日現在）

No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	左京こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	◇
2	青和こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	◇
3	神功こども園	公	幼保連携型認定こども園	15	45	75	95	230	◇
4	朱雀こども園	公	幼保連携型認定こども園	22	63	105	60	250	◇
5	平城こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	◇
6	東登美ヶ丘こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	110	140	◇
7	奈良認定こども園学園前学園	私	幼保連携型認定こども園	20	70	120	15	225	◆
8	鶴舞保育園	私	幼保連携型認定こども園	12	56	84	6	158	◆
9	中登美こども園	私	幼保連携型認定こども園	22	74	120	9	225	◆
10	YMCAあきしのこども園	私	幼保連携型認定こども園	15	40	75	9	139	◆
11	桜華こども園	私	幼保連携型認定こども園	15	40	65	9	129	◆令和7年4月開園予定
12	登美ヶ丘マミーズ保育園	私	保育所型認定こども園	9	24	57	15	105	◆令和7年4月開園予定
13	鶴舞やまとこども園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	9	27	54	85	175	◆
14	右京こだま保育園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	24	66	105	30	225	◆
15	みずほ保育園	私	保育所	6	30	54	-	90	■
16	あかね保育園	私	保育所	20	40	60	-	120	■
17	学研奈良ビュア保育園	私	保育所	6	30	54	-	90	■
※2	そら保育園分園	私	保育所	3	8	-	-	11	◇青和こども園内
特定教育・保育施設 合計				198	613	1,148	863	2,822	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園

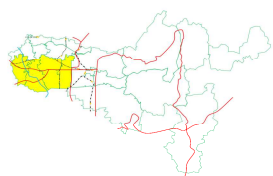
No	施 設 名	公私	施設種別	直近5年間の児童数の平均					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	奈良学園幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	109	109	●
2	登美が丘カトリック幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	210	210	●
3	奈良女子大学附属幼稚園	国	幼稚園	-	-	-	132	132	●
特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 合計				0	0	0	451	451	

■特定地域型保育事業

No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	学園前ピース保育園	私	小規模保育事業	3	16	-	-	19	▲
特定地域型保育事業 合計				3	16	0	0	19	

3. 西部南区域の令和6年度の取組状況と令和7年4月の利用定員（案）について

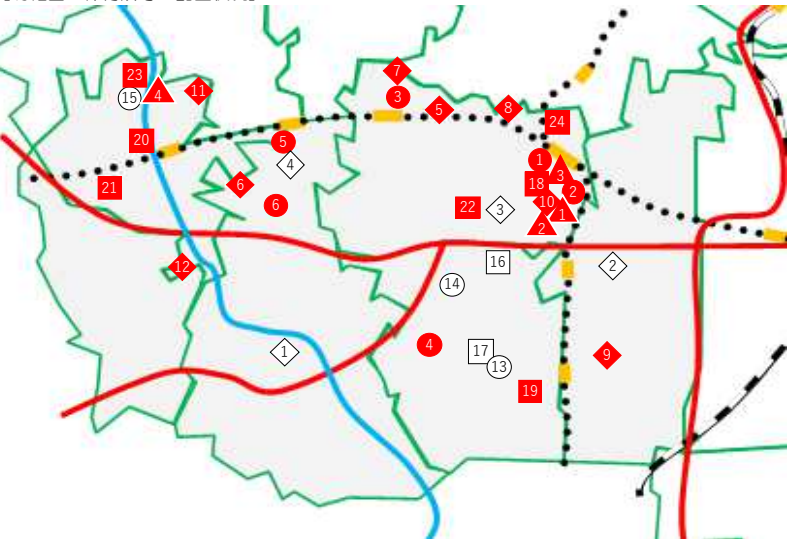
【位置図】



【5年間の量の見込み】

		3号		2号		1号
		0歳	1・2歳	保育	教育	
事業計画	R2	216	709	1,208	215	1,449
	R3	221	735	1,204	217	1,365
	R4	223	763	1,214	220	1,302
	R5	226	778	1,216	223	1,234
	R6	220	761	1,206	221	1,224

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の整備に係る令和6年度の取組状況】※予算措置分に限る

（１）市立幼保施設の再編

- 令和6年度 案件なし

（２）市立幼保施設の民営化

- 西大寺北こども園の施設整備（令和6年度～令和7年度）

（３）地域型保育事業の活用

- 令和6年度 案件なし

（４）既存の私立施設の拡大

- 令和6年度 案件なし

【令和7年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和7年2月1日現在）

No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	富雄南こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	◇
2	都跡こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	◇
3	伏見こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	15	155	170	◇
4	学園南こども園	公	幼保連携型認定こども園	20	60	120	55	255	◇
5	奈良認定こども園あやめ池学園	私	幼保連携型認定こども園	19	38	65	15	137	◆
6	奈良認定こども園富雄学園	私	幼保連携型認定こども園	15	30	45	28	118	◆
7	こだま保育園	私	幼保連携型認定こども園	15	30	45	15	105	◆
8	西大寺北こども園	私	幼保連携型認定こども園	-	-	21	38	59	◆
9	西の京さくら保育園	私	幼保連携型認定こども園	15	35	60	6	116	◆
10	YMCAならこども園	私	幼保連携型認定こども園	12	30	48	9	99	◆
11	そら保育園	私	幼保連携型認定こども園	10	27	53	9	99	◆令和7年4月開園予定
12	富雄藍咲学園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	18	51	96	55	220	◆
13	六条幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
14	伏見南幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
15	富雄北幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
16	伏見保育園	公	保育所	20	60	120	-	200	□
17	京西保育園	公	保育所	18	52	90	-	160	□
18	西大寺保育園	私	保育所	22	54	96	-	172	■
19	西ノ京みどりの園保育園	私	保育所	15	30	45	-	90	■
20	とみお駅前保育園	私	保育所	12	39	75	-	126	■
21	西奈良ルーテル保育園	私	保育所	15	42	63	-	120	■
22	西大寺南みどりの園保育園	私	保育所	15	30	45	-	90	■
23	ソフィア富雄保育園	私	保育所	6	30	54	-	90	■
24	memorytree保育園	私	保育所	12	36	62	-	110	■
※2	あいづ保育園分園	私	保育所	-	20	-	-	20	◇都跡こども園内
特定教育・保育施設 合計				259	694	1,278	875	3,106	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園

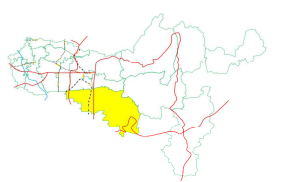
No	施 設 名	公私	施設種別	直近5年間の児童数の平均					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	西大寺幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	187	187	●
2	奈良大学附属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	158	158	●
3	近畿大学附属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	134	134	●
4	ひかり幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	137	137	●
5	帝塚山幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	106	106	●
6	学園前ネオポリス幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	89	89	●
特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 合計				0	0	0	811	811	

■特定地域型保育事業

No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	YMCA西大寺南保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19	▲
2	ニチキッズ伏見菅原保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19	▲
3	ニチキッズ南口駅前ひろば保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19	▲
4	みらいとみお保育園	私	小規模保育事業	3	16	-	-	19	▲
特定地域型保育事業 合計				21	55	0	0	76	

4. 南部区域の令和6年度の取組状況と令和7年4月の利用定員（案）について

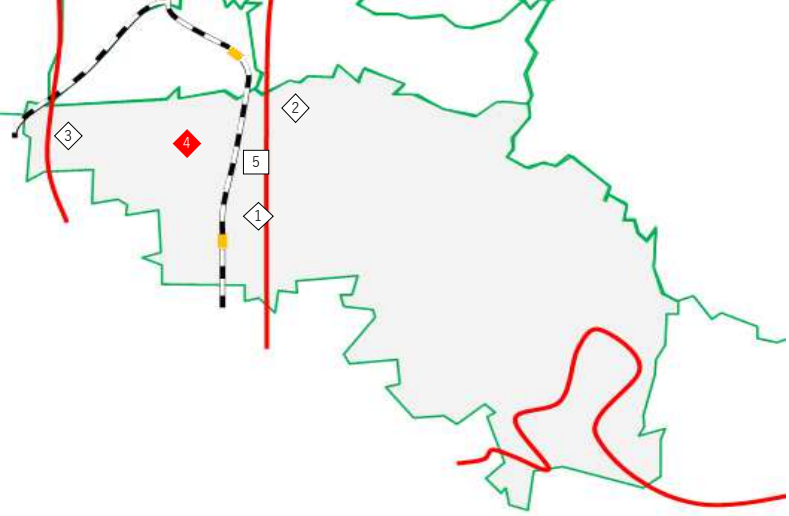
【位置図】



【5年間の量の見込み】

事業計画		3号		2号		1号
		0歳	1・2歳	保育	教育	
	R2	39	122	236	12	113
	R3	40	125	238	14	112
	R4	42	130	232	15	108
	R5	43	131	230	16	106
	R6	41	127	224	15	103

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の整備に係る令和6年度の取組状況】※予算措置分に限る

（1）市立幼保施設の再編

- ・ 令和6年度 案件なし

（2）市立幼保施設の民営化

- ・ 明治わらべこども園の施設整備（令和5年度～令和7年度）

（3）地域型保育事業の活用

※対象外

（4）既存の私立施設の拡大

※対象外

【令和7年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和7年2月1日現在）

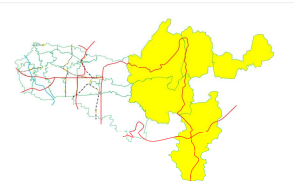
No	施 設 名	公私	施設種別	利用定員（人）					備 考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	帯解こども園	公	幼保連携型認定こども園	12	42	75	41	170	◇
2	高円こども園	公	幼保連携型認定こども園	15	40	75	30	160	◇
3	辰市こども園	公	幼保連携型認定こども園	18	52	90	55	215	◇
4	明治わらべこども園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	3	6	18	35	62	◆令和7年4月定員変更予定
5	都南保育園	公	保育所	12	30	58	-	100	□
特定教育・保育施設 合計				60	170	316	161	707	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園・・・ なし

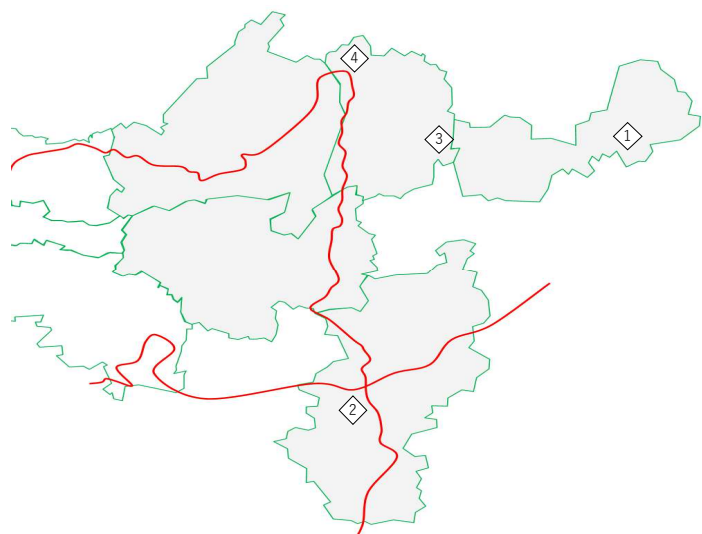
■特定地域型保育事業・・・ なし

5. 東部区域の令和6年度の取組状況と令和7年4月の利用定員（案）について

【位置図】



【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の整備に係る令和6年度の取組状況】※予算措置分に限る

- （１）市立幼保施設の再編
 - ・ 令和6年度 案件なし
- （２）市立幼保施設の民営化
 - ・ 令和6年度 案件なし
- （３）地域型保育事業の活用
 - ※対象外
- （４）既存の私立施設の拡大
 - ※対象外

【5年間の量の見込み】

		3号		2号		1号
		0歳	1・2歳	保育	教育	
事業計画	R2	9	41	90	8	27
	R3	10	40	90	9	27
	R4	11	43	87	10	26
	R5	11	42	81	10	25
	R6	11	41	80	10	24

【令和7年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和7年2月1日現在）

特定教育・保育施設										令和7年2月1日現在
No	施設名	公私	施設種別	利用定員（人）						備考
				3号		2号	1号	合計		
				0歳	1・2歳					
1	月ヶ瀬こども園	公	幼保連携型認定こども園	3	12	30	15	60	◇	
2	都祁こども園	公	幼保連携型認定こども園	10	35	70	45	160	◇	
3	布目こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	-	-	0	◇平成30年4月より休園	
4	柳生こども園	公	幼保連携型認定こども園	0	9	27	14	50	◇	
特定教育・保育施設 合計				13	56	127	74	270		

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 …… なし

■特定地域型保育事業 …… なし

保育所等の新設について

三笠保育園(保育所)

桜華こども園(幼保連携型認定こども園)

そら保育園(幼保連携型認定こども園)

登美ヶ丘マミーズ保育園(保育所型認定こども園)

奈良市子ども未来部

令和7年2月17日

保育所 三笠保育園
(令和7年4月1日開園予定)

1. 運営主体 社会福祉法人 アタラシカタチ

2. 定員 90

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
9	12	15	18	18	18

3. 特別保育 延長保育を実施

4. 施設概要 所在地：西之阪町5番地の1

構造：鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建

駐車場：有

駐輪場：有

開園までの経緯	令和5年12月8日	公募開始
	令和5年12月15日	募集要項説明会及び現地見学・保育見学会
	令和6年1月19日	応募終了(1事業者から応募)
	令和6年2月1日	上記1事業者を対象として「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」による書類審査及びヒアリング審査を実施(現地調査も含む)。事業者選定(社会福祉法人アタラシカタチ(旧名称:社会福祉法人郡山双葉会))
	令和6年度	引継保育
	令和7年1月～3月	共同保育
	令和7年4月	三笠保育園を民間移管し私立保育園へ移行予定

幼保連携型認定こども園 桜華こども園
(令和7年4月1日開園予定)

1. 運営主体 社会福祉法人 大和清泉会

2. 定員 129

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
15	20	20	24	25	25

3. 特別保育 延長保育、一時預かり、預かり保育を実施

4. 施設概要 所在地：二名1丁目2361番地の3

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建

駐車場：有

駐輪場：有

開園までの経緯

平成13年4月1日	児童福祉施設設置認可を受け保育園として開園
平成18年4月	保育室を増築
令和7年4月	幼保連携型認定こども園へ移行予定

幼保連携型認定こども園 そら保育園
(令和7年4月1日開園予定)

1. 運営主体 社会福祉法人 どんぐり

2. 定員 99 (分園11)

分園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	10	11	16	20	21	21
	3	4	4			

3. 特別保育 延長保育、預かり保育を実施

4. 施設概要 所在地：富雄北三丁目14番3号
 (分園)百楽園四丁目1番1号(青和こども園内)

構造：鉄骨造 2階建

駐 車 場：有

駐輪場：有

開園までの経緯 平成17年5月1日 児童福祉施設設置認可を受け保育園として開園

平成30年4月1日 分園の設置

令和7年4月 幼保連携型認定こども園へ移行予定

保育所型認定こども園 登美ヶ丘マミーズ保育園
(令和7年4月1日開園予定)

1. 運営主体 社会福祉法人 福寿会

2. 定員 105

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
9	12	12	24	24	24

3. 特別保育 延長保育、一時預かり、預かり保育を実施

4. 施設概要 所在地：中登美ヶ丘五丁目34番1号

構造：鉄骨造 2階建

駐車場：有

駐輪場：有

開園までの経緯 令和元年12月1日 児童福祉施設設置認可を受け保育園として開園
令和7年4月 保育所型認定こども園へ移行予定

認可保育所の認可基準への適合状況について

基準※	基準の内容		三笠保育園																																			
			所在地 西之阪町5番地の1																																			
			設置運営法人 社会福祉法人 アタラシイカタチ																																			
		申 請 内 容			適否																																	
利用定員に関する基準	1	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	<table><tr><td></td><td>2・3号</td><td>1号</td><td>合計</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>9</td><td></td><td>9</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>12</td><td></td><td>12</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>15</td><td></td><td>15</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>18</td><td></td><td>18</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>18</td><td></td><td>18</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>18</td><td></td><td>18</td></tr><tr><td>合計</td><td>90</td><td>0</td><td>90</td></tr></table>				2・3号	1号	合計	0歳児	9		9	1歳児	12		12	2歳児	15		15	3歳児	18		18	4歳児	18		18	5歳児	18		18	合計	90	0	90	○
		2・3号	1号	合計																																		
0歳児	9		9																																			
1歳児	12		12																																			
2歳児	15		15																																			
3歳児	18		18																																			
4歳児	18		18																																			
5歳児	18		18																																			
合計	90	0	90																																			
職員に関する基準	2	保育士を配置すること 以下で算出した員数以上であること (0歳児×1/3) + (1歳児+2歳児) ×1/6 + (3歳児×1/20) + (4歳児+5歳児) ×1/30 の小数点以下を四捨五入	配置予定職員数 常勤 14 人 非常勤 2 人 【配置基準】 0歳 9人 ÷ 3人 = 3.0人 1・2歳 27人 ÷ 6人 = 4.5人 3歳 18人 ÷ 20人 = 0.9人 4・5歳 36人 ÷ 30人 = 1.2人 合計 10人			○																																
	3	嘱託医、調理員を配置すること	嘱託医 確保済 調理員 確保済			○																																
	設備に関する基準	4	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を3階以上に設けている場合は、以下の基準を満たすこと(2階までの場合は●のみを満たすことで可) ●耐火建築物又は準耐火建築物(3階以上の場合は耐火) ●常用の避難階段及び避難用の屋外階段等がそれぞれ1以上 ・保育室の各部分から前述の階段へ至る歩行距離が30m以下 ・調理室が耐火構造の床又は壁もしくは特定防火設備で区画 ・壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げ ・非常警報装置又は火災通報設備が設けられている ・可燃性のカーテン、敷物、建具等に防火処理 ●転落防止の設備	園舎 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建 保育室等設置階数 1階、2階 建物の構造 耐火建築物 階段等設備 (常用)屋内避難階段 (避難用)屋外階段 調理室の区画 耐火壁で区画 不燃材仕上げ 済 非常警報装置 有 建具等の防火処理 済 転落防止設備 階段室として区画			○																															
5		園舎・屋外遊戯場は同一敷地内に設置	同一敷地内			○																																
6		屋外遊戯場の面積 屋外遊戯場：3.3㎡×満2歳児以上人数	必要面積 227.70 ㎡ < 実面積 273.95 ㎡			○																																
7		保育室等の面積 乳児室・ほふく室：3.3㎡×0・1歳児人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡×満2歳以上人数	必要面積 69.30 ㎡ < 実面積 176.37 ㎡ 保育室又は遊戯室 136.62 ㎡ < 265.19 ㎡			○																																
8		以下の設備が備わっていること 医務室 便所 調理室	有 有 有			○																																
運営に関する基準	9	自園調理により行うこと	自園調理			○																																
	10	避難訓練及び消火に対する訓練を月1回以上実施すること	月1回以上の実施計画			○																																
	11	健康診断を少なくとも、年2回実施すること	年2回の実施計画			○																																
	12	個人情報の秘密保持及び苦情対応の措置方法	個人情報保護のための指針、苦情対応規程を整備			○																																

※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2～12の基準は、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

幼保連携型認定こども園の認可基準への適合状況について

基準※	基準の内容		桜華こども園					そら保育園																																																																																																																
			所 在 地：二名1丁目2361番地の3 設 置 運 営 法：社会福祉法人 大和清泉会					所 在 地：富雄北三丁目14番3号 設 置 運 営 法：社会福祉法人 どんぐり																																																																																																																
			申 請 内 容				適否	申 請 内 容				適否																																																																																																												
【第4条】 利用定員に関する基準	1	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	令和7年3月末まで <table><tr><th></th><th>2・3号</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>15</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>20</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>20</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>21</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>22</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>22</td></tr><tr><td>合計</td><td>120</td></tr></table>		2・3号	0歳児	15	1歳児	20	2歳児	20	3歳児	21	4歳児	22	5歳児	22	合計	120	令和7年4月から <table><tr><th></th><th>2・3号</th><th>1号</th><th>合計</th><th>学級</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>15</td><td></td><td>15</td><td></td></tr><tr><td>1歳児</td><td>20</td><td></td><td>20</td><td></td></tr><tr><td>2歳児</td><td>20</td><td></td><td>20</td><td></td></tr><tr><td>3歳児</td><td>21</td><td>3</td><td>24</td><td>1</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>22</td><td>3</td><td>25</td><td>1</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>22</td><td>3</td><td>25</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>120</td><td>9</td><td>129</td><td>3</td></tr></table>		2・3号	1号	合計	学級	0歳児	15		15		1歳児	20		20		2歳児	20		20		3歳児	21	3	24	1	4歳児	22	3	25	1	5歳児	22	3	25	1	合計	120	9	129	3	○	令和7年3月末まで <table><tr><th></th><th>2・3号</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>10</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>10</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>17</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>17</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>18</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>18</td></tr><tr><td>合計</td><td>90</td></tr></table>		2・3号	0歳児	10	1歳児	10	2歳児	17	3歳児	17	4歳児	18	5歳児	18	合計	90	令和7年4月から <table><tr><th></th><th>2・3号</th><th>1号</th><th>合計</th><th>学級</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>10</td><td></td><td>10</td><td></td></tr><tr><td>1歳児</td><td>11</td><td></td><td>11</td><td></td></tr><tr><td>2歳児</td><td>16</td><td></td><td>16</td><td></td></tr><tr><td>3歳児</td><td>17</td><td>3</td><td>20</td><td>1</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>18</td><td>3</td><td>21</td><td>1</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>18</td><td>3</td><td>21</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>90</td><td>9</td><td>99</td><td>3</td></tr></table>		2・3号	1号	合計	学級	0歳児	10		10		1歳児	11		11		2歳児	16		16		3歳児	17	3	20	1	4歳児	18	3	21	1	5歳児	18	3	21	1	合計	90	9	99	3	○
	2・3号																																																																																																																							
0歳児	15																																																																																																																							
1歳児	20																																																																																																																							
2歳児	20																																																																																																																							
3歳児	21																																																																																																																							
4歳児	22																																																																																																																							
5歳児	22																																																																																																																							
合計	120																																																																																																																							
	2・3号	1号	合計	学級																																																																																																																				
0歳児	15		15																																																																																																																					
1歳児	20		20																																																																																																																					
2歳児	20		20																																																																																																																					
3歳児	21	3	24	1																																																																																																																				
4歳児	22	3	25	1																																																																																																																				
5歳児	22	3	25	1																																																																																																																				
合計	120	9	129	3																																																																																																																				
	2・3号																																																																																																																							
0歳児	10																																																																																																																							
1歳児	10																																																																																																																							
2歳児	17																																																																																																																							
3歳児	17																																																																																																																							
4歳児	18																																																																																																																							
5歳児	18																																																																																																																							
合計	90																																																																																																																							
	2・3号	1号	合計	学級																																																																																																																				
0歳児	10		10																																																																																																																					
1歳児	11		11																																																																																																																					
2歳児	16		16																																																																																																																					
3歳児	17	3	20	1																																																																																																																				
4歳児	18	3	21	1																																																																																																																				
5歳児	18	3	21	1																																																																																																																				
合計	90	9	99	3																																																																																																																				
【第5条】 学級編制に関する基準	2	満3歳以上の園児について学級を編制し、1学級の園児数は35人以下を原則とする										○																																																																																																												
	3	各学級（満3歳以上）ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上配置すること	学級数：3 学級担任保育教諭数：21人				○	学級数：3 学級担任保育教諭数：7人				○																																																																																																												
	4	教育・保育の直接従事職員の配置 以下で算出した員数以上であること （0歳児×1/3）＋（1歳児＋2歳児）×1/6 ＋（3歳児×1/20）＋（4歳児＋5歳児）×1/30 の小数点以下を四捨五入 ※ただし、3～5歳児に係る員数が学級数を下回るときは、学級数に相当する数を当該員数とすること ※ただし、園長が専任でない場合は、上記による算出した人数に1人増加すること	配置予定職員数 常勤 24人 非常勤 8人 【配置基準】 0歳 15人 ÷ 3人 ＝ 5.0人 1・2歳 40人 ÷ 6人 ＝ 6.6人 3歳 24人 ÷ 20人 ＝ 1.2人 4・5歳 50人 ÷ 30人 ＝ 1.6人 合計 14人 【園長就任予定者】 専任			○	配置予定職員数 常勤 20人 非常勤 5人 【配置基準】 0歳 10人 ÷ 3人 ＝ 3.3人 1・2歳 27人 ÷ 6人 ＝ 4.5人 3歳 20人 ÷ 20人 ＝ 1.0人 4・5歳 42人 ÷ 30人 ＝ 1.4人 合計 10人 【園長就任予定者】 専任			○																																																																																																														
【第6条】 職員に関する基準	5	学校医等（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）、調理員を配置すること（調理業務を委託する場合は不要）	学校医 確保済み 学校歯科医 確保済み 学校薬剤師 確保済み 調理員 確保済み			○	学校医 確保済み 学校歯科医 確保済み 学校薬剤師 確保済み 調理員 確保済み				○																																																																																																													
【第7条】 設備に関する基準	6	園舎は2階建以下を原則。保育室等は原則1階に設置すること （園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は1階以外でも可。ただし、3階以上の場合は、満3歳未満児の保育室に限る）	園舎 2階建 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 保育室等設置階数 1階、2階 建物の構造 耐火建築物 階段等設備 ・常用： 屋内階段 ・避難用： 建築基準法施行令第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 転落防止設備 有			○	園舎 2階建 鉄骨造 保育室等設置階数 1階、2階 建物の構造 耐火建築物 階段等設備 ・常用： 屋内階段 ・避難用： 屋外階段 転落防止設備 有				○																																																																																																													
	7	園舎・園庭は同一敷地内又は隣接地に設置	同一敷地内			○	同一敷地内				○																																																																																																													
	8	園舎面積（幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算した面積以上であること）	必要面積 575.10㎡ < 実面積 981.01㎡			○	必要面積 520.98㎡ < 実面積 614.07㎡				○																																																																																																													
	9	園庭面積（①②を合算した面積以上であること） ①満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積 ②満2歳児に係る保育所基準による面積 ※移行特例を使用する場合は保育所基準を満たせば可	必要面積 466.00㎡ < 実面積 502.85㎡			○	必要面積 257.40㎡ < 実面積 324.69㎡ ※移行特例により保育所基準にて判定				○																																																																																																													
	10	保育室等の面積（乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の面積が保育所基準による面積以上であること） 乳児室・ほふく室：3.3㎡×0・1歳児人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡×満2歳以上児人数	必要面積 乳児室・ほふく室 115.50㎡ < 182.48㎡ 保育室又は遊戯室 186.12㎡ < 261.18㎡			○	必要面積 乳児室・ほふく室 69.30㎡ < 73.51㎡ 保育室又は遊戯室 154.44㎡ < 214.57㎡				○																																																																																																													
	11	以下の設備が備わっていること 職員室・保健室 調理室または調理設備 便所・飲料水用設備・手洗足洗用設備	有 有 有			○	有 有 有				○																																																																																																													
【第11条】 食事に関する基準	12	原則として自園調理により行うこと。 ただし、満3歳以上児への提供は外部搬入可	自園調理			○	自園調理				○																																																																																																													

※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2～12の基準は、「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」
※移行特例とは、平成27年3月31日以前に保育所を設置している者が、幼保連携型認定こども園へ移行する場合に、一定の基準の緩和がなされる特例。

保育所型認定こども園の認定基準への適合状況について

基準※	基準の内容		登美ヶ丘マミーズ保育園							適否	
			所在地：		中登美ヶ丘五丁目34番1号						
			設置運営法人：		社会福祉法人 福寿会						
			申 請 内 容								
利用定員に関する基準	1	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	令和7年3月末まで 令和7年4月から							○	
						1号	2号	3号	合計		学級
			0歳児					9	9		
			1歳児					12	12		
			2歳児					12	12		
			3歳児	40	5	19		24	1		
			4歳児	40	5	19		24	1		
			5歳児	40	5	19		24	1		
			合計	120	合計	15	57	33	105	3	
学級編制に関する基準	2	満3歳以上の園児について学級を編制し、1学級の園児数は35人以下を原則とする								○	
	3	各学級（満3歳以上）ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上配置すること	学級数								

※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2～10の基準は、「奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」

第三期
奈良市子どもにやさしいまちづくり
プラン
(子ども・子育て支援事業計画／こども計画)
(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象者.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況.....	5
1 奈良市の現状.....	5
2 アンケートからみる奈良市の現状.....	23
3 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績.....	43
第3章 計画の基本理念・基本方針.....	46
1 計画の基本理念.....	46
2 計画の基本方針.....	47
3 計画の体系.....	49
第4章 奈良市の子ども・子育て支援の これからの取組.....	50
基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた まちづくり.....	50
基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり.....	61
基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支える まちづくり.....	69
基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり.....	77
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	84
1 教育・保育提供区域の設定.....	84
2 人口の見込み.....	92
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育.....	93
4 地域子ども・子育て支援事業.....	103
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	131
第6章 計画の推進.....	132
1 計画の推進体制.....	132
2 計画内容の周知.....	132
3 計画の進捗管理.....	133
4 計画の実現に向けた成果指標.....	134

資料編 135

1 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン
（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）策定の経過 135

2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿 136

3 ニーズ調査・パブリックコメント 137

4 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 138

5 奈良市子ども・子育て会議条例 145

6 用語解説 148

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもを取り巻く環境は、少子高齢化、核家族の進行、地域社会の結びつきの希薄化、女性の社会進出や世帯の在り方などの価値観の多様化などによって、大きく変化しています。

また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルといった新たな問題、自殺や虐待などの生命に関わる問題、そして、子どもの貧困など、子どもや子育て世帯に関わる多岐にわたる問題が顕在化しています。

国においては、内閣府や厚生労働省などに分散されていた子どもや子育て世帯に関わる施策を総合的に担うため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。同時に、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている状況等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「こども基本法」が施行されました。

さらに、令和5年12月には、「こども基本法」の理念にのっとり、子どもに関する基本的な方針や重要事項を定め、子ども施策を総合的に推進するため、これまで別々に策定されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の三大綱を一元化し、「こども大綱」として策定されました。

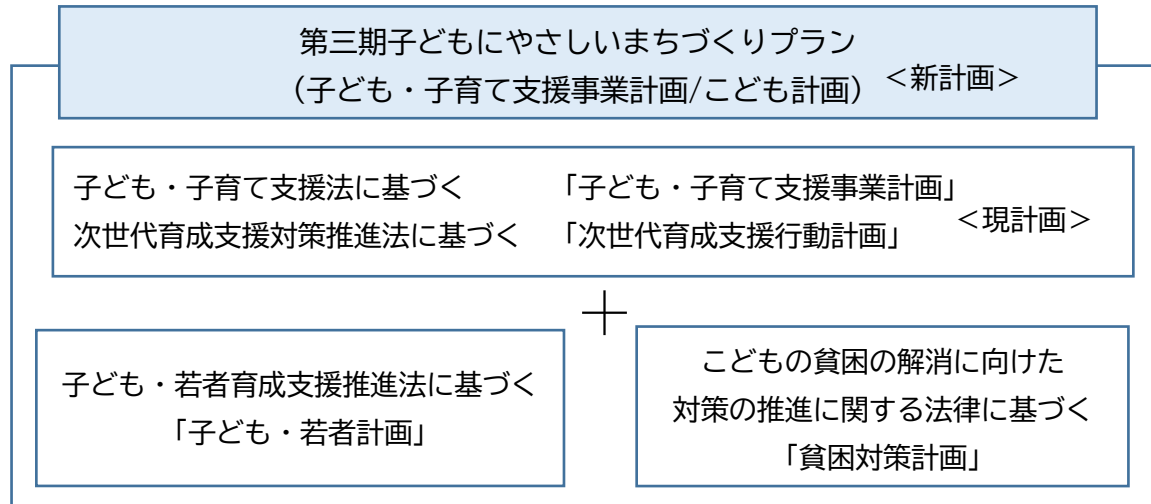
また、「こども基本法」において、市町村は、こども大綱及び都道府県のこども計画を勘案してこども計画を策定することを努力義務として課せられました。

本市においては、令和2年度より「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に基づき、子どもと子育て世帯を対象とした施策に取り組んできましたが、令和5年度に市内の子育て家庭を対象として実施したニーズ調査では、「子どもにやさしいまち」、「子育てしやすいまち」に対する評価は、上昇したものの、少子化傾向に歯止めがかからない状況にあります。

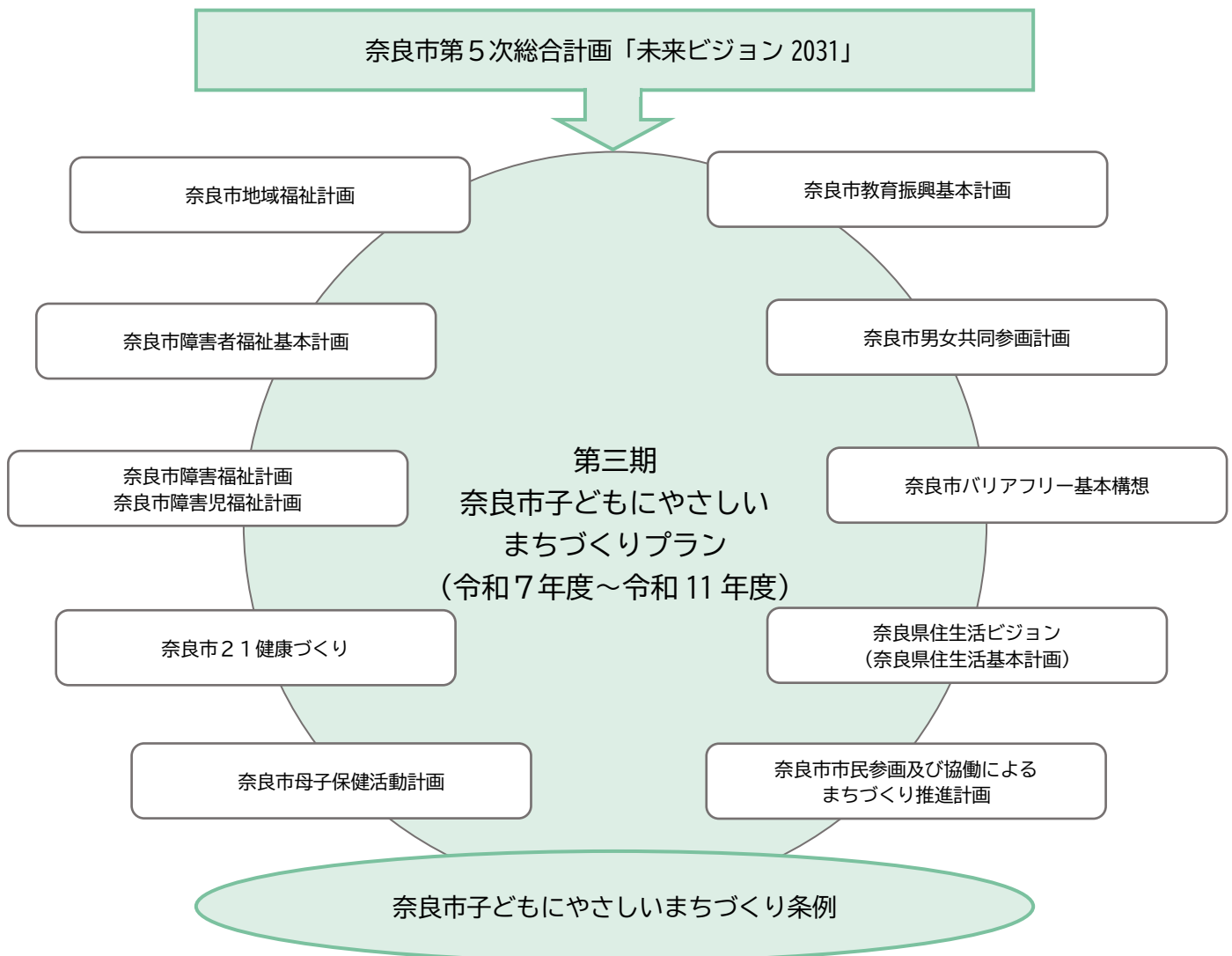
このような状況を踏まえ、「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の計画期間が終了することにもない、本計画については、「子ども・子育て支援事業計画」に加え、「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者計画」を内包した、子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として「こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、奈良市の子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として、下記の計画を一体的に策定し、関連する施策を体系的に記載しています。



本市の他計画との関係



3 計画の対象者

本計画の施策の対象は、以下のとおりとします。

●子ども・子育て支援

妊娠期から乳幼児期（未就学児）、学童期（小学生）、思春期（中高生等）の18歳までの子ども及びその保護者

●若者支援

概ね中学生から30歳代までの若者

●ひとり親家庭支援

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦家庭

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (子ども・子育て支援事業計画)					第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (子ども・子育て支援事業計画/こども計画)				
							中間見直し (予定)		

5 計画の策定体制

(1) 子育てに関するニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、市民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するために「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 奈良市子ども会議参加者等からの意見聴取

本計画の策定にあたり、子ども・若者の当事者の考えや意見を聞き、計画策定を進める上での参考資料とするために、「子どもにやさしいまち」をテーマとして、奈良市子ども会議を開催し、分野横断的に幅広い意見を聴取しました。

(3) 奈良市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について協議しました。

(4) パブリックコメントの実施

子ども用の計画を別途作成のうえ、令和6年12月10日～令和7年1月9日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

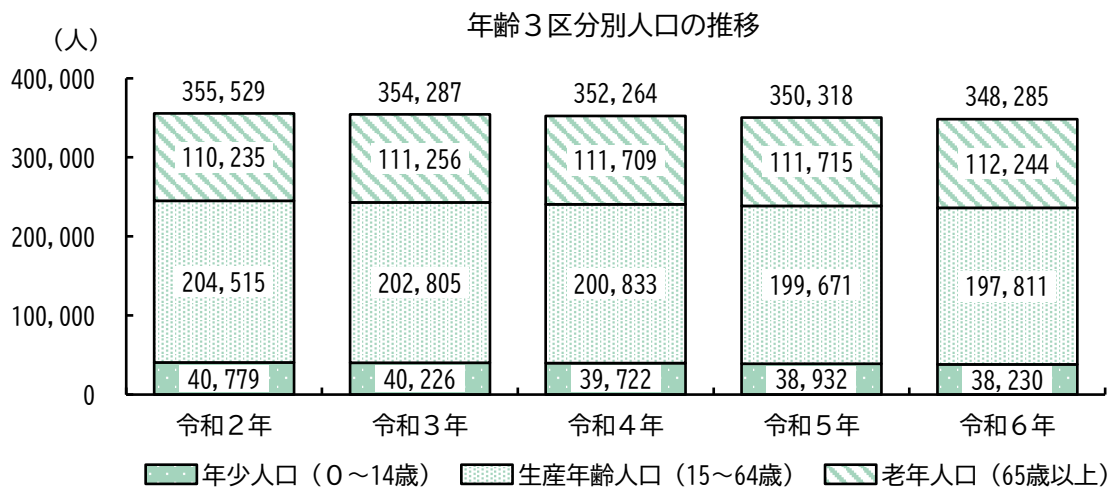
奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況

1 奈良市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で348,285人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

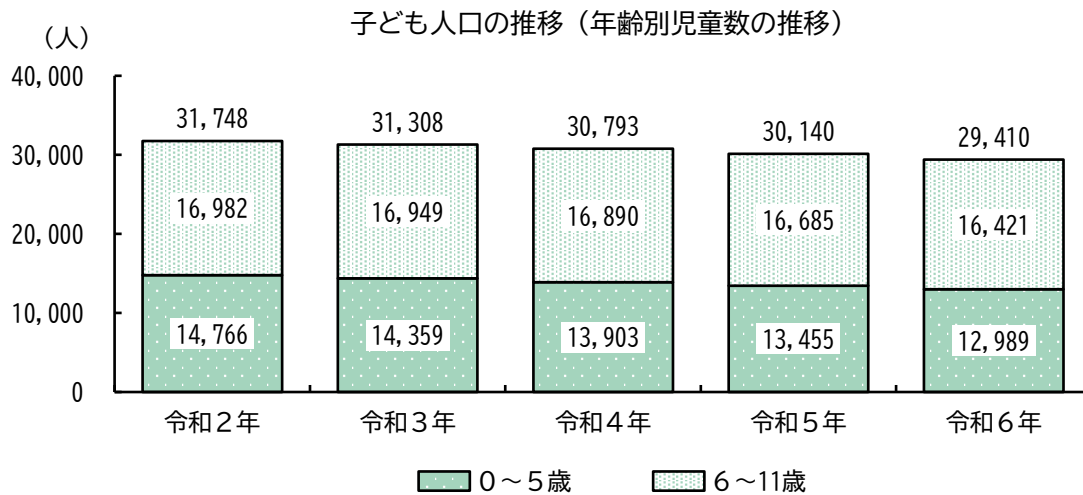


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 子ども人口の推移（年齢別児童数の推移）

本市の0～5歳の子ども人口は令和2年から令和6年までの期間で1,777人減少しており、令和6年4月現在で12,989人となっています。

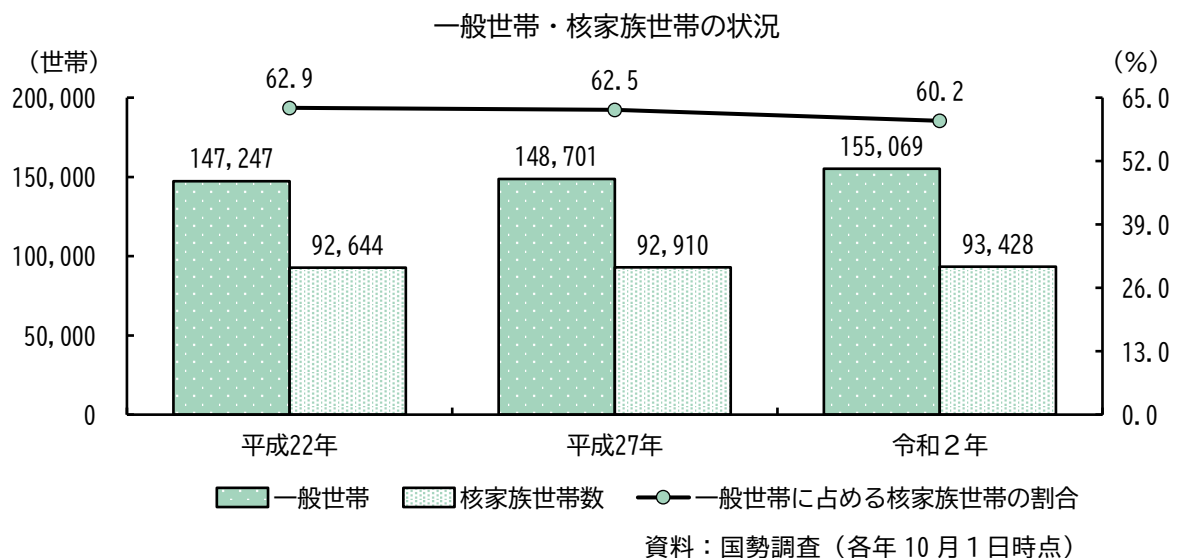
また、6～11歳の子ども人口は令和2年から令和6年までの期間で561人減少しており、令和6年4月現在で16,421人となっています。



（2）世帯の状況

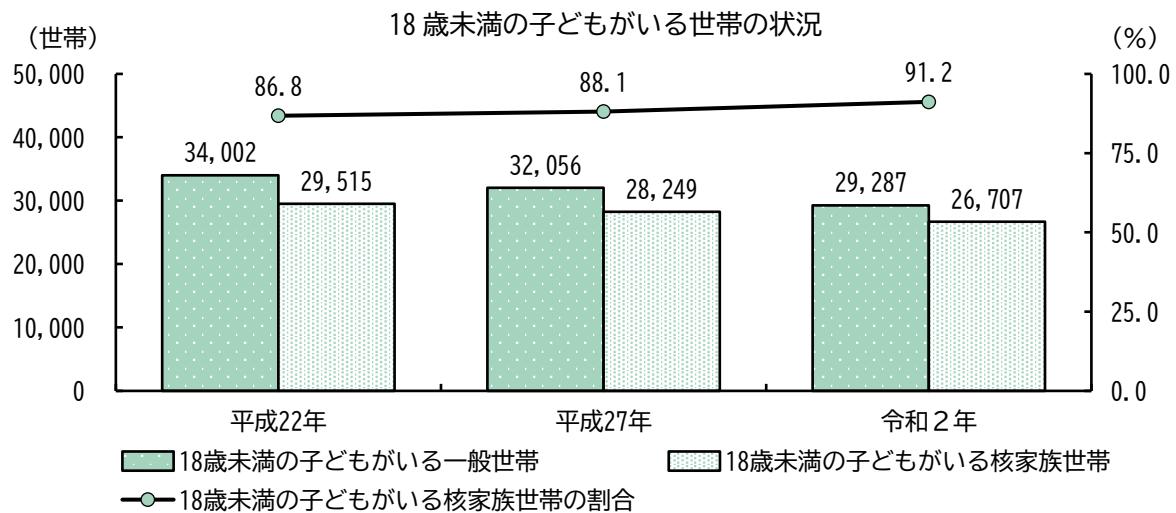
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で93,428世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



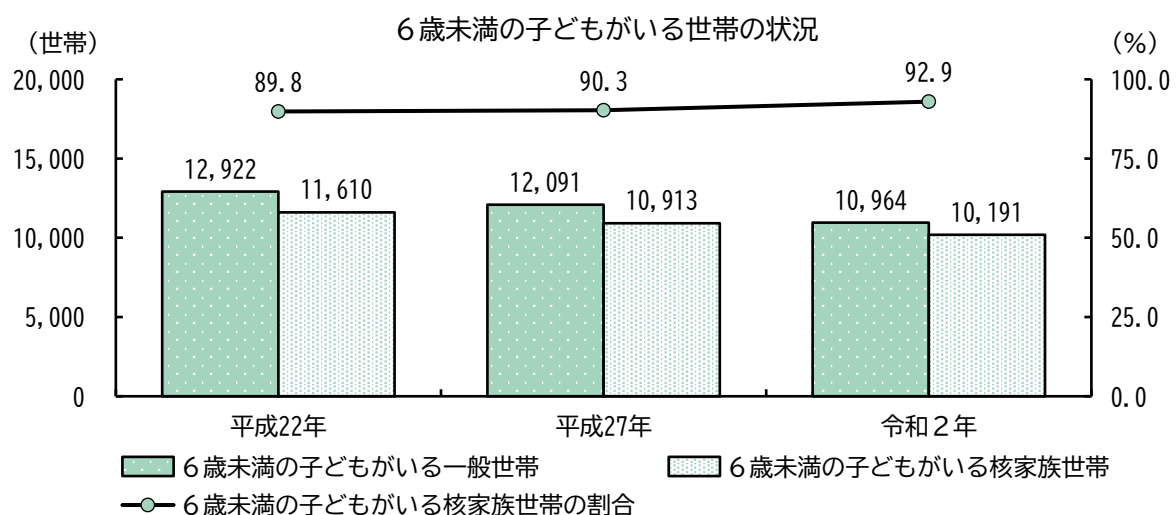
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で29,287世帯となっています。18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



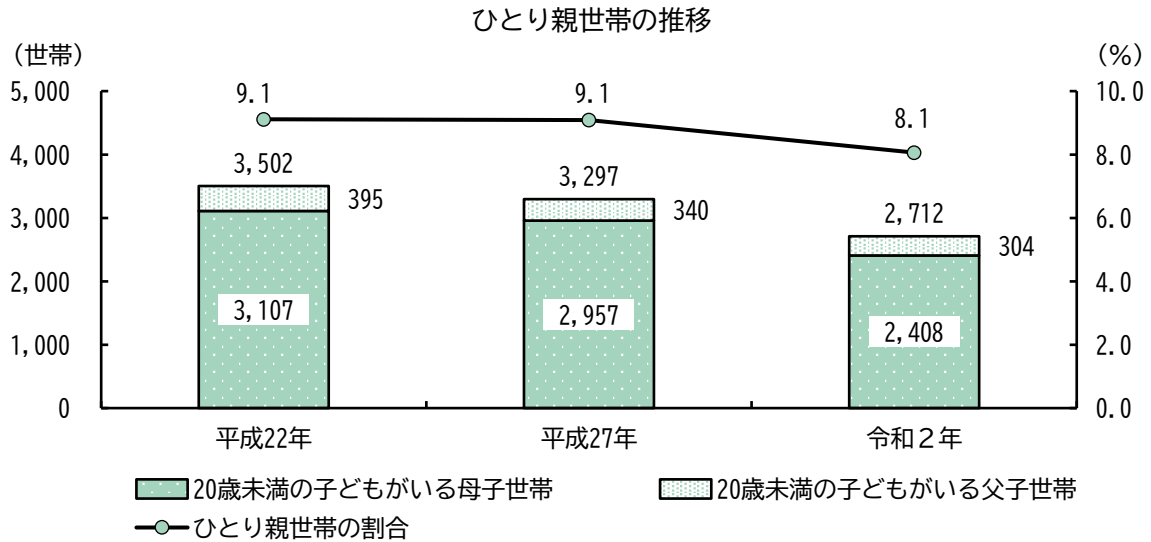
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で10,964世帯となっています。6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の20歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は令和2年で2,408世帯、父子世帯は304世帯となっており、20歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は8.1%となっています。

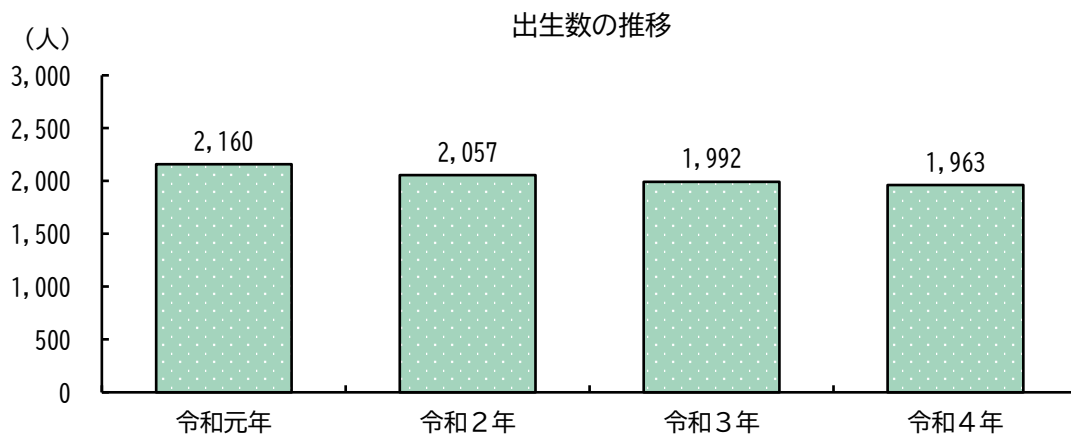


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

（3）出生の状況

① 出生数の推移

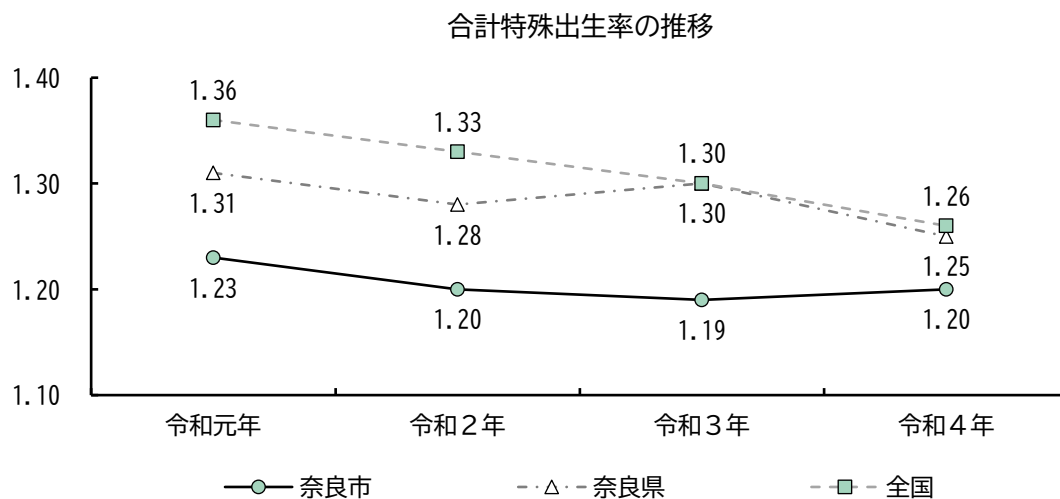
本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年で1,963人と過去4年間で約1割減少しています。



資料：各都道府県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年で1.20となっています。全国・県と比較すると低い値で推移しています。

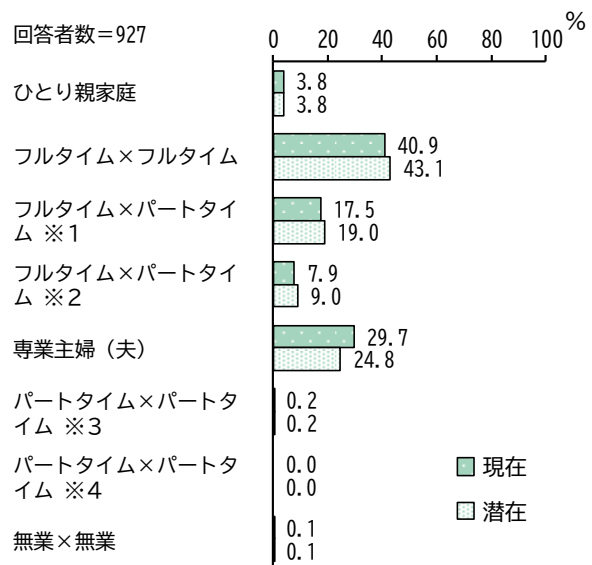


資料：各都道府県人口動態統計（市・県）、厚生労働省人口動態調査（国）

(4) 就業の状況

① 0～5歳児のいる家庭の家庭類型

「フルタイム×フルタイム」が40.9%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）」が29.7%、「フルタイム×パートタイム」が17.5%となっています。



(潜在：母親の今後の就労意向から、近い将来の潜在的な家庭類型を算出しています。)
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

家庭類型の種類

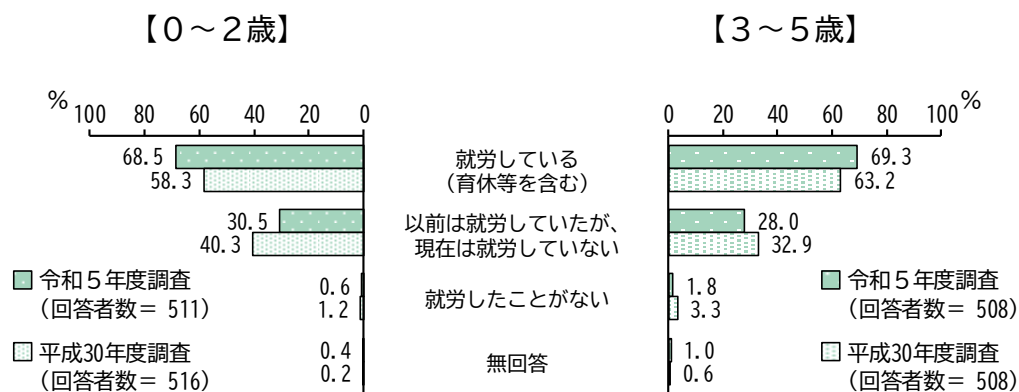
父母の有無と就労状況	備考（保育の必要性等）
ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （※1 就労時間：月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （※2 就労時間：月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部）	—
専業主婦（夫）	—
パートタイム×パートタイム （※3 就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
パートタイム×パートタイム （※4 就労時間：いずれかが月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部）	—
無業×無業	—

② 母親の就労の有無（0～5歳児）

0～2歳は、「就労している（育休等含む）」が68.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.5%、「就労したことがない」が0.6%となっています。

3～5歳も、「就労している（育休等含む）」が69.3%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が28.0%、「就労したことがない」が1.8%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「就労している（育休等含む）」が増加しています。



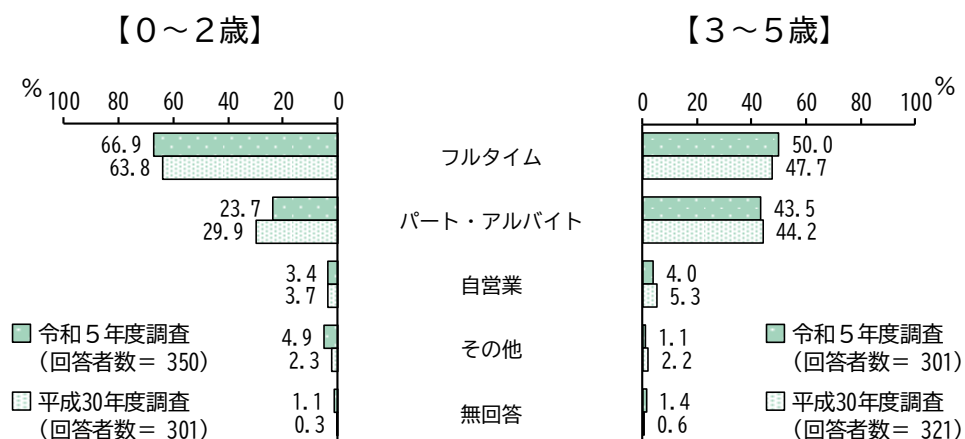
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

③ 母親の就労形態（0～5歳児）

0～2歳は、「フルタイム」が66.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が23.7%、「その他」が4.9%となっています。

3～5歳は、「フルタイム」が50.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が43.5%、「自営業」が4.0%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「フルタイム」が増加し、「パート・アルバイト」、「自営業」が減少しています。

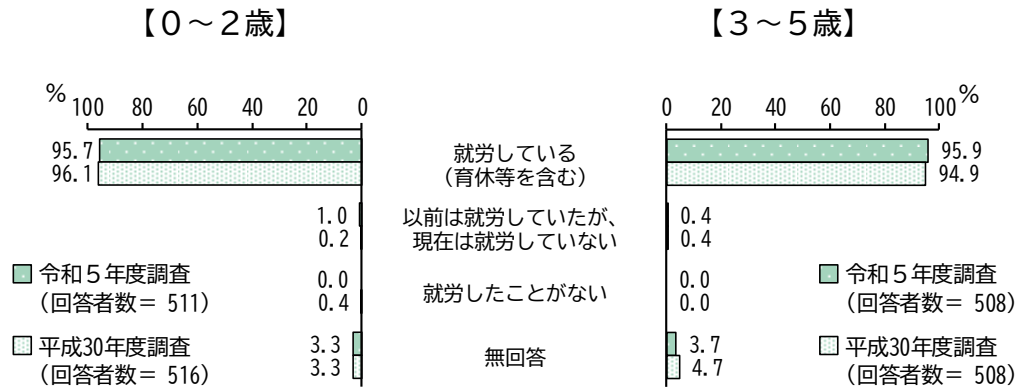


資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

④ 父親の就労の有無（0～5歳児）

0～2歳は、「就労している（育休等含む）」が95.7%と最も高くなっています。

3～5歳も、「就労している（育休等含む）」が95.9%と最も高くなっています。

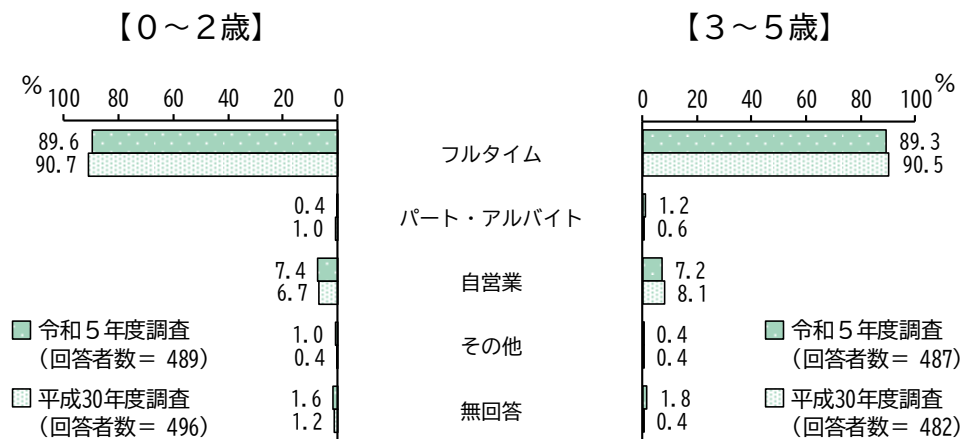


資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

⑤ 父親の就労形態（0～5歳児）

0～2歳は、「フルタイム」が89.6%と最も高くなっています。

3～5歳も、「フルタイム」が89.3%と最も高くなっています。

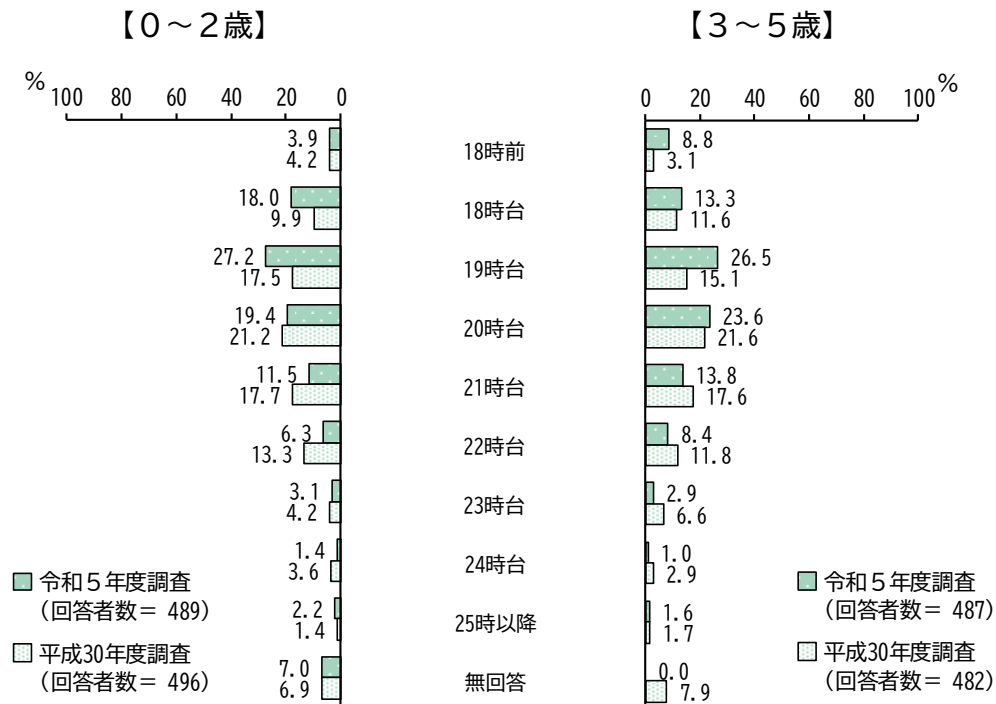


資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

⑥ 父親の帰宅時間（0～5歳児）

0～2歳は、「19時台」が27.2%と最も高く、次いで「20時台」が19.4%、「18時台」が18.0%となっています。

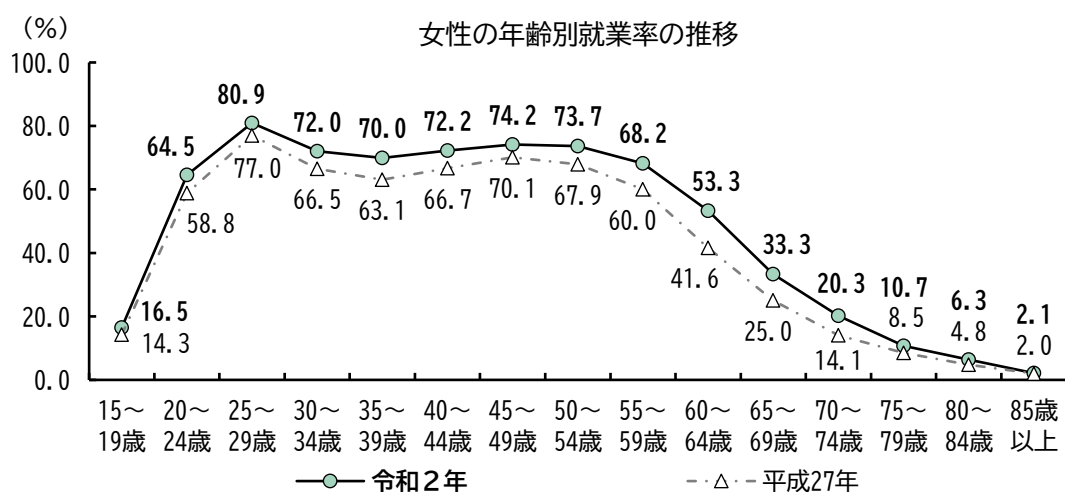
3～5歳も、「19時台」が26.5%と最も高く、次いで「20時台」が23.6%、「21時台」が13.8%となっています。



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

⑦ 女性の年齢別就業率の推移

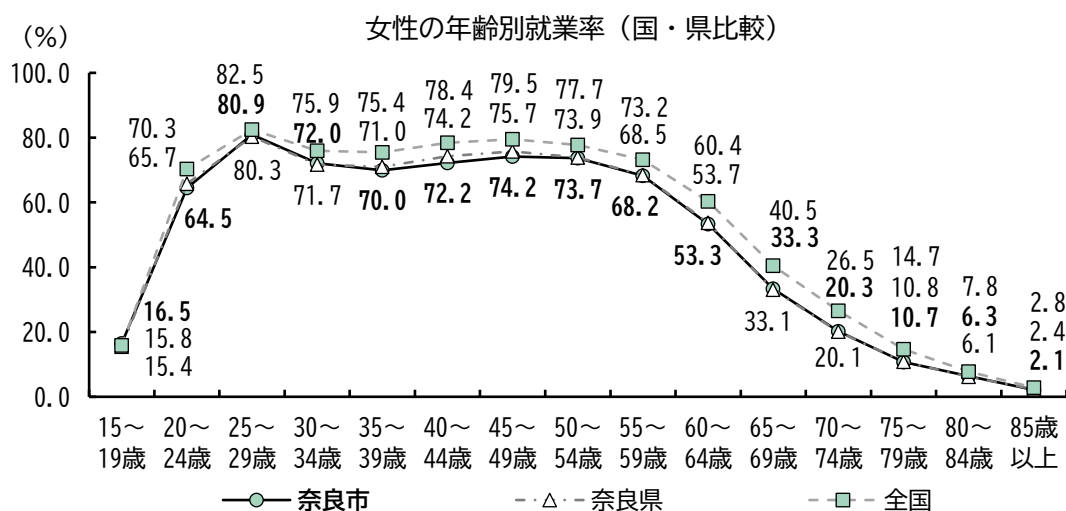
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成27年に比べ令和2年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

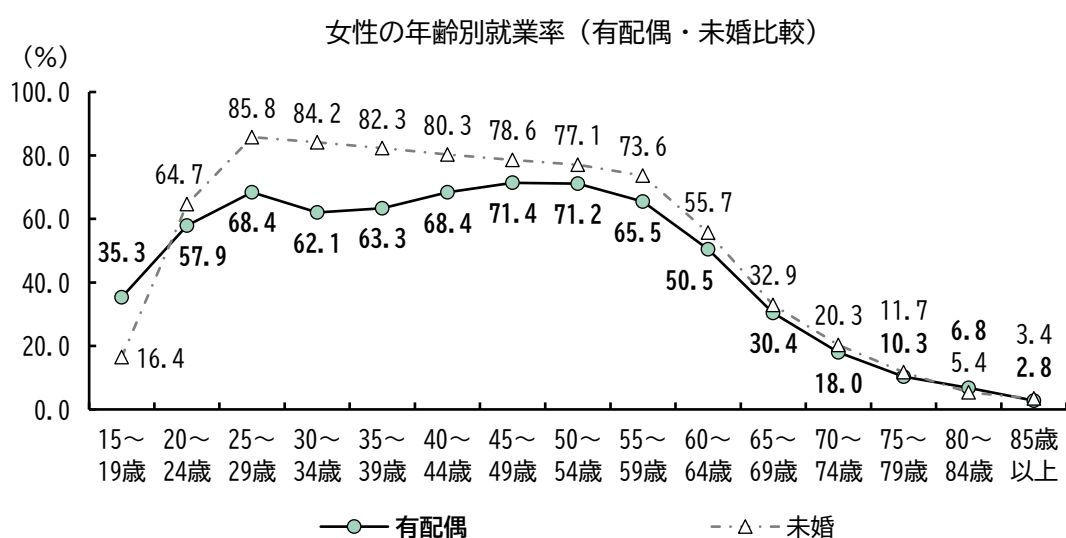
⑧ 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を奈良県・全国と比較すると、30歳以上では全国より低く、奈良県とは同程度となっています。



⑨ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

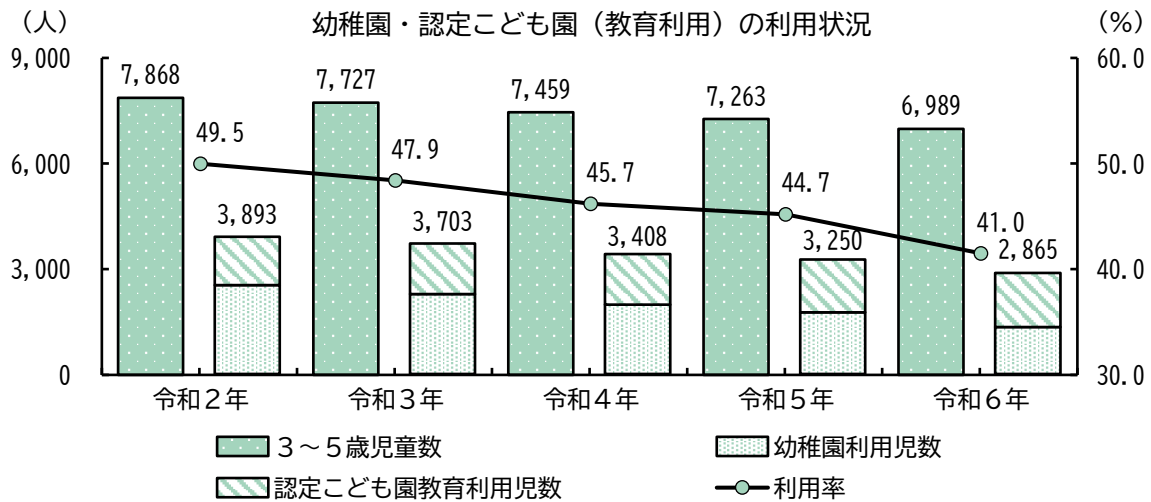
本市の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、特に20歳代から50歳代において未婚者に比べ有配偶者の就業率が低くなっています。



(5) 教育・保育サービス等の状況

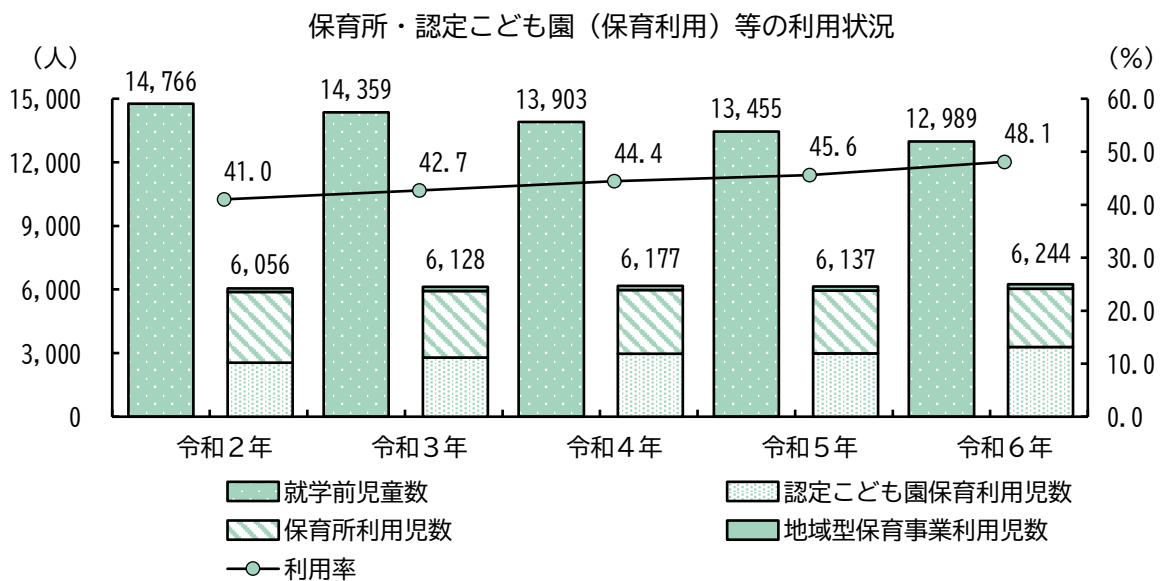
① 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

本市の幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況をみると、過去5年間の就学前児童数（3～5歳児）は減少傾向にあり、利用者数・利用率ともに減少傾向が続いています。



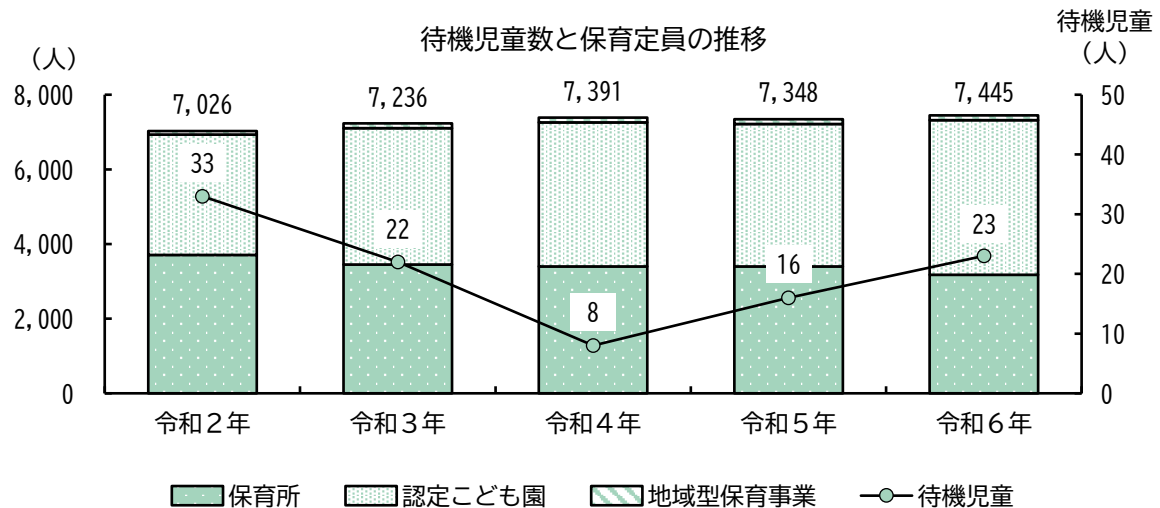
② 保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況

本市の保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況をみると、過去5年間の就学前児童数（0～5歳児）は減少傾向にあるものの、利用者数・利用率共に増加傾向が続いています。



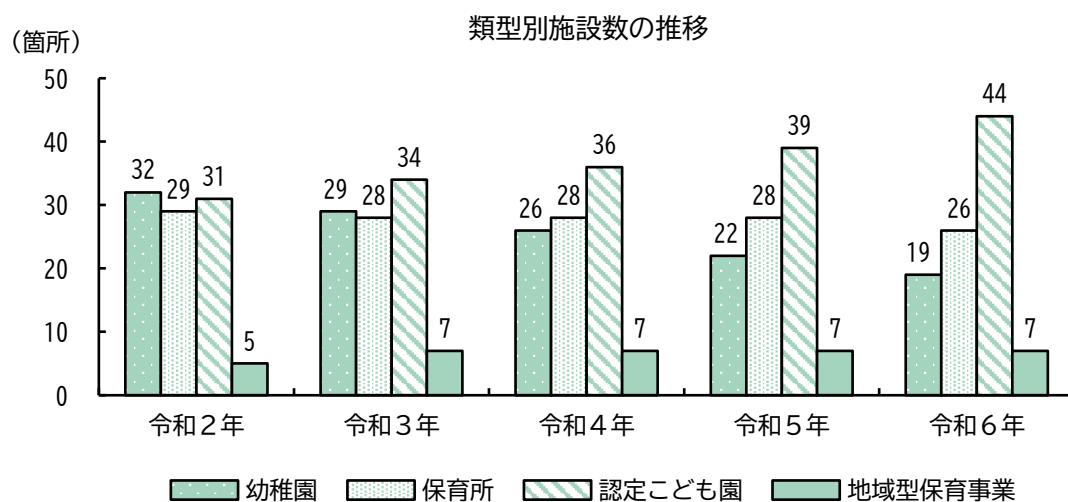
③ 待機児童数と保育定員の推移

本市の待機児童数と保育定員の推移をみると、令和4年まで待機児童数が減少傾向にあったものの、令和5年より増加に転じ、令和6年で23人となっています。



④ 類型別施設数の推移

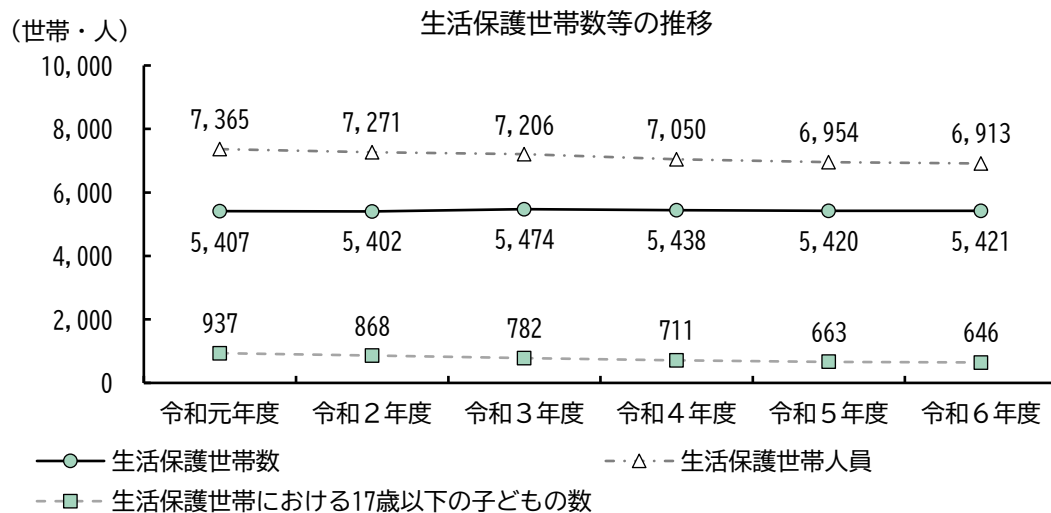
本市の類型別施設数の推移をみると、幼稚園の施設数が減少している一方で、認定こども園の施設数が増加しています。



(6) 様々な状況にある子ども・子育て家庭の状況

① 17歳以下の生活保護世帯数等の推移

本市の生活保護世帯数は、令和元年度の5,407世帯から令和6年度の5,421世帯と横ばい傾向にあります。また、生活保護世帯における子どもの数は令和元年度の937人から令和6年度の646人と約3割減少しています。



資料：市の統計（各年4月1日時点）

② 生活保護世帯に属する子どもの状況

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、全国、奈良県より低くなっています。生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は、全国、奈良県よりも低くなっています。生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、全国とほぼ同じとなっています。

生活保護世帯に属する子どもの状況（国・県比較）

単位：％

	高等学校等 進学率	高等学校等 中退率	大学等 進学率	子どもの就職率 (中学卒業後)	子どもの就職率 (高校卒業後)
奈良市	88.5	2.7	42.9	1.6	38.1
奈良県（令和4年度）	92.4	5.5	26.7	—	—
全国（令和4年度）	93.8	3.3	42.4	1.1	39.6

資料：市の統計

※高等学校等進学率：令和6年3月に中学校を卒業し、令和6年4月に高等学校等へ進学した子どもの進学率

※高等学校等中退率：令和5年度中に高等学校等を中退した子どもの中退率

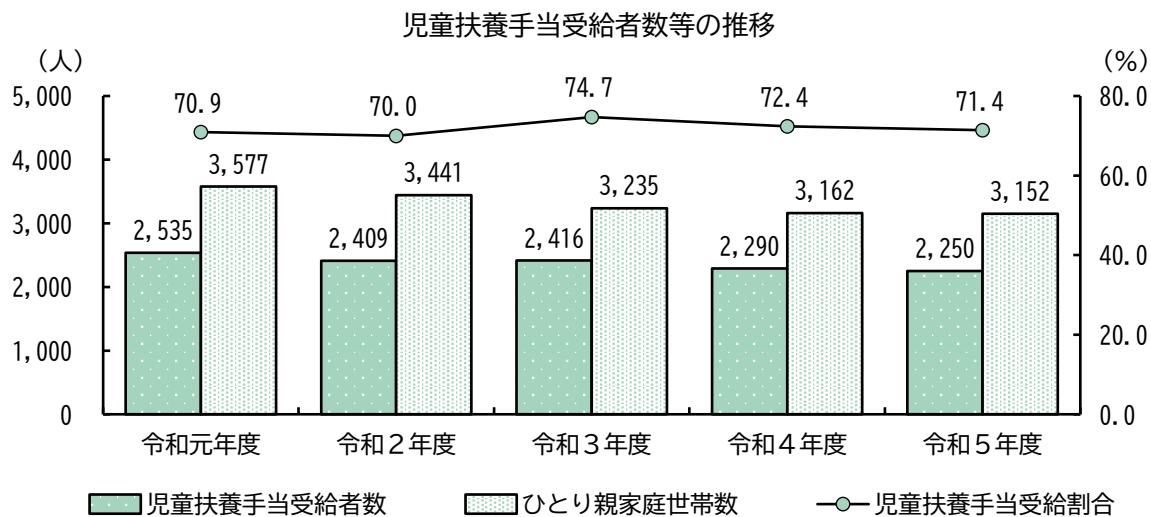
※大学等進学率（専修学校等を含む）：令和6年3月に高等学校等を卒業し、令和6年4月に大学等へ進学した子どもの進学率

※子どもの就職率（中学校卒業後）：令和6年3月に中学校を卒業した子どもの就職率

※子どもの就職率（高等学校等卒業後）：令和6年3月に高等学校等を卒業した子どもの就職率

③ 児童扶養手当受給者数等の推移

児童扶養手当受給者数は令和元年度から減少傾向にあるものの、ひとり親家庭世帯数に占める児童扶養手当受給者数の割合は横ばい傾向にあります。



資料：市の統計

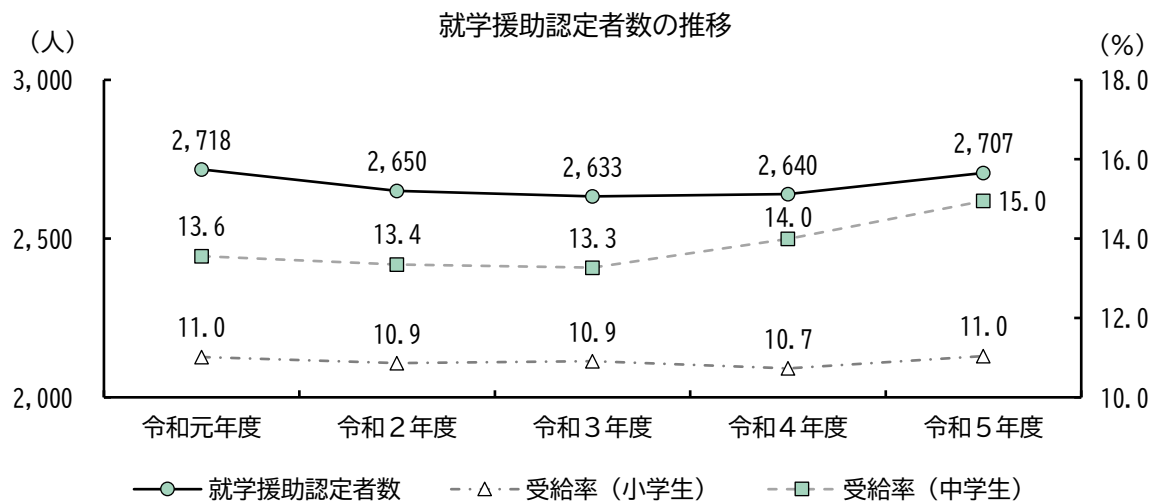
※ 令和3年度以降の児童扶養手当受給者数・ひとり親家庭世帯数は、各年8月1日時点

※ 令和元年度・令和2年度の児童扶養手当受給者数は、各年4月1日時点

※ 令和元年度・令和2年度のひとり親家庭世帯数は、各年3月31日時点

④ 就学援助認定者数の推移

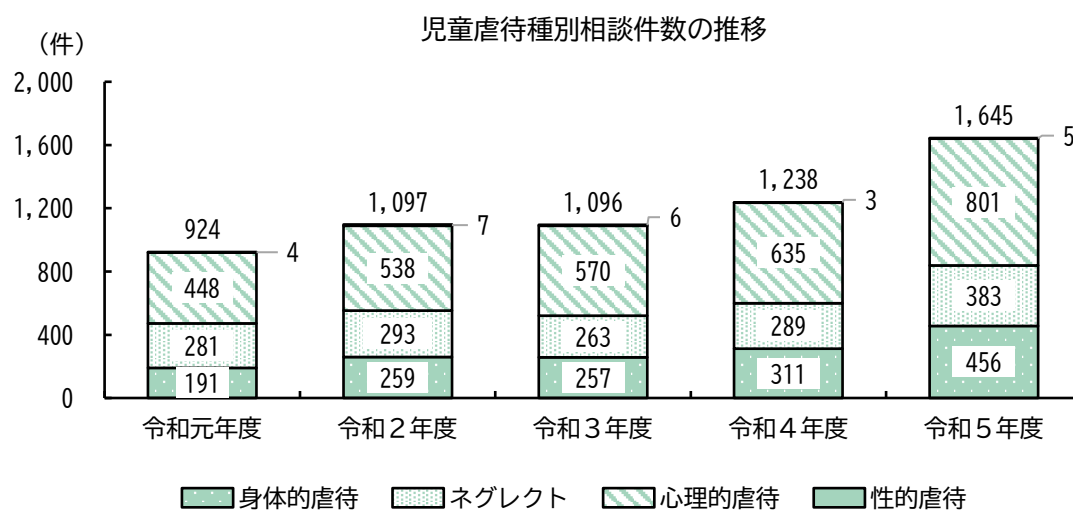
就学援助認定者数は、令和元年度から令和3年度にかけて減少したものの、それ以降は増加傾向にあり、令和5年度では2,707人となっています。



資料：奈良市調べ

⑤ 児童虐待種別相談件数の推移

児童虐待種別相談件数は、令和元年度の924件から令和5年度では1,645件へと増加しています。また、児童虐待種別相談件数の構成割合は、心理的虐待が令和元年度から令和5年度にかけてのすべての年で最も多くなっています。

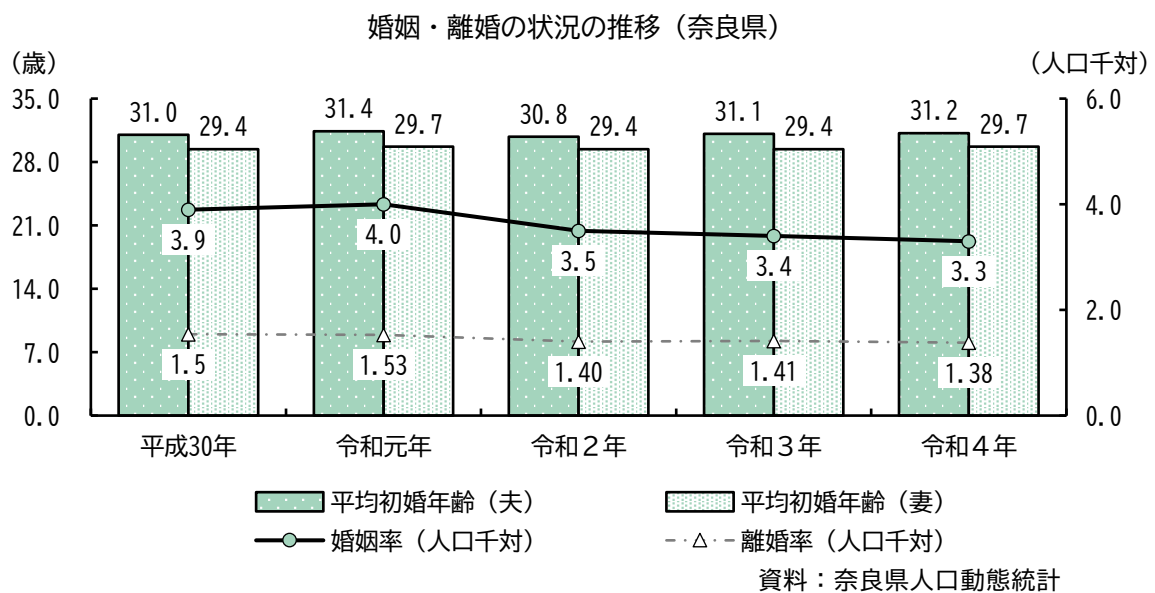
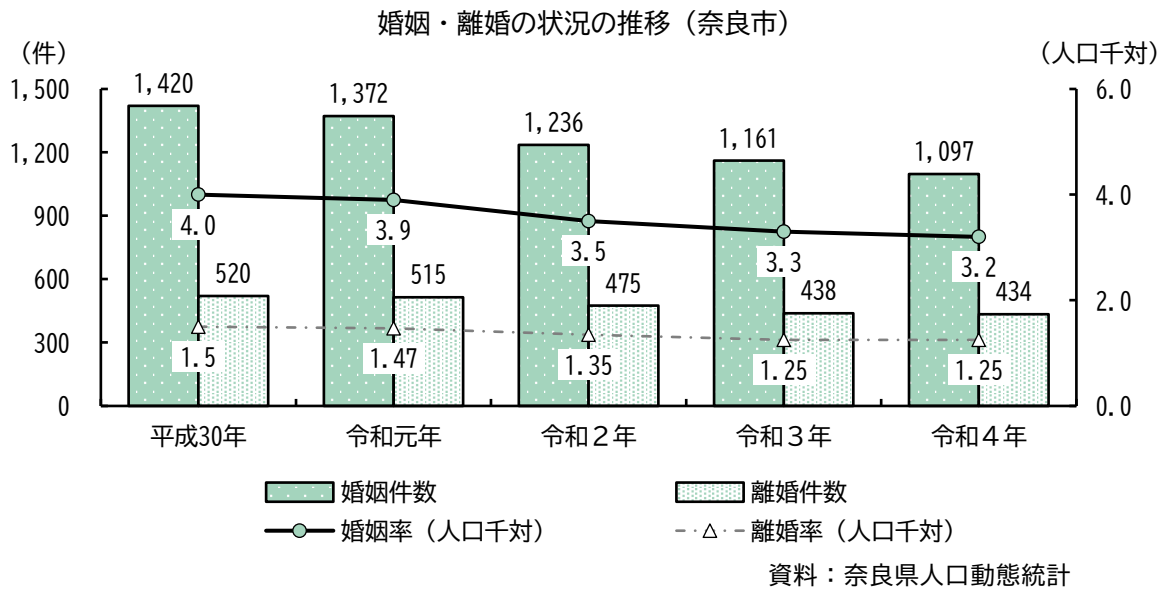


(7) 若者の状況

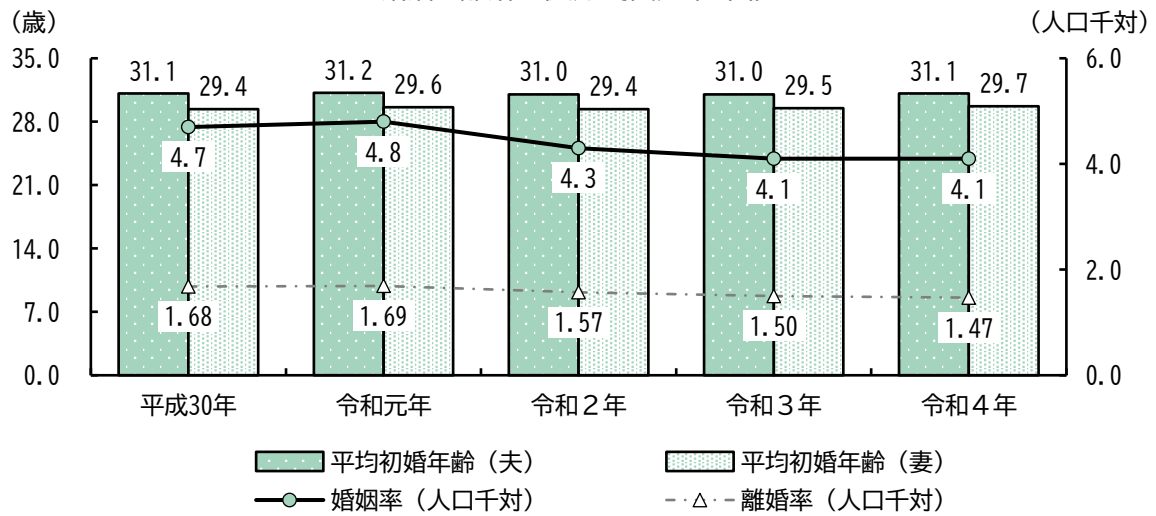
① 婚姻・離婚の状況の推移

本市の婚姻・離婚の状況の推移をみると、婚姻件数・離婚件数ともに年々減少しています。婚姻率・離婚率については、令和3年以降はいずれも奈良県よりも低くなっています。

また、婚姻率・離婚率について奈良県・全国と比較すると、いずれもすべての年で全国より低くなっています。



婚姻・離婚の状況の推移（全国）

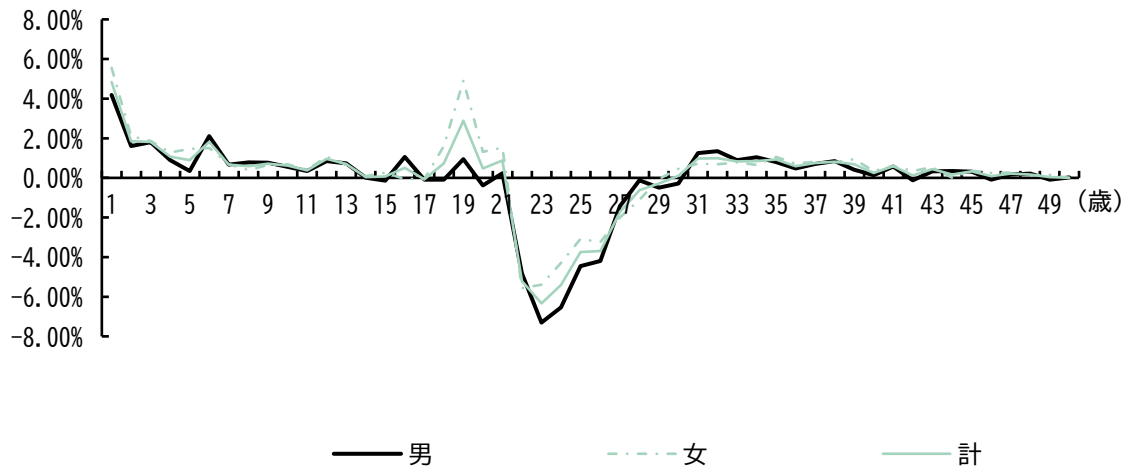


資料：人口動態統計

② 若者層の動態

本市の人口増減の割合（令和2年度から令和6年度）をみると、20歳前後での人口流入がみられる一方で、その後の20歳代の人口流出が大きくなっています。

人口増減の状況（奈良市）

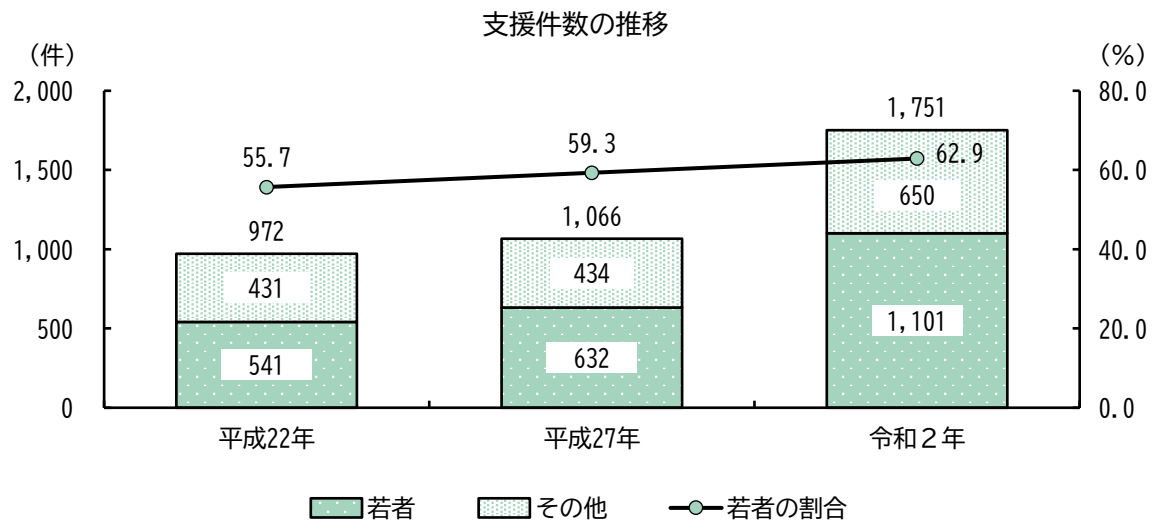


資料：市の統計（年度ごとの平均変化率割合で算出）

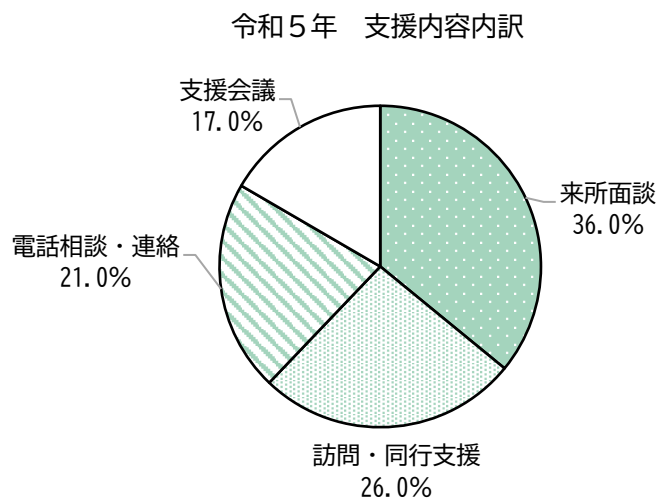
③ 困難を抱える若者の状況

本市の若者サポートセンターでの支援件数は、令和3年度の972件から令和5年度では1,751件へと増加しています。支援対象者の構成割合についても、若者の割合が増加傾向となっています。

支援内容の種別は、来所面談が最も多いものの、他の支援も含めた多様な支援が求められていることが推察されます。



資料：市の統計（各年4月1日時点）



資料：市の統計（各年4月1日時点）

2 アンケートからみる奈良市の現状

(1) 奈良市子育てに関するニーズ調査概要

① 調査目的

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（奈良市子ども・子育て支援事業計画／奈良市こども計画）の策定に当たり、ニーズ調査の実施、集計及び分析を行うことで、事業計画における「確保の方策」検討の基礎となるデータを整備することを目的とする。

② 調査対象

調査地域：奈良市全域

調査対象：奈良市在住の就学前0～2歳児、3～5歳児の保護者各1,000人

奈良市内の小学生（2年生・5年生）の保護者2,057人

標本数：4,057人

③ 調査方法

就学前児童（0～2歳、3～5歳）…郵送配布、回収

小学生…学校配布・郵送回収

④ 調査期間

就学前児童（0～2歳、3～5歳）…令和5年12月1日～22日

小学生…令和5年12月1日～22日

⑤ 回収状況

種類	発送数	回収数	回収率
0～2歳	1,000 通	511 通	51.1%
3～5歳	1,000 通	508 通	50.8%
小学生	2,057 通	1,116 通	54.3%
合計	4,057 通	2,135 通	52.6%

⑥ 報告書の留意点・見方

- ・回答は各設問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が総数と一致しない場合があります。
- ・複数回答を可能とした設問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・図では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢を短縮している場合があります。

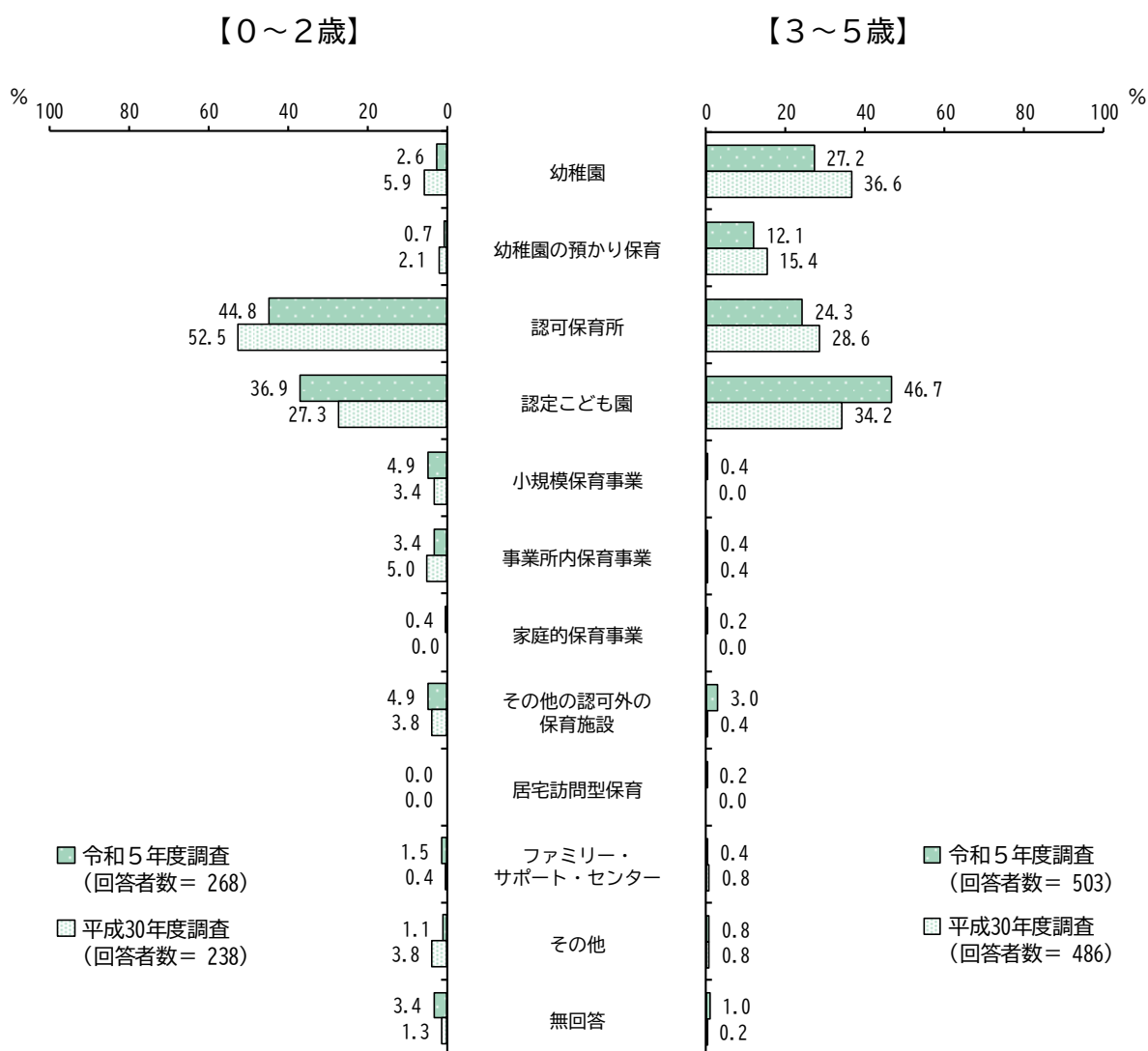
(2) 奈良市子育てに関するニーズ調査結果

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用について（複数回答） （0～5歳児の保護者）

0～2歳は、「認可保育所」が44.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が36.9%となっています。

3～5歳は、「認定こども園」が46.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が27.2%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しており、代わりに「認定こども園」の割合が増加しています。

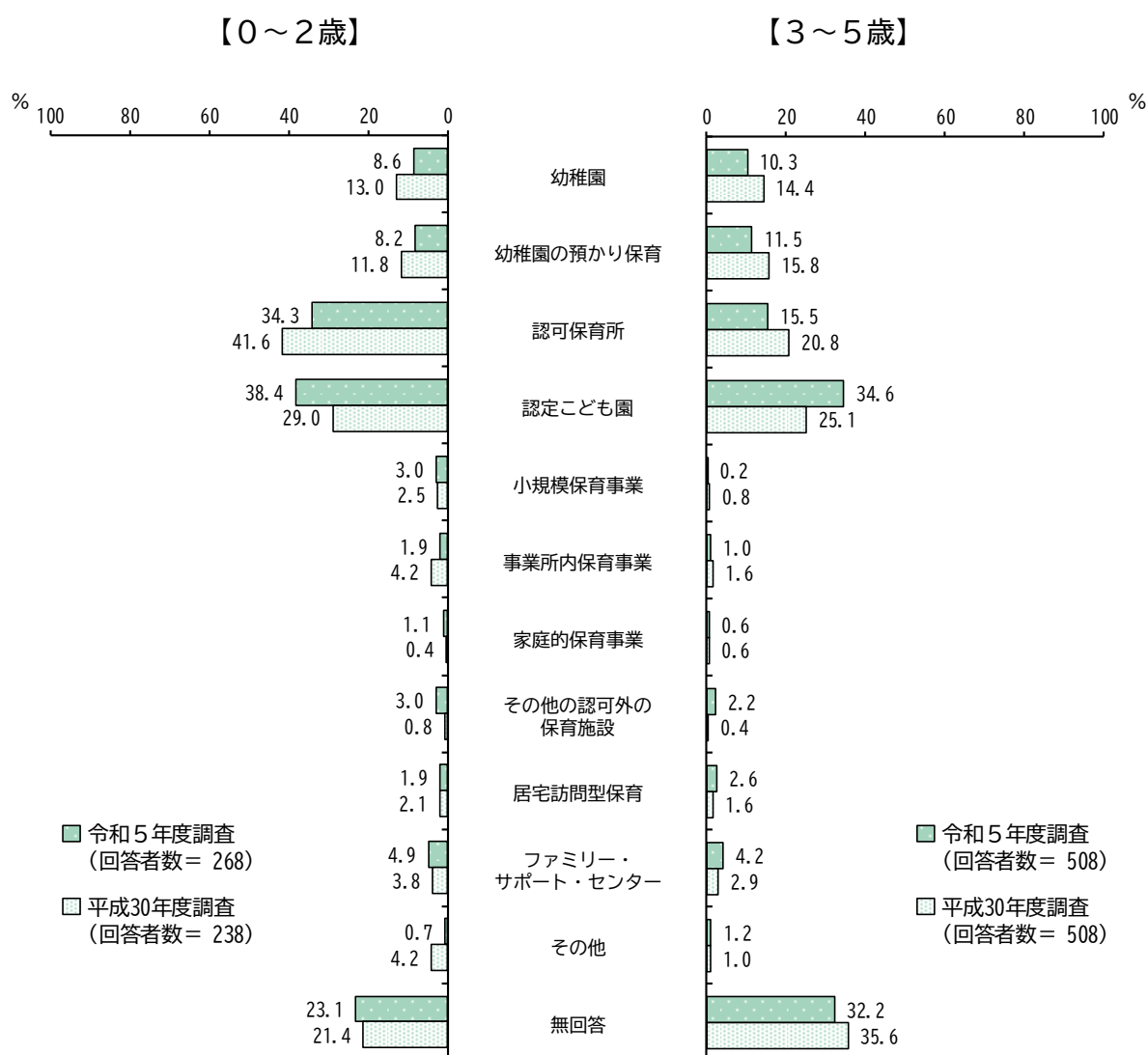


② 今後利用したい平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）
（0～5歳児の保護者）

0～2歳は、「認定こども園」が38.4%と最も多く、次いで「認可保育所」が34.3%となっています。

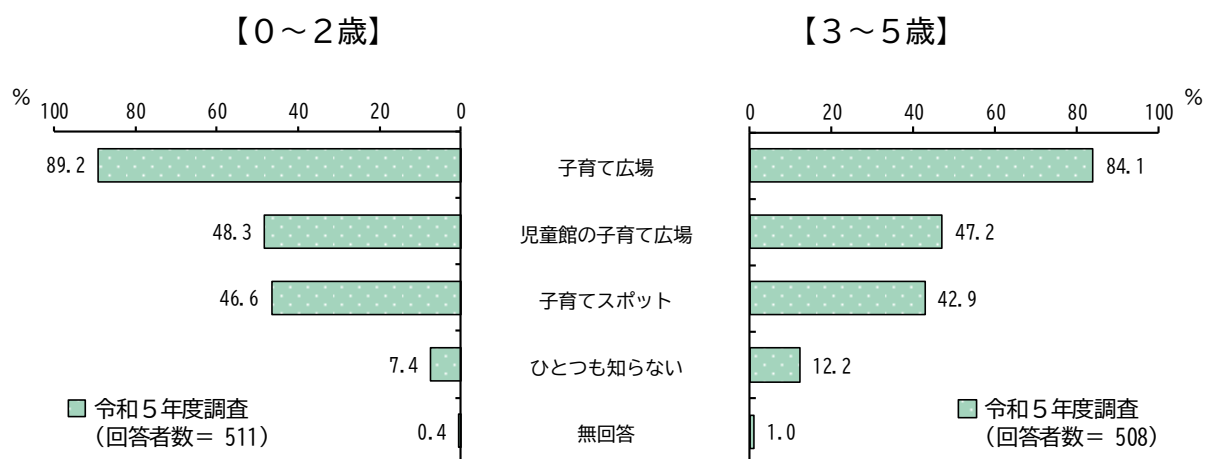
3～5歳も、「認定こども園」が34.6%と最も多く、次いで「認可保育所」が15.5%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「認定こども園」の割合が増加しています。



③ 地域の子育て支援事業の認知度（複数回答）（0～5歳児の保護者）

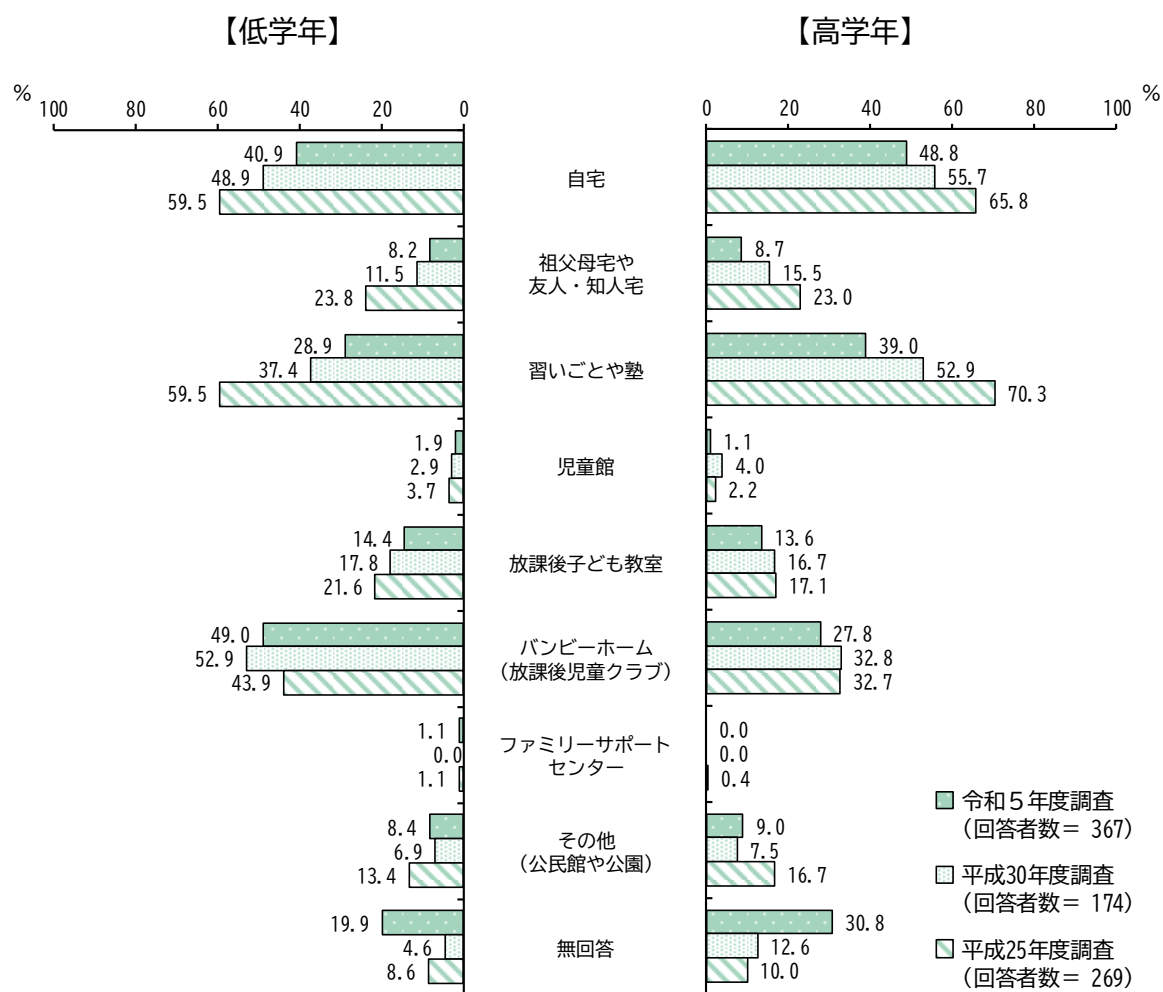
0～2歳、3～5歳ともに「子育て広場（子育て情報の提供や子育て相談を実施）」と答えた人が8割を超えており、「児童館の子育て広場」と「子育てスポット（幼稚園等の一室で、親子どうしの交流や子育てに関するアドバイスの場を提供）」も半数近くの人を知っていると答えています。



④ 放課後の過ごし方の希望（複数回答）（3～5歳児の保護者）

小学校低学年（1～3年生）の間は、「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」が49.0%と最も多く、次いで「自宅」が40.9%となっています。

小学校高学年（4～6年生）の間は「自宅」が48.8%と最も多く、次いで「習いごとや塾」が39.0%となっています。



⑤ 育児休業の取得状況（単数回答）（0～5歳児の保護者）

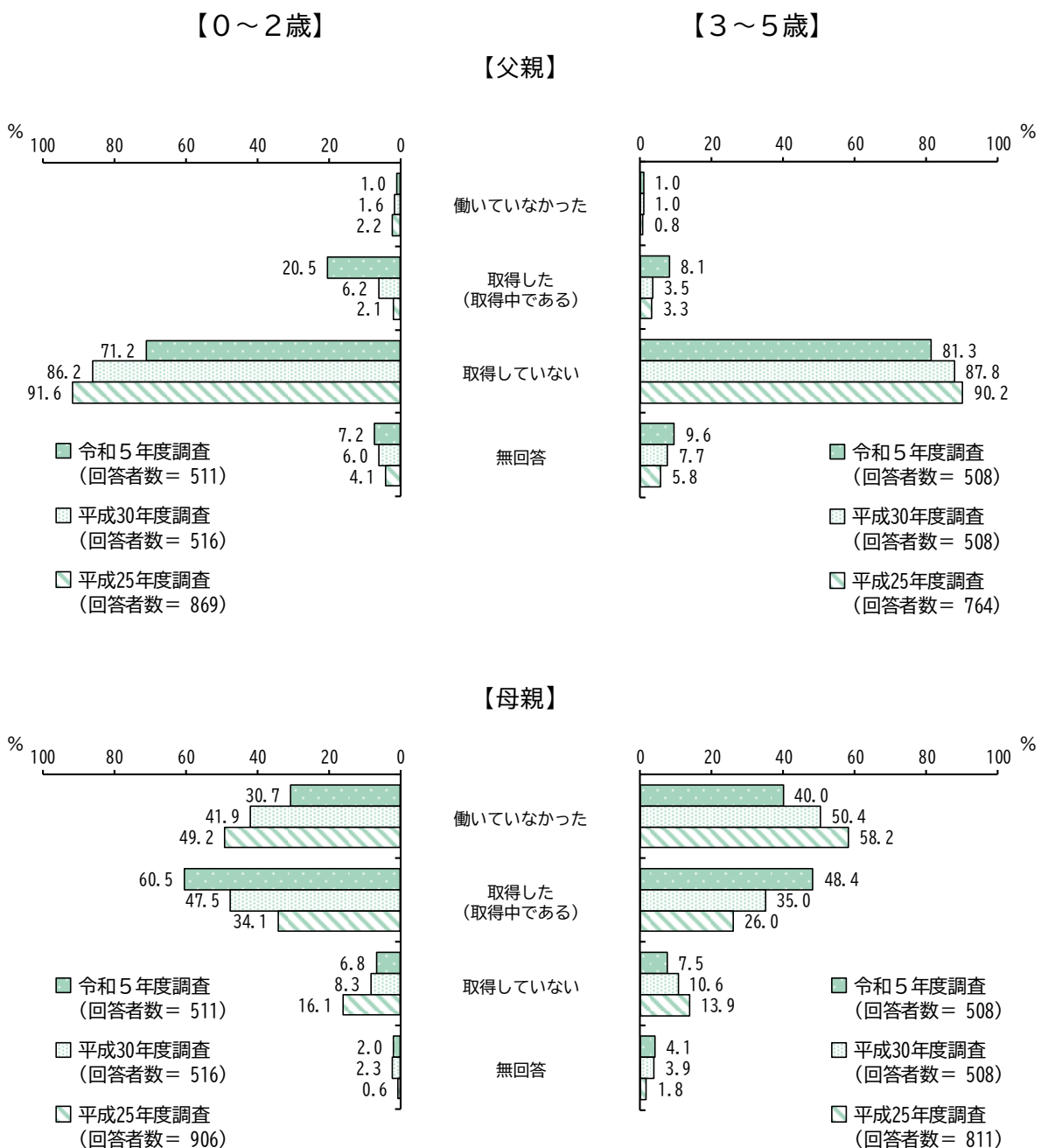
父親では、0～2歳で父親が育児休業を「取得していない」が71.2%であるのに対して、3～5歳では81.3%と約10ポイント多くなっています。

経年でみると、「取得した（取得中である）」は0～2歳、3～5歳ともに増加しています。

母親では、0～2歳で、「取得した（取得中である）」が60.5%と最も多く、次いで「働いていなかった」が30.7%となっています。

3～5歳も、「取得した（取得中である）」が48.4%と最も多く、次いで「働いていなかった」が40.0%となっています。

経年で見ると、「取得した（取得中である）」は0～2歳、3～5歳ともに3度の調査ごとに増加しており、「働いていなかった」及び「取得していない」と答えた人は減少しています。

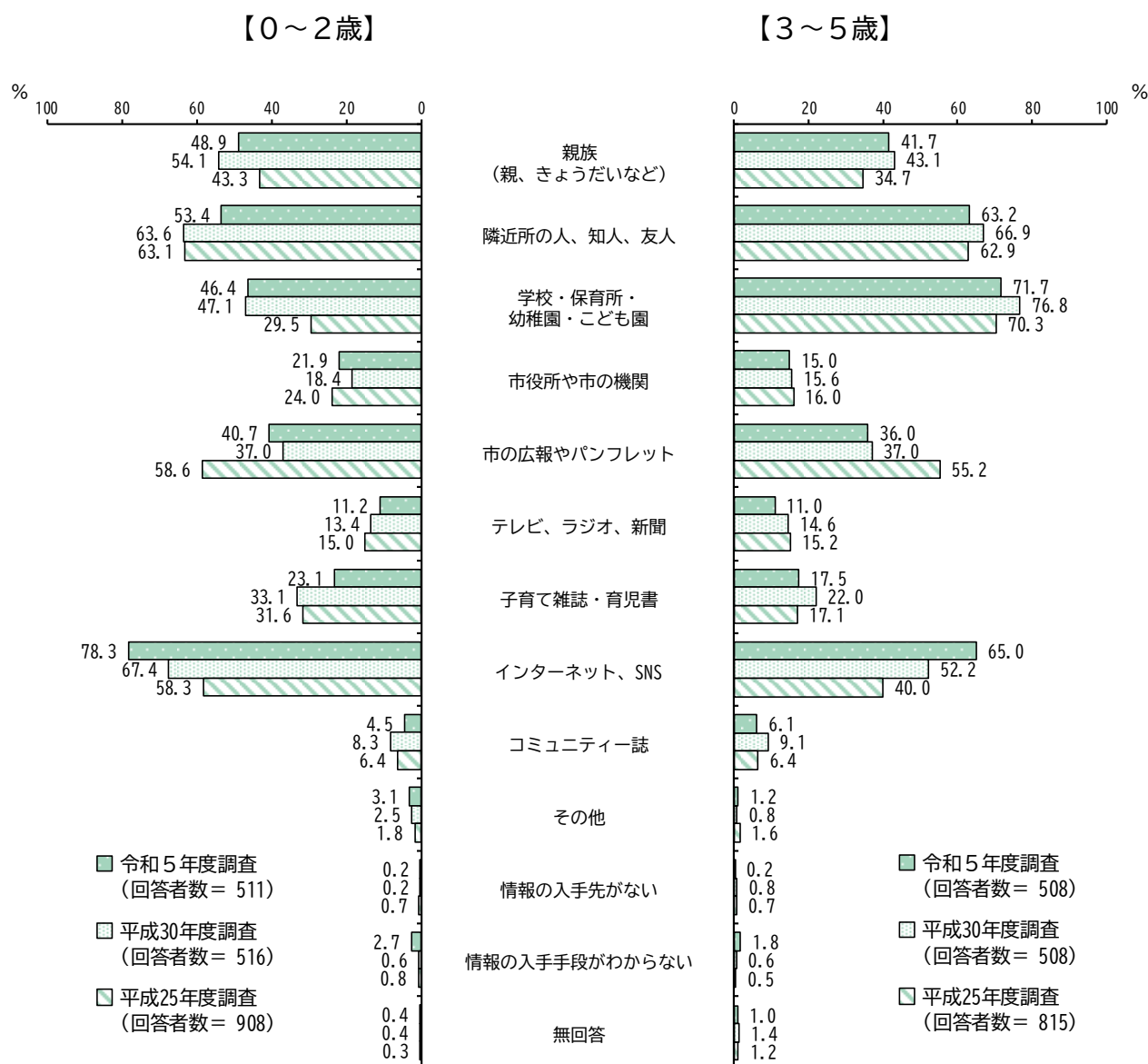


⑥ 子育てに関する情報の入手先（複数回答）（0～5歳児の保護者）

0～2歳は、「インターネット、SNS」が78.3%と最も多く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が53.4%となっています。

3～5歳は、「学校・保育所・幼稚園・こども園」が71.7%と最も多く、次いで「インターネット、SNS」が65.0%となっています。

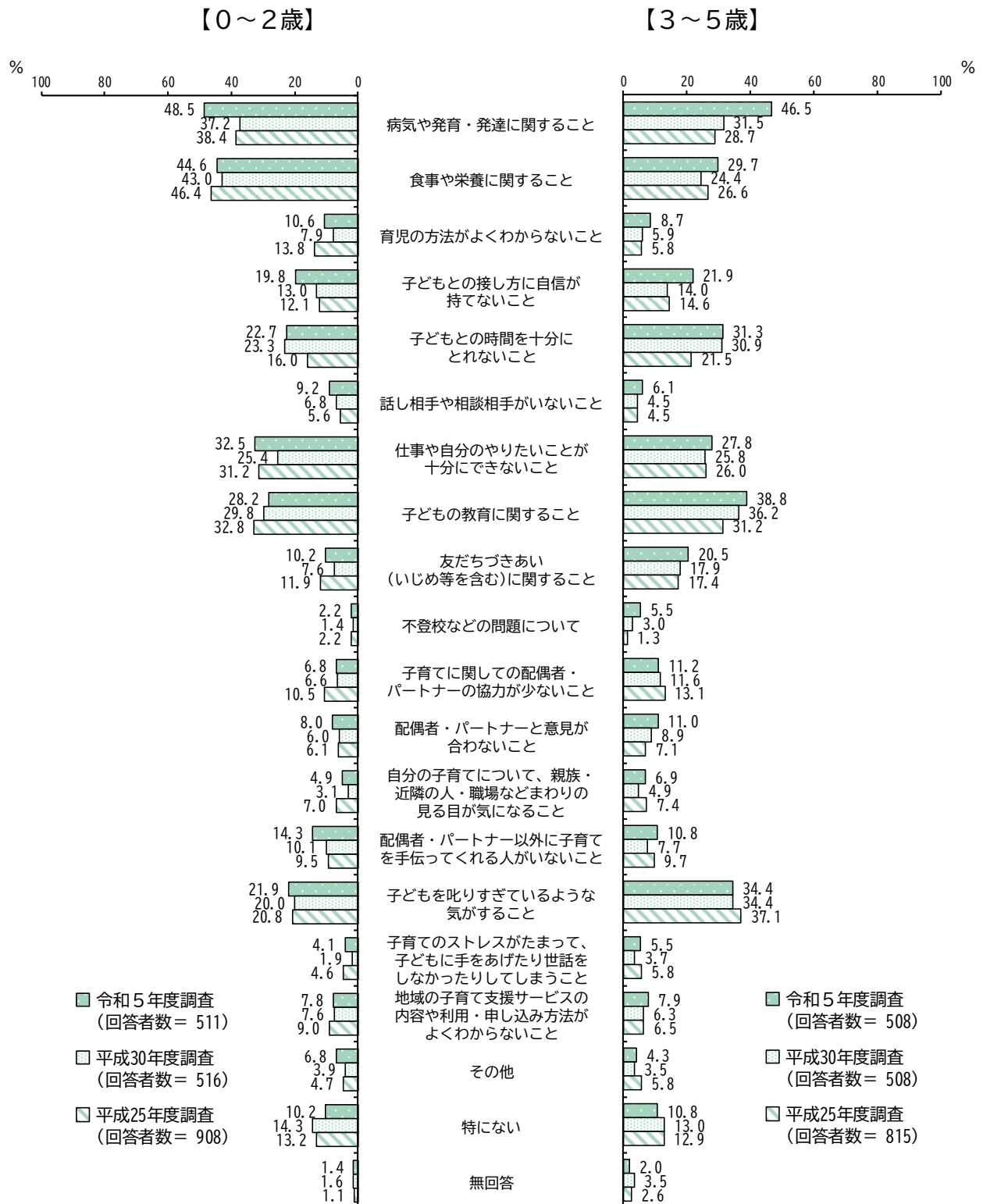
経年で見ると、0～2歳、3～5歳ともに「インターネット、SNS」の割合が増加しており、平成25年度調査と令和5年度調査を比較すると、0～2歳は20ポイント、3～5歳は25ポイント増えています。



⑦ 子育てに関して日常悩んでいること、気になること（複数回答）
（0～5歳児・小学生の保護者）

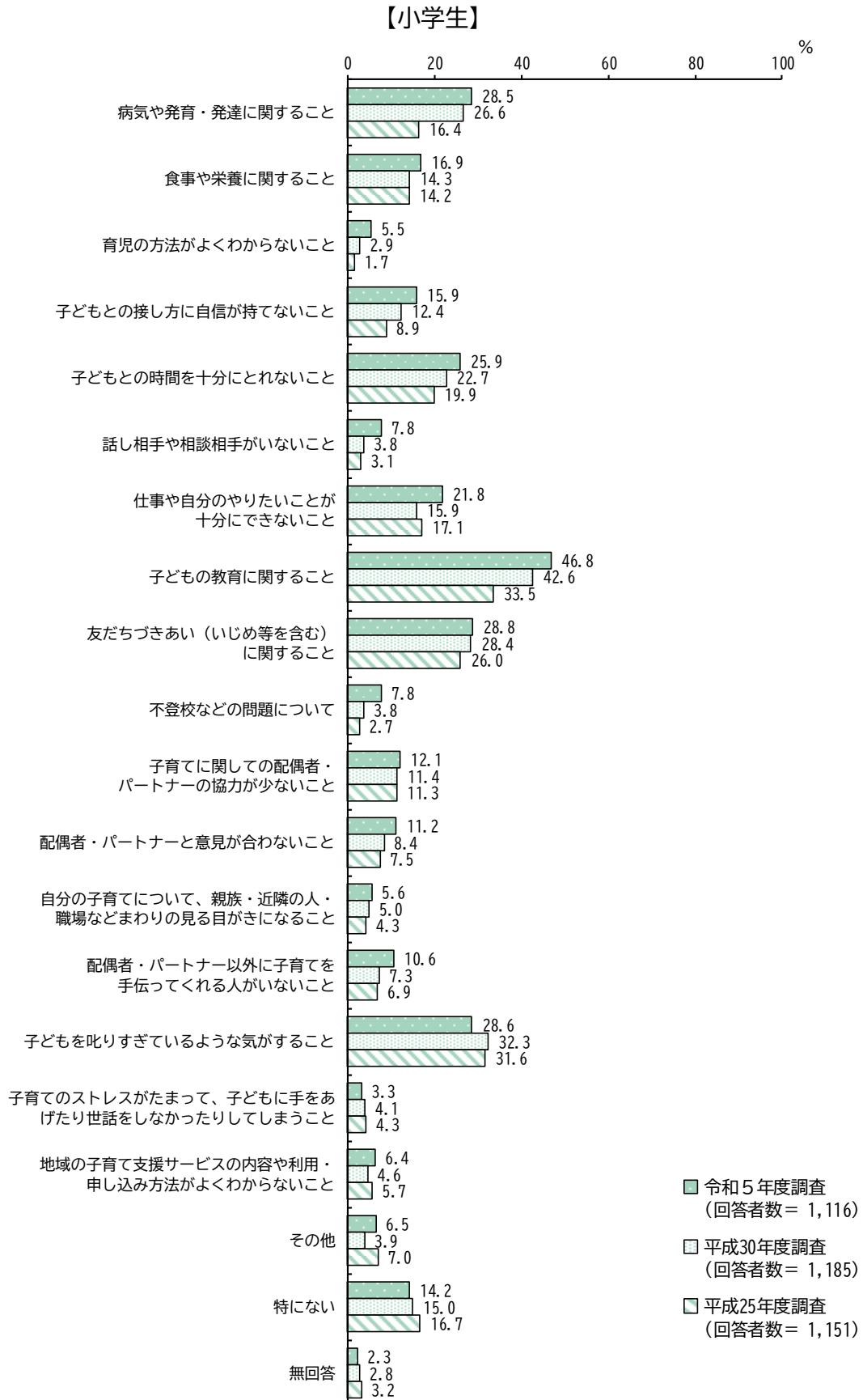
0～2歳は、「病気や発育・発達に関すること」が48.5%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が44.6%となっています。

3～5歳は、「病気や発育・発達に関すること」が46.5%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が38.8%となっています。



小学生は、「子どもの教育に関すること」が46.8%と最も多く、次いで、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%となっています。

経年でみると、「子どもの教育に関すること」は平成25年度から令和5年度で13.3ポイント増加しています。



⑧ 奈良市は子どもにやさしいまちだと感じるか（単数回答）

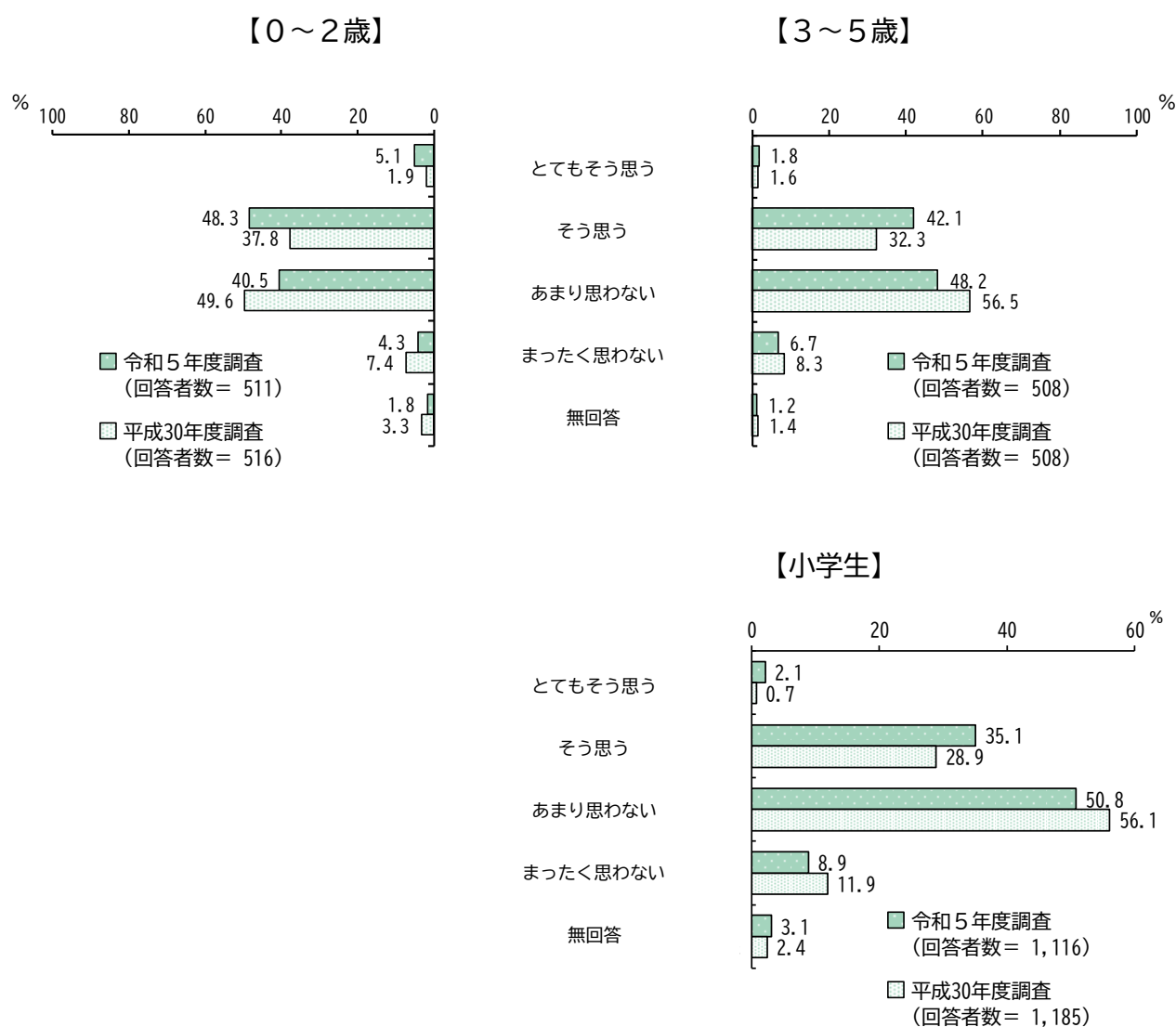
（0～5歳児・小学生の保護者）

0～2歳は、「そう思う」が48.3%と最も多く、次いで「あまり思わない」が40.5%となっています。

3～5歳は、「あまり思わない」が48.2%と最も多く、次いで「そう思う」が42.1%となっています。

小学生は、「あまり思わない」が50.8%と最も多く、次いで「そう思う」が35.1%となっています。

平成30年度調査と令和5年度調査を比較すると、0～2歳、3～5歳、小学生ともに「とてもそう思う」「そう思う」が増加し、「あまり思わない」「まったく思わない」が減少しています。

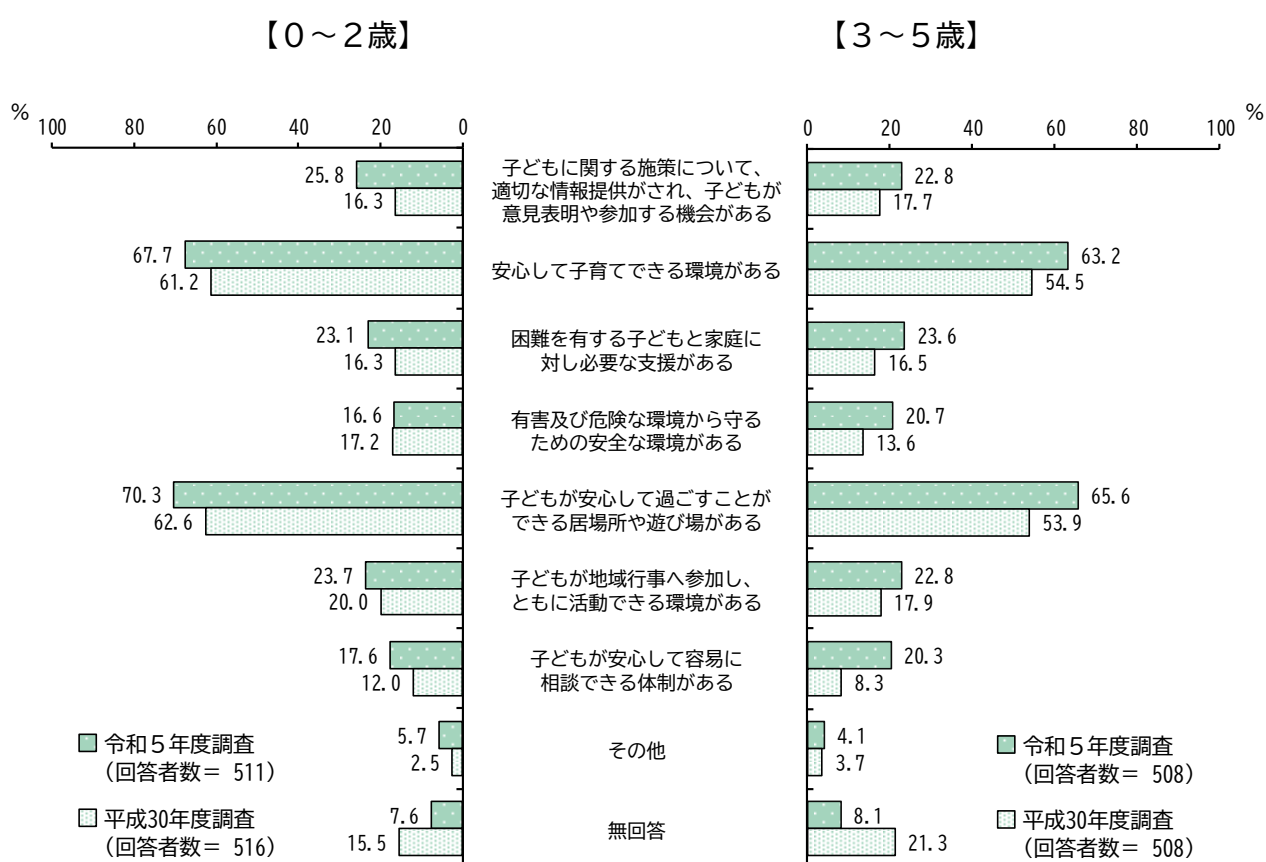


⑨ 子どもにやさしいまちだと感じる条件（あてはまるものを3つまで）
（0～5歳児・小学生の保護者）

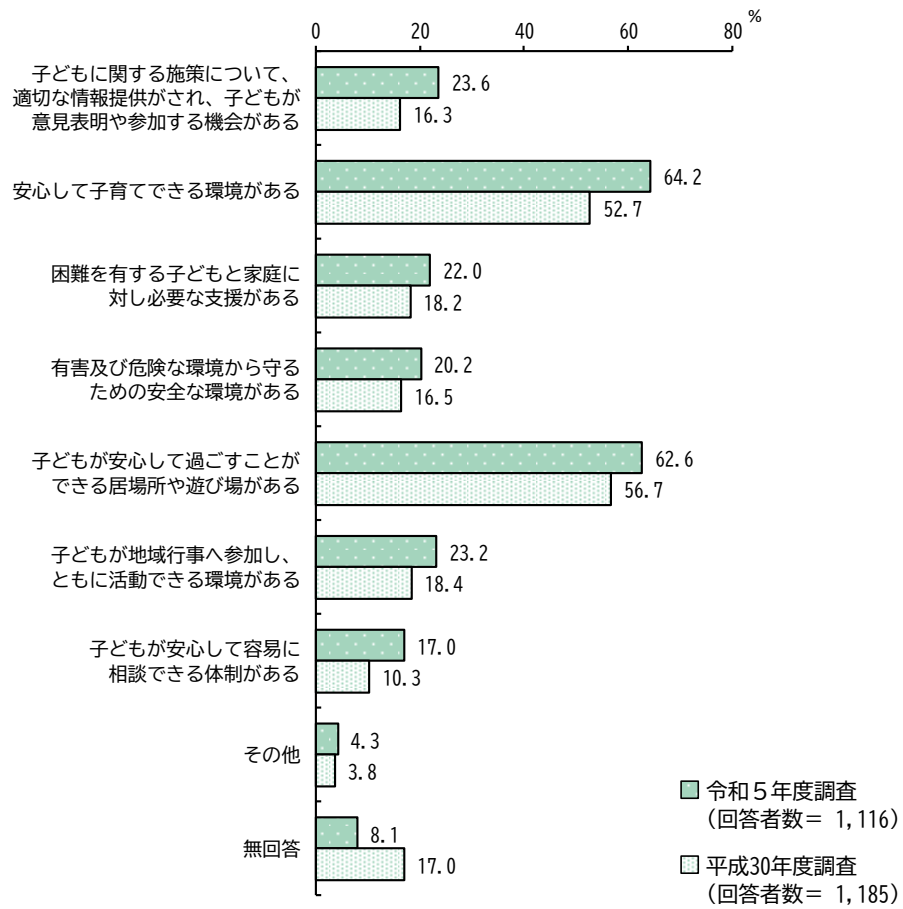
0～2歳は、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が70.3%と最も多く、次いで「安心して子育てできる環境がある」が67.7%となっています。

3～5歳も、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が65.6%と最も多く、次いで「安心して子育てできる環境がある」が63.2%となっています。

小学生は、「安心して子育てできる環境がある」が64.2%と最も多く、次いで「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が62.6%となっています。



【小学生】



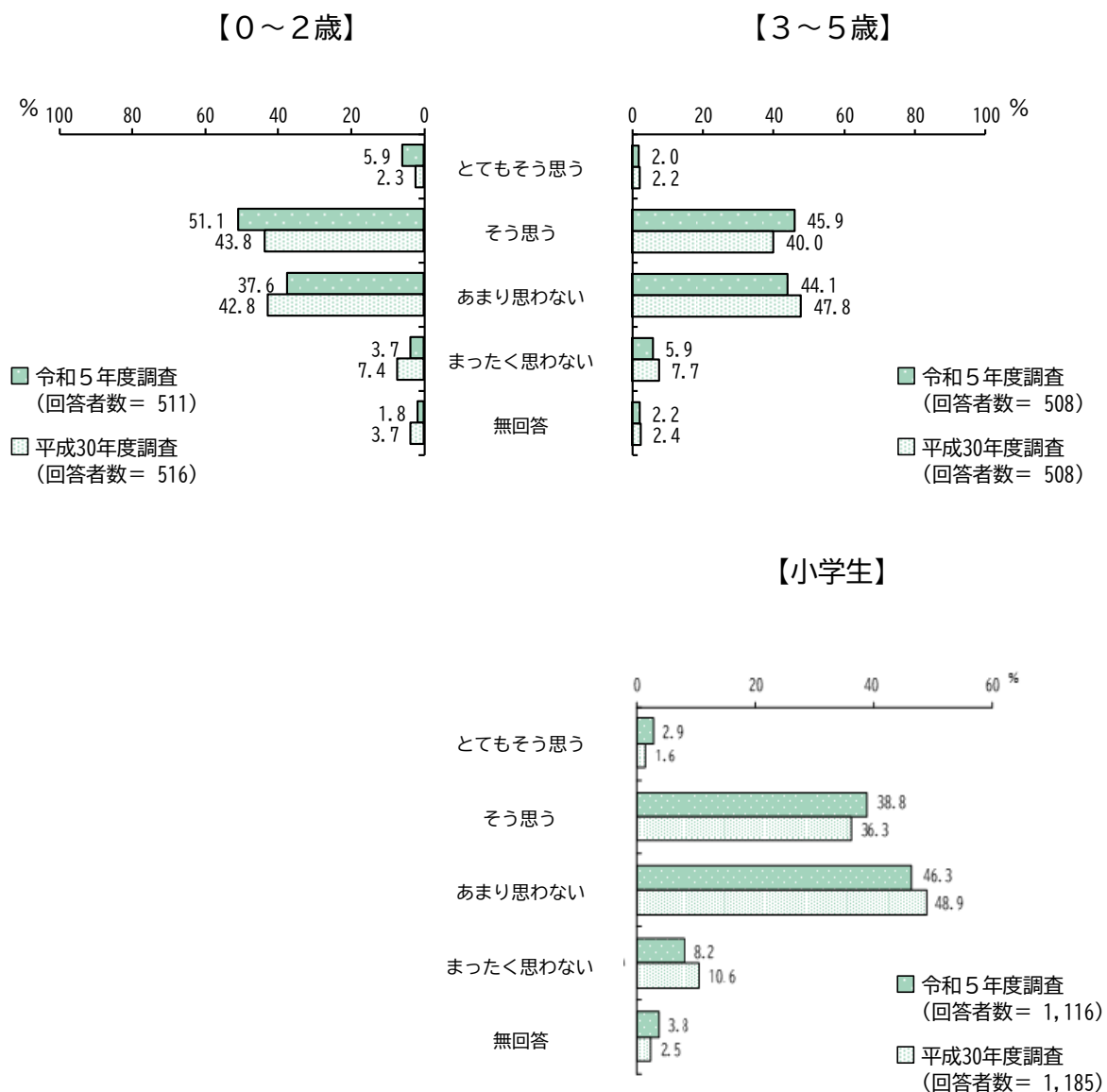
⑩ 奈良市は子育てしやすいまちだと感じるか（単数回答）
（0～5歳児・小学生の保護者）

「0～2歳」では「そう思う」と答えた人が51.1%で最も多く、「あまり思わない」と答えた人が37.6%が続いています。

「3～5歳」では「そう思う」と答えた人が45.9%で最も多くなっていますが、「あまり思わない」と答えた人が44.1%で拮抗しています。

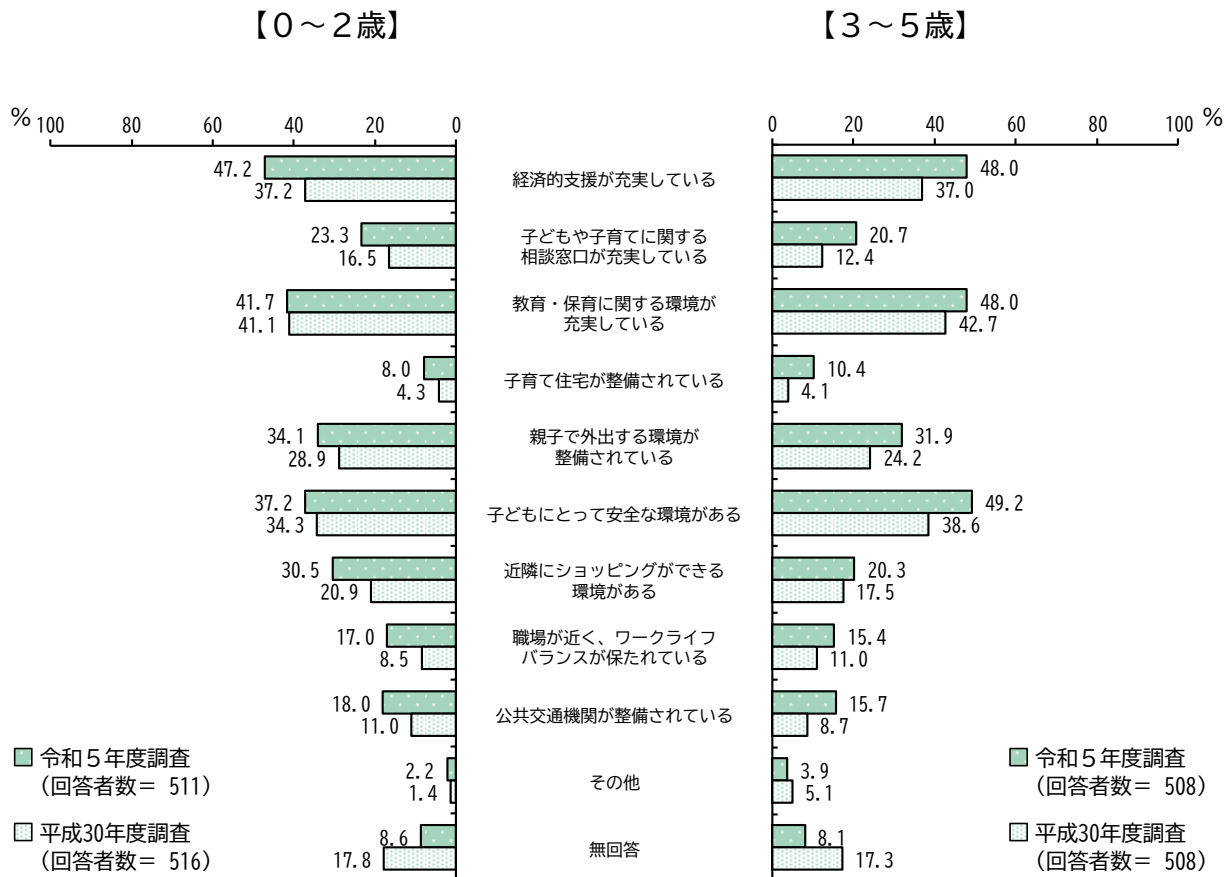
「小学生」では「あまり思わない」と答えた人が46.3%で最も多く、「そう思う」と答えた人が38.8%が続いています。

年齢が上がるほど「そう思う」と答えた人の割合は減少し、「あまり思わない」「まったく思わない」と答えた人の割合が増加しています。

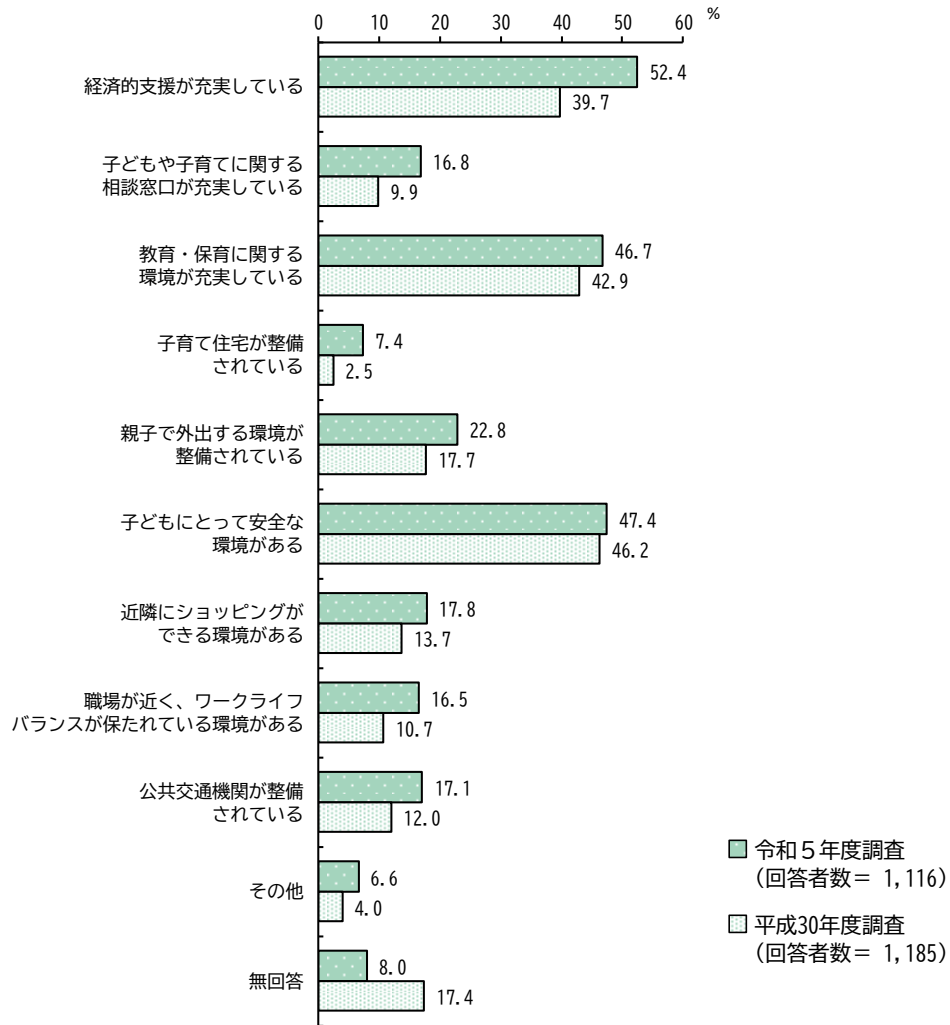


⑪ 子育てしやすいまちだと感じる条件（あてはまるものを3つまで）
（0～5歳児・小学生の保護者）

「0～2歳」「小学生」では「経済的支援が充実している」と答えた人が47.2%、52.4%で最も多く、「3～5歳」では「子どもにとって安全な環境がある」と答えた人が49.2%で最も多くなっています。



【小学生】



(3) 奈良市子どもの権利に関するアンケート調査概要

① 調査目的

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の基本原理の一つとなっている子どもの権利に関する理解を広めるとともに、子どもの声を聴き取るための制度や施策の検討を行うに当たり、子どもたち自身の状況調査の実施、集計及び分析を行うことを目的とする。

② 調査対象

調査地域：奈良市全域

調査対象：市内在住の小学校1～4年生（6～8歳） 8,300人

市内在住の小学校4～6年生（9～11歳） 8,587人

市内在住の中学生・高校生・勤労青年など（12～17歳） 18,077人

標本数：34,964人

③ 調査方法

Webアンケート

（市のHP、各種関係機関への周知及び市立学校の児童・生徒のタブレット端末への配信）

④ 調査期間

令和5年10月23日（月）～11月10日（金）

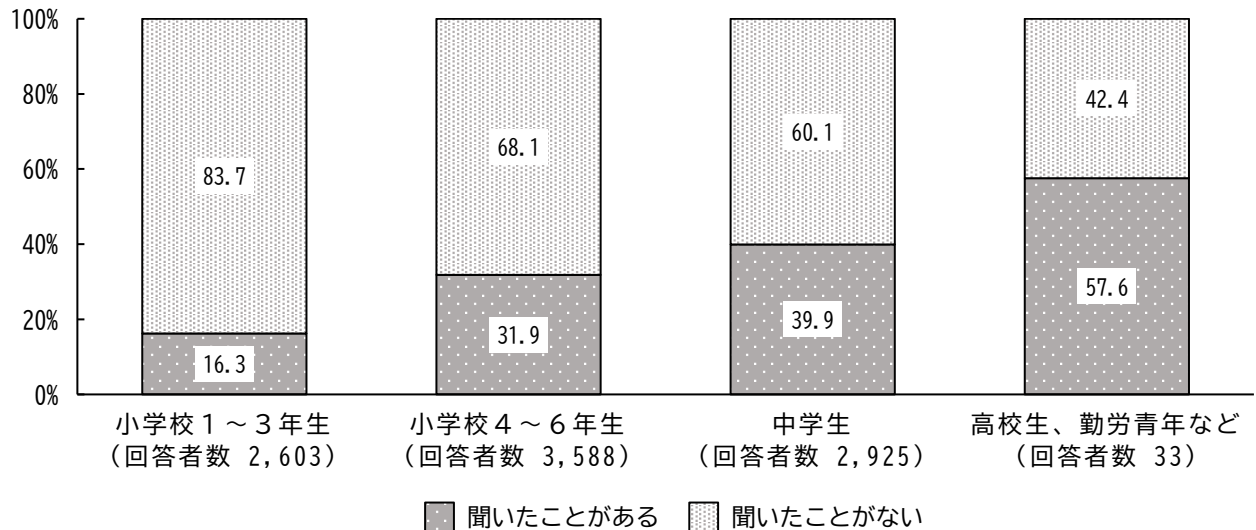
⑤ 回答状況

種類	対象者数	回答者数	回答率
小学校1～3年生	8,300 通	2,603 通	31.4%
小学校4～6年生	8,587 通	3,588 通	41.8%
中学生・高校生・勤労青年など	18,077 通	2,958 通	16.4%
合計	34,964 通	9,149 通	26.2%

(4) 奈良市子どもの権利に関するアンケート調査結果

① 子どもの権利という言葉を知ったことがあるか（単数回答：必須）

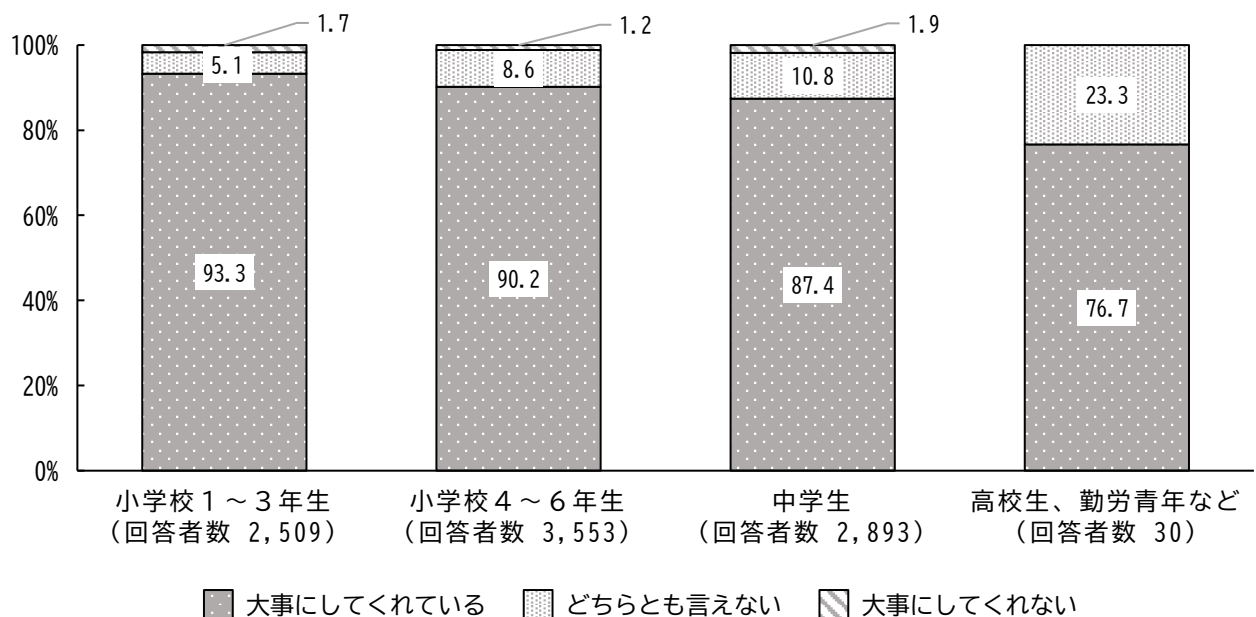
子どもの権利に係る認知度は、年齢が大きくなるにつれて増加傾向であるものの、最も認知度が高い高校生、勤労青年などであっても、「聞いたことがある」が57.6%となっています。



② 保護者が自分の意見を大事にしてくれているかについて（単数回答：任意）

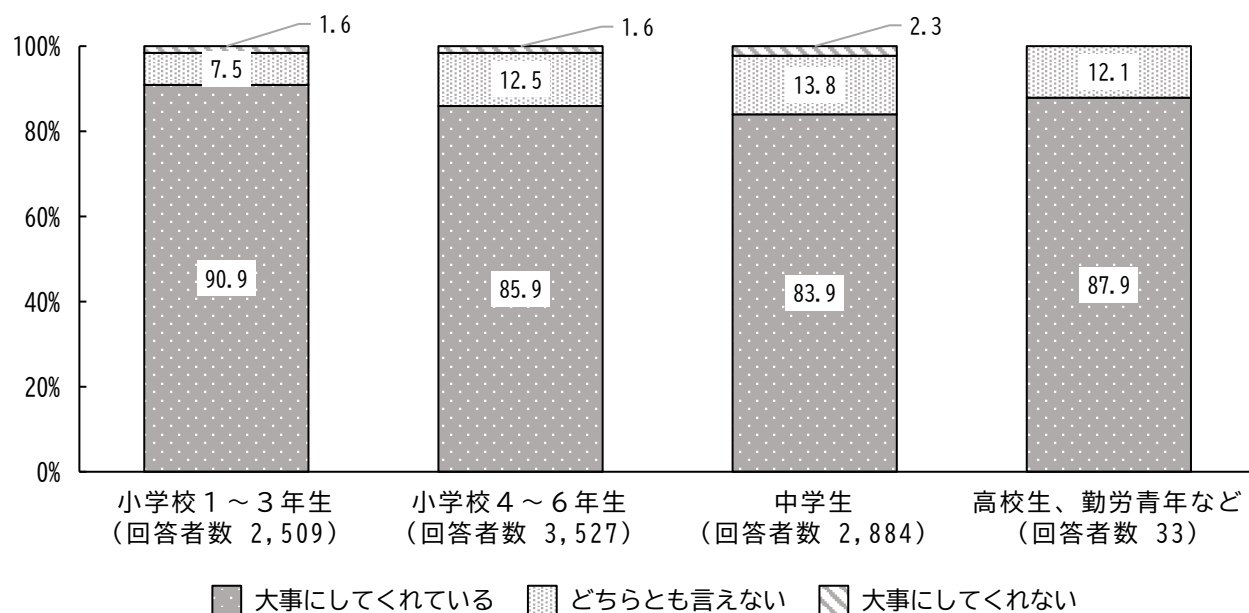
いずれの年代においても「大事にしてくれている」と答えた人が最も多く、76.7～93.3%となっています。次いで「どちらとも言えない」と答えた人が5.1～23.3%となっています。

年代別でみると、年齢が大きくなるにつれて、「大事にしてくれている」と答えた人の割合が減少しています。



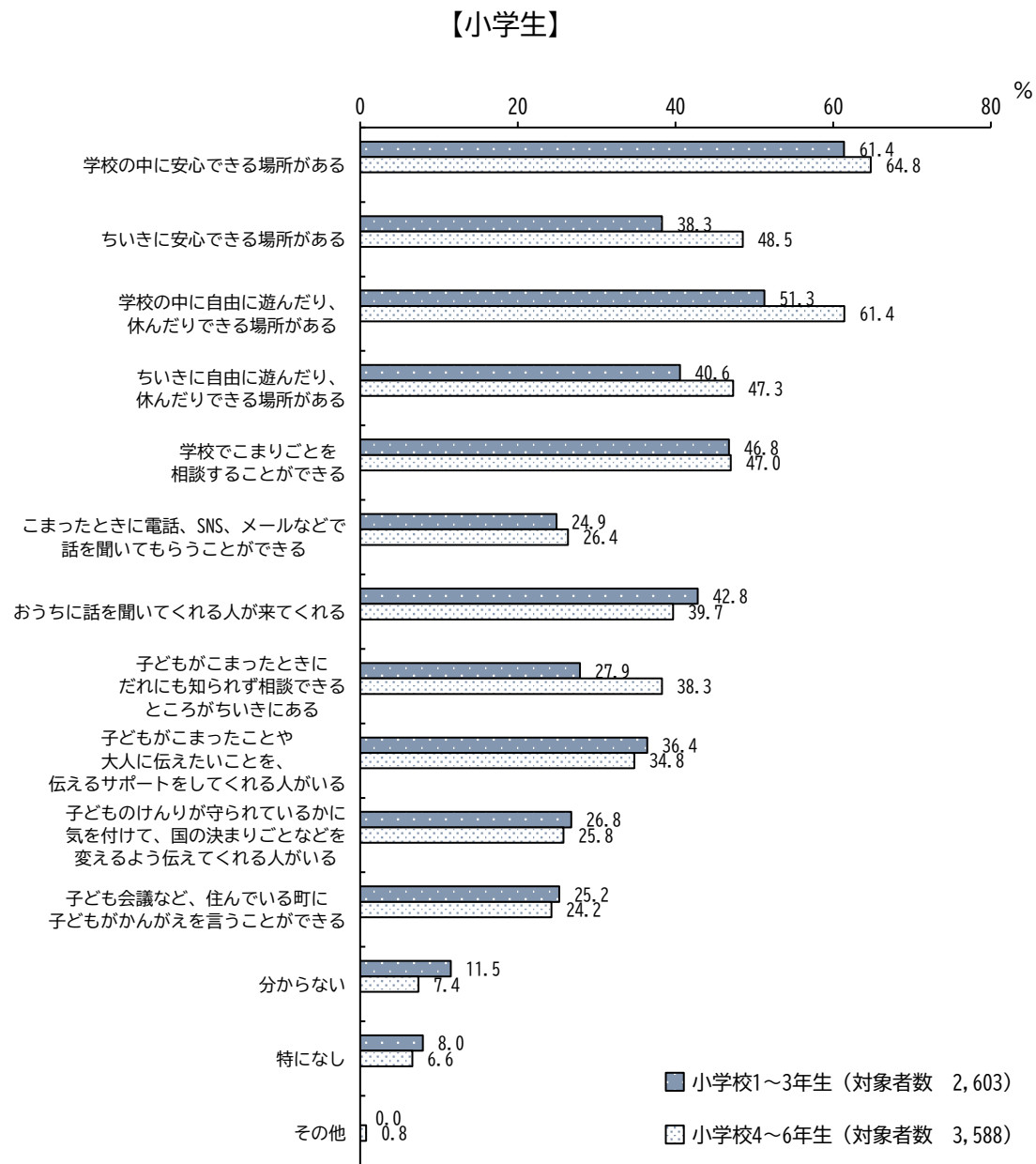
③ 先生が自分の意見を大事にしてくれているかについて（単数回答：任意）

いずれの年代においても「大事にしてくれている」と答えた人が最も多く、83.9～90.9%となっています。次いで「どちらとも言えない」と答えた人が7.5%～13.8%となっています。



④ 子どもの権利を守るために、あればよいと思う仕組み（複数回答：任意）

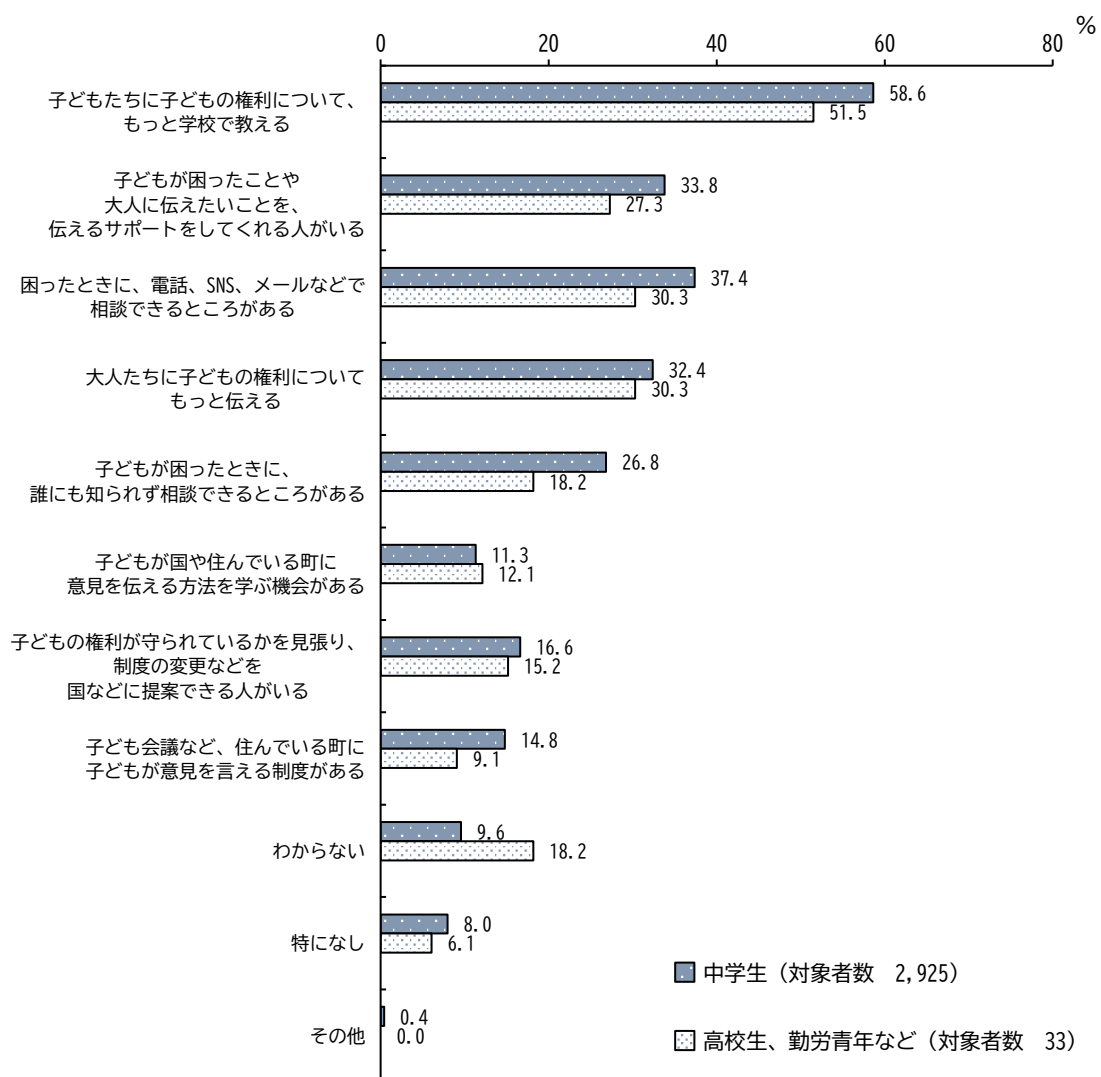
小学生は、低学年、高学年ともに「学校の中に安心できる場所がある」と答えた人が6割を超えており、「学校の中に自由に遊んだり、休んだりできる場所がある」も半数以上が回答しています。



中学生は、「子どもたちに子どもの権利について、もっと学校で教える」が58.6%と最も多く、次いで「困ったときに、電話、SNS、メールなどで相談できるところがある」が37.4%となっています。

高校生、勤労青年などは、「子どもたちに子どもの権利について、もっと学校で教える」が51.5%と最も多く、次いで「困ったときに、電話、SNS、メールなどで相談できるところがある」と「大人たちに子どもの権利についてもっと伝える」が30.3%となっています。

【中学生・高校生、勤労青年など】



3 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績

「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」では、100を超える具体的な施策により奈良市の子ども・子育て支援に取り組んできました。

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもの心身の健やかな成長と発達を総合的に支援してきました。

また、奈良市子ども会議を開催し、子どもの意見表明や参加を支援するとともに、子ども達の提案を踏まえた事業を展開しました。

子育てと仕事の両立ができる環境を整備するため、幼保施設の再編等を推進してきました。平成29年度には163人であった待機児童数は、計画期間中の令和4年度には8人まで減少しましたが、再び増加傾向にあることから、今後も引き続き、待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズへの対応が必要です。

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健事業及び地域の子育て支援事業の充実を図るとともに、切れ目ない提供に努めるとともに、子育ておうえんサイト「子育て@なら」やSNSを活用した情報発信にも努めました。

また、児童虐待対応を含む子育て支援の充実を図り、子ども達の安心・安全を守ることが目的として、令和4年4月に奈良市子どもセンターを開設し、様々な状況におかれた子どもとその家庭に対して包括的な支援を行うため、関係機関と連携した支援体制の強化を図りました。

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

子育ておうえん隊（子育て支援アドバイザー）による育児の負担軽減支援や「なら子どもサポートネット」による子どもの安全安心に関する情報提供など地域の防犯力の向上を図り、地域の中で子どもや子育て家庭が安心・安全に暮らすことができる環境づくりに努めました。

また、保護者が仕事と家庭を両立させ、男女がともに協力して家庭内での役割を担えるよう、市民や事業主に対する意識啓発を推進し、職場や地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しました。

■ その他主な事業の進捗状況

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、集団生活を体験させながら、健全育成を図ることを目的に放課後児童健全育成事業において、延長保育や夏休み等昼食提供事業の実施に加え、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化により、保護者の負担軽減を図ったことから、入所児童数が令和6年5月1日時点で4,391人に増加しました。

○産後ケア事業

出産病院からの退院後、赤ちゃんのお世話を学び、お母さんの心身の安定を図ることを目的に、利用可能な助産院や病院で宿泊や日帰り、訪問によるケアを提供しています。令和6年1月より利用料の減額を実施し、利用しやすい体制整備を進めています。

○子ども医療費助成

令和5年度より、健康保険に加入している高校卒業までの子どもへ対象を拡大し、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成することを目的に子ども医療費助成を行い、令和6年8月には対象となる高校卒業までの全ての医療費助成を現物給付にしました。

○保育料無償化の拡充

子どもを産み育てやすい環境づくりの一環として、多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、令和5年度から、保護者の所得や子どもの年齢等にかかわらず、第2子以降の保育料を無償化しました。

○「こども家庭センター」の設置

令和6年度に、奈良市子どもセンター内に18歳までの子どもがいるご家庭の様々な相談を受け付ける「こども家庭センター」を設置しました。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談・支援を行う総合窓口として、一般的な子育てに関する相談から養育困難・虐待等の様々な相談まで専門職員が対応しています。

● 令和6年度奈良市子ども会議の主な意見

開催初年度から10回目を迎える令和6年度奈良市子ども会議では、「子どもにやさしいまち」をテーマに子どもたちみんなで話し合い、ファシリテーターの司会のもとに「子どもにやさしいまち」に必要な要素や自分たちができること、行政ができること等について、自由に自分の意見を発言していました。

話し合いの中では、様々な意見が交わされ、以下のような意見が提案されました。

- ① 相談できる場所について
 - ・電話相談を24時間体制で受け付けているところを増やしてほしい。
 - ・気軽に相談できる場所をもっと増やしてほしい。
 - ・子どもによる子どものための相談室を作してほしい。
- ② 環境整備について
 - ・地域の公園の遊具の点検頻度を増やして子どもが安心安全に遊べるようにしてほしい。
 - ・ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、誰でも利用しやすい公共空間を増やしてほしい。
 - ・街灯やガードレールを増やして、事故やけがを減らせる道にしてほしい。
- ③ 地域交流について
 - ・地域のお祭りを定期的に行って、地域の人との交流の場を増やしてほしい。
 - ・公民館を、避難所だけでなく地域のイベントも含めて市民が集いやすい場所にしてほしい。
- ④ 防災・防犯について
 - ・街灯や防犯カメラを増やして防犯対策をしてほしい。
 - ・地域での避難訓練を増やしてほしい。
 - ・防犯ブザーを配布して子どもの安全が守られるようにしてほしい。
- ⑤ その他
 - ・地域の特産品を使った講習会を開き、文化を受け継いでいくまちづくりをしてほしい。
 - ・外国人観光客向けの外国語看板を増やし、ルールやマナーをきちんと守れるようにしてほしい。
 - ・学校前や駅前などに子ども用の掲示板を作してほしい。
 - ・中高生が体を動かしたり、夜まで話せたりする場所を作してほしい。

第 3 章

計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

奈良市第5次総合計画に掲げる本市の将来像である「わたし」からはじめる「わたしたち」のまち 奈良」を実現するために、子育てに係るまちづくりの方向性として「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」と定め、子どもをまちの未来そのものと捉え、地域の誰もが子育てに関わり、育つ人も育てる人もその人らしく生きられるまちを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とし、子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、『こども大綱』でも、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指していることから、本計画では、「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」の理念を引き継ぐとともに、「こども大綱」の理念と本市の目指す将来像の実現に向けて、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち なら」を基本理念として掲げます。

【 基 本 理 念 】

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望をもって成長することが
できるまち なら

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、計画を推進します。

(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」で規定しているとおり、本市では「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長することのできるまち」を目指すため、子どもが権利の主体として尊重される取り組みを推進するとともに、子どもの居場所や体験活動の機会の充実を図ります。

また、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の整備を進め、安心して生活できる環境づくりを目指します。さらに、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を図り、健やかな成長を促すための相談体制や情報提供、そして小児医療体制の充実を図ります。

(2) 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

子ども・若者への切れ目のない支援を充実するため、人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育・保育等について質の高い提供体制を確保するとともに、豊かな人間性と生きる力を育むための学校教育を充実し、心身の健やかな成長を促進する取り組みを推進します。次代を担う若者に対しては、個人の希望に応じた主体的な選択により、将来の自己実現ができるよう包括的な支援を推進します。

(3) 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

困難な状況に置かれている子どもや子育て家庭等が安心して生活でき、成長と自立に向けた意欲の向上を支援するため、生活困窮家庭への教育支援や生活支援の充実、子どもの生活を支援する関係機関との連携を強化します。

また、奈良市子どもセンターを中心とした児童虐待の防止や社会的養護を推進するとともに、ヤングケアラーやひとり親家庭、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援を充実します。

(4) 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

少子高齢化・核家族化などにより、家庭のもつ機能が低下傾向にある中で、身近な地域の人たちや関係者など、多様な主体が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが大切であることから、地域の子育て支援を充実させるために、子育て中の親子が安心して過ごせる居場所を提供し、様々な子育て支援サービスを整備するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

さらに、地域全体で子どもを育てる環境を整えるために、地域の子育て支援活動や子どもの見守り活動を推進するとともに、仕事と子育ての両立を支援するために、固定的性別役割分担意識等を前提とした考え方や働き方を見直すことで男女共同の子育てを促進し、子どもを大切にする社会的な意識づくりを推進します。

3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本方針 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕

「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って
成長することができまちなら」

1 「子どもまんみな社会」の
実現に向けたまちづくり

(1) 子どもにとって大切な権利の保障

①子どもが権利の主体として尊重される取組の推進

(2) 子どもの居場所づくりの充実

①子どもの居場所や体験活動の充実

(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して生活できる環境づくりの推進

(4) 子どもと子育て家庭の健康の確保

①妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実
②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実
③妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

(1) 乳幼児期の教育・保育等の充実

①乳幼児期の教育・保育等の提供体制の確保
②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

(2) 学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実
②心身の健やかな成長のための取り組みの充実

(3) 次代を担う若者の支援の充実

①若者への包括的な支援の推進
②ライフコースの形成支援の充実

3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

(1) 子どもの貧困対策の推進

①生活困窮家庭等への教育支援の充実
②生活困窮家庭等への生活支援の充実
③子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援

(2) 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実

①児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
②ひとり親家庭への支援の充実
③障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

(1) 地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進
②多様な子育て支援サービスの充実

(2) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

①子育てに関する情報提供体制の充実
②子育て家庭への経済的な支援の充実
③気軽に相談できる支援体制の充実

(3) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

①地域における子育て支援活動の充実
②地域における子どもの見守り活動の推進

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

第4章

奈良市の子ども・子育て支援の これからの取組

基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた まちづくり

(1) 子どもにとって大切な権利の保障

【現状・課題】

一人一人の子どもの権利が尊重され、将来に夢をもって育つことができるまちづくりは、これからの奈良市の未来を築いていくための重要な課題です。

そのため、子どもたちの様々な問題、例えば、貧困やいじめ、虐待、あるいは障害のある子どもや外国籍、多様な文化的背景など、子どもたちを取り巻く状況が変化していく中で、子どもにとってよりよい地域づくり、環境づくりを目指して、すべての子どもや大人が子どもの権利について認識を深める必要があります。

また、子どもの意見表明・参加は、子どもの自己肯定感や豊かな表現力を育むとともに、家庭、学校、社会の構成員として役割を果たしていくためにも重要な意味を持っています。そのため、様々な場において、子どもの意見表明の機会が確保され、年齢や発達の程度に応じてその意見が尊重されることが大切です。

さらに、児童虐待により子どもの人権が侵害される様々な事態も生じており、子どもの人権擁護を図るための施策を強化する必要があります。

今後も、子どもの権利の意識の醸成に向けた啓発や、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもに関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していく必要があります。

【施策の方向性】

① 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進

全ての子ども及び子育て当事者や教職員等子どもの健やかな育ちを支援する大人などに対して、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例やこども基本法の内容について理解を深めるための情報発信や啓発を行います。また、子どもの意見表明・参加の場として「奈良市子ども会議」を毎年開催するとともに、子どもや若者を対象とした施策や計画の策定・実施などにあたっては、様々な手法で意見聴取する機会の充実に努めていきます。

これらの取組を通して、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが家族、学校、社会生活に関わり、自立するための知識と経験を得られるよう、子どもの今とこれからにとって最善の利益を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。
権利擁護事業	子どもの権利を尊重したまちづくりを推進するため、子どもの権利に関する理解を深めるための広報・啓発や、既存の事業や相談窓口等の充実を図るための研修・情報共有に努めます。
子ども権利擁護推進事業	一時保護もしくは一時保護委託または里親等への委託もしくは施設入所となった子どものもとを、意見表明支援員が訪問し、子どもが自らの意見や意向を表明する支援をしています。意見表明を支援することで、子どもの権利擁護の推進を図っています。
人権教育の推進	教員の人権意識の高揚や人権教育の実践的な指導力を養うため、指導方法の工夫改善に資する教員研修等を充実させることで、児童生徒に対する人権教育の更なる推進を図ります。

コラム 子どもにやさしいまちづくり

● 奈良市子ども会議

奈良市子ども会議は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもたち自身が話し合いを行い、話し合った意見を市長に提出する場として、平成27年度から毎年開催しています。

参加者は子どもだけなので、普段なかなか言えないことや思っていることを伝えることができます。また、友達の意見も聞いたりしながら、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、毎年子どもならではのアイデアや意見が提言されています。

これからも、子どもにとって大切な権利を保障し、最善の利益を図るために、子どもたちの意見表明や参加の気持ちを支援する取組みを進めていきます。

- 令和2年度 コロナ禍での奈良市の「新しいおもてなし」とは？
- 令和3年度 みんなどうしてる？with コロナの過ごし方
- 令和4年度 笑顔があふれるあそび場をつくろう！ 理想の遊び場を实践
- 令和5年度 子どもの権利、クリーンセンター…など、市の様々な施策を検討
- 令和6年度 「子どもにやさしいまち」



● 国内初！ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり」実践自治体に出選

奈良市は、ユニセフ（国連児童基金）が1996年から世界各国で取り組む「子どもにやさしいまちづくり事業※」で、国内初の実践自治体に出選ばれました。

これは、本市のこれまでの取組みが日本ユニセフ協会の推奨する「子どもにやさしいまちづくり」を实践している自治体であると承認されたもので、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体覚書」を締結しました。



※子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を实现することに市町村が積極的に取り組むユニセフが提唱する世界的な活動です。

(2) 子どもの居場所づくりの充実

【 現状・課題 】

本市では、子どもの居場所づくりとして、安全で安心できる環境や、自然との触れ合いや遊び等様々な体験、子ども同士の交流を行う場の充実を図ることで、子どもが自身の体験を通して成長する機会を提供しています。

アンケート調査では、子どもの放課後の過ごし方については、「自宅」や「習いごとや塾」に加え、共働き家庭が増加していることから、バンビーホーム（放課後児童クラブ）を希望する保護者も多くなっています。そのため、子どもの安全や安心を確保しつつ、保護者が望む就労形態で働けるよう、放課後児童クラブ等を充実させるとともに、それ以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

また、子ども同士が交流できる場の希望としては、「子ども同士で自主的な活動などができる場」や「音楽やスポーツなど子どもの興味があることができる場」、「勉強をしたり教えてもらったりできる場」などの回答割合が高く、さらに、子ども会議等において、子ども当事者からも同様の意見が多く寄せられています。

自身の居場所を多く持つ子どもは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識について高まる傾向にあることから、それぞれに適時適切な居場所を持てるよう、子どもの声を聴きながら多様な居場所づくりや体験機会の場の提供に努める必要があります。

【 施策の方向性 】

① 子どもの居場所や体験活動の充実

子どもの自立性や社会性を育み、豊かな成長を支援するために、バンビーホーム、児童館等の子どもの居場所となる施設の環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）を行い、身近なところで子どもが安全で安心して気軽に集まれる居場所づくりを進めます。

また、子どもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ・文化活動や交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。
教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。
青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。
児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。
スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。
スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。
子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。
アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。また、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携して支援を行います。
おはなし会の実施	乳幼児向けふれあいおはなし会及び子ども向けおはなし会を実施することで、子どもが本と触れ合い、読書に親しむ機会を設けます。
子育て支援図書郵送貸出サービス	6歳以下の未就学児に対し、無料で図書郵送貸出サービスをおこない、育児で外出することが困難な場合でも、非来館で図書に触れてもらう機会を増やします。

コラム 地域における子どもの居場所

■放課後子ども教室関連図



● 放課後子ども教室

平成24年度から市内の全ての小学校区で「放課後子ども教室」を実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

各小学校を拠点とし、放課後等に小学校の空き教室や体育館、校庭、近隣の公民館等の施設を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

奈良市内に在住、または奈良市内の小学校に通学する全ての小学生が参加できます。公立、国立、私立の学校種別等の制限はありません。

また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ（バンビーホーム）」の連携を進めています。



ボール遊び



● スポーツ少年団

「スポーツ少年団」は、子どもたちがスポーツを楽しむだけでなく、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのところを学ぶ活動です。

奈良市においても、スポーツ等を通じて少年の心身を鍛錬し、明るく豊かな市民生活の形成に寄与するために、奈良市スポーツ少年団を育成することを目的とした奈良市スポーツ少年団本部が運営されています。

現在、当本部には、軟式野球、剣道、サッカー、少林寺拳法、バスケットボール（ミニバスケットボール）、バドミントン、バレーボール、ホッケーなど全54チームが加盟しています。（令和7年3月現在）

各競技のスポーツ少年団は、団員である子どもたちに加え、地域の様々な方々がリーダーや指導者、役員・スタッフとし共に参画しながら、子ども・若者の健やかな成長の支援活動を行っています。



(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

【 現状・課題 】

本市では、誰もが安全・安心にそして快適に暮らせるまちづくりをめざして、通学路や公園等の施設整備など子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを進めています。

アンケート調査では、「子どもにやさしいまち」だと感じる条件について、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」、「安心して子育てできる環境がある」の割合が高くなっています。

また、「子育てしやすいまち」と感じる条件は「子どもにとって安全な環境がある」の割合が高くなっており、さらに、子ども会議等において、子ども当事者の意見としても、道路や公園等について安全な生活環境を望む声が多くあります。

今後も、子どもや子育て家庭が「子どもにやさしいまち」「子育てしやすいまち」と感じられるよう、子どもが、安全・安心に生活し、のびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進します。

【 施策の方向性 】

① 安心して生活できる環境づくりの推進

子どもや子育て世帯が安全・安心で快適に生活を送るために通学路等の整備や公園施設（遊具等）の充実を図り、居住・外出しやすい環境等の整備を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。
公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。
公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。
キッズ・ゾーン整備事業	「キッズ・ゾーンの設定に関する基準」に基づき、市内の保育所等周辺において、キッズ・ゾーンを設定し、周知のため路面標示を行います。

(4) 子どもと子育て家庭の健康の確保

【 現状・課題 】

少子化や核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が増加しています。

そのため、本市では、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行っています。

これまで、子どもの健やかな成長発達を支援するため、身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実するとともに、健康に関する情報発信を図りました。

また、関係機関と連携を図り小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めてきました。

アンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「0～2歳」「3～5歳」の保護者ともに「病気や発育・発達に関すること」が約4割半ばを超えて最も多くなっていることから、子育て当事者の不安解消するためライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める必要があります。

さらに、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に図ることが必要です。

【 施策の方向性 】

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
不妊治療等助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対して、経済的な負担の軽減を行うとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療等に要する費用を助成します。
母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。
親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。
産婦健康診査事業	産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査の公費負担を実施します。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）、産後アウトリーチ（訪問型）により、助産師等が安心して子育てができるようケアのサービスを提供します。
1か月児健康診査	生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的として、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認等を目的として行う1か月児健康診査を受診しやすくするため、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。
4か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
10か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。
1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。

3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の間から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。
フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。
乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種> ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(1歳未満) ・5種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・4種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・二種混合(11歳～13歳未満) ・不活化ポリオ(生後2か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) - 第1期(1歳～2歳未満) - 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 - 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) - 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(1歳未満) ・ロタウイルス感染症(ロタリックス：出生6週0日後から出生20週0日後まで ロタテック：出生6週0日後から出生32週0日後まで)

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、身近なところでの相談支援体制を確保する等、子どもの健やかな成育の推進を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
妊産婦・乳幼児健康相談事業	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。 地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。
発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査を通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を支援します。

③ 妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携をとり、小児医療体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。
妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。

基本方針２ 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

（１）乳幼児期の教育・保育等の充実

【 現状・課題 】

本市では、多様化する保育ニーズに対応するため、教育・保育の一体的提供や、一時預かり保育事業等によるきめ細かなサービスをより一層充実させる取り組みを推進しています。

これまで、認定こども園、幼稚園及び保育所における教育・保育の場で、様々な経験を通して発達に応じた子どもの育ちを保障していくため、質の高い就学前教育・保育の充実、職員の資質向上を図ってきました。

アンケート調査では、母親の現在の就労状況は、「就労している（育休等含む）」が約７割と最も高くなっています。また、就労していない人であっても、就労意向のある人が約７割であることから、保育のニーズが今後も高まっていくことが考えられます。

この他にも、土曜日や日曜日・祝日等の休日や、長期休暇時、子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、こ幼保小の関係者が連携し、円滑な接続を図るとともに、保育士等の研修等を通じて、人材の資質向上を図ることが求められます。

今後は、少子化や、就労形態・就労時間の変化、多様化する保護者のニーズ等、教育・保育の量的ニーズの長期的な見通しと、質的ニーズの変化を踏まえて、対応していくことが必要となります。

【 施策の方向性 】

① 乳幼児期の教育・保育等の提供体制の確保

多様化する教育・保育ニーズに対応するため、その需要と就学前人口の将来推計を勘案した施設整備や環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）、各種事業のきめ細かなサービスを行い、保護者の就労に関わらず、一層充実した教育・保育等の提供を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施し、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。

事業名	事業概要
教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。
市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限に活用（いわゆる民間移管）することを中心に、市立幼稚園・市立保育所・市立こども園の再編の取組を進め、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を図ります。
幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。
保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。
休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。
夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

教育・保育施設間等での交流や研修を実施し、資質の向上等を図るとともに、アレルギーや医療的ケア等に配慮することにより、子どもの心身ともに健康で自分らしい成長を支援し、就学前教育・保育の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。
こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。
特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。
こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。
こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。
民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。

事業名	事業概要
保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。
私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。

(2) 学齢期の教育・育成施策の充実

【現状・課題】

グローバル化や情報通信技術の進展などにより子どもを取り巻く学びの環境が多様化する一方で、地域のつながりの希薄化や少子化の進展、生活環境の変化等により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。行政・関係団体・学校・地域等が連携して、子どもの自主性・社会性・創造性を育んでいく必要があります。

本市では、子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・育成の体制の一層の充実を図っています。

アンケート調査では、「小学生」の保護者は、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについて、「子どもの教育に関すること」が46.8%で最も多く、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%と続いています。

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つです。子どもの健全な育成を進めるためには、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、自己肯定感を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。さらに、子どもの健康の保持増進のために、様々な相談支援体制を整えることが必要です。

【施策の方向性】

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、探究的な学びを生涯にわたって主体的に続ける力を身に付け、多様な価値観を理解し、思いやりの心を養えるように、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図ります。

事業名	事業概要
学校ＤＸの推進	子どもたちが活動する場面でＩＣＴを基盤とした活動を進められるよう教員への支援や研修等を行います。
地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会で、学校運営及び運営に必要な支援に関して協議を行うことにより、地域の意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを実現するとともに、学校運営の一層の改善を図ります。
教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。
日本語指導が必要な外国人の児童生徒への支援	「帰国・外国人児童生徒及び外国にルーツをもつ児童生徒」に対する日本語指導の取組を進めています。

② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

子どもが、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、ＳＯＳを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、様々な教育や普及啓発・相談支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には教育発達支援相談員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員及び検査員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。また、特別支援学級・通級指導教室など、地域の学校において特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の充実に向けて、訪問支援・研修・資料提供などの学校支援を進めます。
すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。
エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO 団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。
20 歳未満の者の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。
思春期保健対策（性）	性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行えるように相談支援を適切に提供するとともに、啓発にむけて連携体制の充実を図ります。

事業名	事業概要
いじめ等に関する相談	「いじめ」をはじめとする様々な問題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談、SNS相談を行っています。
スクールソーシャルワーカー	市立学校へスクールソーシャルワーカーの活用についてガイドラインと共に周知し、各校の実情に応じた児童生徒の困り感に寄り添い、教職員と共に対応する。
不登校支援事業	教育センターでは、学習活動を中心とした支援を行う「教育支援センターHOP」や、体験活動を中心とした支援を行う「公設フリースクールHOP青山」(R3年11月開設)、「公設フリースクールHOPあやめ池」(R5年4月開設)、そして校内フリースクール(R6年度に中学校4校)を通して、不登校児童生徒一人一人の状態や課題に応じたきめ細かな対応と、学校や家庭と連携した支援を行っていきます。関係機関や民間団体との連携した支援も重要となることから、それらもふまえた取り組みを進めています。

(3) 次代を担う若者の支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、若者の自立支援を行うため、義務教育終了後から39歳までの若者とその家族等からの相談を受け付けているほか、若者が理想の将来像を描くために必要となる多様な経験を積むことができる機会の提供を図っています。

しかしながら、若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が複雑化し、かつ結婚・子育てを希望するも叶わない人や早期離職する人が増加傾向にあるなど、若者に関する課題は深刻化しています。

そのため、次代を担う若者に対して、様々な媒体を用いた情報発信とともに、ひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

また、若者が進学・就職・結婚といった各段階において、適切なライフコースを選択することができるために、様々な仕事やロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場などを経験することで、若者が自身の理想のライフデザインを描けるよう意識啓発し、発達段階やライフステージごとで必要となる情報の提供に努める必要があります。

【 施策の方向性 】

① 若者への包括的な支援の推進

ひきこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する若者に対し、社会参加や就労に向けた支援を行います。

また、若い世代が夢や希望にあふれた将来を設計し、職業選択の可能性を広げるとともに、自己の能力や適性を発揮できるよう、地域全体での支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
若者サポートセンター 「Restart なら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めています。
中学生・高校生等海外夢応援プロジェクト補助金事業	将来の夢を叶えるために海外で探究学習をすることにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験をすることでグローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、自らの力で未来を切り開くチャレンジ精神を養うことを目的とし、それに伴う海外での活動に要する経費の一部を補助します。
高校生観光特派員事業	奈良市の伝統行事やイベントの取材、日々の自主活動などを通して、「奈良の良いところ」を学生目線で発見して頂き、SNSで情報発信し、奈良ファンを増やすことを目的としています。これからの奈良の未来を担う世代が奈良市の観光について情報発信をしていくことで、同世代の若い人たちにも奈良市の観光資源や事業に興味関心を持ってもらい、観光資源の保全に対する意識の向上だけでなく、伝統文化や観光産業の保護、発展を目指しています。
学生向け創業機運醸成事業	何かを始めたいと考える起業予備軍の学生（主に大学生）を対象に、市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、起業を働き方の1つとして考える機会を創出するためのプログラムを実施します。奈良での就職や何かに挑戦する意識を高め、将来的には市内での就職や起業に繋がることを目指します。
地域に飛び出す学生支援事業	奈良市内で地域活性化や地域課題解決のための活動を行う学生団体に対し、活動費の補助を行い、若者が地域住民や団体、地元企業など様々な主体と繋がり交流することで、地域への愛着の醸成等の促進を目指します。
NARA ARTS BRIDGE for Youth	高校生から25歳まで青少年が、韓国の済州や中国の寧波へ海外渡航するプログラムと、奈良で交流を行う国内での日中韓交流プログラム等を行い、国際文化交流を実施しています。
奈良市アートプロジェクト古都祝奈良	公募で募集した中学生・高校生が、プロの演劇人の指導のもと、創作から舞台公演までの活動を通じ、表現する喜びを体感する青少年演劇のプログラムを実施しています。

② ライフコースの形成支援の充実

若い世代が、個人の自由な選択を尊重しながら、出会い、結婚、妊娠・出産の希望に応じたライフコースが形成できるよう、正しい知識の普及・啓発などの多様な機会の提供に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
大学生向けライフキャリア講座	将来の進路や職業選択を考える大学生に対して、結婚や家族、仕事について考え、自らのライフデザインを設計してもらうための講座を大学の授業内で開催します。
出会い・結婚支援事業	多様な価値観を尊重しつつ、結婚を希望する人がその望みを叶えることができるよう、様々な出会いと婚活の支援を検討・実施することで、結婚に向けた機運醸成を図ります。

コラム Restart ならの取組

奈良市では様々な困難を抱える子ども・若者を支援する窓口として奈良市若者サポートセンター「Restart なら（リスなら）」を設置しています。子ども・若者総合相談窓口として、「将来が不安でたまらない」、「子どもが家にひきこもっている」等の悩みをかかえている若者やご家族などの相談を受けて、学び直しや就労など自立に向けた支援を行っています。

対象

中学校や高等学校を卒業・中退後、進学・就労していない奈良市内在住の若者とその家族など

場所

奈良市役所 中央棟2階

受付時間

平日 午前9時00分から午後5時00分まで
(土日祝、年末年始を除く)

お問い合わせ

0742-34-4777



Restart なら
-リスなら-

奈良市若者サポートセンター

☎ 0742-34-4777

受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
住所 〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号
奈良市役所中央棟2階

● 居場所ねどこ

「居場所」とは「家以外にも安心してくつろげる場所がほしい」、「話を聞いてほしい」、「自分と同じ境遇や立場の人とつながりたい」などの思いを抱えていらっしゃる方に来ていただき、素のままで過ごしてもらうことを目的に運営している空間です。

来ていただくことで、気分転換や同じ悩みを持つ方とお話していただくこと等が可能です。

「ねどこ」は6つの運営団体がそれぞれの特色を生かした活動を展開している協働型の居場所です。話さなくてもいいし、寝ててもいいし、相談したければできる、そんな場所です。大人数での活動が苦手な方も居心地の良い空間づくりを心がけています。

奈良市三碓町 2204 番地「鳥見ふらっと」2階の一室で開催しています。



基本方針３ 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

（１）子どもの貧困対策の推進

【 現状・課題 】

本市では、子どもの貧困対策として、生活に困窮する子育て世帯等の生活の安定を支援するため、各種手当や就学援助等の経済的支援や就労相談や資格取得等の就労支援を推進するとともに、相談体制の充実を図っています。

令和３年の奈良市子どもの生活に関するアンケート調査では、本市の子ども（１７歳以下）の相対的貧困率は１６．８％であり、実に６人に１人が貧困状態にあります。次代を担う子どもたちの無限の可能性を断ち切ることなく、将来への夢と希望を持って、子どもたち自らの力で未来を切り開くことができるよう、対策の強化が必要です。

そのためには、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、住宅支援や子育て支援等の生活支援及び子どもの教育の機会均等や体験格差の是正への取組が必要です。

また、子どもの貧困については、社会的、文化的な環境が十分でない環境におかれていることが多く、複雑な課題を抱えているケースもあることから、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化することが必要です。

【 施策の方向性 】

① 生活困窮家庭等への教育支援の充実

経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼしますが、子どもが家庭環境に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取組を進めます。また、安心して自分らしく生きていけるよう、個々の状況に応じた教育や体験活動の機会提供を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高校教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。
子どもの体験支援事業	現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつなげることを目的として、高校生を対象としたプログラミング教室に関する事業を実施します。

② 生活困窮家庭等への生活支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、子育て世帯の生活の安定や就労に向けた継続的な支援等、様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。
女性問題相談事業	女性問題相談室では、家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題、そして自分の生き方等の悩みについて、女性問題相談員が相談に応じます。
女性のための無料法律相談事業	女性を取り巻く様々な法律問題について女性弁護士が相談に応じます。
市営住宅等における子育て世帯・多子世帯・母子父子世帯向けの入居者募集	市営住宅等の入居者募集において、子育て世帯(小学校就学前の児童がいる世帯)・多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)・母子父子世帯(20歳未満の子がいる母子父子世帯)に対して、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式を実施します。

③ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援

地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進するため、関係機関との連携を深め、子育て支援や生活支援等、総合的な支援が行えるよう協働・支援体制を整備するとともに、支援に漏れる人がないように制度の周知を継続して行います。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市フードバンク事業	物価高騰等に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。 また、フードロス対策コーディネーターを配置し、新たに食品等の寄附をしていただける団体等を開拓し、賞味期限の短い食品を含めた食品等の提供を行います。

コラム 子どもの貧困解消に向けた取組

子どもの貧困対策を強化するため、「子どもの貧困対策に関する法律」が令和6年9月に改正され、当事者の意見を踏まえた対策の実施などを盛り込み「こどもの貧困解消法」として改正されました。法律の目的には、貧困が原因でこどもが教育、医療、多様な体験の機会を失い、社会から孤立することがないようにと、新たに明記されました。奈良市では、全てのこどもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するための取組みを引き続き推進していきます。

● 奈良市フードバンク事業

様々な理由で市場に流通できない食品を企業や個人から寄附していただき、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭、また市内の子ども食堂等に無償で提供しています。



企業や市民から寄附いただいた食品を一旦、奈良市フードバンクセンターに集積し、特定非営利活動法人フードバンク奈良の職員やボランティアの方々が、集まった食品を各ご家庭に配布するため、仕分け作業を行ってくださった後、市内各所で、ひとり親家庭など社会的・経済的困難を抱える子育て世帯に配布されます。



(2) 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実

【 現状・課題 】

保護者から適切な養育を受けられない児童、障害児や医療的ケア児、ひとり親家庭など様々な配慮が必要な子どもや子育て家庭に対する取組みは重要な課題です。

児童虐待の通告件数は年々増加している状況であり、虐待の辛さはその場だけにとどまらず、その子の将来にも長く影響を与え、回復に多くの時間を必要とします。また、本来であれば大人たちが担うべき役割を負担している子ども（ヤングケアラー）については、学校生活や友人関係等子ども時代に享受すべき機会を失ってしまう可能性があります。子ども本人や家族がヤングケアラーであることを認識していないなどの理由から、発見が難しいことが特徴となっています。

今後も、児童虐待の未然防止やヤングケアラーの支援をすすめるためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

障害児や医療的ケア児、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じた健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育・保育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する取組が必要です。

令和3年に実施したアンケート調査において、本市のひとり親家庭の56.1%が相対的貧困状態にあることがわかりました。また子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭は、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないこともあることから、手当等の経済的支援や就労支援、養育費の確保支援に加えて、子育て・生活支援が求められます。

【 施策の方向性 】

① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

全ての子どもとその家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「奈良市子どもセンター」での支援を実施します。

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として各種支援に努めるべき対象として定義され、積極的な支援が求められています。

「奈良市子どもセンター」では、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図ることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
こども家庭センター事業	これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談支援機関としてこども家庭センターを設置し、支援の必要性の高い世帯を計画的・効率的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。
「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、子どもセンター、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。
養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。
つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。
ヤングケアラー相談支援事業	専門のコーディネーターを配置し、当事者、またはその家族、市民の方などからの相談を、電話、面談または、E-mailにより、実施しています。
子育て世帯訪問支援事業 (エンゼルサポート事業・子どもケアラーサポート事業)	平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。 令和5年9月から、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いをしています。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
社会的養育支援の充実	里親等委託率の向上にむけた取り組みを推進するとともに、社会的養護の下で生活する子どもたちに健やかな成長・発達や自立等を保障するため、入所中から退所後までの一貫した支援に取り組んでいきます。また、社会的養護経験者等の相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰宅先を失っている場合等においては、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけます。

② ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える多様な課題を支援するため、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、それらの支援の充実と周知に努めます。また、子どもに届く生活・学習支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と 18 歳未満（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の子や父母のいない 18 歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）
ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。
ひとり親家庭等生活支援事業	奈良市内に在住のひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、寡婦）を対象に、講習会の開催や情報交換会などを実施しています。
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。 また、養育費等相談を実施し、離婚や別居に伴う子どものための養育費等について専門相談員が相談に応じます。弁護士による法律相談も実施しており、養育費等相談とあわせてひとり親家庭等の養育費確保を支援します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。
養育費確保支援事業	養育費確保に関する相談を、専門的な助言のできる弁護士の無料相談につなぎます。また、養育費を受け取れていないひとり親が、養育費確保に必要な手続きで発生する手数料等の実費払い分や弁護活動の着手金の一部を市が負担します。
母子生活支援施設措置事業	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性が、経済的・精神的不安定などの理由で、監護している児童の福祉に欠けるところがある場合においてその保護者から申込があったときは、母子生活支援施設への入所措置を行います。
児童扶養手当	児童の健全育成を目的とし、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障がいの状態にある児童を養育している母または父（または、母または父にかわってその児童を養育している者）に手当を支給します。

③ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応する支援の推進を図ります。

本市の関連計画との整合性を図りながら、障害のあるまたは医療的ケアが必要な子どもとその保護者に対しては、一人一人の状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、必要な支援を行います。

また、地域において必要な支援が受けられるよう関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
障害児通所支援	療育の必要性のある児童を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。
居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害者児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。
みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。
移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出は対象外で、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。※病院に入院されている方は、利用できません。
相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。
親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。
子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。
長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。

コラム 奈良市子どもセンター

令和4年4月に奈良市柏木町に「奈良市子どもセンター」がオープンしました。子どもセンターは、中核市として全国4番目となる児童相談所を含む、子育てを総合的に支援する施設です。

それぞれの機能が互いにつながり合うことにより、奈良市のすべての子どもや子育て世帯を応援します。

● 子育て広場

子育て親子が集まって遊べるスペースがあります。地域の子育て関連情報を提供したり、子育て及び子育て支援に関する様々な講座を実施します。また、専門職による子育て等に関する相談ができます。



● キッズスペース

屋内には大型遊具で思い切り遊べる「アクティブエリア」、想像力や発想力を発揮して遊ぶ「ロールプレイエリア」があり、お子さんのペースで遊ぶことができます。



● 屋外広場

屋外には身体全体を使って遊べる「動のあそびエリア」と未就学児までの低年齢の子どもたちが遊べる「静のあそびエリア」があり、それぞれの楽しみ方ができる遊び場です。



● 児童相談所

児童福祉司や児童心理司等の専門職が在籍し、専門的な診断をもとに相談や援助を行います。また、様々な理由によって家庭で暮らせなくなった子どもの安全を確保し、保護が必要な子どもを一時的に預かったり、施設や里親へ養育を委託します。

● 里親支援

それぞれの事情から保護者と離れて暮らす子ども達を、家庭に迎え入れ、深い愛情と理解を持って育ててくださる方を「里親」といいます。子どもや里親の状況に応じて、様々な活躍の形があります。子どもたちが温かな環境下で暮らせるよう、里親制度の普及・啓発や登録相談、里親支援を行っています。



基本方針４ 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

（１）地域の子育て支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進することで子育ての孤立感・不安感を解消できるよう支援しています。子育て中の親と子が気軽に参加し、交流や情報交換が日常的にできるような環境づくりに努めていますが、様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、多様なニーズに対応したサービスを今後も継続していく必要があります。

アンケート調査では、「子育て広場」の「０～２歳」の保護者の認知度は約９割に上昇しているものの、これ以外の地域子育て支援事業の認知度が５割未満となっていることから更なる周知を図ることが必要です。

また、子どもの幸福度を高めていくためには、様々な人や環境の中で、豊かな遊びや体験に触れることが重要な要素であるとともに、妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援する場を提供することも大切です。

今後も、市の子育て支援事業については、サービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、子育て親子が利用しやすい環境づくりや、相談体制の充実を進める必要があります。

【 施策の方向性 】

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

子育て中の保護者同士の支えあいや交流を大切にし、地域における子育て中の親と子の多様な居場所の充実に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月１～２回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。
公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業、②子育て支援教室・講座（保護者対象）、③体験教室・講座（親子対象）、④体験教室・講座（児童対象）、⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）

② 多様な子育て支援サービスの充実

様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、必要とするサービスを必要な時に利用できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを今後も継続し、情報提供に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細かな支援をします。
病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。
子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を必要と認める期間預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)

(2) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

【現状・課題】

本市では、子育てに関する相談について、様々な状況にある家庭が身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう関係機関が連携し相談窓口の体制の充実に努めています。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用し、常に新しい情報の発信に取り組んでいます。

少子化が進む中、子育てや教育にお金がかかることを理由に理想とする数の子どもを持たないという声があることから、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、貧困によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう経済的に困窮する家庭に対する支援を充実させていくことが必要です。

アンケート調査では、子育てに関する情報の入手について、「インターネット、SNS」や「隣近所の人、知人、友人」、「学校・保育所・幼稚園・こども園」の回答が多く、今後もサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めることが必要です。

子育てしやすいまちだと感じる条件については、全ての年代層において、「経済的支援が充実している」が約5割となっていて、今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が必要です。

さらに、核家族の増加など、孤立した子育てになりやすい環境もあるため、子育て家庭が日常的に感じる疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、身近で気軽に相談し解決できる場を作ることが求められています。

【 施策の方向性 】

① 子育てに関する情報提供体制の充実

子育てに関する正しい情報を、個々のニーズに応じて的確に提供できるよう、様々な状況にある家庭が相談しやすい環境を整備・充実させるとともに、ホームページやSNSなども含めた様々な媒体を活用し、きめ細かな情報の発信に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。
子育て世代支援PR事業	子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布するなど、多様な情報を適切に提供するためのPR活動を実施します。
こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。
家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、経済的な支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子ども医療費助成	健康保険に加入している18歳未満(18歳到達後最初の3月31日までの子ども)を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。(保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。)
就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

事業名	事業概要
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。
小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。
保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、0～2歳児の保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、国の多子の算定方法では多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、これらの要件を撤廃した市独自の算定方法に基づき、すべての世帯の第2子以降の子どもの保育料を無償とします。
児童手当	0歳から高校修了（18歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に手当を支給します。

③ 気軽に相談できる支援体制の充実

地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るため、家庭児童相談室での相談に加え、地域子育て相談機関の設置を進めるとともに、こども家庭センターと連携し、専門の職員同士の連携・協力により相談体制を充実します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。
地域子育て相談機関	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方の子育てに関する相談を受け、助言や情報提供を行います。必要に応じてこども家庭センターと連携し、支援につなげます。

(3) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

【現状・課題】

本市では、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに取り組んでいます。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体での防犯活動や、子どもを見守り育てる意識啓発を推進しています。

アンケート調査では、子どもにやさしいまちだと感じる条件について、いずれの年代層の保護者も「安心して子育てできる環境がある」と答えた人が6割以上となっています。さらに、子ども当事者からも同様の意見が数多く寄せられており、今後も、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

【 施策の方向性 】

① 地域における子育て支援活動の充実

地域社会で子どもを見守り育てる活動を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。
子育て支援アドバイザー事業 (子育ておうえん隊)	子育ておうえん隊員として登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。
子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員は、子どもや子育て家庭によりそい、子育てや困りごとの相談にのり、地域や専門機関、専門家につながります。また、地域の児童福祉に関する機関との連携を図るため、主任児童委員が指名されています。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保できるよう、警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、地域社会全体での防犯・交通安全対策等に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。
防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。
学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。
不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。
「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

【 現状・課題 】

本市では、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、仕事と子育ての両立を可能にするための意識啓発に努めています。

アンケート調査では、母親、父親ともに育児休業を取得する割合は増加していますが、父親は母親より低い状況が続いています。父親の育児休業を取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」が最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続いており、ともに前回調査と比べて増加し、4割を超えています。

性別に関わらずキャリアアップと子育てを両立できるよう環境づくりを進めるためには、ジェンダーに関わる無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）にとらわれることなく、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

今後も、育児・家事を分担しつつ、希望に応じてキャリア形成と子育ての両立をするためにも働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

【 施策の方向性 】

① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
男女共同の家事・育児の推進	「イクメンハンドブック」や、「どうする？我が家の家事育児シート」等を配信し、男女共同参画意識の周知啓発に努めます。
仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

第5章

教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされています。

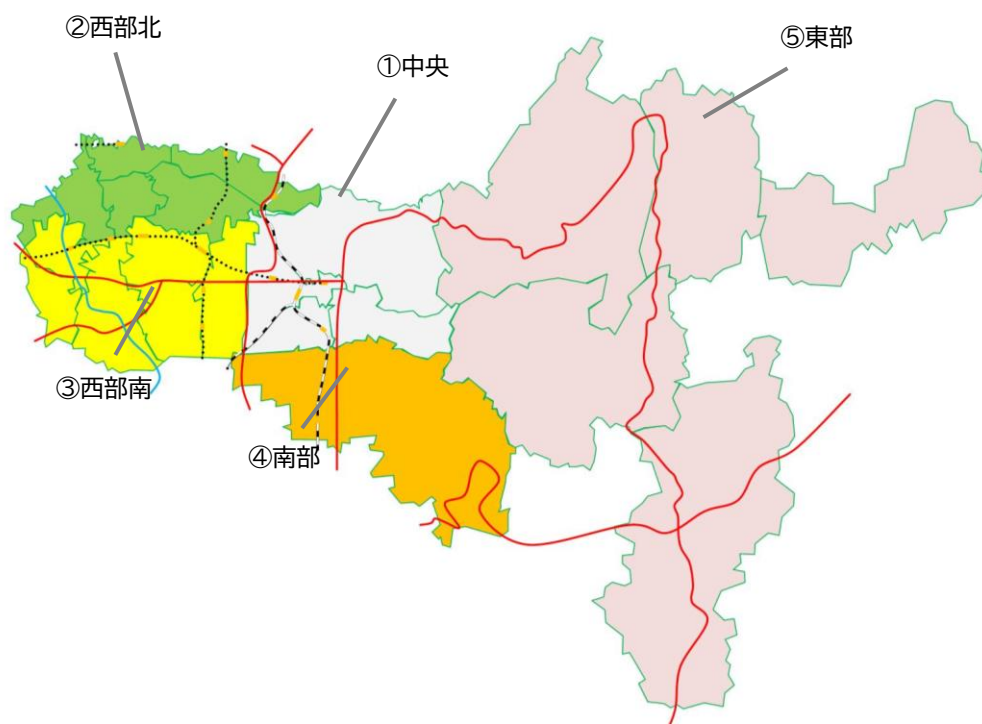
本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

(1) 教育・保育における提供区域

教育・保育における提供区域の設定においては、第一期計画、第二期計画において、「奈良市総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで21の中学校区の組み合わせである5つの区域を設定しています。本計画においても、これまでの考え方を踏襲し、5区域において、教育・保育サービスの提供を実施していきます。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものでもありません。

本計画における教育・保育提供区域（５区域）



区域	区域名	構成する中学校区	（参考）奈良市総合計画における地域別土地利用のゾーン
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン 西北部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三	
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

（令和７年３月時点）

(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の4事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

事業	提供区域
時間外保育事業（延長保育事業）	教育・保育における提供区域に準じる
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	
地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	
一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	

② 市全域を提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の15事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

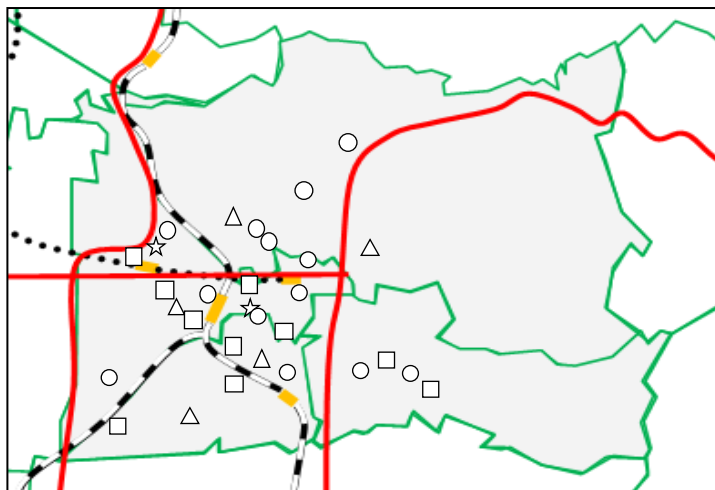
事業	提供区域
利用者支援事業	市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ等）	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
病児・病後児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
妊婦健康診査事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
子育て世帯訪問支援事業	
児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業	
妊婦等包括相談支援事業	
産後ケア事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

(3) 提供区域ごとの施設・事業の実施状況

① 中央

ア 教育・保育施設

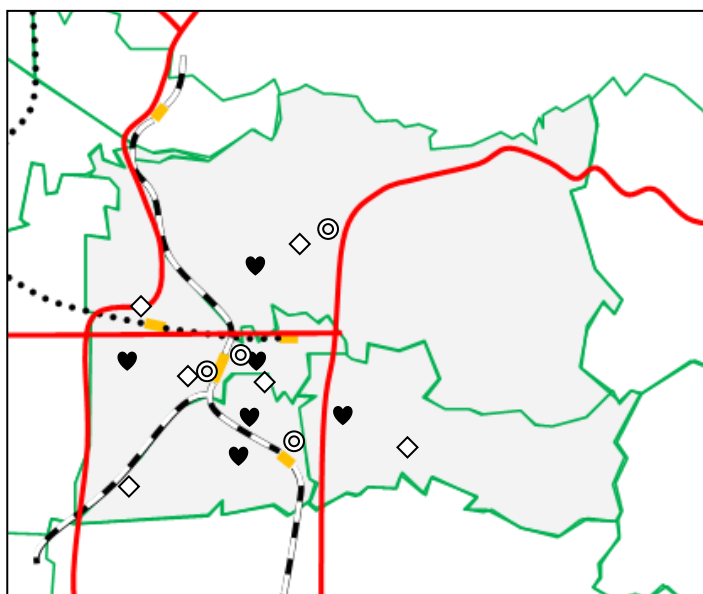
中央では、幼稚園が5園、保育所が10園、認定こども園が13園、地域型保育事業所が2園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

中央では、子育て広場が4箇所（児童館2箇所含む）、子育てスポット6箇所、保育所等での一時預かりが6箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

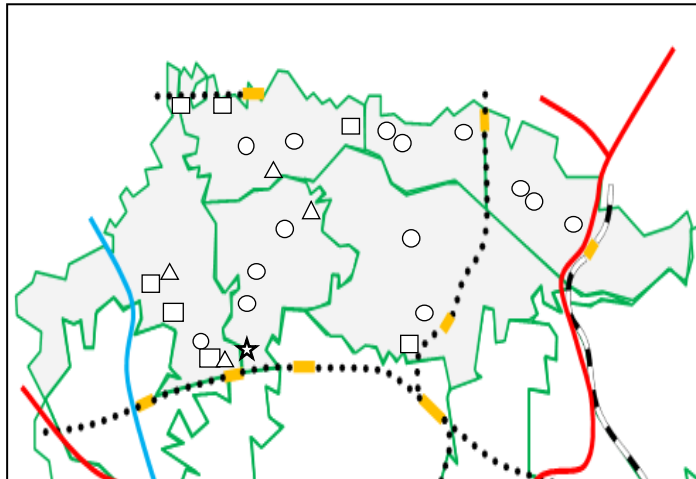


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

② 西部北

ア 教育・保育施設

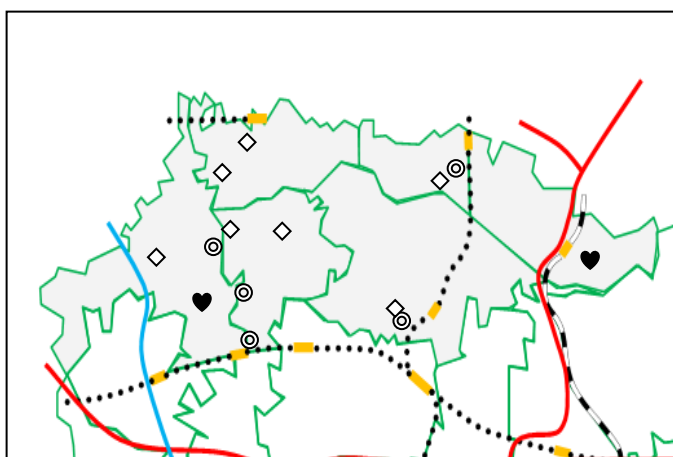
西部北では、幼稚園が4園、保育所（保育所分園を含む）が7園、認定こども園が14園、地域型保育事業所が1園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

西部北では、子育て広場が5箇所、子育てスポット2箇所、保育所等での一時預かりが7箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

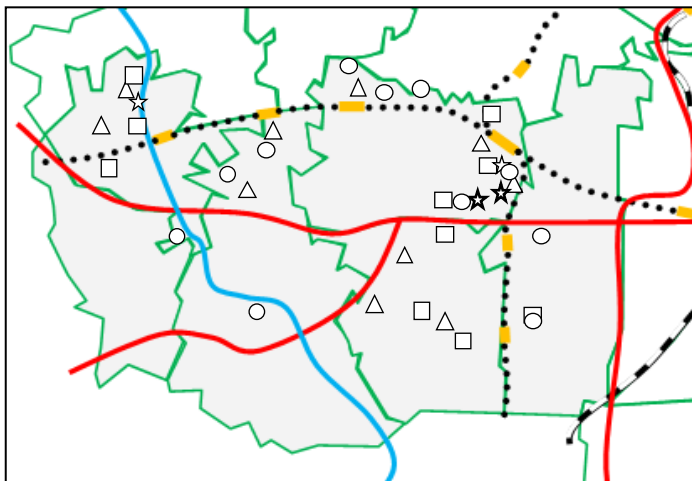


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

③ 西部南

ア 教育・保育施設

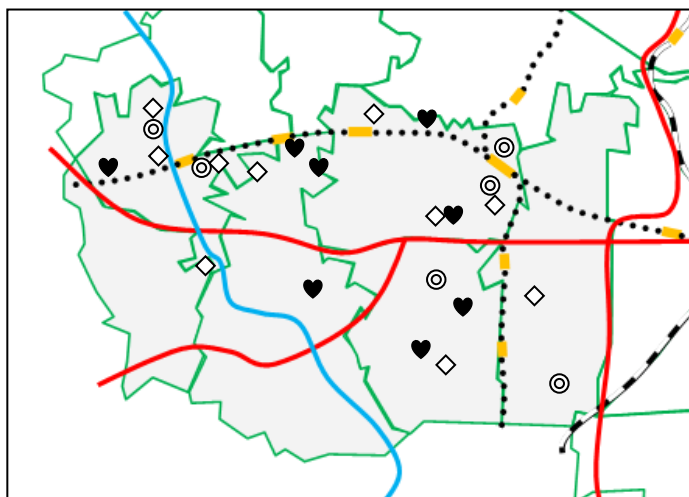
西部南では、幼稚園が10園、保育所（保育所分園を含む）が10園、認定こども園が11園、地域型保育事業所が4園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

西部南では、子育て広場が6箇所、子育てスポット8箇所、保育所等での一時預かりが10箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が14箇所設置されています。

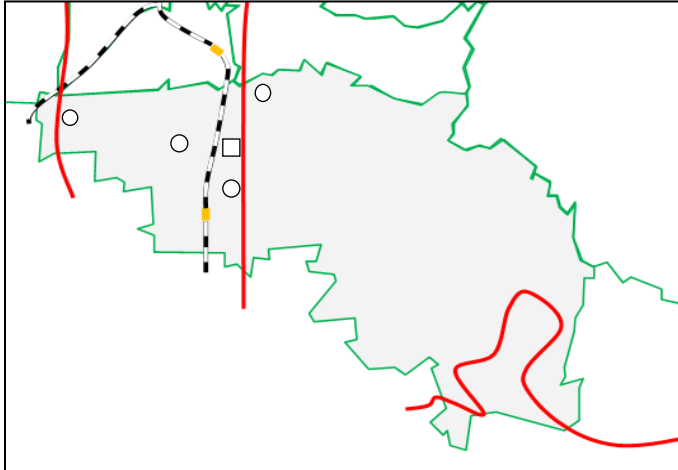


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

④ 南部

ア 教育・保育施設

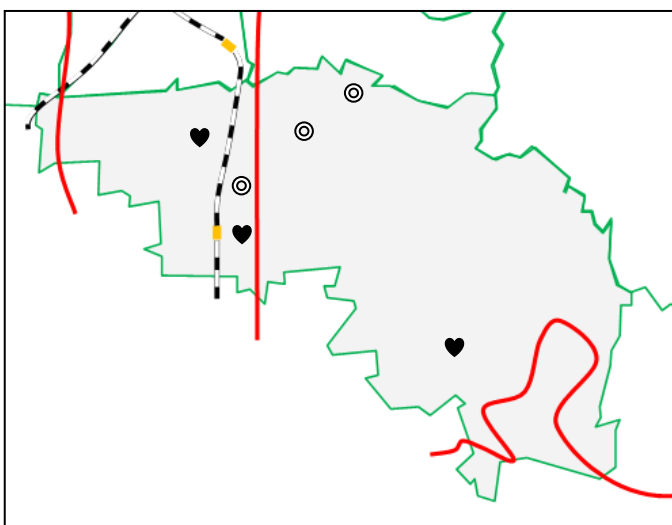
南部では、保育所が1園、認定こども園が4園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

南部では、子育て広場が3箇所（児童館2箇所含む）、子育てスポットが3箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が4箇所設置されており、保育所等での一時預かりは設置されておりません。

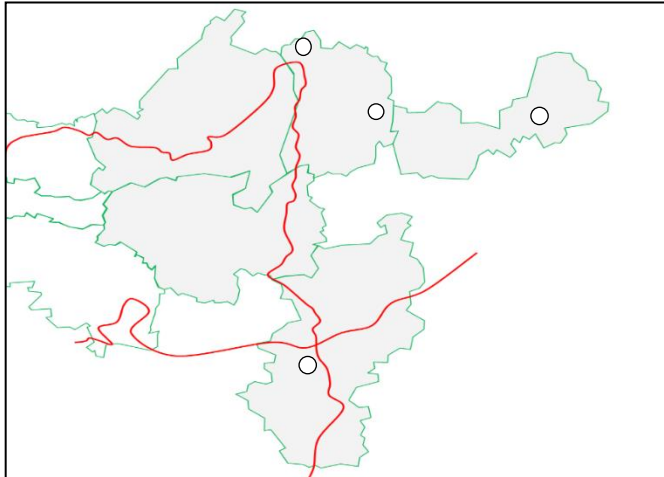


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

⑤ 東部

ア 教育・保育施設

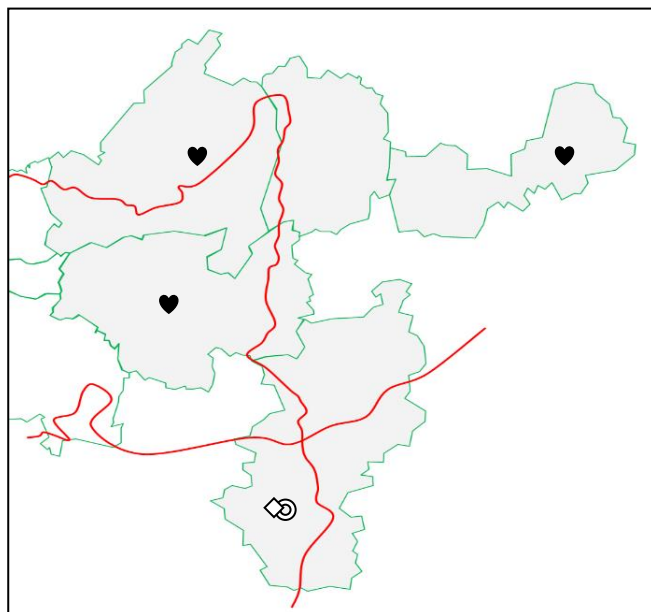
東部では、認定こども園が4園設置されています。（1園休園中）



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

東部では、子育て広場が1箇所、子育てスポットが3箇所、保育所等での一時預かりが1箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が5箇所設置されています。



印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画の対象となる、0歳から17歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の4月1日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により推計しました。

0歳から17歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが予測されます。

（単位：人）

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
1歳	1,876	1,920	1,876	1,839	1,811
2歳	2,037	1,913	1,956	1,912	1,874
3歳	2,255	2,079	1,951	1,995	1,951
4歳	2,203	2,283	2,104	1,974	2,019
5歳	2,406	2,226	2,305	2,124	1,992
6歳	2,473	2,450	2,268	2,349	2,163
7歳	2,555	2,491	2,467	2,285	2,366
8歳	2,666	2,571	2,506	2,482	2,299
9歳	2,784	2,685	2,588	2,524	2,500
10歳	2,783	2,802	2,702	2,605	2,540
11歳	2,799	2,793	2,813	2,712	2,615
12歳	2,939	2,827	2,822	2,842	2,738
13歳	2,917	2,961	2,848	2,841	2,863
14歳	2,932	2,919	2,962	2,849	2,841
15歳	2,995	2,934	2,921	2,964	2,852
16歳	2,900	3,010	2,952	2,932	2,981
17歳	3,095	2,897	3,007	2,948	2,930

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

表の見方について

(単位：人)

※1			令和7年度					
			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
※2	児童数（推計）		6,864			2,037	1,876	1,830
	量の見込み（A）		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
※3	確保方策							
	特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,770		4,205	1,213	1,063	762
	確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	42	35
	特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
	確保方策合計（B）		4,286		4,260	1,313	1,154	829
※4	不足（B）－（A）※		0		0	0	0	0

- ※1 認定区分に応じて、量の見込み等を設定しています。
☐ 1号認定…3歳以上で、幼稚園や認定こども園を希望する子ども
☐ 2号認定…3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 ・教育希望が強い：幼稚園を希望
 ・左記以外：保育所、認定こども園を希望
☐ 3号認定…3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 (保育所や認定こども園、地域型保育事業等を希望)

- ※2 量の見込み…認定区分ごとのニーズ量を示しています。

- ※3 確保方策…ニーズ量に対応する方策について、施設の種類ごとに利用定員を設定しています。
☐ 特定教育・保育施設…幼稚園、保育所、認定こども園
☐ 確認を受けない幼保施設…国立幼稚園と新制度に移行しない私立幼稚園、国立認定こども園、企業主導型保育事業所等
☐ 特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等

- ※4 ニーズ量に対応できる体制が整っていない場合に「▲」を付けています。
 ニーズ量を満たす場合は、「0」で記載しています。

(市全域)

【 令和7年度 】

(単位：人)

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,864			2,037	1,876	1,830
量の見込み（A）		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,770		4,205	1213	1063	762
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	42	35
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4,286		4,260	1,313	1,154	829
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和8年度 】

(単位：人)

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,588			1,913	1,920	1,789
量の見込み（A）		2,239	485	3,755	1,135	1,106	587
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,704		4,220	1,219	1,069	765
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4,220		4,275	1,319	1,166	838
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和9年度 】

(単位：人)

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,360			1,956	1,876	1,754
量の見込み（A）		2,144	493	3,653	1,182	1,096	590
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,669		4,223	1,220	1,070	765
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4,185		4,278	1,320	1,167	838
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和10年度 】

(単位：人)

		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,093			1,912	1,839	1,726
量の見込み（A）		2,037	496	3,514	1,177	1,089	594
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,634		4,223	1,223	1,073	768
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4,150		4,278	1,323	1,170	841
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和11年度 】

(単位：人)

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		5,962			1,874	1,811	1,697
量の見込み（A）		1,977	507	3,456	1,169	1,085	593
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,634		4,223	1,223	1,073	768
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4,150		4,278	1,323	1,170	841
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

(提供区域別)

①中央

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		542	110	1,182	366	319	183	506	106	1,111	346	331	183
確保 方策	特定教育・保育施設	797		1,336	401	342	232	731		1,351	401	342	232
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	28	23	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計（B）		1,051		1,368	451	385	263	985		1,383	451	391	269
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		484	105	1,070	358	325	184	462	104	1,027	350	320	185
確保 方策	特定教育・保育施設	696		1,354	402	343	232	661		1,354	405	346	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計（B）		950		1,386	452	392	269	915		1,386	455	395	272
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		451	105	1,010	342	316	186
確保 方策	特定教育・保育施設	661		1,354	405	346	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8
確保方策合計（B）		915		1,386	455	395	272
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

②西部北

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		750	138	1,075	327	322	175	724	141	1,040	330	328	177
確保 方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計（B）		1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208
不足（B）－（A）		0		0	0	▲21	0	0		0	0	▲27	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		705	146	1,015	347	322	180	684	149	986	352	316	183
確保 方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計（B）		1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208
不足（B）－（A）		0		0	▲9	▲21	0	0		0	▲14	▲15	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		686	157	992	355	311	180
確保 方策	特定教育・保育施設	863		1148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3
確保方策合計（B）		1314		1155	338	301	208
不足（B）－（A）		0		0	▲17	▲10	0

③西部南

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		955	211	1,341	428	371	198	914	219	1,363	397	389	198
確保 方策	特定教育・保育施設	875		1,278	364	330	259	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計（B）		1,686		1,294	401	365	285	1,686		1,294	407	371	288
不足（B）－（A）		0		▲47	▲27	▲6	0	0		▲69	0	▲18	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		860	223	1,340	415	392	198	796	224	1,285	416	396	198
確保 方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計（B）		1,686		1,294	407	371	288	1686		1,294	407	371	288
不足（B）－（A）		0		▲46	▲8	▲21	0	0		0	▲9	▲25	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		741	225	1,241	415	400	199
確保 方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21
確保方策合計（B）		1,686		1,294	407	371	288
不足（B）－（A）		0		0	▲8	▲29	0

④南部

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		95	13	209	50	44	24	91	13	186	52	47	23
確保 方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		92	13	178	52	46	23	92	13	167	50	47	23
確保 方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		97	14	168	49	48	23
確保 方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0
確保方策合計（B）		161		316	90	80	60
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

⑤東部

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		4	6	57	15	10	6	4	6	55	10	11	6
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		3	6	50	10	11	5	3	6	49	9	10	5
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		2	6	45	8	10	5
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0
確保方策合計（B）		74		127	33	23	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在までの取り組みでは、女性の社会進出に伴う保育需要の増加・多様化に対応するため「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」及び「子育て安心プラン実施計画」に基づき、保育所等の新設や施設改修によるこども園化等の取組を進めてまいりました。また、公立園においては「奈良市幼保再編計画」に基づき、令和2年度以降は民間移管を中心とする施設の統合・再編によるこども園化等により保育認定を受けた児童の受皿確保を進めてきました。

しかし、近年ではアレルギー対応や支援が必要な子、医療的ケア児等特別な配慮を必要とするケースが増加しており、保育を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。また、幼児教育・保育の無償化、本市の保育認定を受けるための就労要件の緩和、第二子保育料無償化等の新たな施策により保育需要は増加し、待機児童の完全解消には至っていません。

更に、ニーズ調査の結果において、現在就労していない女性の中でも就労意向のある割合も高くなっていることから、保育ニーズは今後も高まっていくことが想定されます。

一方で、本市においても全国同様に少子高齢化が進行し、上昇傾向にある保育ニーズについても将来的にはピークを迎えるものと考えられます。

そのため、需要の動向には注視しながら、量の見込みにおいて不足が見込まれる地域、年齢区分において、ピンポイントでの対応を検討することや市立幼保再編の取組において不足が見込まれる年齢区分を重点に定員配分を検討するなど、適切な提供体制構築のために有効な確保方策を検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条では、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとその確保方策を設定することとされています。

量の見込みと確保方策を定める地域子ども・子育て支援事業は、新規事業を含め以下の19の事業となります。

No.	対象事業	掲載ページ
1	利用者支援事業	104
2	時間外保育事業（延長保育事業）	105
3	放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	107
4	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	113
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	114
6	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	115
7	地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	116
8	一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	118
9	病児・病後児保育事業	121
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	122
11	妊婦健康診査事業	123
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	123
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	124
14	子育て世帯訪問支援事業	125
15	児童育成支援拠点事業	126
16	親子関係形成支援事業	127
17	妊婦等包括相談支援事業	128
18	産後ケア事業	129
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	130

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【 現状 】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
設置箇所	5	5	6	16	5
基本型	2	2	3	13	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型※	2	2	2	2	2

※奈良市では令和6年度からこども家庭センターを設置・移行済（箇所数：2→1）

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	19	19	19	19	19
基本型	17	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	16	16	16	16
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

子育て親子が必要な時に適切な支援や相談窓口にたどりつけるよう、身近な場所で、利用者の個別ニーズに基づいた情報提供、相談、利用支援等を実施します。また、支援が必要な家庭に対しては、専門機関との連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間利用人数 市全域	2,031	2,163	2,273	2,285	2,865
中央	735	732	791	743	929
西部北	617	705	728	760	895
西部南	679	726	754	782	1,041
南部	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
確保方策	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	849	902	956	1,008	1,061
確保方策	849	902	956	1,008	1,061

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	869	923	977	1,032	1,086
確保方策	869	923	977	1,032	1,086

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	894	950	1,005	1,061	1,117
確保方策	894	950	1,005	1,061	1,117

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

【 今後の方向性 】

市内の保育所、認定こども園で延長保育を実施しており、引き続き多様化する保育ニーズに対応するため、更なる保育内容の充実、民間移管時の事業実施の促進等、事業の拡充に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

【 概要 】

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

【 現状 】

（市全域）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	1,996	3,574	3,749	3,980	4,391
1年生	558	1,037	1,167	1,136	1,198
2年生	509	887	930	1,084	1,071
3年生	406	755	702	803	957
4年生	300	484	529	495	668
5年生	153	268	287	312	316
6年生	70	143	134	150	181

（提供区域別）

（単位：人）

	中央				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	537	981	1,014	1,079	1,169
1年生	161	298	330	297	334
2年生	146	242	255	316	272
3年生	103	224	182	213	275
4年生	76	122	154	123	166
5年生	38	60	63	93	78
6年生	13	35	30	37	44

	西部北				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	495	904	1,032	1,146	1,268
1年生	124	252	334	344	336
2年生	138	242	250	318	322
3年生	104	193	191	217	284
4年生	70	130	141	142	185
5年生	34	55	87	84	91
6年生	25	32	29	41	50

	西部南				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	820	1,360	1,414	1,460	1,646
1年生	233	426	424	426	452
2年生	193	326	367	366	410
3年生	173	269	276	324	335
4年生	133	192	187	184	269
5年生	66	106	111	108	116
6年生	22	41	49	52	64

	南部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	104	181	166	184	201
1年生	30	38	56	49	61
2年生	26	53	34	61	49
3年生	20	36	32	29	45
4年生	15	22	23	25	26
5年生	7	21	10	12	9
6年生	6	11	11	8	11

	東部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	40	148	123	111	107
1年生	10	23	23	20	15
2年生	6	24	24	23	18
3年生	6	33	21	20	18
4年生	6	18	24	21	22
5年生	8	26	16	15	22
6年生	4	24	15	12	12

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
1年生	1363	1317	1235	1296	1241
2年生	1061	1226	1231	1154	1243
3年生	866	872	1046	1050	1011
4年生	669	615	643	771	795
5年生	382	389	372	388	478
6年生	162	199	210	201	216
確保方策	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322
1年生	380	367	344	361	346
2年生	269	311	313	293	316
3年生	249	251	301	302	291
4年生	166	153	160	192	198
5年生	94	96	92	96	118
6年生	39	48	51	49	53
確保方策	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440
1年生	382	369	346	363	348
2年生	319	369	370	347	374
3年生	257	259	310	312	300
4年生	185	170	178	214	220
5年生	110	112	107	112	138
6年生	45	55	58	56	60
確保方策	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867
1年生	515	498	467	490	468
2年生	406	469	471	442	475
3年生	303	305	366	367	353
4年生	270	248	259	310	320
5年生	140	143	136	142	175
6年生	57	71	74	71	76
確保方策	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	206	211	217	221	226
1年生	69	67	63	66	63
2年生	49	56	56	53	57
3年生	41	41	49	49	48
4年生	26	24	25	30	31
5年生	11	11	11	11	14
6年生	10	12	13	12	13
確保方策	206	211	217	221	226

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111	113	117	120	129
1年生	17	16	15	16	16
2年生	18	21	21	19	21
3年生	16	16	20	20	19
4年生	22	20	21	25	26
5年生	27	27	26	27	33
6年生	11	13	14	13	14
確保方策	111	113	117	120	129

【 今後の方向性 】

すべての小学校区にバンビーホームを設置して実施しています。引き続き、新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージ、こども未来戦略「加速化プラン」の趣旨に沿って受入児童数の拡大に対応すると共に、以下の取り組みを推進します。

- ・全小学校区でバンビーホームと放課後子ども教室の「校内交流型」を実施しておりますが、これを継続します。
- ・小学校の余裕教室の活用等も図りながら、計画的に整備を進めていきます。
- ・バンビーホームの担当を引き続き教育委員会が所管することにより、連携が取りやすくなるよう情報共有を行います。
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応等の研修を行い、適切な対応が行えるよう努めます。
- ・利用する保護者や地域の実情に合った開所時間の設定に努めます。
- ・市等が実施する研修への参加を促進し、バンビーホームの役割をさらに向上させます。
- ・市のホームページや広報紙等により、利用者や地域住民に対してバンビーホームの情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日	122	116	324	223	300

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

【 今後の方向性 】

市内において利用可能な預かり施設が存在しないため、里親制度を活用し、市内の里親への委託を充実させる活動を継続します。合わせて奈良市要保護児童対策地域協議会との連携等により、引き続き利便性の高い制度設計を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【 概要 】

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【 現状 】

（単位：面接件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （前計画値）
年間延べ面接件数	2,025	2,046	1,912	1,807	2,034

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：面接件数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
確保方策	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697

【 今後の方向性 】

全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問できない家庭については、来所等による面談を積極的に勧奨し、すべての乳児と保護者に会うことを目指します。

(6) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【 概要 】

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する専門的な相談、助言などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【 現状 】

①養育支援訪問事業

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
対象世帯数	101	97	93	122	75

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図っています。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：世帯数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保方策	75	75	75	75	75
②	確保方策	各種連携会議及び研修を開催し、適切な支援を実施				

【 今後の方向性 】

①養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）後に、養育に関する専門的な相談・助言が必要な家庭に対して、今後も家庭訪問を継続して実施し、必要に応じ関係機関と連携し支援を進めていきます。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

【 概要 】

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	81,526	73,702	93,774	117,417	176,303
中央	26,188	22,168	22,750	32,395	53,902
西部北	26,685	24,953	29,992	36,175	73,778
西部南	18,849	16,890	31,289	38,694	28,454
南部	5,606	6,416	6,390	6,850	13,358
東部	4,198	3,275	3,353	3,303	6,811

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
確保方策	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920

(提供区域別)

(単位：人日)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604
確保方策	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043
確保方策	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666
確保方策	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855
確保方策	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752
確保方策	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752

【 今後の方向性 】

引き続き、地域の子育て拠点として地域に開かれた運営を行うとともに、子育て親子の交流、子育てについての講座の実施、相談・助言をとおして子育て中の孤立感、負担感の解消を図ります。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

【 概要 】

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	96,725	106,832	105,132	115,170	136,286
中央	31,829	33,837	31,166	29,472	49,158
西部北	25,924	28,290	29,802	33,265	34,153
西部南	35,525	40,963	40,481	48,866	50,152
南部	2,738	1,919	2,198	2,266	1,362
東部	709	1,823	1,485	1,301	1,461

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
確保方策	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170

(提供区域別)

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
	確保方策	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
西部北	量の見込み	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
	確保方策	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
西部南	量の見込み	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
	確保方策	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
南部	量の見込み	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
	確保方策	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
東部	量の見込み	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290
	確保方策	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290

【 今後の方向性 】

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園及び認定こども園での在園児を対象とした一時預かりを実施し、安心して保護者が預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

②保育所等の一時預かり

【 概要 】

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細かな支援を行います。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	7,758	8,244	10,363	12,365	12,380
中央	3,709	3,445	3,673	4,056	4,684
西部北	2,239	2,513	2,755	3,133	3,374
西部南	1,771	2,275	3,924	5,141	4,311
南部	-	-	-	-	-
東部	39	11	11	35	11

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
確保方策	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684

(提供区域別)

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
	確保方策	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
西部北	量の見込み	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
	確保方策	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
西部南	量の見込み	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
	確保方策	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
南部	量の見込み	-	-	-	-	-
	確保方策	-	-	-	-	-
東部	量の見込み	40	43	45	48	51
	確保方策	40	43	45	48	51

【 今後の方向性 】

認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりによって、各提供区域のニーズ量に対応可能な環境の確保を継続的に図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

【 概要 】

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日	450	1,015	1,220	1,552	1,824

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882
確保方策	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882

【 今後の方向性 】

引き続き病児保育施設3箇所及び病後児保育施設2箇所の稼働率を向上させることと共に、利用状況に注視しながら新たな施設整備の必要性について検討を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

【 現状 】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （前計画値）
年間利用人日	4,300	4,812	5,499	4,384	9,073
就学前児童	3,129	3,307	4,200	2,722	6,435
小学生	1,171	1,505	1,299	1,662	2,638

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769
確保方策	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769

【 今後の方向性 】

引き続き、依頼会員のニーズに応じた支援を提供できるよう、援助会員の登録者数増加に向けて、積極的な広報活動、制度の周知を行い、援助（マッチング）につながる環境づくりに取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【 現状 】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
検診回数(延べ)	25,492	25,480	23,837	22,061	28,700

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758
確保方策	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758

【 今後の方向性 】

母子の健康保持、異常の早期発見のために医療機関等で検診を定期的に受診できるよう、国が標準と定める妊婦1人当たり14回の健診を想定し事業を継続して実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用及び日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設等については年収360万円未満相当世帯等の副食費を免除することを踏まえ、補足給付の対象世帯の範囲やその内容について引き続き研究・検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【 概要 】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で行う下記の事業です。

- ①私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。
- ②小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る。

【 現状 】

(単位：人月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
① 対象児童数	-	72	33	125	-
② 対象幼児数	-	137	111	125	-

【 量の見込みと確保方策 】

本事業は、国から算定方法が示されているものではなく、また市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

【 今後の方向性 】

- ①特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、受入体制の充実を図ります。
- ②地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
確保方策（延べ）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

【 今後の方向性 】

家事・育児支援を求めている世帯のニーズ量に対応可能な確保を継続的に目指します。

(15) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	20	20	20	20	20
確保方策（B）	0	20	20	20	20
差引（B）－（A）	▲20	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

対象となる児童が適切に支援につながるができるよう、こども家庭センターと連携を図ります。また、児童にとって安心して過ごすことができる場所を提供できるよう包括的な支援体制の構築を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	16	16	16	16	16

【 今後の方向性 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対して、親子間における適切な関係性の構築を図るために、事業を継続して実施します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊婦給付認定時と妊娠している子どもの人数等の届出時の計10万円相当の妊婦のための支援給付）

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
確保方策	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
こども家庭センター	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
上記以外で業務委託	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

これまでの「出産・子育て応援交付金事業」が令和7年度より本事業に移行します。妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

(18) 産後ケア事業

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後ケアを必要とする産後１年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】

（単位：人日）

		令和５年度
延べ 利用数	宿泊型	170
	通所型	191
	訪問型	-
	合計	361

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策	800	800	800	800	800

【 今後の方向性 】

令和6年度から訪問型を開始するなど、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。また、支援が必要とする全ての方が利用できるよう、委託先の確保を継続的に図ります。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず全ての子育て世帯において、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、そして孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的として、定期的な教育・保育の利用をしていない主に0歳児～2歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位などで柔軟に利用できる子どもを保育所等に預けられる新たな通園給付です。

【 現状 】

公立園1園において、令和6年8月から試行実施を行っています。

（1日当たり5人を上限として、1人当たり5時間、1か月あたり9日程度）

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	18	18	17	17	16
	確保方策	3	3	3	3	3
1歳児	量の見込み	24	24	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
2歳児	量の見込み	25	23	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
合計	量の見込み(A)	67	65	63	61	58
	確保方策(B)	15	15	15	15	15
	差引(B)-(A)	▲52	▲50	▲48	▲46	▲43

【 今後の方向性 】

定期的な集団生活の経験により、子どもが家族以外の大人や子どもと関わる機会となるとともに、保護者の不安や負担感の軽減につなげるよう、制度の周知や体制の整備に努めます。

なお、保育所等においては、3歳以上児と比較して、0歳、1歳の空きは多くないことや、新たな役割と責任が加わるため、試行実施事業の検証結果など、制度導入に向けた国や県の動向を注視しながら、今後の受入体制や園現場での実施体制を含めて慎重に検討していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の対象児童数や対象施設数は、人口推計の影響による減少がみられる事業があるものの、全体的には利用率等のニーズは増加傾向にあり、今後も引き続き事業の実施を行う必要があります。

引き続き、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

1 計画の推進体制

本計画の施策は、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、子ども・子育て支援を総合的にかつ計画的に推進する「奈良市子ども・子育て支援推進本部」において、市長を本部長として庁内各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、行政の取り組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

さらに、「奈良市子ども会議」を通じて、子どもが安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を子ども・子育て施策に反映させ、施策の質の向上に努めています。

2 計画内容の周知

「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、奈良市全体で子ども・子育て支援に取り組むためには行政だけでなく、子育て家庭及び子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用した情報提供のほか、子育てに関連するイベントの機会を活用していきます。

また、子ども用のやさしい表現の概要版を作成し、子どもや若者当事者にも必要な情報を届けるなど、より効果的な計画内容の広報・啓発を進め、当事者として取り組んで欲しい下記のことについても、広く伝えていきます。

「自分のことも、他の人のことも大切にしよう。」

- 1 意見を発表したり体験できる機会に参加しよう。
- 2 悩んだり困った時は、信頼できる大人に相談しよう。
- 3 身の回りで困っている人に気づいてあげよう。
- 4 地域の様々な活動に参加して、住みやすい地域を作ろう。

3 計画の進捗管理

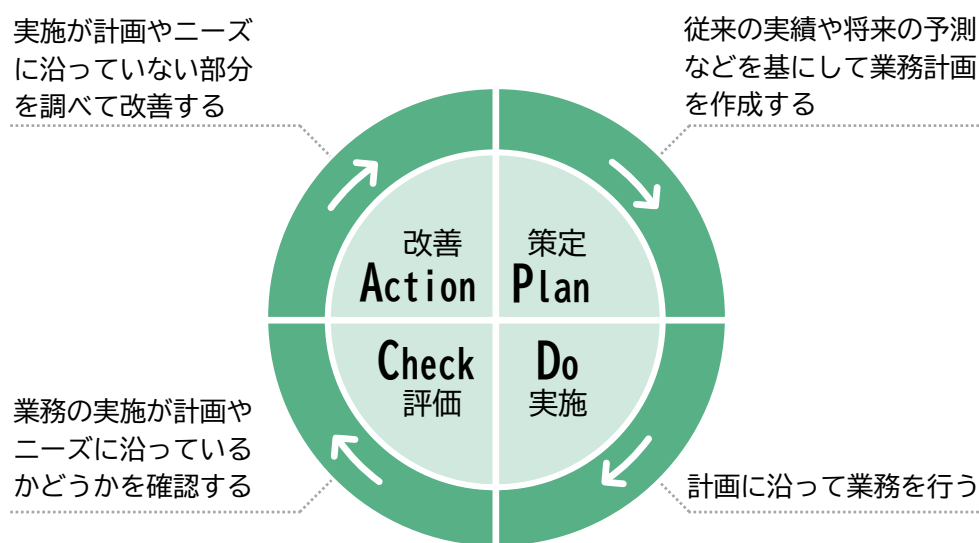
本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、刻々と変化する社会情勢と多様なニーズに対応するため、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告し、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

また、その取り組みをホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

PDCAサイクルのイメージ



4 計画の実現に向けた成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの間に実施する、本市の子ども・子育て及び若者支援の各種取組については、個別目標等を設定して、点検・評価を毎年実施して推進します。

また、計画全体として「子どもにやさしいまちづくり」がどのように進捗したかを把握・評価するための長期目標として、計画終期となる5年後に達成すべき成果指標と目標値を設定しました。

成果指標	現状値（R5）	目標値（R11）
子育て環境の満足度が低い人の割合	32.0%	24.0%

資料編

1 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (子ども・子育て支援事業計画/こども計画) 策定の経過

開催日	検討内容
令和5年11月15日	第35回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査のアンケート項目について
令和5年12月1日 ～22日	ニーズ調査を実施 調査地域：奈良市全域 調査対象： 0～5歳児の保護者 各1,000人 小学生（2年生・5年生）の保護者 2,057人 } 回収率：52.6%
令和6年3月25日	第36回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果報告及び策定スケジュールについて
令和6年7月2日	第37回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の骨子について
令和6年11月12日	第38回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の素案について
令和6年12月10日 ～令和7年1月9日	第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）のパブリックコメント実施
令和7年2月17日	第39回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の策定について

2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所 属 ・ 役職名等	備 考
1	伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学域 教授	
2	大方 美香	大阪総合保育大学 学長	会長
3	岡澤 哲子	帝塚山大学 名誉教授	
4	岡田 和大	奈良市PTA連合会 相談役	
5	梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 教授 IPA子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部 代表	
6	國原 智恵	奈良市保育会 会長	
7	栗本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表取締役	
8	栞原 愛子	公募委員	
9	櫻井 一字	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
10	重松 敬一	奈良教育大学 名誉教授	臨時委員
11	島 勝紅	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会 理事 リハビリ訪問看護ステーション ルピナス 看護部	
12	田中 章友	公募委員	
13	谷口 偉	奈良市私立幼稚園協会 会長	臨時委員
14	辻中 佳奈子	辻中法律事務所 弁護士	
15	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
16	山下 裕美	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	

令和7年3月31日 現在

3 ニーズ調査・パブリックコメント

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定や本市の子ども・子育て支援施策に関する基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。(参照：第2章 2 アンケートからみる奈良市の現状)

(2) パブリックコメントの実施

計画素案を市のホームページで広報したほか、市役所、各出張所・行政センターでの配布、関係機関への周知を行い、素案に対するご意見を募集しました。

①募集期間

令和6年12月10日から令和7年1月9日まで

②募集結果

市民等のみなさんから13通、20件のご意見をいただきました。

(logoフォーム：10通、メール：3通、FAX・持参・郵送：0通)

4 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

(平成26年12月25日条例第51号)

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人とをつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取り組みを行いました。

その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもにやさしいまち 子どもを尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
- (3) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第2号に規定する子どもを除く。）又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

2 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。
- (2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

- (3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。
- (3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。
- (2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第 17 条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

第 18 条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第 5 章 施策の推進

(計画及び検証)

第 19 条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 1 条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

(体制整備)

第 20 条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第 21 条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

5 奈良市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 3 月 28 日条例第 12 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条において「認定こども園法」という。）第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第 3 号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

附 則（令和5年6月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

6 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のこと。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指す。

医療的ケア

障害や病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケアのこと。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要な子どもや高齢者に行われる。

【か行】

企業主導型保育事業所

企業等が主に従業員のために保育施設を設置する場合に、一定の基準を満たすと内閣府から施設整備費や運営費の助成を受けて運営されている認可外保育施設。自社等の従業員が利用できる「従業員枠」と、保育を必要とする地域の住民等が利用できる「地域枠」がある。

教育・保育提供区域

各市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、教育・保育の施設整備を行うために定める設定区域。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域毎に、計画期間中の各年度の量の見込みと確保方策を設定する。

子育て安心プラン実施計画

待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、M字カーブを解消するため平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に設置された審議会。子どもの保護者、地方公共団体、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣に任命された25名以内の委員で組織される。奈良市においても、子ども・子育て支援施策について審議するため、平成25年4月に奈良市子ども・子育て会議を設置。

こども家庭センター

令和4年（2022年）の改正児童福祉法等にて、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の両機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、市町村に設置が努力義務化された。

子ども家庭総合支援拠点

市区町村が整備に努めなければならないと規定された拠点。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握・情報提供・専門的な相談対応・統合調整を行い、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携した支援を実施し、地域のリソースや必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う。

こども計画

こども基本法に基づいて、各都道府県および市町村に作成することに努めることとされている計画。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的に「こども施策に関する重要事項」と「こども施策に関する基本的な方針」等について記載される。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づいて、各都道府県および市町村に作成が義務付けられている5年を一期とする計画。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施について記載される。

こども未来戦略「加速化プラン」

子ども・子育て施策の抜本的な強化のため、2023年12月にこども家庭庁が策定した戦略。

以下の3つを基本理念として掲げている。

- ・若者・子育て世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造や意識を変える
- ・すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

子育ておうえん隊

子育ておうえん隊（子育て支援アドバイザー）は、乳幼児とその保護者が集まる広場や子育てサークル等に出向き、運営のお手伝いをしたり楽しい遊びを伝えたりすることなどによって、育児の負担感を軽減できるように支援活動を行う。

【さ行】

里親制度

児童福祉法に基づき、親の病気や経済苦など、様々な事情により家庭で生活することのできない子どもを自らの家庭に迎え入れ、あたたかい愛情のもとで養育する公的な制度のこと。

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもある。

住民基本台帳

住民基本台帳法により各市町村に作成が義務づけられる公簿。その市町村に住所を有する個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し作成される。氏名、生年月日、性別、住所などが記載され、その市町村の住民に関する事務処理の基礎となるもの。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等、放課後児童対策の取り組みを推進する対策。

スクールカウンセラー

学校で子どもの心の健康や心理的な問題を支援する専門職。子どもだけでなく、保護者や教師とも連携して、カウンセリングや相談業務を行う。

スクールソーシャルワーカー

学校内で、社会福祉的な観点から子どもの問題を解決するために支援を行う職業。家庭環境や社会的な背景による問題をサポートし、子どもが安心して学べる環境を整える。

【た行】

男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分ち合うことを目指す取り組みや考え方。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。

特定教育・保育施設

市町村の確認を受け、子ども・子育て支援新制度による「施設型給付」の対象となる保育所、認定こども園、幼稚園。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業で、子ども・子育て支援新制度による「地域型保育給付」の対象となる事業。小規模保育（認可定員6人以上19人以下）、家庭的保育（認可定員5人以下）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で実施）、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。

【な行】

奈良市幼保再編計画

「奈良市幼保再編基本計画」、「奈良市幼保再編実施計画」、「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」に基づき、現在の幼児教育・保育環境を分析し、今後の市立幼稚園・保育所・認定こども園の在り方についての方針を示したもの。

【は行】

放課後児童対策パッケージ

放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、令和5年12月にとりまとめたもの。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話をを行っている18歳未満の子どものこと。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれるが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、地方公共団体が設置することができる協議会の一般的な名称。対象児童は、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれる。奈良市では平成20年12月に奈良市被虐待児童対策地域協議会を設置。令和2年4月に国の指針に基づき、奈良市要保護児童対策地域協議会に改称。

養育費

離婚や別居した親が子どもを養育するために負担する金銭的な支援を指す。養育費は、子どもの教育費や生活費に使われ、親の経済的な負担を分担するための重要な制度である。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

療育

発達障害や障害を持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

量の見込み

子ども・子育て支援事業計画の作成に際して、各地域の人口構造や教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況、保護者に対する調査（ニーズ調査）等を行い、これらに基づいて算出した教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量の推計値。なお、量の見込みに対する具体的な供給量の目標設定のことを“確保方策”という。

ロールモデル

成功や尊敬を集める人、またはその行動が、他者にとって模範となる存在を指す。特に若い世代や未経験者に対して、自分も同じように成功できると感じさせるような存在。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活の調和を意味し、仕事に追われすぎることなく、家族や趣味、自分自身の時間を充実させることを目指す。これにより、ストレスの軽減や全体的な生活の質の向上が期待される。

【アルファベット行】

I C T

情報通信技術：Information and Communication Technologyのことで、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指す。教育やビジネス、医療など、多くの分野で I C Tを活用したサービスが発展している。

S N S

インターネット上での人々の交流や情報共有を行うサービスのことで。例として、XやInstagramなどがあり、個人間のコミュニケーションや情報発信の手段として広く利用されています。

N P O

非営利組織の略で、営利を目的とせず、社会的な問題解決や地域貢献を目的に活動する団体。募金や寄付、助成金で運営され、教育、福祉、環境保護など、さまざまな分野で活動している。

だいさんき

第三期

ならしこ

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン

あん
(案)

こむ
子ども向け
がいようばん
概要版
(まとめ)



こ いけん ぼしゅう
子どものみなさんからの意見を募集しています！

いけん ぼしゅうきかん れいわ ねん がつ にち か
意見の募集期間：令和6年12月10日（火）から
れいわ ねん がつ にち もく
令和7年1月9日（木）まで

Q. どうして子どもたちの声を聴くの？

A. 国の法律「こども基本法」では、子どもや若者が自分らしく
く ほうりつ きほんほう こ わかもの じぶん
く 幸 せに成長でき、暮らせるように、おとなは子どもに
しあわ せいちょう く
とって一番よいことを考え、子どもの気持ちを大切にす
いちばん かんが こ き も たいせつ
ることとされています。

このプランは、みなさん一人ひとりが主役です。

ぜひみなさんの声をたくさん聴かせてください。

Q.「^{な ら し こ}奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」ってなに？

A.「^{な ら し こ}奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」は、^{な ら し}奈良市に^{す こ}住む子どもたちが、^{いま しあわ い}今を幸^いせに^{ゆめ き ぼう も}生き、夢と希望を持ちながら^{せいちょう}成長し、その^{ほ ご し や あんしん}保護者が安心して^{こ そだ}子育てができる^{かんきょう じゅうじつ じゅうぶん}環境の充^{め ざ}実（^{じゅうぶん}十分に^{つ く}すること）を^{けいかく}目指して作った計画



Q. ^かどんなことが書いてあるの？

A. ^こ子どもの^{すこ}健やかな^{せいちょう ささ}成長を支える^{とりくみ こそだ}取組や子育てをする人^{ひと}たちを^{とりくみ か}サポートする取組を書いています。
たとえば、^{たと はたら}働^{こ そだ}きながら子育てしやすい^{かんきょう}環境づくりや^こ子どもの^{い ば し ょ}居場所づくり、^こ子どもの^{けんり まも}権利を守るための^{とりくみ}取組について、^{じっこう}どのように^か実行していくかを書いています。



Q. ^{ひと たいしょう}どんな人が対象なの？

A. ^こ子ども（^{さい}0歳から^{さい}18歳まで）・^{わかもの}若者（^{ちゅうがくせい}中学生くらいから^{さい}30歳まで、^{とりくみ}取組によっては^{さい}39歳まで）とその^{か ぞく}家族が^{けいかく}計画の^{たいしょう}対象です。

Q. ^{ないよう}いつからいつまでの内容なの？

A. ^{れい わ}令和7年^{ねん}4月^{がつ}から^{れい わ}令和11年^{ねん}3月^{がつ}までの^{ねんかん}5年間で、^{と く}取り組んでいく^{ないよう}内容です。

「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」が 目指すまちの姿

基本理念(理想の状態)

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望をもって成長することができるまち なら

奈良市は、全ての子どもたちが自分らしく健やかに幸せに
成長することを第一に考え、子どもや若者が自分の希望や
能力を活かすことや、子どもを
育てたいといった願いを叶える
ことができる子どもにやさしい
まちづくりを目指します。



プランの中で大切にしたいこと

プランでは、大切にする考え方を「基本方針」として決めていま
す。更に「基本方針」ごとに「目標」と「具体的に取る組むこと」を
決め、さまざまな取組を進めていきます。

基本方針 ① 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

基本方針 ② 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

基本方針 ③ 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

基本方針 ④ 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

こども・若者の皆さんに 具体的に取組んで欲しいこと

プランでは、市役所の職員や周りの大人の役割等をたくさん書いていますが、主役となる皆さんにも、心がけて欲しいことがあります。

自分のことも、他の人のことも大切にしよう。

- 1 意見を発表したり体験できる機会に参加しよう。
- 2 悩んだり困った時は、信頼できる大人に相談しよう。
- 3 身の回りで困っている人に気づいてあげよう。
- 4 地域の様々な活動に参加して、住みやすい地域を作ろう。

「こどもまんなか社会」の実現に む 向けたまちづくり

目標

- 子どもが社会に参加できるよう、自由に意見を言いやすい環境を作ります。
- 子どもが安心して通い、いろいろな遊びや体験ができる居場所をつくりまします。
- 子どもや保護者が安全・安心で心地よいくらしができるように施設整備を進めます。
- 保護者が不安を抱えずに安心して出産や子育てができるようにします。

具体的に取組むこと

- 子どもが自分の意見を発表できる機会として、「奈良市子ども会議」を毎年開催します。
- いろいろな遊びやスポーツ、文化活動などを体験し、活躍できる機会や場所をつくりまします。
- 安心してくらするように通学路や公園を安全できれいにします。
- 赤ちゃんや小さい子どもが元気で健康に育つように応援します。



切れ目ない育ちを支える

まちづくり

目標

- 子ども一人ひとりが、その持っている力を伸ばし、年齢や成長にあった幸せをかなえられるようにします。
- 園や学校等でいろいろな学びや体験ができるように、子ども一人ひとりを支えていく環境づくりをします。
- 若者が進学（高校や大学に入る）や就職（仕事を始める）、結婚するときに、みんなの希望がかなえられるようにします。

具体的に取組むこと

- 幼稚園や保育所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）など、子どもが安心して安全に過ごせる場所を用意します。
- 学校に行きづらい時やいじめなど、困ったときにすぐに相談できる場所や機会をつくれます。
- 夢や希望をもって、色々なことにチャレンジできるように様々な機会をつくれます。
- 将来の就職や結婚に向けて必要な情報をお知らせします。



様々な状況にある子どもや 子育て家庭を支えるまちづくり

目標

- 生活に困っている子育て家庭の子どもが安心して遊び、勉強できるようにします。
- 子どもが辛い思いをしないよう虐待（いやなことをされること）などから守ります。
- ひとり親のおうち（母子家庭や父子家庭など）も安心して子どもを育てられるようにします。
- 障害などのある子どもも安心して生活できるように応援します。

具体的に取組むこと

- 生活に困っている子育て家庭の教育や生活にかかるお金を減らします。
- 子どもが虐待されている報告を受けたらすぐに対応します。
- ヤングケアラー（おうちで大人がやるべきことを、いつもやっている子ども）の負担が減るよう応援します。
- 障害や病気などで、特別な対応が必要な子どもも安心して一緒にすごせるようにします。



地域全体で子育て家庭を 見守るまちづくり

目標

- みんなが子育てに関する必要な情報を受け取ることができるようにします。
- 保護者が子育てに対する理解を深める機会を充実します。
- 保護者だけでなく周りのみんなで子どもの成長を支えます。
- 犯罪や事故などから子どもを守り、安心して暮らせるまちを目指します。
- 働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりをします。



具体的に取組むこと

- ホームページやSNSを使って、子育てに関するいろいろな情報を発信します。
- 子育てをしている保護者の交流の場をつくりまします。
- 保育や教育、病院にかかるお金を減らします。
- 困ったときに気軽に相談できるところをつくりまします。
- 地域の人やボランティアと協力して子どもを見守ります。
- 性別に関わらず、子育てと仕事を両立できるように必要な情報をお知らせしたり勉強会などを行ったりします。

プランをこれからどうしていくのか

- まず、完成したプランの内容を地域の人や子どもや子育てに関係する多くの人にお知らせして、みんなで協力しながら、「子どもにやさしいまち」の実現に取り組んでいきます。
- そして、「奈良市子ども・子育て会議（大学の教授など子育ての専門家や保護者などが参加）」で、それぞれの取組がどのくらい実現できているか毎年確認してもらいます。
- その結果を踏まえて、「奈良市子ども・子育て支援推進本部（市長や市の職員が参加）」で取組の充実や見直しを考え、しっかりと進めていきます。

※子ども向け概要版（まとめ）の内容について

- プランの内容の一部をまとめて簡単な言葉で書くことで、わかりやすさを大切にした内容にしています。もっと内容を知りたい人は、おうちの人や先生と一緒に、正式版の奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（案）を見てください。

コラム

子どもたちの声・子育て中の保護者の声

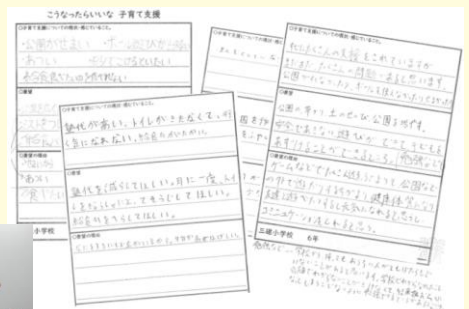
プランを作成するために、子どもたちや保護者から「子どもにやさしいまちづくり」などに関してたくさんの意見を聞きました。



アンケート調査



奈良市子ども会議



市内の小学校からの意見
※写真は三碓小学校6年生から寄せられた意見

おうぼ 応募はこちら！

ぼしゅう いけん 募集する意見	「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども向け概要版）（まとめ）」について、あなたの伝えたいことなら、どんな内容でもOKです。
ぼしゅうき かん 募集期間	令和6年12月10日（火）～令和7年1月9日（木） （この期間以外に届いたものは受付できません。）
いけん おく かた 意見の送り方	○ パソコン・スマートフォンなどから送る場合 右のコードをカメラで読み込むか、 URL を開いて意見を書いて 送ってください。 URL : https://logoform.jp/form/p6et/811727 ○ 紙に書いて、郵送（送る）する場合 下の送り先に住所と氏名と「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」への意見を書いて 郵送してください。 ※どんな紙に書いてもOKです。 ※電話などで意見を伝えることはできません。
いけん けっか 意見の結果	皆さんから送られてきた意見とその意見に対する返事を市のホームページで発表します。

お問い合わせ・意見の送り先

奈良市 子ども政策課

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4792

Eメール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



令和6年12月10日から令和7年1月9日までの間、「第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」素案を公表し、市民等の皆様のご意見を募集したところ、13通20件のご意見が寄せられました。
この度、募集結果及びご意見に対する本市の考え方の現状での案がまとまりましたので、下記のとおり報告します。
なお、いただいたご意見につきましては、十分な検討を加え、本計画のみならず、今後の本市の子ども・子育て及び若者支援施策へ活かしていきたいと考えています。ご協力ありがとうございました。

I. 意見の提出状況について

(1)意見の提出数		13通
提出方法別内訳	・ロゴフォーム	…… 10通
	・電子メール	…… 3通
提出者属性別内訳	・市内に在住・在勤・在学の方	…… 11通
	・市内に事務所又は事業所有する個人、法人その他の団体	…… 2通

II. 項目別意見数と意見の対応の方向性について

(1)項目別意見数		20件
■ 全体に関するもの	……	2件
■ 第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況	……	1件
■ 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組		
基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり		
基本目標2 子どもの居場所づくりの充実	……	2件
基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	……	4件
基本目標4 子どもと子育て家庭の健康の確保	……	1件
基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり		
基本目標1 乳幼児期の教育・保育等の充実	……	1件
基本目標2 学齢期の教育・育成施策の充実	……	4件
基本目標3 次代を担う若者の支援の充実	……	1件
基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり		
基本目標1 子どもの貧困対策の推進	……	1件
基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり		
基本目標2 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	……	1件
■ 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策		
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	……	1件
■ その他	……	1件

(2)意見の対応の方向性

次ページ以降では、いただいたご意見の概要に対して、本市の考え方とともに対応の方向性を記載しています。

【対応の方向性】

- ① 計画案に反映します …… 3件
- ② 今後の取り組みの参考とします …… 13件
- ③ ご意見として伺います …… 4件

(3)計画別意見数

- ① 正式版への意見 …… 17件
- ② 子ども向け概要版への意見 …… 3件

Ⅱ. 意見の概要と本市の考え方(案)について

■ 全体に関するもの【2件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画種別
全体		●計画のゴール、KPI、KGIが設定されておらず、PDCAサイクルを回すとの記述があるが、回しようがないと感じる。	【計画に反映します】 本計画のKPIについては、現行計画におきましても、各種関連事業において可能な限り設定するとともに、進捗確認と併せて公表していますので、こちらを継続していきます。 また、計画全体のKGIについては、上位計画である総合計画等を勘案し、「子どもにやさしいまちづくり」にかかる成果指標を追記するとともに、今後も引き続き検討してまいります。	正式版
		●子ども向け概要版 4ページ「具体的に取り組むこと」 子どもが主役なので、子どもがすることも書いたらいいと思います。4ページでなくてもよいので「子どもは奈良市子ども会議に積極的に参加するなどして意見を発信します」や、「子どもは、自分のことも他の人も大切にします」をいれてほしいです。 5ページ上から3行目「園や学校等」がよいと思います(バンビホームなどもあるの) 7ページ 下から1行目「お知らせしたり勉強会などを行ったりします」の方がいいかなと思います 同ページ下から2行目「男性も女性も」の部分、LGBTの方もいるので「保護者は」にするか、なくてもよいと思います。 子ども向け概要版(まとめ)が読みやすくわかりやすかったです。	【計画に反映します】 正式版を下記のとおり修正させていただきます。 ・71ページの下から5行目 「男性と女性がともに」 → 「性別に関わらず」 71ページの下から2行目 「男女で」 → 削除 ・121ページの下から1行目に、子どもや若者が「具体的に取り組んで欲しいこと」を追記します。 「自分のことも、他の人のことも大切にしよう。」 ①意見を発表したり体験できる機会に参加しよう。 ②悩んだり困った時は、信頼できる大人に相談しよう。 ③身の回りで困っている人に気づいてあげよう。 ④地域の様々な活動に参加して、住みやすい地域を作ろう。	正式版
			【計画に反映します】 子ども向け概要版の各ページに内容の追加や修正をさせていただきます。 ・3ページに、子どもや若者が「具体的に取り組んで欲しいこと」を追記します。 「自分のことも、他の人のことも大切にしよう。」 ①意見を発表したり体験できる機会に参加しよう。 ②悩んだり困った時は、信頼できる大人に相談しよう。 ③身の回りで困っている人に気づいてあげよう。 ④地域の様々な活動に参加して、住みやすい地域を作ろう。	子ども向け概要版

■ 第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況【1件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画種別
		●子どもを権利の主体と捉え、その存在を重視する姿勢はより強まった印象を持つが、計画策定にあたり、子どもたちの声や実態がどの程度反映されたのかは気になる。子育て世代の実態やニーズ調査は丁寧に行われていると感じるが、例えば、子どもたちの権利擁護や自己肯定感などの実態は調査した上で、計画策定に反映されているのか。されている場合は、そのことも明記すべきと感じる。	【計画に反映します】 本市の子どもたちの権利に関する実態につきましては、令和5年度に子どもの権利に関するアンケート調査を実施し、「子どもの権利」や関係法令の認知度や自身の意見が大事にされているか否か等を確認しましたので、当該結果について一部追記させていただきます。	正式版

■ 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組【15件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画 種別
基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり	基本目標2 子どもの居場所づくりの充実	●放課後の居場所として、ミナウラの中に子供図書館を設置してもらいたい。	【今後の取り組みの参考とします】 本市の図書館については、他の中核市と比較するとその規模や蔵書数が少なく、そして若い世代の利用拡大が課題となっていますので、ご意見をいただいたように、子どもたちの居場所としても利便性を向上させることが重要であると考えています。 そのため、中央図書館内にキッズスペースを併設したり、移動図書館を市役所前広場も含めて市内各地を巡回させるなど、既存の施設や事業の拡充に努めながら、そのニーズの把握に努めているところで、新たな図書館の設置・運営については、今後もその必要性について検討してまいります。	正式版
		●子どもの居場所作りの充実について 不登校の子どもにとって、学校に行かなくても地域の方々と関われる場所があれば社会と繋がりが保たれ、保護者の負担も軽減されるため、地域の居場所が必要です。各校区にいくつでもあるといいと思います。 誰にでも開かれている交流の場や地域活動、または各自の取り組みがーか所に集約され日常的にコミュニティの場所になっている官民共創の場など、不登校の子どもたちに向けたワークショップやトライやるウィークのような職業体験。職業お手伝いのような取り組みが地域でたくさんあればよいと思います。 また、自分の地域を出歩くの嫌な子どもも多いので、他の校区にも行けるように情報がまとまっているホームページが欲しいです。	【今後の取り組みの参考とします】 子どもの居場所作りについては、国においても、その重要性を示しており、本市においても、様々な事情を抱える子どもたちにとって、誰にでも開かれた地域の居場所が大切であると考えていますので、多様な居場所の設置とその情報提供について検討するための参考とさせていただきます。	正式版
	基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	●キッズスペースのあるカフェや、遊び場などが増えるとよい。動物園やテーマパークなどができるとよい。	【今後の取り組みの参考とします】 市内の公共施設等の整備を行う際の参考とさせていただきます。	正式版
		●公園が古くて寂れている所が多い。子供や親が集まりたいと思える様な公園を作って欲しい。	【今後の取り組みの参考とします】 本市では、600以上の公園の維持管理を予算の範囲内で行うとともに、近年では「キッズパーク」の設置や「トライアル・サウンディング」の実施など、新たな発想や仕組みを取り入れ、個性と魅力ある公園空間の整備を検討していますので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	正式版
		●公園整備事業について マンション下にあるような小さな規模の公園しかなく、それも雑草が伸びきっていたり、遊具が壊れたままだったりします。徒歩圏内で行ける楽しい遊具が揃っている広い公園が欲しいなあと思います。		正式版
		●子ども向け概要版 4ページ ふくざつなゆうぐがいっぱいある公園がほしいです。		子ども向け 概要版
	基本目標4 子どもと子育て家庭の健康の確保	●赤ちゃん事業の充実、特に産後ケア事業はすごくいいシステムだと思います。 あらゆる面で女性にとってやさしい社会になってほしいと心から思います。	【今後の取り組みの参考とします】 出産・子育てをされる女性にとってやさしい社会を目指すための参考とさせていただきます。	正式版

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画 種別
基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり	基本目標1 乳幼児期の教育・保育等の充実	●幼児期の教育は、生涯にわたって、その子の人生に大きく影響を与えるため、就労支援目線の幼児教育ではなく、子供も中心とした目線の幼児教育が必要不可欠であり、幼児期の学びが通う施設や学校等で習慣化して、義務教育へ進むことがとても大切だと考える。 文部科学省が唱える小学校接続への学びの連続、カリキュラム編制、これらを義務教育が始まる前に実際に始めて、きちんと身につけておくことが求められるため、そのことを奈良市の子ども施策にもしっかり入れ込んでもらいたい。	【今後の取り組みの参考とします】 こども園・保育所・幼稚園等から小学校への接続については、子どもの発達や学びの連続性を保障するためにも非常に重要な施策であると考えていますので、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子どもが格差なく質の高い学びへと円滑に接続できるよう、関連事業として本計画に掲載するとともに、今後もその充実に向けて引き続き取り組んでいきます。	正式版
	基本目標2 学齢期の教育・育成施策の充実	●奈良市内全域の路上喫煙を禁止する。 大和西大寺駅周辺では、早朝のタイミング以外でも、一日数回、路上喫煙歩きタバコの被害にあっており、特に駅高架下の通路はタバコの残り香が残りがやすく、通るたび息苦しくなります。 大人でも辛いですが、成長期の子どもにタバコの毒を吸わせることに憤りを覚えるため、奈良市内全域の路上喫煙を禁止し、違反した場合に、罰金に処することを希望します。	【ご意見として伺います】 本市では、平成21年5月から「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を施行し、人が多く集まる駅前広場や大通りにおける規制を一部の地域で実施したり、受動喫煙防止対策の周知・啓発に努めているところ。路上喫煙の防止について、しみんだよりへの掲載や駅デジタルサイネージへの掲載等の啓発を行うとともに、望まない受動喫煙を生じさせないための啓発活動に取り組めます。また、本市における路上喫煙の状況や他市の路上喫煙禁止区域の設定状況を踏まえ、禁止地域の拡大等について検討を行ってまいります。	正式版
		●項目が十分ではありません。 性に関する正しい知識を謳うのであれば、デートDV等に関する正しい知識の伝達や、LGBTなどの多様な性のあり方に対する項目が必要です。 特にLGBTに関しては、教職者や親に対する啓もうも必須であり、記載を加えていただきたいです。	【今後の取り組みの参考とします】 当該事項に関する教職員や保護者等に対する啓もうについては、非常に大切であると認識しており、本市におきましては、性の理解とともに違いを認め合うことを学ぶ人権教育の一環として、子どもたちに周知されているところです。P46の人権教育の推進や、P56の教職員研修の推進において、正しい知識を得ることができるよう引き続き努めてまいります。 また、デートDV等については、P61の女性問題相談事業において、その周知と相談に引き続き努めてまいります。 なお、本事項に関連する内容は、関連計画である男女共同参画計画において、詳細に記載しているところですので、こちらの推進にあたっては、今後の参考とさせていただきます。	正式版
		●教育相談総合窓口について すぐ相談したくても非常に長く待つことになり、さらに心のケアの必要な時期の子どもを連れて行く道のりが大きな負担となるため、相談場所をはぐみセンター以外にも、西部南、南部など近くに相談場所を設けて欲しい。 また、「不登校」というものをネガティブなものではない見方に大きく舵を切っていただき、親子双方にとってやさしい心理士さんが揃って欲しい。 不登校支援事業について 小1～小3も希望者は通えるフリースクールを設けて欲しい。不登校は平日活動する場所が必要なため、特定の場所ではなく、日中にもっと活用できる所を最大限に活用して、レクチャーしてくれたり活動してくださる講師の方がいたら面白いと思う。	【今後の取り組みの参考とします】 教育相談では、多様な内容について、それぞれ専門的な職員が対応する必要があることから、段階を踏んで事情を伺う必要があり、かつそのための場所や人材の確保が難しい部分もあります。 また、不登校支援事業についても、同様の理由と併せて、年齢的にも相応のケアが必要であることから、小学校4年生～中学校3年生までは、平日に公設フリースクールHOP青山、HOPあやめ池、教育支援センターのHOPの3カ所です不登校支援事業を行い、小学校1年生から3年生までは、プレイセラピーを行っています。特に、HOPあやめ池では児童生徒の興味・関心のある体験活動などを中心に調理、デザイン、自然の中での活動などに長けたゲストティーチャーを毎月招き、指導や支援を受け、活動しています。今後は、課外活動も含め、他のHOPでもゲストティーチャーを招き、様々な体験活動ができるよう、検討して参ります。	正式版
		●子ども向け概要版 5ページ 児童が安心して過ごせるよう、児童に対する理不尽な差別、不要な叱責をしているような教員を厳しく取り締まったり、調査するなどしてほしい。	【今後の取り組みの参考とします】 各学校の教職員に対しては、適切な指導や対応を行うように、教育委員会から定期的な通知や研修を実施しています。いただいたご意見も参考にしながら、教職員による不適切な指導がなくなることを目指して今後も取り組んでまいります。	子ども向け概要版
	基本目標3 次代を担う若者の支援の充実	●子育て支援の施策はたくさんありますが、結婚・出産を考える世代への支援だけではなく、初等教育・中等教育において、本気で取り組まないと少子化問題は改善されない。 子どもはどんな存在で、子育てにはどのようなことが必要か、社会からの支援や援助体制はどうなっているのかをしっかりと義務教育下で学び、また子どもを育てること、教育することはとても素晴らしい仕事であると感じてもらえるように努めることで、若い小学生・中学生・高校生の子育てや子どもに携わる職業へのマイナスイメージを変えることが必要である。	【今後の取り組みの参考とします】 本計画は少子化対策の一端も担っており、ご意見をいただいたとおり、少子化対策には、結婚・子育て世代のみならず、次代を担う子どもたちを含め幅広い世代にアプローチしていく必要があると考えますので、今後のそれぞれの事業展開の参考とさせていただきます。	正式版

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画 種別
基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て 家庭を支えるまちづくり	基本目標1 子どもの貧困 対策の推進	●見守り強化事業の宅食に関しても疑問が生じることが度々あります。これは誰のためなのか？何のためなのか？行政は何をしたいのか？矛盾点が見えて仕方ありません。個人情報等をむやみに回避できないことも分かりますが、ある程度の事情を開示して頂かないと問題解決できずに終わるのではないないでしょうか。 地域共生社会に向けて動くのであればこのやり方、考え方を変えていく必要があると思います。	【ご意見として伺います】 奈良市見守り強化事業につきましては、見守り活動を通じて把握した子ども等の状況について市に報告いただき、適切な支援につなげるために行っており、必要な情報共有を最低限に留めているところです。ご要望については、ご意見として伺いますが、本事業の性質上、個人情報の取り扱いが限定的となることを了承いただき、今後とも本市の子ども・子育て支援にご理解とご協力をお願いいたします。	正式版

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画 種別
基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守る まちづくり	基本目標2 子育てに関する 情報提供の推進と経済的な 支援の充実	●保育料無償化については、経済的な問題で、第一子を諦める人がいるので、第二子からでは無く、第一子から無償化した方が 良いと思います。	【今後の取り組みの参考とします】 第一子からの保育料無償化については、限られた市の財源の中で実現することは難しく、また、本来であれば全国一律の制度として、で国の責任で取り組んでいただくのが望ましいため、引き続き国に対し提言してまいります。本市においては、多子世帯の経済的負担の軽減を勘案し、国の定める第二子の保育料の半額負担を上回る支援に努めています。少子化対策、子育て支援の中でも様々な需要がありますが、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	正式版

■ 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策 【1件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画 種別
3 幼稚園、保育所、認定こども 園、地域型保育		●保育施設の確保について記載されているが、見通しが甘い印象である。具体的にどのように確保していく考えなのか、その方針も含めて明記すべきではないか。	【ご意見として伺います】 本市の保育需要に対する確保策につきましては、少子化が進行していることを鑑み、幼保再編の取組等、既存の施設を活用することで、不足が見込まれる年齢区分の定員を確保することを中心に、適切な提供体制を構築していくこととしています。 各施設の具体的な幼保再編計画につきましては、本市HP等で適時適切な情報提供に努めてまいります。	正式版

■ その他 【1件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方(案)	計画 種別
		●①南部エリアについて、他の中学校区と同様の生徒規模かつ部活動が外部に移行することもあり、都南中学校前のバス停を設置してもらいたい。 ②新規開業の際の規制等により、南部や東部に小児科開業医を誘致してもらいたい。 ③自治会からの要望を待たずに街灯や歩道の設置等も南部地域も積極的に行なってもらいたい。	【ご意見として伺います】 ①・②バス停の設置及び医院の開設については、各事業者の判断によるものですので、こういったご要望があることを、ご意見として伺います。 ③市内各地の街灯や歩道の必要性については、各地域の実情に沿った形で整備していくことが望ましいため、ご意見として伺います。	正式版

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）（案） 新旧対照表

資料４－４

項目	事由	該当ページ		該当箇所			備考
		旧	新		旧（修正前）	新（修正後）	
1	追記 （注釈追加）	10	10	第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況 1 奈良市の現状 （4）就業の状況 ① 0～5歳児のいる家庭の家庭類型	—	潜在：母親の今後の就労意向から、近い将来の潜在的な家庭類型を算出しています。	不明瞭な文言の説明補記
2	追記 （パブリックコメント対応）	37	38～42	第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況 2 アンケートからみる奈良市の現状	—	（3）奈良市子どもの権利に関するアンケート調査概要 （4）奈良市子どもの権利に関するアンケート調査結果	子どもに係る状況調査結果を記載
3	修正 （誤植）	38	43	第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況 3 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	子育て応援団（子育て支援アドバイザー）	子育ておうえん隊（子育て支援アドバイザー）	文言整理
4	修正 （事業概要の修正）	50	58	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり （4）子どもと子育て家庭の健康の確保 ① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実	産後ケア事業 生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児のサポートが必要な母子を対象に市内登録医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）、産後アウトリーチ（訪問型）を提供します。	産後ケア事業 生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に市内登録医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）、産後アウトリーチ（訪問型）により、助産師等が安心して子育てができるようケアを提供します。	事業内容の整理
5	修正 （事業統合）	50	58		主な取組（一部抜粋） →妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）→ ・乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	主な取組（一部抜粋） ・乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	事業内容として内包されている項目を統合
6	修正 （事業概要の修正）	56	64	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針2 切れ目のない育ちを支えるまちづくり （2）学齢期の教育・育成施策の充実 ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実	学校ICTの推進 ・タブレット端末等のICT機器を小学校～中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	学校DXの推進 ・子どもたちが活動する場でICTを基盤とした活動を進められるよう教員への支援や研修等を行います。	事業内容の整理
7	修正 （事業概要の修正）	56	64	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針2 切れ目のない育ちを支えるまちづくり （2）学齢期の教育・育成施策の充実 ② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実	教育相談業務の充実 教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には支援員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育相談業務の充実 教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には教育発達支援相談員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	事業内容の整理
8	修正 （事業概要の修正）	56	64	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針2 切れ目のない育ちを支えるまちづくり （3）学齢期の教育・育成施策の充実 ② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実	特別支援教育推進事業 特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	特別支援教育推進事業 特別支援教育の推進のため、専門の相談員及び検査員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。 また、特別支援学級・通級指導教室など、地域の学校において特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の充実に向けて、訪問支援・研修・資料提供などの学校支援を進めます。	事業内容の整理

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）（案） 新旧対照表

資料4－4

項目	事由	該当ページ		該当箇所	旧（修正前）	新（修正後）	備考
		旧	新				
9	修正 （事業概要の修正）	56	64	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり （4）学齢期の教育・育成施策の充実 ② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実	思春期保健対策（性） ・10代の望まない妊娠・性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	思春期保健対策（性） ・性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うように相談支援を適切に提供するとともに、啓発にむけて連携体制の充実を図ります。	事業内容の整理
10	修正 （事業概要の修正）	57	65	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり （5）学齢期の教育・育成施策の充実 ② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実	いじめ等に関する相談 ・「いじめ」をはじめとする様々な問題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談を行っています。	いじめ等に関する相談 ・「いじめ」をはじめとする様々な問題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談、SNS相談を行っています。	事業内容の整理
11	修正 （事業概要の修正）	63	73	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり （2）特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実 ① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	こども家庭センター事業 これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関としてこども家庭センターを設置し、支援の必要性の高い世帯を計画的・効率的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。	こども家庭センター事業 これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談支援機関としてこども家庭センターを設置し、支援の必要性の高い世帯を計画的・効率的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。	事業内容の追記
12	修正 （パブリックコメント対応）	71	82	第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組 基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり （4）仕事と子育ての両立支援の推進	女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう 今後も、男女で育児・家事を分担しつつ、	性別に関わらずキャリアアップと子育てを両立できるよう 今後も、育児・家事を分担しつつ、	文言整理
13	修正 （数値の精査）	86	97	第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育市全域（各年度）、提供区域別①中央	中央区域 確保方策 特定教育・保育施設 2号認定 （保育所、認定こども園を希望） 3号認定 （2歳） 3号認定 （3歳） 令和7年度 1,339 402 348 令和8年度 1,357 403 349 令和9年度 1,357 403 349 令和10年度 1,357 406 352 令和11年度 1,357 406 352	中央区域 確保方策 特定教育・保育施設 2号認定 （保育所、認定こども園を希望） 3号認定 （2歳） 3号認定 （1歳） 令和7年度 1,336 401 342 令和8年度 1,351 401 342 令和9年度 1,354 402 343 令和10年度 1,354 405 346 令和11年度 1,354 405 346 ※上記に連動して、P93～97における確保方策の合計値や市域全体の値が変動しますが、不足数の増減は生じません。	民間園の定員変更、こども園への移行時期の変更
14	修正 （数値の精査）	114	125	第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策 4 地域子ども・子育て支援事業 （14）子育て世帯訪問支援事業	量の見込みと確保方策 3,060（令和7～11年度）	量の見込みと確保方策 2,400（令和7～11年度）	算出根拠とした令和6年度の見込み量の減少
15	追記 （パブリックコメント対応）	121	132	第6章 計画の推進 2 計画内容の周知	—	「子どもたち自身にも取り組んで欲しいこと」を追記	詳細は計画に記載
16	追記 （パブリックコメント対応）	122	134	第6章 計画の推進	—	「4 計画の実現に向けた成果指標」を追記	詳細は計画に記載

項目	事由	該当ページ		該当箇所		旧（修正前）	新（修正後）	備考
		旧	新					
17	追記（コラム）	—	52、55、68、71、76	各コラム内容に関する事業項目の直近ページ	—		コラム ・子どもにやさしいまちづくり（子ども会議・ユニセフ） ・地域における子どもの居場所（放課後子ども教室、スポーツ少年団） ・Restartならの取組 ・子どもの貧困解消に向けた取組（フードバンク事業） ・奈良市子どもセンター（キッズスペース、児童相談所、里親支援など）	詳細は計画に記載
18	追記（資料編）	—	135～153	巻末	—		資料編 1 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）策定の経過 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿 3 ニーズ調査・パブリックコメント 4 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 5 奈良市子ども・子育て会議条例 6 用語解説	詳細は計画に記載
概要版1	追記（パブリックコメント対応）	3	4	子どもにやさしいまちづくりプランの説明	—		子(こ)ども・若者(わかもの)の皆(みな)さんに 具体的(ぐたいてき)に取(と)り組(く)んで欲(ほ)しいこと	詳細は計画に記載
概要版2	追記（パブリックコメント対応）	5	6	基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり	園(えん)や学校(がっこう)で		園(えん)や学校(がっこう)等(とう)で	文言整理
概要版3	追記（パブリックコメント対応）	7	8	基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり		男性(だんせい)も女性(じょせい)も、子(こ)育(そだ)てと仕事(しごと)を両立(りょうりつ)できるように必要(ひつよう)な情報(じょうほう)をお知(し)らせしたり勉強会(べんきょうかい)などを行(おこな)います。	性別(せいべつ)に関(かか)わらず、子(こ)育(そだ)てと仕事(しごと)を両立(りょうりつ)できるように必要(ひつよう)な情報(じょうほう)をお知(し)らせしたり勉強会(べんきょうかい)などを行(おこな)ったりします。	文言整理

別添資料 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表

第3期						実績値		目標値				
事業No.	事業名	担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	奈良市子ども会議の開催	子ども政策課	奈良市子ども会議参加者の意見表明に対する満足度と自分の意見を言えた参加者の割合	%	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数や取り組むテーマが異なるため事業全体を通して子どもたちの満足度が事業評価に適当である。加えて、子どもの意見表明の場として会議を設けているため事業全体を通し自分の意見を言えたかどうかとも事業評価に適当であると思われるため。 ※子ども会議終了後に行う、最終回アンケートで「全体を通して満足ですか?」という問いに対し「満足」と回答した割合と「自分の意見を言うことができましたか?」という問いに対し「十分でできた」と回答した割合の平均を第三期計画の指標とする。	75	77.5	80	82.5	85	87.5	90
2	権利擁護事業	子ども政策課	「子どもの権利」について知っている人の割合	%	令和5年に行った「子どもの権利に関するアンケート」および令和6年に行った「子育てに関するアンケート」にて、子どもの権利に関する認知度が低いことが判明し、子どもの権利を守るうえで、まずはそれを知っている人を増やすことが急務であると考えられる。よって、毎年行う「子育てに関するアンケート」にて子どもの権利を知っている人の割合で認知度の広がりを見るのが適当であるため。(聞いたことがある人を含む場合、約80%)	—	35	40	45	50	55	60
3	子ども権利擁護推進事業	子育て相談課	—	—	本事業により意見表明を行うか否かの主導権は子どもにあります。また、表明したい意見があるか否かも、子どもに主導権があります。本事業は、子どもの意見表明の機会を保障するものであり、子どもに意見表明を促すものではないことから、子どもの意見表明の件数の多寡を指標とすることに馴染みません。 また、表明された意見は、事業の趣旨から必ず受け止め、対応を子どもに返しますが、それは「子どもの最大の利益」を考慮した対応となります。例えば、虐待を受けた子どもが、家に帰りたいと意見を表明しても、子どもの身体・生命に危険がある場合には、子どもが家に帰ることが「子どもの最大の利益」に反することから、家に帰ることはできず、表明された意見は実現しないことになります。そのため、表明された意見を実現することが、子どもの最大の利益とはならない場合もあることから、表明された意見の実現率などを指標とすることにも馴染みません。 以上のことから、本事業においては、指標の設定には馴染まないと判断します。	—	—	—	—	—	—	—
4	人権教育の推進	学校教育課	—	—	研修実施率は100%であり、充実度を図る指標はなく、一面的な捉えで実践力等を図ることができない。	—	—	—	—	—	—	—
5	放課後児童健全育成事業	地域教育課	入所児童数	人	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	3,980	4,391	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
6	放課後子ども教室推進事業	地域教育課	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数(延べ人数)	人	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参画が必要であるため、地域学校協働活動に関わる地域ボランティアの活動人数を指標とした。	65,605	—	67,600	70,200	72,800	75,400	78,000
7	教育センター学習事業	教育支援・相談課	休日の市民向け講座の参加者数と平日の学校園向けの講座の参加者数	人	学校園を対象としたセンター学習及び親子を対象としたキッズホリデークラブの実施状況を直接的に示す数値として、年間の参加人数を目標指標に設定する。 令和7年度までは、教育施策評価の目標値13,000人を第三期計画の目標値とし、以後は前年度比+180人とし、令和11年度までに13,711人(送迎バス廃止後で最も多いセンター学習の参加者数(平成31年度 1,555人)とキッズ学びのフロア開設以後で最も多いキッズホリデークラブの参加者数(平成28年度 12,156人)を超えることを目標とする。	12,258	—	13,000	13,180	13,360	13,540	13,720
8	青少年野外体験施設の運営管理	地域教育課	市営青少年野外体験施設の利用者数	人	魅力的な事業展開や広報活動の拡充により、黒髪山キャンプフィールド及び青少年野外活動センターの利用者数の増加を目指す。	9,626	—	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050
9	児童館事業の充実	子ども育成課	児童館(4館)の利用者数	人	地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点として機能しているか、また、子育て支援の拠点として乳幼児とその保護者に対して遊びや交流の場を提供するという目的をどの程度果たしているかを確認するため、児童館(4館)の利用者数を指標として設定した。	26,169	—	25,606	25,329	25,055	24,784	24,516
10	スポーツ体験フェスティバルの開催	スポーツ振興課	参加人数	人	多種目のスポーツを体験していただける「スポーツ体験フェスティバル」は、幼・少年から高齢者まで幅広く誰もが参加できる事業であり、参加者数は市民のスポーツ活動への関心をはかることが出来ると考えるため。	1,346	2,325	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
11	スポーツ少年団の育成	スポーツ振興課	スポーツ少年団加入率	%	青少年の心身の健全な発達と、子どもたちの体力向上を図ることを目的としている事業である。スポーツ少年団加入対象のうち中心となる総児童数(小学生)に対する加入率により指標を設定している。	6.9	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
12	子どもを対象とした文化事業の実施	文化振興課 奈良町にぎわい課	事業ののべ参加人数	人	奈良市が直接行う文化事業については事業指標No76及び77で回答を行うため、ここでは文化施設及び観光施設等が開催した事業のみをピックアップする。 継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。のべ参加人数を設定することで子どもがどれだけ文化に興味を持ち参加まで至っているかをはかることができるため。	63,886	—	65,500	68,000	70,500	73,000	75,500
13	アウトリーチ活動の実施	文化振興課	事業ののべ参加人数	人	近年多種多様なニーズが生まれる中、文化教育においては、より能動的な取り組みが求められる。継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。のべ参加人数を設定することで子どもがどれだけ文化に興味を持ち参加まで至っているかをはかることができるため。	1,432	—	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400
14	児童育成支援拠点事業	子ども育成課	延べ利用者数	人(1日あたり)	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童数に十分な対応をしていく必要があるため、1日あたりの延べ利用者数を指標として設定した。	—	—	—	20	20	20	20
15	おはなし会の実施	中央図書館	おはなし会の参加人数	人	「第二次子ども読書活動推進計画」の事業の一環であり、より多くの子どもたちが本と親しむ環境を整えることが大切であるため。	1,558	—	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
16	子育て支援図書郵送貸出サービス	中央図書館	図書郵送貸出サービスの利用件数	件	子育て支援を目的として、育児で図書館に来館することが困難な子育て世帯に対し、6歳以下の未就学児と保護者が図書と触れ合う機会を増やすため。	602	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
17	通学路整備事業	教育総務課 道路建設課	奈良市通学路交通安全プログラムにおける危険箇所対策率(3年間)	%	「奈良市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者・警察・学校関係者・PTA代表・地域の代表者と共に通学路の合同点検を実施し、要対策箇所を決定しています。 道路管理者や警察において、要対策箇所決定の翌年度以降に対策を実施しているため、前年度以前3年度の対策実施率の平均値を目標値として設定し管理することで、円滑な対策実施を推進し通学路における交通安全の向上につなげます。	88.4	—	88	90	91	92	93
18	公園管理運営	公園緑地課	管理する公園などの数	箇所	公園施設を適正に維持管理していく事業であり、市民が安全で安心して利用できるよう、公園施設を継続的に維持補修していくことが重要であるため。	643	646	649	652	655	658	661
19	公園整備事業	公園緑地課	奈良市公園施設長寿命化計画の達成割合	%	令和6年度に新たな公園施設長寿命化計画を策定した事業であり、公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、安全で安心して利用できるよう継続的な公園施設の整備が重要であるため。	0	0	10	20	30	40	50
20	キッズ・ゾーン整備事業	保育総務課	キッズ・ゾーンの路面標示	箇所	散歩等の園外活動等の安全を確保するため、保育所等の対象施設の周辺道路において自動車の運転手等に対して注意喚起を行うことが重要であり、対象施設の周囲半径500メートルを原則としてキッズ・ゾーンを設定し、必要な箇所の道路上に路面標示を行っている。各園からの要望に基づき、キッズ・ゾーン路面標示を設置することが妥当であり、その設置箇所数が最も事業評価に適当であると思われるため。	14	9	10	10	10	10	10
21	不妊治療等助成事業	母子保健課	申請件数	件	令和7年度から新たに「奈良市一般不妊治療費等助成事業」と「奈良県不妊治療費助成事業を行う市町村への補助事業(奈良県間接補助)」の2種類の事業が並行して実施され、申請件数が事業評価として適切であると思われるため。	—	—	一般不妊: 546 奈良県不妊: 630	一般不妊: 546 奈良県不妊: 630	一般不妊: 546 奈良県不妊: 630	一般不妊: 546 奈良県不妊: 630	一般不妊: 546 奈良県不妊: 630
22	母子健康手帳の交付	母子保健課	妊娠11週以内での妊娠届出割合	%	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に基づく基本的な方針をふまえた奈良市母子保健活動計画で定められた目標値であり、妊婦等に対して早期の妊娠届出の勧奨を行うことで、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊娠11週未満の届出割合が事業評価として適切であると思われるため。	95.4	—	96	96	96	96	96
23	妊婦等包括相談支援事業	母子保健課	妊娠届出時から乳幼児全戸訪問事業までの保健師等専門職による面談(オンライン等含む)回数	回	妊娠期からの切れ目のない支援に向けて、保健師等が妊娠届出時から乳幼児全戸訪問事業までの期間に個別に面談して情報提供及び相談等を面談にて行う。国の第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方に基づき面談回数とすることが事業評価に適切と思われるため。	3,951	—	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
24	妊婦健康診査事業	母子保健課	受診件数	件	国の第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方に基づき受診件数とすることが事業評価に適切と思われるため。	22,061	—	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758
25	親子健康教室	母子保健課	参加者数	人	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ることを目的に教室を実施しており、教室の参加者数が事業評価として適切であると思われるため。	1,437	—	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
26	産婦健康診査事業	母子保健課	受診件数	件	産婦健康診査の公費負担を実施しており、事業評価として受診件数が適切であると思われるため。	—	—	3,660	3,578	3,508	3,452	3,394
27	産後ケア事業	母子保健課	年間延利用者数	人日	令和元年の母子保健法改正に伴い、令和3年度から産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務となり、対象者を「産後ケアを必要とするもの」と見直され、産後1年未満の養育者と乳児とした。国の第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方に基づき年間延利用者数とすることが事業評価に適切と思われるため。	361	—	800	800	800	800	800
28	1か月児健康診査	母子保健課	受診率	%	1か月児健康診査は令和7年度からの新規事業であり、円滑に実施できるよう体制整備をするとともに、受診率90%を目指すことが事業評価に適切だと思われるため。	—	—	90	90	90	90	90
29	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	子育て相談課 母子保健課	面接人数	人	子どもにやさしいまちづくりプランに定められた事業であり、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引きにおいて、量の見込みが示されており、それを遵守しています。生後4か月までに対象者全員に面談を実施することで、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い孤立化している乳児家庭の早期発見と支援を目指す必要があるため、出生した対象児の家庭に対して全て実施することを目指します。	1,807	—	1,830	1,789	1,754	1,726	1,679
30	4か月児健康診査 (乳児一般健康診査)	母子保健課	未受診者把握率 (参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	—	100	100	100	100	100
31	10か月児健康診査 (乳児一般健康診査)	母子保健課	未受診者把握率 (参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	—	100	100	100	100	100
32	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	母子保健課	未受診者把握率 (参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	—	100	100	100	100	100
33	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	母子保健課	未受診者把握率 (参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	—	100	100	100	100	100
34	フツ化物塗布事業	母子保健課	塗布者数	人	母子保健法及び歯科口腔保健の推進に関する法律のなかで、むし歯予防の対策が推進されている。幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのためには、フツ化物塗布事業の継続実施が効果的であり、塗布者数が事業評価に適切だと思われるため。	411	—	450	450	450	450	450

別添資料 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表

第3期						実績値		目標値				
事業No.	事業名	担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
35	乳幼児予防接種事業	健康増進課	定期接種(A類疾病)の接種率(%)※子宮頸がん予防ワクチンを除く。	%	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、子どもの健康的な生活を守るためには、一定以上の予防接種率を維持することが必要となるため。	95.3	－	95	95	95	95	95
36	妊産婦・乳幼児健康相談事業	母子保健課	来所相談で満足できた人の割合	%	悩みや問題が解決し、安心して妊娠・出産・育児が行えるように満足できた人の割合が事業評価として適切であると思われるため。	99	－	100	100	100	100	100
37	発達支援	母子保健課	発達相談の対応数	人	発達に支援が必要な児に対して適切な支援を実施するきっかけとして発達相談を実施しており、主に1歳～3歳までの児を当該で担当している。発達支援としては発達相談の相談者数が事業評価に適切だと思われるため。	260	－	270	270	270	270	270
38	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	医療政策課	全診療時間に対する小児科医配置時間	%	子どもの急病に対応するための休日・夜間の緊急医療体制の充実を図るには、診療時間における小児科医の診療時間の維持が必要であるため。	62	－	62	62	62	62	62
39	妊娠・出産の安全確保	医療政策課	－	－	救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保が重要であり、患者受付件数等は指標としてそぐわないため。	－	－	－	－	－	－	－
40	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育総務課 保育所・幼稚園課	必要定員数	人／日	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	－	－	67	65	63	61	58
41	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	子ども政策課 保育所・幼稚園課	3号認定の利用定員数 (4月1日時点)	人	子育てと仕事の両立が難しいことの要因の一つが、希望する保育所等の入所について全ての保護者のニーズに対応できていないことであり、待機児童の解消に向けて必要な地域及び年齢児に応じた提供体制を整える必要がある。 また、園によっては利用定員数と実際の在園児数に乖離が生じている場合があるため、実態に合わせた利用定員の適正化を図りつつ、特に待機児童数の大部分を占める0～2歳児で構成される3号認定子どもの利用定員数の確保に努めるため、この定員数を指標とする。	3,294	3,296	3,296	3,323	3,325	3,334	3,334
42	市立幼保施設の再編	子ども政策課 保育総務課	民間移管園数の累計	園数	本市では「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち」の実現に向け就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を積極的に進めており、その主な手法として奈良市幼保再編計画に基づき、民間活力を最大限に活用(いわゆる民間移管)することで、市立園では対応が難しい教育・保育ニーズへの対応や就学前児童の適切な集団規模の確保をすすめる取組を行っているため。	8	9	10	11	12	13	14
43	幼稚園等の一時預かり事業	保育総務課 保育所・幼稚園課	年間延べ利用者	人／日	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	115,170	－	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
44	保育所等の延長保育	保育総務課 保育所・幼稚園課	年間利用人数	人	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	2,285	－	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
45	休日保育事業	保育所・幼稚園課	休日保育延べ利用者数	人	休日保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、休日保育の利用者数が適当であるため。	456	－	480	480	480	480	480
46	夜間保育事業	保育所・幼稚園課	夜間保育所延べ入所者数	人	夜間保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、夜間保育事業を実施する施設の入所者数が適当であるため。	524	－	480	480	480	480	480
47	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	保育総務課	開催回数	回	毎年度、園内外で一定回数の研修を実施して職員の資質の向上を図り、教育・保育の質の充実につなげるため。	26	26	26	26	26	26	26
48	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	保育総務課 学校教育課	－	－	校区等によって交流や研修等の連携の持ち方や回数等が異なり、統一的な指標を設定することは難しいため、指標の設定は行わない。	－	－	－	－	－	－	－
49	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	保育総務課	－	－	特別支援教育及び支援体制の充実を図っているが、これらを数値化することは難しいため、指標の設定は行わない。	－	－	－	－	－	－	－
50	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	保育総務課	食育だより発行回数	回	定期的に保護者を通じた食育の啓発を行うために、発行回数の評価が適切であるため。	4	3	4	4	4	4	4
51	こども園及び保育所における安全な給食の提供	保育総務課	「食育の日」の実施	回	園と家庭が、共に乳幼児に必要な栄養と食事バランスを中心に子どもの健康づくりを含めた食育を行うことが不可欠である。給食においては毎月「食育の日」を設け、食物アレルギーに配慮した上で食事バランスを基本とした食テーマをもとに継続実施することが重要であり、実施回数をもって評価を行うことが妥当であるため。	－	－	12	12	12	12	12
52	民間保育所等運営費補助金	保育所・幼稚園課	入所児童数	人	保育士の処遇改善及び保育内容の充実のため、継続的な事業の実施が重要であるため。またその指標として、入所児童数が適当であると考えられるため。	6,528	－	6,702	6,583	6,521	6,374	6,303
53	保育所等のサービス評価の実施	保育総務課 保育所・幼稚園課	第三者評価又は関係者評価を実施する施設数	園	第三者評価や保護者アンケート等の関係者評価を実施することで、教育・保育の質の充実につなげるため。	57	－	55	56	56	56	56
54	私立幼稚園運営費補助金	保育所・幼稚園課	1園あたりの在園児童数	人	本補助金の対象(私立学校法に規定する学校法人が、学校教育法の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する確認を受けたものを除く。))から子ども・子育て支援制度へ移行する幼稚園のことも踏まえ、全体の在園児童数ではなく、1園あたりの在園児童数で正確な推移を確認することができるため。	107	93	89	89	89	89	89
55	地域で決める学校予算事業	地域教育課	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数(延べ人数)	人	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参画が必要であるため。	65,605	－	67,600	70,200	72,800	75,400	78,000
56	学校DXの推進	教育DX推進課	「教員のICT活用指導力」の4観点について「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合	%	前回計画策定後、GIGAスクール構想が始まるなど、学校を取り巻くICT環境が大きくなり進みました。特定の目的にICTを活用するのではなく、ICTを基盤とした活動ができるよう、教員への支援や研修を行います。	91.4	－	93	95	97	100	100
57	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)	学校教育課	－	－	実施率は100%であり、評価内容は多岐にわたるため指標の設定は難しい。また、評価の内容は毎年HPIにて公開している。	－	－	－	－	－	－	－
58	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の運用	地域教育課	－	－	協議内容が学校内で共有されているか、協議結果に基づく方策の検討を行う体制が学校にあるかどうかといったことが指標として考えられるが、現在、教員の働き方改革が推進されている中で、このことを問う新たなアンケート調査を実施することが難しい。	－	－	－	－	－	－	－
59	教職員研修の推進	学校教育課	奈良市教職員研修講座に係る満足度	%	すべての子どもたちの可能性を引き出す多様な学びを保证するため、一人ひとりの子どもを大切にした授業づくりや学級づくり等教員としてのスキルアップを目指した事業であるため。	97.6	99	98	98	98	98	98
60	日本語指導が必要な外国人の児童生徒への支援	学校教育課	無し	－	日本語指導が必要な児童生徒の学習活動への参加を保障するための派遣であり、対象児童生徒はそれぞれの状況が多様であるため、一律の数値目標を設定することは難しい。	－	－	－	－	－	－	－
61	教育相談業務の充実	教育支援・相談課	教育支援センターにおける来所教育相談のべ回数(回)	人	教育に関するいろいろな相談に対応し、来所教育相談回数が増えることにより教育相談事業が周知され市民の生活環境の改善や向上に繋がる。そのことから、不登校児童生徒のための相談や支援、特別な支援を要する幼児児童生徒のための相談や言葉の指導、発達検査などの来所による教育相談のべ回数を指標とする。	3,917	－	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
62	特別支援教育推進事業	教育支援・相談課	通級指導教室において指導を受けている児童生徒数	人	地域の学校において特別な支援を必要とする児童生徒は、特別支援学級のみならず、通常の学級においても増え続けている。この状況に対応すべく、国は令和8年度までに通級指導教室を全校設置し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への対応の充実を図っている。奈良市としても地域の学校の学びの場の充実に向けて、特に通級指導教室の新規開設や既設の教室の支援を続けていることから、通級指導教室において指導を受けている児童生徒数を指標として設定する。 なお、令和8年度までは通級指導教室の新設が進むため人数予想は前年度比+100人としているが、令和8年度の全校設置後は通級指導教室の安定した運営のために急激な人数の受け入れはなされないと思込まれるため、令和9年度以降は前年度比+50人としている。	671	805	900	1,000	1,050	1,100	1,150
63	すこやかテレフォン事業	いじめ防止生徒指導課	すこやかテレフォン相談件数	件	すこやかテレフォン事業は、専門の相談員が電話による相談・支援を行うものであり、相談しやすい環境を整えることが必要であるため、相談件数が最も事業評価に適当であると思われる。	917	－	950	950	1,000	1,000	1,050
64	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	保健予防課	－	－	啓発については市内にある全中・高・大学・専修学校に対して実施しており、現状維持か、学校の統廃合で学校数が今後減少していく中で、今以上の増加は見込めない。また、相談や検査については、奈良市を含め各自治体が匿名で、居住地に関係なく受け付けており、当市の相談・検査件数の増減が市民への知識や予防行動の普及効果を反映しているとは言えないため、指標設定は望ましくないと考える。	－	－	－	－	－	－	－
65	20歳未満の者の喫煙対策	医療政策課	20歳未満の者への啓発物配布人数	人	たばこから子どもたちの健康を守るためには、学校等の協力を得て防煙教育を行うことが効果的かつ効果的であり、学校等を通じて啓発物を配布することが有効であると考えられるため。 ※指標の目標値は、配布対象となる市立小学校6年生に関し、少子化に伴う児童数の減少を考慮し、令和6年5月1日時点での1～5年生の在籍児童数(学校基本調査)を基に、今後6年生に到達する年度の数値を設定。	3,631	2,636	2,500	2,400	2,300	2,200	2,100
66	思春期保健対策(性)	母子保健課	－	－	連携体制の充実度は数値化することが難しいため指標の設定は行わない。	－	－	－	－	－	－	－
67	いじめ等に関する相談	いじめ防止生徒指導課	いじめを受けたときに、誰かに相談できた子どもの割合	%	年々、いじめの認知件数が増加している現状を鑑み、子どもたちが安心して相談できる環境を整え、いじめ事案に早期に対応するための体制構築に繋げるため。	79.2	－	90	94	96	98	100
68	スクールソーシャルワーカー	いじめ防止生徒指導課	スクールソーシャルワーカーを交えて学校と行ったケース会議の件数	件	生徒指導事案等への対応については、児童生徒理解をもとにした支援が必要であり、そのためには学校とスクールソーシャルワーカーが協議をして支援方法を検討する必要がある。その検討の場がケース会議であり、その件数が最も事業評価に適当であると思われるため。	26	－	100	105	110	115	120
69	不登校支援事業	教育支援・相談課	奈良市不登校サポート事業の在籍者数	人	全国的に不登校児童生徒数が年々増加する中、文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)では、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることを目指している。本市では、公設フリースクールや教育センターは学校以外の学びの場として重要な役割を果たしており、在籍者数も増えている状況である。そこで、「本市では学校以外の何らかの学びの場や居場所につながっている不登校児童生徒」≒「不登校サポート事業の在籍者数」ととらえ、指標として設定する。	157	－	170	170	170	170	170

別添資料 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表

第3期						実績値		目標値				
事業No.	事業名	担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
70	若者サポートセンター「Restartなら(リスなら)」	福祉政策課	—	—	総合計画においてはつながりサポーターの養成数を指標に設定しているが、個々の課題解決に直接的につながるものではなく、課題改善、解決などの支援内容の充実こそ目指すべきであり、該当する指標は無いため。	—	—	—	—	—	—	—
71	中学生・高校生等海外夢応援プロジェクト補助金事業	地域教育課	書類審査とプレゼンテーション審査を経て渡航者となる生徒数	人	中学生・高校生等が自ら考え行動できるような体験をすることでグローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、自らの力で未来を切り開くチャレンジ精神を養うことができると考えられるため。	—	4	4	4	4	4	4
72	高校生観光特派員事業	観光戦略課	奈良市観光戦略課公式Instagramでの高校生特派員による①投稿数・②いいね数	件	当事業は奈良市に在住・在学の高校生の目線から奈良市の観光をPRしてもらうものであり、情報発信については高校生観光特派員に当該が案内するFWのレポート及び日常生活の中で見つけた奈良市のおすすめ情報を、観光戦略課公式Instagramアカウントにて投稿している。そのためこの事業に関しては、投稿へのいいね数が、SNSツールを多用する若い人たちの奈良市への観光資源や事業への興味関心の高さと評価するのが最も適切であると思われるため。	①23 ②7,731	①37 ②9,356(令和7年1月末時点)	①50 ②12,000	①60 ②15,000	①70 ②20,000	①80 ②28,000	①90 ②40,000
73	学生向け創業機運醸成事業	産業政策課	学生向け創業機運醸成事業に係るプログラム等の参加学生数	人	学生の数が多いものの大学の卒業後の就職に伴い、学生の県外流出・県外就労が課題の1つであり、これらの層の地域定着に向けた取組が必要である。そこで学生を対象に、市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、起業を働き方の1つとして考える機会を創出することで何かに挑戦する意識を高め、将来的には本市での起業や就職に繋がることを目指しており、プログラム等の参加学生数を目標値にすることが適当であると思われるため。	34	—	30	30	30	30	30
74	地域に飛び出す学生支援事業	総合政策課	奈良市に住み続けたいと思う 20 歳代の割合(市民意識調査)	%	本市では20代の転出超過が課題となっており、20歳代の定住促進を目的に事業を行っている。奈良市第5次総合計画と基本的な考え方や方向性が共通する第2期奈良市総合戦略(奈良市の創生に向けた施策推進のための目標及び基本的方向等を位置付けた計画。令和4年3月策定)の重点目標達成指標のうち、当該指標を設定することは、最も事業評価に適当であると思われるため。	60	60	60	60	60	60	60
75	NARA ARTS BRIDGE for Youth	文化振興課	応募者数	人	当該プロジェクトは相手国との調整により交流人員が決まり、参加人数等の目標は立てづらいため、応募者数を設定する。	—	22	26	30	34	38	42
76	奈良市アートプロジェクト古都祝奈良	文化振興課	募集人員に対する参加者数の割合	%	古都祝奈良は奈良市が行う文化事業の総称であり、子供向けから大人向けの様々な事業が開催される。本計画においては、そのうち「青少年演劇」をピックアップする。なお演目により定員が異なる為、募集人員に対する参加者数の割合を目標値に設定する。	—	65	68	71	74	77	80
77	大学生向けライフキャリア講座	共生社会推進課	仕事と家庭を両立したいと考える学生の割合	%	令和5年に子育てしながら働く母親へアンケートを実施した結果、「家事育児と仕事の両立が困難であるため仕事を辞めた」「子育てしながら働く中で改善を望むことがある」などの回答を得た。そのため、就職する前の大学生に、家事育児と仕事の両立について前向きに考えてもらうことを目的に設定する。	79.2	—	80	80	80	80	80
78	出会い・結婚支援事業	子ども政策課	希望どおりの出会いや結婚に向けた後押しとなったと感じた人の割合	%	出会いの機会・場の提供によって、結婚を希望する者の新たなマッチングの可能性を創出する趣旨の事業であるため、それが実際に自身に提供されたと感じた人の割合が指標として適当であるため。(国の地域少子化対策重点交付金のKPI参照)	—	—	70	70	70	70	70
79	子どもの学習支援事業	子ども育成課	学習支援参加者の高校等進学率	%	国が掲げることも大綱よりことも・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標として「生活保護世帯に属することもの高校等進学率」及び「ひとり親家庭のこどもの進学率」が挙げられている。本事業における参加者も生活保護世帯やひとり親家庭等の中学生を対象としており、卒業後の就労状況を鑑みるに高校等に進学させることが子供の貧困対策及び子育て支援の観点から有効であるとみられるため。	100	—	100	100	100	100	100
80	子どもの体験支援事業	子ども育成課	教室の満足度	%	令和6年度からの新規実施事業。生徒アンケートにより満足度を測り、当該事業への参加を通しての変化を分析するため。	—	—	80	80	80	80	80
81	生活困窮者支援	福祉政策課	—	—	総合計画においても「生活困窮などの新規相談件数」を指標にしているが、相談件数の増加を目指しているものではなく、相談支援業務とは課題改善、解決などの支援内容の充実こそ目指すべきであり、該当する指標はないため。	—	—	—	—	—	—	—
82	女性問題相談事業	共生社会推進課	女性問題相談件数	件	相談件数が増えるということが良いとは一概に言えるものでもないが、奈良市在住の方の、子育て等を含む女性問題に関する相談に幅広く対応することで、誰も孤立させない社会に向けた支援に寄与するため。	1,712	—	1,850	1,880	1,910	1,940	1,970
83	女性のための無料法律相談事業	共生社会推進課	法律問題相談件数	件	離婚や財産分与等女性を取り巻く様々な法律的諸問題に、初回無料で対応しています。そのことが糸口となって、問題解決につながり、より女性や子どもが生きやすい社会になるようにすることを目的に設定しています。	45	—	45	48	51	54	57
84	市営住宅等における子育て世帯・多子世帯・母子父子世帯向けの入居者募集	住宅課	募集戸数	戸	住宅に困窮する子育て世帯等に対して、ゆとりをもった生活を営むに足る安全で快適な住宅を、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与するため。募集戸数については、過去の応募状況等を参考に、その都度、指定管理者等と協議して検討するため、目標値は設定しない。	子育て20戸、多子2戸、母子父子2戸	子育て12戸、多子1戸、母子父子2戸(R7.1.14時点)	—	—	—	—	—
85	奈良市フードバンク事業	子ども育成課	食品配布の量の満足度 ※5段階評価の上位2つを選択した割合	%	当事業はSDGsの目標として挙げられている「1貧困をなくそう」及び「2飢餓をゼロに」をテーマとして食品ロス削減と結び付けて対応することが求められており、食品が必要な家庭に対して十分な食料品を提供したいため。	91	—	90	90	90	90	90
86	こども家庭センター事業	子育て相談課 子ども支援課 母子保健課	サポートプランの作成件数	件	サポートプランは支援の必要性が高い妊産婦・こども及びその家庭を中心に支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った支援方針を作成し、支援計画を対象者と相談しながら決定します。関係機関との切れ目のない支援に繋げるため、令和6年4月からこども家庭センターが機能として設置され、相談件数ではなく、支援が必要な家庭に支援計画を立案できるようにサポートプランの作成件数を指標とします。また、奈良市社会的養育推進計画(案)において、整備すべき見込み量としてサポートプランの作成を設定しています。	—	—	80	80	80	80	80
87	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	子ども支援課	児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い最重度・重度の割合	%	妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援施策の充実とともに、子育て世帯にとって身近な相談体制の強化やアウトリーチ型の支援を重点的に行うことにより、虐待の発生を予防し、重症化しないよう支援を行うことを目標とし、児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い最重度・重度の割合を設定する。	6.7	—	0	0	0	0	0
88	養育支援訪問	子育て相談課	支援家庭数	世帯数	令和5年度までは、養育支援訪問は専門的訪問とエンゼルサポート事業を合わせて実施していたが、児童福祉法の改正により、エンゼルサポート事業は子育て世帯訪問支援事業となったため、令和6年度からは専門的訪問のみとなっており、実績値は下がっている。乳児家庭全戸訪問事業後、養育支援が必要な家庭に保健師、看護師、保育士といった専門職が家庭に訪問して支援することで、適切な養育の実施を確保している。事業の評価にあたっては、支援実施家庭数及び支援家庭の課題の解決状況で図る必要があるが、外部に公表されるにあたり、養育支援訪問を受けた家庭が選定理由を知る可能性があり、適切な支援につながらないことが懸念されるため、支援家庭数のみで評価する。	112	—	75	75	75	75	75
89	つなげる乳児おむつ宅配事業	子育て相談課	事業後アンケート	満足度(%)	多胎児と10代で出産された家庭だけでなく、子育てに不安のある家庭として要対協管理ケースを対象としています。支援者と繋がりにくい家庭におむつ宅配というツールを使用して、養育状況の把握と支援を実施しているため、対象者数を明確にすることが難しい。事業の質の評価として、実施後のアンケートで「相談しやすかった」と回答する率の90%以上を目指します。	90	—	90	90	90	90	90
90	ヤングケアラー相談支援事業	子育て相談課 子ども支援課	研修受講人数	人	ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要であると考えられている。奈良市として、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育等の庁内関係課で連携プロジェクトチームを設置し、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐことが必要であるため、市民を含む関係機関への研修会を実施し、周知啓発することを設置目標とする。	110	—	200	200	200	200	200
91	子育て世帯訪問支援事業(エンゼルサポート事業・子どもケアラーサポート事業)	子育て相談課	年間利用人日	人日	子育て世帯訪問支援事業は奈良市では令和5年度から実施し、令和5年度はヤングケアラーサポーター支援事業として実施していました。令和6年度からはエンゼルサポート事業とヤングケアラーサポーター派遣事業が子育て世帯訪問支援事業となりました。第三期市町村子ども・子育て支援事業計画において示されている算出方法から目標値を設定します。令和5年はエンゼルサポート事業と子どもケアラーサポート事業の年間利用日数の合算を実績値としています。	1,397	—	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
92	親子関係形成支援事業	子育て相談課	親子関係形成支援事業に参加した世帯数	世帯	子どもにやさしいまちづくりプランに定められた事業であり、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引きにおいて、量の見込みが示されているものの、令和6年度の親子関係形成支援事業開始前から、当市では同様の事業を行っており、その実績を引き継いで量指標を設定した。	—	—	16	16	16	16	16
93	社会的養育支援の充実	子ども支援課	①里親等委託率 ②社会的養護自立支援拠点事業相談支援者数	①% ②人	家庭的養育の推進や社会的養護下にある児童の自立支援に取り組むことにより、社会的養育の推進につながるため。	①29.7②27	—	①33.3②50	①39.1②50	①45.2②50	①49.5②50	①56.7②50
94	ひとり親家庭等医療費助成	子ども育成課	—	—	ひとり親世帯等の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため。	—	—	—	—	—	—	—
95	ひとり親家庭等相談	子ども育成課	相談件数	件	子育て支援の観点からは、ひとり親家庭の方が相談しやすい環境が必要であり、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	1,395	1,400(見込み)	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
96	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども育成課	ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録者数	人	本事業は年々利用額が増加しているが、同じ利用者が複数回利用していることが多く、従来の延べ利用回数では全体的な事業のニーズが判断しにくいため、事業の周知目安として設定するものである。	34	44	49	54	59	64	69
97	ひとり親家庭等生活支援事業	子ども育成課	参加者の満足度	%	毎年事業内容や実施回数が異なるため、一律の結果を測ることは難しいが、アンケートを通して内容のブラッシュアップやニーズを分析するため。	—	—	80	80	80	80	80
98	母子家庭等就業・自立支援センター事業	子ども育成課	母子家庭等自立支援プログラム策定件数	件	プログラム策定を行うことで対象者の就労支援につながり、いずれは就労収入を得て母子家庭又は父子家庭の自立を助長するものとなるため。	24	34	44	54	64	74	84
99	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	子ども育成課	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給者数	人	当該事業は、講座の受講修了後に受講料の一部を給付するものである。支給者数＝講座終了又は資格取得し、安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	2	10(見込)	8	8	8	8	8
100	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	子ども育成課	母子家庭等高等職業訓練促進給付金利用者数	人	この制度の対象者は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するものであり、資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	25	21	22	22	22	22	22
101	養育費確保支援事業	子ども育成課	弁護士無料相談及び養育費確保支援事業相談件数	件	養育費確保に関する相談件数は徐々に増加しており、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	48	53	58	63	68	73	78
102	母子生活支援施設設置事業	子育て相談課	設定不可	—	奈良市子どもの貧困対策計画に定められた事業で、母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性を必要に応じて母子生活支援施設への入所措置を行っています。DV等からの保護や自立支援を推進するための施設となっており、入所措置件数を評価指標に設定することは適切ではありません。また、入所期間も対象家庭に合わせた検討すべきであるため、評価指標とはしがないと考えます。	—	—	—	—	—	—	—

別添資料 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表

第3期						実績値		目標値				
事業No.	事業名	担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
103	児童扶養手当	子ども育成課	－	－	地方自治法上の法定受託事務であり、受給者数の増加を目的とした事業ではないため、目標とする具体的な数値目標は設けない。	－	－	－	－	－	－	－
104	短期入所	障がい福祉課	実利用者数	人	家族が不在時やレスパイトを目的に、障害児を短期間に施設に入所させ、必要な支援を行うための事業であるため。	245	242	263	284	304	324	344
105	障害児通所支援	障がい福祉課	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合 ※事業No.111と同一の指標	%	障害児通所支援等の事業を利用する際に、障害児相談支援事業所による利用計画作成支援の必要な障害児が相談支援を受けているかどうかを把握することが適当であると考えられるため。	64.3	－	60	60	60	60	60
106	居宅介護	障がい福祉課	実利用者数	人	居宅での支援が必要な障害児について、入浴・排泄及び食事等の生活全般の支援を実施するため。	1,175	1,193	1,226	1,261	1,295	1,329	1,363
107	行動援護	障がい福祉課	利用者数	人	知的や精神に重度の障害を有する児童が、安全に外出することができるように支援するための事業であり、安心・安全に外出するために必要なものであるため。	298	299	307	316	324	333	341
108	みどりの家歯科診療	障がい福祉課	－	－	一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的としており、対象者の母数を把握することが難しいため。	164	－	－	－	－	－	－
109	日中一時支援	障がい福祉課	延べ利用回数	回	1回あたりの単価が一定かつ、原則月4日までという利用回数が設定されており、利用回数での把握で事業規模を容易に確認できるため。	2,694	－	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
110	移動支援	障がい福祉課	実利用者数	人	「短時間で多くの回数」「長時間で少ない回数」など多様な利用形態があり、単価も支援形態によるばらつきが大きい。利用回数や金額よりも、実利用者数が最も事業規模を適切に反映しているため。	1,165	－	1,180	1,195	1,200	1,200	1,200
111	相談支援事業	障がい福祉課	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合 ※事業No.105と同一の指標	%	障害児通所支援等の事業を利用する際に、障害児相談支援事業所による利用計画作成支援の必要な障害児が相談支援を受けているかどうかを把握することが適当であると考えられるため。	64	－	60	60	60	60	60
112	親子体操教室	障がい福祉課	延べ参加人数	人	障害児とその保護者の健康の維持・増進の機会として実施している事業であり、延べ参加人数が増えていくことが指標として望ましいため。	1,264	－	1,500	1,620	1,740	1,860	2,000
113	子ども発達支援事業	子育て相談課	子どもセンターが発達相談等を行った実人数	人	保護者や保育者等が言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児の発達について正しい知識を習得し、子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切なかわりができるよう、関係機関と連携し相談体制を整え、当該幼児の発達を支援することを目標とし、子どもセンターが発達相談等を行った実人数を設定する。	774	－	750	750	750	750	750
114	長期療養児支援	保健予防課	－	－	長期療養児支援は対象者のニーズや緊急度に合わせた支援が必要であり、支援内容は個性が高く、多岐にわたるため、訪問回数の増減等の数値指標で評価できるものではないと考える。	－	－	－	－	－	－	－
115	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点) ※No.116は同一指標	人	核家族化と都市化が進行する中で、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている。地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を担っていることから、その目的をどの程度達成できているかを確認するため、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。	117,417	－	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
116	子育てスポーツ事業	子ども育成課	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点) ※No.115は同一指標	人	核家族化と都市化が進行する中で、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている。子育てスポーツ事業は、子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を担っていることから、その目的をどの程度達成できているかを確認するため、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。	117,417	－	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
117	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	保育総務課	－	－	地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実が期待されているが、教育・保育の内容は数値で指標を設定できないため。	－	－	－	－	－	－	－
118	公民館での各種教室・講座	地域教育課(奈良市生涯学習財団)	子育て支援に関する事業数	事業	子育て支援に関する事業数を指標とすることで、子育て中の親の課題やニーズに応えながら、公民館が子育て支援の拠点として定着することができると思われるため。	148	－	150	150	150	150	150
119	保育所等における一時預かり事業	保育所・幼稚園課 子ども育成課	一時預かり事業延べ利用者数 ※事業No120地域子育て支援拠点における一時預かり事業の延べ利用者数も包含	人	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	12,365	－	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
120	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	子ども育成課	一時預かり事業利用者数	人	保護者の就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難になる場合や、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、地域子育て支援拠点において一時預かりを実施している。保護者が安心して子どもを預けられる制度の利用促進を図るため、一時預かり事業利用者数を指標として設定した。	1,589	－	1,829	1,949	2,069	2,189	2,309
121	病児・病後児保育事業	保育所・幼稚園課	病児・病後児保育延べ利用児童数	人	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	1,552	－	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882
122	子育て短期支援事業	子育て相談課	年間延べ利用人日	人日	子どもにやさしいまちづくりプランに定められた事業であり、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画においても定められている事業となります。年々利用者が増加しており、支援体制の確保が必要なため、指標としては、申請者が利用できるための量の確保を設定することとします。また、量の確保だけでなく、親子入所等支援、入所希望児童支援、里親ショートなど事業の充実を図る必要があります。	223	－	300	300	300	300	300
123	利用者支援事業	保育所・幼稚園課 子ども育成課 子育て相談課	利用者支援事業の実施箇所数	箇所	子どもやその保護者、妊娠している方等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としていることから、相談を行いやすい体制づくりやより広い情報提供を行うために利用者支援事業の実施箇所数を指標として設定した。 また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	16	－	19	19	19	19	19
124	子育て世代支援PR事業	子ども政策課	子ども未来部公式SNS(Facebook・LINE@・X(旧Twitter)・Instagram等)合計フォロワー数	－	PRという活動の成果を示す指標としては、利用者が能動的に登録をしなければカウントされない公式SNSフォロワー数が適当であり、認知度を測る指標としても適切であると思われるため。	8,607	－	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000
125	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	保育総務課	－	－	子育てに不安を抱える保護者のための育児相談は随時実施しており、数値化することは難しいため指標の設定は行わない。	－	－	－	－	－	－	－
126	家庭教育支援事業	地域教育課	「家庭教育支援事業」を実施している公民館数(館)	館	「家庭教育支援事業」を実施している公民館数を指標とすることで、子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため。	14	8	8	9	9	10	10
127	子ども医療費助成	子ども育成課	－	－	子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため。	－	－	－	－	－	－	－
128	就学援助	教育総務課	－	－	国の補助事業であり、国庫補助基準に沿って支給を行っていることから、目標値の設定は適当ではない。	－	－	－	－	－	－	－
129	特別支援教育就学奨励事業	教育総務課	－	－	国の補助事業であり、国庫補助基準に沿って支給を行っていることから、目標値の設定は適当ではない。	－	－	－	－	－	－	－
130	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	保育所・幼稚園課	当該集団活動を利用する幼児数	人	本事業の量的拡大を評価する指標として、給付対象となる幼児数が適当であるため。	11	－	15	20	20	20	20
131	保育料無償化の拡充	保育所・幼稚園課	市独自の多子軽減を適用した児童の人数(3月期)	人	本事業による負担軽減の実績を評価する指標として、対象児童数が適当であるため。 (※年間の延べ人数の算出は困難であるため、3月期の対象児童数をもって評価指標とする)	1,371	－	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
132	児童手当	子ども育成課	－	－	地方自治法上の法定受託事務であり、受給者数の増加を目的とした事業ではないため、目標とする具体的な数値目標は設けない。	－	－	－	－	－	－	－
133	家庭児童相談室運営事業	子育て相談課 子ども支援課	相談件数	件	すべての妊産婦と子どもとその家庭を対象に、一般的な育児相談から児童虐待までの専門的な相談に対応しています。児童虐待の(重症化)予防のために、身近な相談先として子どもセンター(子ども支援課及び子育て相談課)で連携して対応していきます。本来は、相談に対して、課題を解決出来たかといった質の評価をすべきですが、実際に実施することは難しいため、相談件数の実績を基に設定します。	2,776	－	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
134	地域子育て相談機関	子ども育成課	地域子育て相談機関の実施箇所数	箇所	全ての妊産婦及び子どもとその家庭等にとって、相談のハードルを低くし、物理的にも近距離にある身近な存在となるために、こども家庭庁が示している場所の一つである地域子育て支援拠点事業の実施場所で実施できるよう地域子育て相談機関の実施箇所数を指標として設定した。	－	－	－	16	16	16	16
135	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数	件	核家族化や地域社会の活力低下に伴う子育て親子の孤立化及び育児不安を抱える人が増加しているという時代背景に対し、本事業の目的である「地域での子育ての仲間づくり」、「地域コミュニティの活性化」がどの程度達成できているかを推し量る指標となるため、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数を指標として設定した。	4,384	－	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
136	子育て支援アドバイザー事業(子育ておうえん隊)	子ども育成課	子育て支援アドバイザー(子育ておうえん隊員)の派遣回数	回	身近に子育ての悩みを相談できる相手がいないため、子育てについての孤立感や不安感を抱く保護者が増加していることから、子育て支援アドバイザー(子育ておうえん隊員)を乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣し、子育てについての情報提供や育児相談等を行っている。本事業については、保護者の子育て不安等を軽減するため、地域子育て支援拠点等と連携し、安定的にアドバイザー(おうえん隊員)の派遣を行う必要があることから、子育て支援アドバイザー(子育ておうえん隊員)の派遣回数を指標として設定した。	437	－	500	500	500	500	500
137	子育てサークルの支援	子ども育成課	地域別交流会の開催回数	回	市内を地域ごとに5グループに分け、地域子育て支援拠点が中心となって地域別交流会を年1回開催している。交流会にサークルが参加することにより、地域で活動するサークルと地域子育て支援拠点との連携が強化されることが見込まれる。また、地域の子育て支援団体や地域住民との交流、ネットワークが生まれることで、地域に根差したサークル活動が可能となることを目標とするため、地域別交流会の開催回数を指標として設定した。	5	－	5	5	5	5	5

別添資料 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表

第3期						実績値		目標値				
事業No.	事業名	担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
138	民生委員・児童委員活動	福祉政策課	—	—	民生委員・児童委員に関する指標として相談支援件数が考えられるが、相談件数の増加を目指しているのではなく、相談支援業務は課題改善、解決などの支援内容の充実こそ目指すべきであり、該当する指標はないため。	—	—	—	—	—	—	—
139	交通安全教室の開催	危機管理課	交通安全教室開催率	%	交通安全教室は、交通事故防止と交通安全思想の普及を目的としているため、「交通安全教育の推進」を測る指標として、奈良市内の学校園の交通安全教室開催率を設定した。	54.8	—	95.7	100	100	100	100
140	青色防犯パトロール	危機管理課	青色防犯パトロール実施回数	回	青色防犯パトロールを実施することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対する抑止効果が期待できるため設定した。	332	—	301	312	323	334	345
141	防犯カメラ設置事業	危機管理課	街頭防犯カメラ設置台数	台	犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立して、安全安心なまちづくりの実現に寄与する。また、自治会等に補助金を助成し防犯カメラの設置を促進することで、地域の防犯意識を高め犯罪を許さない機運を醸成するため、防犯カメラの市設置台数と自治会等設置台数を合算した数値を設定した。	500	550	580	580	580	580	580
142	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	いじめ防止生徒指導課	「子ども安全の日の集い」参加者の満足度	%	子ども安全に対する意識を高め、子どもたちの安全を守るためには「子ども安全の日の集い」に参加した方が、各地域や学校、家庭で実践していただくことが重要であり、そのためには参加者の満足度が最も事業評価に適切であると考えられるため。	92.1	92.8	93	93	94	94	95
143	不審者情報の配信	いじめ防止生徒指導課	市立小中学校に子どもを通わせている全世帯における、なら子どもサポートネットの登録世帯数の割合	%	子どもたちの安全確保に関する情報を携帯電話やスマートフォン、パソコンにメールで配信し、より早くより多くの人々が情報を共有することで、子どもたちの安全確保に繋げることに加え、地域の防犯力の向上に繋げるため。	89.8	85.1	90	91	92	93	94
144	「子ども安全の家」標旗配布	いじめ防止生徒指導課	—	—	「子ども安全の家」標旗については、地域において一定設置ができており、設置軒数を増やす目的は一定達成したものと考えている。本事業については、子どもを犯罪から守る抑止になると考えており、引き続き、本取組の充実を図っていくが、軒数を指標とするのは適当ではないと判断するため。	—	—	—	—	—	—	—
145	男女共同の家事・育児の推進	共生社会推進課	イクメンハンドブック等ダウンロード用チラシ	枚	イクメンハンドブックを従来の冊子から、ダウンロードしてスマートフォン等でみていただくよう電子化しました。そのため、『イクメンハンドブック』と『どうする？「我が家の家事・育児」シート』のQRコードが記載されたA6サイズのチラシを作成しました。母子手帳交付時に同時に配布し、男性も女性も一緒に育児に参画する意識の醸成を目的として設定しています。	2,875	2,950	2,500	2,530	2,560	2,590	2,620
146	仕事と生活の調和推進事業	産業政策課	ワーク・ライフ・バランス推進に係るセミナー等参加企業数	社	市内企業のワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境を構築する。当事業の達成状況において、企業の参画が重要であることから、参加人数ではなく参加企業数として設定する。実施形態や規模が年度により異なり単純に参加企業数の増加が見込まれるものではないため、過去4か年の平均値である10社を目標とする。（過去の実績はR2はセミナーで6社、R3は同15社、R4はコンサルティングで3社）	14	—	10	10	10	10	10